

青森県報

号外第四十三号

平成十九年
五月一日
(火曜日)

目次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局) …… 1

監査委員

包括外部監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、平成18年度の包括外部監査人倉成磨氏から平成19年3月23日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月1日

青森県監査委員

同

林 忠 男
鶴 賀 茂 世

平成18年度 包括外部監査結果報告書

包括外部監査結果報告書 目次

第一部 商工労働部（商工関係）の補助金、貸付金、委託費等の財務に関する事務の執行について

- 第1 外部監査の概要
- 1. 外部監査の種類
- 2. 特定の事件（テーマ）
- 3. 特定の事件を選定した理由
- 4. 外部監査の視点
- 5. 外部監査対象期間
- 6. 外部監査実施期間
- 7. 監査補助者の資格及び氏名
- 8. 利害関係

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の視点	2
5. 外部監査対象期間	3
6. 外部監査実施期間	3
7. 監査補助者の資格及び氏名	3
8. 利害関係	3

- 第2 財団法人21あおもり産業総合支援センターの財務に関する事務の執行について

第2 外部監査の対象	4
I. 青森県商工労働部の概要	4
II. 中小企業政策・施策及び産業振興施策	14
III. 監査対象科目の個別決算実績推移と抽出した監査対象範囲	22
IV. 用語の定義	25

第3 外部監査の結果及び意見（総論）	27
1. 補助金	27
2. 貸付金	29
3. 委託費	30
4. 財政援助団体との関係	31

第4 外部監査の結果及び意見（各論）	34
I-1. 商工政策課一補助金	
1. 小規模企業等設備貸与事業円滑化事業費補助金	34
2. 機械類貸与事業円滑化事業費補助金	34
3. 設備資金貸付事務費補助金	35
4. 財団法人21あおもり産業総合支援センター 管理運営事業等補助金	36

青森県包括外部監査人

倉 成 磨

平成19年3月

9-3. 財団法人21あおもり産業総合支援センター

(取引推進事業) 補助金..... 195

10. 青森県ベンチャー創業者育成支援事業費補助金..... 196

11. 青森県環境・エネルギー関連ベンチャー創業者支援事業費補助金..... 197

III-2. 経営支援課一貸付金

1. 21あおもり産業総合支援センター貸付金..... 198

III-3. 経営支援課一委託費

1. 設備導入診断業務委託費..... 199

2. 設備導入診断事後助言業務委託費..... 199

3. 青森県中小企業経営診断助言事業及び調査事業業務委託費..... 200

4. あおもりコミュニケーションビジネスサポートセンター運営業務委託費..... 202

IV-1. 新産業創造課一補助金

1. 医療・福祉関連産業創出育成支援事業補助金..... 203

2. ナノテック・実用化支援事業費補助金..... 204

3. 「科学する心」応援隊創造的活動支援事業等開催負担金..... 205

4. 戦略的特許活用支援事業費補助金..... 206

5. 青森県知的財産パトロール整備事業補助金..... 209

6. 子どもの創造力育成活動支援事業費補助金..... 210

7. 地域新産業創出総合支援事業費補助金..... 210

IV-2. 新産業創造課一委託費

1. 健康増進サービス産業創出育成事業委託費..... 211

2. ナノテック・ナノロジー推進事業委託費..... 213

3. ナノテック・ナノロジー支援事業委託費..... 214

4. ナノ光触媒実証・発信事業に係る落下細菌等測定業務委託費..... 215

5. ナノ光触媒技術シーズ・ニーズ調査委託費..... 216

6. 研究開発シーズ熟成事業委託費..... 216

7. 熟成シーズ活用産学官共同研究事業委託費..... 218

8. あおもり子どもの創造力育成事業委託費..... 221

V-1. 海外産業経済交流推進チーム一委託費

1. 大連ビジネスサポートセンター運営事業業務委託費、

青森・大連ビジネス資源等調査・研究事業業務委託費、

大連ビジネス商談会・展示会企画運営業務委託費..... 222

第二部 財団法人21あおもり産業総合支援センターの財務に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要..... 224

1. 外部監査の種類..... 224

2. 特定の事件(テーマ)..... 224

3. 特定の事件を選定した理由..... 224

4. 外部監査の視点..... 225

5. 外部監査対象期間..... 226

6. 外部監査実施期間..... 226

7. 監査補助者の資格及び氏名..... 226

8. 利害関係..... 226

第2 外部監査の対象..... 227

1. 財団法人21あおもり産業総合支援センターの概要..... 227

2. 青森県内経済におけるセンターの位置付..... 235

第3 外部監査の結果及び意見(総論)..... 239

1. 組織..... 239

2. 事業の状況..... 241

3. 会計..... 243

第4 外部監査の結果及び意見(各論)..... 248

1. 管理運営事業会計..... 248

2. 設備貸与事業会計..... 252

3. 機械類貸与事業会計..... 279

4. 設備資金貸付事業会計..... 294

5. オータゲーマイト型貸工場事業会計..... 298

6. 地域産業総合支援事業会計..... 310

7. 経営革新支援事業会計..... 311

8. 情報提供事業会計..... 313

9. 情報化基盤整備事業会計..... 316

10. 技術振興事業会計..... 318

10-1. 研究開発構築事業..... 318

10-2. 研究開発支援事業～研究開発委託事業..... 319

10-3. 地域新生コンソーシアム研究開発事業..... 320

10-4. 広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業

(グローバル産業創出集積プロジェクト事業)..... 320

10-5. 産学官交流推進事業	321
11. 地域技術起業化推進事業会計	322
12. 地域結集型共同研究事業会計	324
13. 債務保証事業会計	326
14. 創造的企業創出支援事業会計	330
15. 取引推進事業会計	334
16. ビジネスサポートセンター運営事業会計	337
17. 中心市街地商業活性化推進事業会計	341
18. 商店街競争力強化推進事業会計	342
19. 小売商業支援センター運営事業会計	345
20. 地域求職活動事業会計	346
21. 出稼労働者事故見舞金給付事業会計	348
22. 中小企業再生支援協議会事業会計	350
23. 若年者就職支援事業会計	352
24. 地域産業活性化人材育成事業会計	359
25. クリスタルバレイ等保証事業会計	365
25-1. クリスタルバレイ関連産業振興事業	365
25-2. コミュニティビジネス等創業資金支援事業	368
26. 退職給与引当金会計	371

第一部 商工労働部(商工関係)の補助金、貸付金、委託費等の財 務に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件(テーマ)

商工労働部(商工関係)の補助金、貸付金、委託費等の財務事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

(1) 低迷する県経済と中小企業施策の重要性

首都圏や大都市圏を中心として景気回復が伝えられる最近の日本経済の中で、青森県(以下、「県」という。)経済は製造業の設備投資が若干増加傾向とはいえ依然として個人消費が冷え込んでおり、企業業績に回復の力強さを実感するには程遠い状況が継続している。これらを象徴的に示すデータとして、県民所得や有効求人倍率は全国最下位を争っており、企業倒産件数も横ばい状態である。バブル崩壊後の失われた10年を経てもなお、産業再編や雇用調整が進まず、多少改善を見せたのは金融機関の不良債権処理程度のものである。本州最北端に位置する県に所在する民間企業は、従来から地理的にも気候的にもハンデを有しており、全国を活動エリアとする大企業が育ちにくいことは確かであろう。事実、株式を取引所に上場・公開している県内企業はわずか5社である。逆に、特に建設業を中心とした中小企業の数には、他県と比較しても多く、中小企業に雇用される県民が殆どである実態を考えると、県経済に対する中小企業の役割、貢献度は極めて大きいと言いうことができよう。これまで本県の産業振興施策は公共工事に依存した景気雇用対策が中心であったと思われるが、国の歳出削減気運の高まりを受けて、公共工事そのものが大幅に削減された結果、施策の質的量的転換が迫られ、県財政の悪化も一因となって、県経済は極めて困難な状況に直面している。このような背景・現状を理解した上で、中小企業施策は県経済振興の中核となる産業政策であり、県民の関心が高いと考えたこと、格差社会という言葉から連想される都市部と地方との経済的・地理的な格差、大企業と中小企業との技術面・資金面・取引面等の格差問題を認識し、解決するための施策は県経済並びに県民にとって重要であると考えたことから、商工関係の補助金等の財務に関する事務の執行が適正妥当に行われているかどうかを監査することは意義のあることだと考えた。

(2) 新しい青森県づくりにおける産業振興施策の重要性

小泉前首相の三位一体改革により地方交付税が大幅に削減された結果、県財政はますます厳しい局面を迎えている。このような時代の転換期にあつて、県は未来を切り拓いていくために、自主自立の県づくりへと、意識や行動の転換を図るプランを平成16年12月に策定した。知事いわく、自主自立の県づくりとは、自らの足元をしっかりと見つけ、何が

できるのかを考え、自分たちで新しい価値を発見・創造し、打ち立てていくことである。この自主自立の果づくりを進めていく中で、県を暮らしやすさでは他のどこにも負けない地域とすること（このことを生活創造社会という）を目指すことを宣言し、実現のための5つの戦略分野（産業・雇用、「健康」、「安全・安心」、「人材」、「環境」）において、県が重点的に推進する青森県重点推進プロジェクト（通称「わくわく100」）の予算を新規分で20億円確保している。わくわく100の10本の柱のうち6本は産業雇用対策につながるものであり、県の喫緊の課題である産業・雇用の課題を短期的・緊急的に解決するために、産業振興施策は戦略の中心に位置していると言えよう。県民がいきいきと働ける豊かな社会を目指すために、①県が実施する産業振興施策が、真に県内の経済状況に活力をもたらす、県民福祉の向上・改善に資する有効なものかどうか、という視点で監査すること、②民間人の視点から、県の産業振興施策が経済的で効率的なものかどうかを監査することは意義のあることだと考えた。

4. 外部監査の視点

(1) 監査の要点

- (i) 補助金、貸付金等に係る手続は法令や規則、規程、契約等に準拠して適正に執行されているか。
- (ii) 補助対象、貸付対象団体等は適切か。公益上の必要性はあるか。
- (iii) 県が補助事業・貸付事業等を実施する意義が十分に認識できているか。
- (iv) 事業実績報告は適切に行われ、検査確認が適時適切に行われているか。
- (v) 継続して支出している団体の経営状況や運営状況、事業実施状況を確実に把握・監督しているか。
- (vi) 経済環境変化や技術革新の結果、意義が失われている補助金はないか。
- (vii) 補助金や貸付金の効果は適切に測定されているか。
- (viii) 委託契約の締結には十分な競争性が確保されているか。
- (ix) 委託理由に合理性はあるか。経済的な委託となっているか、それが確かめられているか。
- (x) 延滞貸付金に対する処理が適時適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

- (i) 事前に提出を受けた概要書を分析した。
- (ii) 関係書類、ファイルを閲覧した。
- (iii) 担当課・担当者への質問、意見聴取を行った。
- (iv) 一部の補助金等交付先（青森県土地開発公社、青森県信用保証協会）に赴き、事業の実施状況を確認した。

その他、個別事業の監査手続については、第4 外部監査の結果及び意見（各論）部分に記載した。

5. 外部監査対象期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日（必要に応じて過年度に遡及した）

6. 外部監査実施期間

平成18年10月10日から平成19年2月28日まで

7. 監査補助者の資格及び氏名

補助者	公認会計士	倉成 美納里
補助者	公認会計士	吉田 柳一郎
補助者	公認会計士	宮下 宗久
補助者	公認会計士	西谷 俊広
補助者	公認会計士	清水 涼子
補助者	公認会計士	加藤 聡

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第2 外部監査の対象

1. 青森県商工労働部の概要

1. 商工労働部の機構

平成17年4月1日現在の商工労働部の機構は図2-1のようになっている。

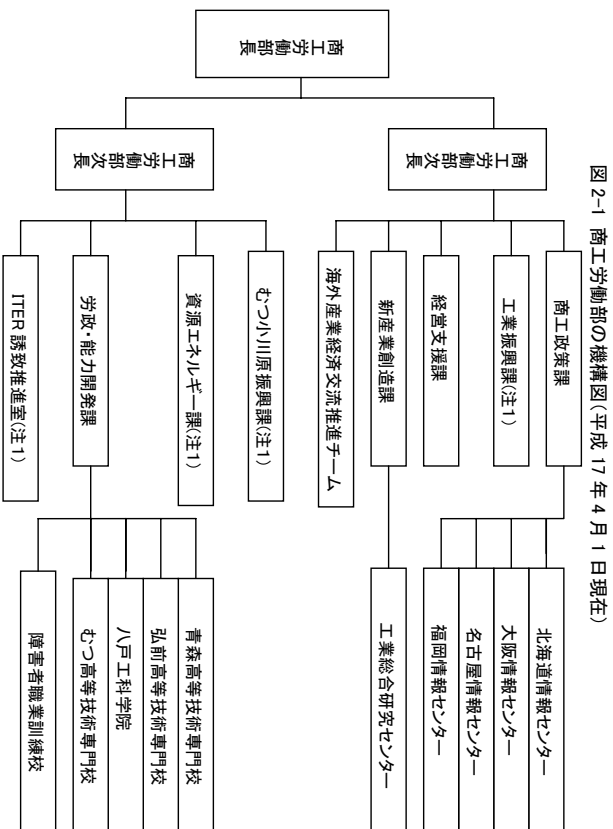


図2-1 商工労働部の機構図(平成17年4月1日現在)

県は平成18年4月に機構改革を行った。その結果、観光局が設置されるとともに、(注1)に示した課の一部業務は新設されたエネルギー総合対策局に移管された。

2. 組織別職員配置

商工労働部の組織別職員配置は表2-2のようになっている。

表2-2 商工労働部組織別職員配置(平成17年4月現在)

(単位:人)

機関名	常勤職員		合計	左のうち派遣 中職員
	合計	臨時・非常 勤職員等		
商工政策課	49	7	56	12
北海道情報センター	3	0	3	0
大阪情報センター	4	0	4	0
名古屋情報センター	2	0	2	0
福岡情報センター	4	0	4	0
工業振興課	24	3	27	4
経営支援課	16	1	17	0
新産業創造課	17	2	19	0
工業総合研究センター	25	7	32	0
工業総合研究センター(弘前)	23	1	24	0
工業総合研究センター(八戸)	16	2	18	0
むつ小川原振興課	20	3	23	2
資源エネルギー課	27	1	28	0
労政・能力開発課	34	12	46	4
青森高等技術専門学校	19	6	25	0
弘前高等技術専門学校	15	5	20	0
弘前高等技術つがる校	7	3	10	0
八戸工科学院	20	5	25	0
八戸工科学院三沢校	7	4	11	0
むつ高等技術専門学校	8	5	13	0
障害者職業訓練校	9	11	20	0
ITER誘致推進室	7	2	9	0
ITER誘致推進室東京連絡事務所	2	0	2	0
海外産業経済交流推進チーム	6	0	6	0
商工労働部計	364	80	444	22

3. 平成17年度課別分掌業務内容

監査対象とした商工労働部商工関連課の平成17年度課別分掌業務の明細は、表2-3のとおりである。

表2-3 商工労働部課別分掌事務

課名	グループ名	分掌事務	
商工政策課	総務グループ	課内の庶務一般に関すること	
		部内の人事、組織、予算、議会対応及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること	
		部内各課(室)及び課内他のグループに属しない事務に関すること	
		部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること	
		県外情報センターの総合的管理に関すること	
		企画調整グループ	商工業の金融に関すること
			小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関すること
			信用保証協会に関すること
			貸金業に関すること
		商工金融グループ	中小企業団体等に関すること
商工会、商工会連合会及び商工会議所に関すること			
組合の設立認可及び運営指導に関すること			
(財)21あおもり産業総合支援センターに関すること			
工業振興課	工業振興グループ	計量検定グループ	
		正確な計量器の供給に関すること	
		特定計量器の定期検査に関すること	
		計量関係事業者・計量器・商品量目等の立入検査に関すること	
		課内の庶務一般に関すること	
		工業振興に係る施策立案に関すること	
		社団法人青森県工業会に関すること	
		地域結集型共同研究事業に関すること	
		伝統的工芸品産業の振興に関すること	
		ものづくりの基盤技術の承継に関すること	
青森及び八戸地域高度技術産業集積活性化計画に関すること			
産業立地推進グループ	企業立地に関すること		
	企業立地戦略の策定に関すること		
	クリスタル・ビル構想の推進に関すること		
	重点的産業誘致視察会事業に関すること		
	企業誘致情報高度化事業に関すること		

産業基盤整備グループ	青森県企業誘致推進協議会に関すること
	東北地域産業開発促進協議会及び東北地域企業誘致協議会に関すること
	外資系企業の立地に関すること
	地域再生計画に関すること
	新産業都市建設事業に関すること
	青森中核工業団地に関すること
	農村地域工業等導入促進法に関すること
	工場適地調査及び工業団地調査に関すること
	工業用水道に関すること
	特定工場の届出に関すること
環境・エネルギー産業振興グループ	工業再配置促進事業に関すること
	産業立地促進費補助金に関すること
	工場立地動向調査に関すること
	テレワーク・テレベンチング関連産業立地促進補助金に関すること
	むつ小川原企業立地促進費補助金及びむつ小川原企業立地促進基金に関すること
	企業立地促進資金、発電用施設等所在地市町村等企業導入促進資金等に関すること
	企業立地雇用創出奨励補助金に関すること
	情報通信産業関連施策に関すること
	環境・エネルギー関連産業の振興に関すること
	環境・エネルギー産業創造特区計画の推進に関すること
中小企業支援グループ	地域新エネルギーの導入促進に関すること
	中小企業の経営診断及び支援に関すること
	中小企業の経営管理及び技術の支援に関すること
	中小企業の支援事業の連絡調整に関すること
	その他中小企業の経営に関する調査研究・情報の提供等に関すること
	予算・決算に関すること
	課内庶務一般に関すること
	ベンチャー・起業・支援に関すること
	コミュニケーション支援グループ
	ベンチャー・ベンチャーの推進に関すること
街づくり商業振興グループ	ISO認証取得促進事業に関すること
	商業振興に係る施策の企画・立案及び推進に関すること
	中心市街地活性化の推進に関すること
	大規模小売店舗に関すること

	小売商業及び卸販売に関すること 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に関すること 商業振興に係る調査に関すること 新産業創出促進に関すること
新産業創造課	新産業創出グループ 産学官連携の推進に関すること 産学官共同研究推進に関すること 工業総合研究センターの総合的管理に関すること 予算・決算に関すること 議会に関すること 試験研究機関連絡協議会に関すること 課内の庶務一般に関すること 医療・福祉産業創出グループ 医療・健康福祉関連産業分野への進出促進及び事業化支援等に関すること 知財・科学技術振興グループ 産学科学技術に係る施策立案に関すること 産学科学技術の振興に関すること 東北インテリジェント・コスモス構想の推進に関すること 青少年の「科学する心」育成推進に関すること 知的財産の活用に関すること 発明考案に関すること 工業所有権に関すること 社団法人発明協会青森県支部に関すること 青森県知的所有権センターに関すること 中華人民共和国大連市その他海外の地域との産業及び経済に関する交流に係る施策の企画、調整及び推進に関すること
	海外産業経済交流推進チーム

4. 予算・決算の状況

(1) 過去3年度の青森県の歳出決算の推移
過去3年度の県の歳出決算の推移は、表2-4のとおりである。

表2-4 青森県の歳出決算の推移(過去3年度)

(単位:千円、%)

区分	年度		平成15年度決算額		平成16年度決算額		平成17年度決算額	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
議会費	1,399,359	0.17	1,347,338	0.17	1,277,802	0.17		
総務費	38,958,171	4.83	37,904,883	4.86	37,109,430	4.97		
民生費	63,726,342	7.89	63,680,116	8.16	68,375,503	9.16		
環境保健費	25,489,493	3.16	25,378,500	3.25	27,586,856	3.70		
労働費	3,059,082	0.38	3,134,950	0.40	1,918,586	0.26		
農林水産業費	115,823,549	14.34	105,020,354	13.46	90,718,481	12.16		
商工費	74,656,826	9.25	65,899,621	8.45	57,281,613	7.68		
土木費	131,680,041	16.31	120,089,572	15.39	113,607,035	15.22		
警察費	33,522,089	4.15	33,288,589	4.27	33,298,688	4.46		
教育費	168,221,445	20.83	160,982,983	20.63	155,529,711	20.84		
災害復旧費	6,008,283	0.74	3,613,951	0.46	8,889,862	1.19		
公債費	116,528,325	14.43	128,768,864	16.50	121,791,624	16.32		
諸支だ費	28,348,530	3.51	31,135,678	3.99	28,876,908	3.87		
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
計	807,421,515	100.00	780,255,409	100.00	746,262,095	100.00		
特別会計								
計	145,616,000	100.00	164,087,793	100.00	175,975,067	100.00		
合計	953,037,515		944,353,202		922,237,162			

(2) 商工労働部の予算決算の概要

①平成17年度款項目別決算・予算

商工労働部の平成17年度款項目別決算は表2-5のとおりである。

表2-5 商工労働部の款項目別予算・決算(平成17年度)

(単位:千円)

一般会計		平成17年度決算	平成17年度補正後予算
商工費			
1	商工費		
1	商工総務費	354,934	359,272
2	商工業指導費	3,466,169	3,471,830
3	中小企業振興費	31,131,544	31,132,431
4	物産紹介費	118,409	121,425
5	県外情報センター紹介費	189,009	197,053
6	経営振興費	348,071	357,377
7	工業振興費	7,839,222	7,866,454
8	工業総合研究センター費	351,325	354,699
9	弘前地域技術研究所費	234,824	235,594
10	八戸地域技術研究所費	293,903	295,474
11	保安行政費	422,402	423,827
12	新産業創造費	248,964	257,892
	計	44,998,781	45,073,328
2	観光費		
1	観光振興費	1,173,754	1,207,123
2	自然公園費	165,772	211,554
	計	1,339,527	1,418,677
3	大規模開発費		
1	むつ小川原総務費	167,284	169,890
2	むつ小川原開発推進費	6,645,281	6,700,429
3	資源エネルギー総務費	212,398	215,012
4	開発推進費	3,918,340	3,921,050
	計	10,943,305	11,006,381
商工費合計		57,281,613	57,498,386

②平成17年度歳出節別決算

商工費の課別一般会計と小規模企業者設備導入資金特別会計の平成17年度歳出節別決算は表2-6、表2-7のとおりである。「貸付金」、「負担金補助及び交付金」、「委託料」の節の順で支出額が大きいことがわかる。

ア. 一般会計

表2-6 商工費の課別歳出節別決算(平成17年度一般会計)

(単位:千円)

課名	一般会計				海外産業経 済交流推進 チーム	監査対象 課合計	その他の課 合計	商工費 合計
	商工政策 課	工業振興 課	経営支援 課	新産業創 造課				
報酬	1,723	0	216	453	0	2,391	6,680	9,071
給料	163,045	89,776	63,860	69,938	25,572	412,191	725,219	1,137,410
職員手当等	111,034	62,936	41,045	48,073	17,725	280,813	477,916	758,730
共済費	56,108	30,009	19,219	20,966	7,638	133,939	220,344	354,283
災害補償費	0	0	0	0	0	0	0	0
恩給及び退職年金	0	0	0	0	0	0	0	0
賞金	6,905	1,385	1,412	1,385	531	11,618	21,486	33,103
報償費	0	3,851	1,997	4,565	1,243	11,656	6,028	17,684
旅費	7,060	29,692	5,528	9,488	7,588	59,356	146,639	205,996
交際費	56	0	0	0	0	56	93	149
需用費	8,863	5,796	3,790	2,550	3,391	24,389	172,200	196,589
役員費	2,501	4,936	862	4,664	1,709	14,692	44,510	59,202
委託料	14,535	74,409	7,992	40,470	8,023	145,432	1,793,577	1,939,008
使用料及び賃借料	71,116	4,933	877	1,711	1,971	80,608	138,820	219,427
工事請負費	0	0	0	0	0	0	500,040	500,040
原材料費	0	0	0	0	0	0	1,039	1,039
公有財産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	203	685	248	721	71	1,929	64,654	66,583
負担金補助及び交付金	2,383,498	1,844,990	193,781	43,979	0	4,466,249	9,381,763	13,848,013
扶助費	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	31,996,476	5,679,734	7,243	0	0	37,683,453	72,153	37,755,606
補償補填及び賠償金	0	0	0	0	0	0	0	0
償還金利及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0
投資及び出資金	50,000	0	0	0	0	50,000	0	50,000
積立金	0	6,070	0	0	0	6,070	119,480	125,549
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	19	0	0	0	0	19	68	87
繰出金	4,046	0	0	0	0	4,046	0	4,046
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	34,877,186	7,839,222	348,071	248,964	75,463	43,388,906	13,892,708	57,281,613

(注1)「その他の課合計」の負担金補助及び交付金が大きな金額となっている理由は、むつ小川原振興課の電源立地対策費補助 5,903 百万円、原子力関連試験研究機関等立地対策事業費補助 2,247 百万円を含むためである。
 (注2)「その他の課合計」の委託料が大きな金額となっている理由は、原子力関連試験研究機関等立地対策事業費委託を含むためである。

イ、特別会計

表 2-7 小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳出節別決算(平成17年度)

(単位:千円)

目名	小規模企業者等設備導入資金貸付	取扱諸費	公債費元金	公債費利子	一般会計繰出金	合計
報酬	0	0	0	0	0	0
給料	0	2,834	0	0	0	2,834
職員手当等	0	2,193	0	0	0	2,193
共済費	0	821	0	0	0	821
災害補償費	0	0	0	0	0	0
恩給及び退職年金	0	0	0	0	0	0
賞金	0	313	0	0	0	313
報償費	0	0	0	0	0	0
旅費	0	806	0	0	0	806
交際費	0	0	0	0	0	0
需用費	0	1,008	0	0	0	1,008
役務費	0	60	0	0	0	60
委託料	0	0	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	400	0	0	0	400
工事請負費	0	0	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	0	0	0
公有財産購入費	0	0	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0	0	0
負担金補助及び交付金	0	1,277	0	0	0	1,277
扶助費	0	0	0	0	0	0
貸付金	5,443,851	0	0	0	0	5,443,851
補償補填及び賠償金	0	4,441	0	0	0	4,441
償還金利及び割引料	0	0	1,867,575	169,286	0	2,036,861
投資及びひ出資金	0	0	0	0	0	0
積立金	0	0	0	0	0	0
寄付金	0	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0
繰出金	0	0	0	0	13,036	13,036
予備費	0	0	0	0	0	0
合計	5,443,851	14,154	1,867,575	169,286	13,036	7,507,902

II. 中小企業政策・施策及び産業振興施策

1. 我が国の中小企業政策・施策

(1) 中小企業基本法の概要

①目的

中小企業基本法(昭和38年法律第154号、平成11年法律第146号)による改正。以下、「基本法」という。)の目的は、中小企業基本政策について、基本理念や基本方針を定めるとともに国、地方公共団体の責務等を規定することで中小企業に関する施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることである。

②中小企業観

基本法では、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置付けている。同法は平成11年に抜本的に改正され、中小企業を国民経済において積極的役割を果たす存在として位置付けるようになったが、それまでは中小企業を大企業に対する弱者、低賃金低生産性の状況にある問題企業として位置付けていた。

③政策理念

多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展を掲げている。

④中小企業の範囲

中小企業の範囲は表2-8のとおりである。

表2-8 中小企業の範囲

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

⑤政策の柱

旧基本法が「中小企業構造の高度化等」「事業活動の不利是正」の2つを中核としたのに対し、新基本法は「経営革新・創業の促進」「経営基盤の強化」「経済的社会的環境変化への円滑な適応」の3つを主要施策とし、競争政策体系の柱としている。

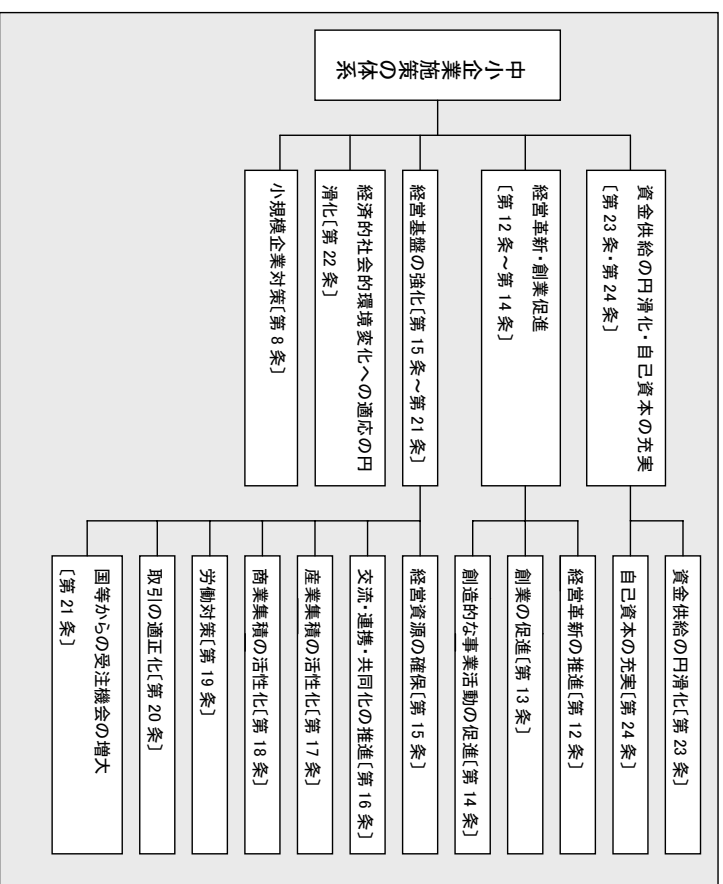
⑥国と地方自治体との関係

旧基本法は「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなくてはならない」(第4条)とし、地方が国の施策に従うことを宣言していたが、新基本法は「地方公共団体は、……国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第6条)とし、地方公共団体の自主性・主体性を重視する方向性を示している。

(2) 中小企業施策の体系

中小企業施策の体系は図2-9のとおりである。

図2-9 中小企業施策の体系図



(出典：「中小企業施策の手引」(中小企業診断師協会編) から転載)

(3) 平成 18 年度の重要項目
平成 18 年度の重要な中小企業施策は表 2-10 のとおりである。
表 2-10 平成 18 年度の重要な中小企業施策

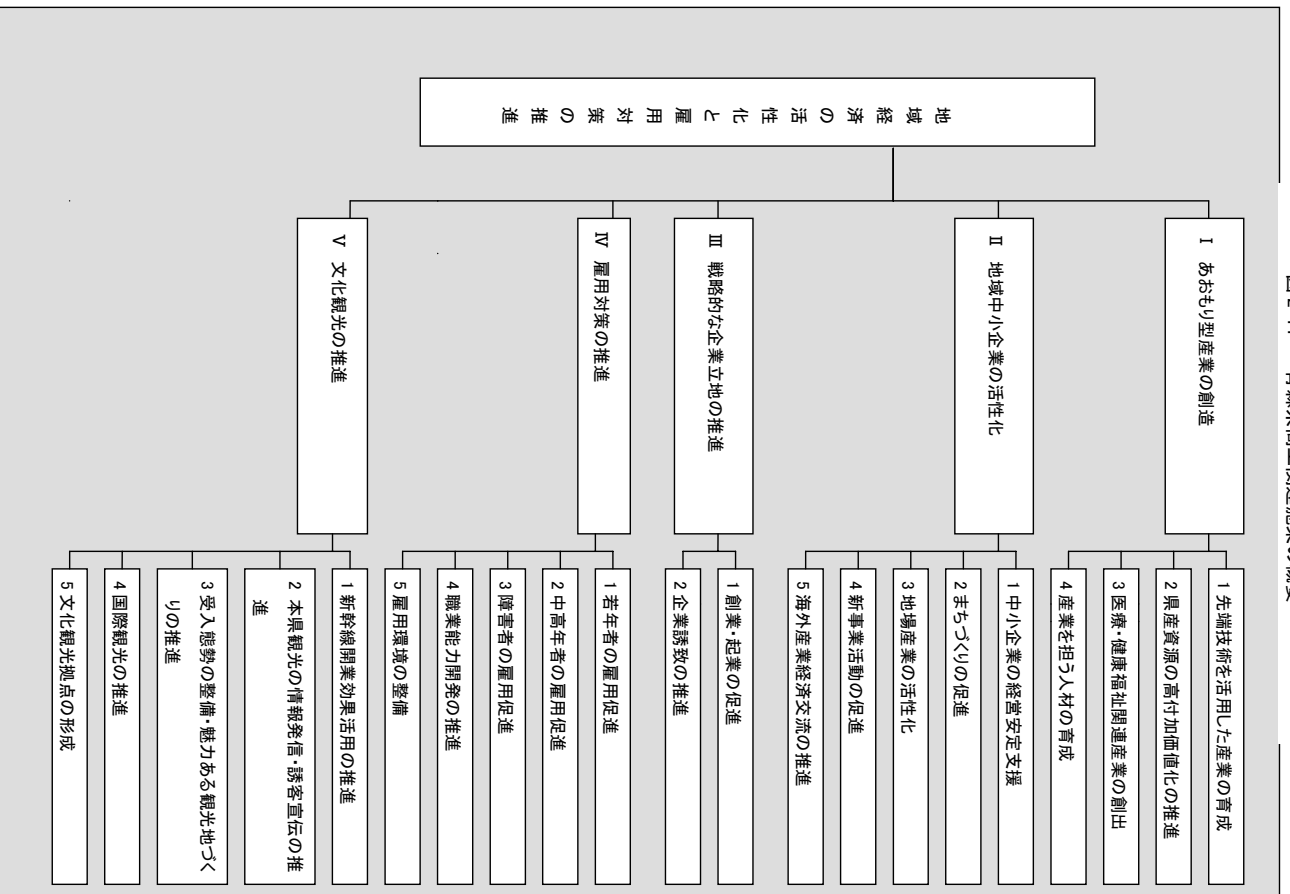
No	項目	目的等	主な事業等
1	基礎技術を担う中小企業への支援	モノ作り企業の競争力維持・強化のための総合的支援	①モノ作り基礎技術の研究開発支援 ②川上・川下間のネットワーク構築支援 ③高専等を核とした中小企業人材育成プログラムの構築 ④計量標準基盤強化事業 ⑤中小企業基礎技術承継支援事業 ⑥中小企業知的財産啓発普及事業
2	中小企業の人材確保・育成支援	中小企業の技術力維持を目的にした若手人材の確保等	①若者と中小企業とのネットワーク構築事業 ②高専等を核とした人材育成支援 ③企業等OB人材活用推進事業 ④少子化対応経営普及事業
3	地域の中小企業活性化	地域の中小企業の新たな事業活動や再生支援	①小規模事業者全国展開支援 ②JAPANブランド育成支援事業 ③シェアアビバイザー事業
4	中小企業金融の円滑化	中小企業の資金調達の多様化・円滑化	①証券化支援事業 ②信用補完制度の抜本的見直しを行うための信用保証強化の運営基盤強化事業
5	商店街・中心市街地の活性化	コンパクトシティの創造	①戦略的中心市街地商業活性化支援事業 ②少子高齢化等対応商業施設整備事業

2. 青森県の商工関連施策

(1) 基本方針 (商工労働行政の概要から転記)

平成 18 年 7 月県商工労働部発行の「商工労働行政の概要」には、本県経済が依然として厳しい状況にあり、『地域経済の活性化と雇用対策の推進』が緊要な施策課題となつていくとした上で、このような状況打開のため、県は『「生活創造プラン」に沿って、地域の優位性や可能性を最大限に活かした新たな地域産業づくりを推進し、創造力と活力あふれる「産業・雇用」の実現を図るとともに、県経済を担う中小企業の経営安定及び雇用の安定・確保を図ることが重要である。また、本格的な人口減少・超高齢化社会を迎え、今後の本県産業を支え、創り出すことのできる優れた人材の育成を進めることが不可欠である。』として、図 2-11 のような施策体系を示し、基本方針を定めている。

図 2-11 青森県商工関連施策の概要



地域経済活性化に関して具体的な基本方針を引用すると、『商工労働部においては「クリストバル・パネル構想」の推進による FPD（フラットパネルディスプレイ）関連産業の集積やナノテクノロジーなどの先端技術を活用した産業の育成、新たな視点に立った農工エラストミックスなどによる県産資源の高付加価値化の推進、地域ポテンシャルを活用した医療・健康福祉関連産業の創出など、引き続きおおもり型産業の創造に向けて各種施策を強力に推進するとともに、企業の即戦力となる若手技術者や将来の本県産業を担う小中・高校生などを対象とした人材育成を推進する。また、中小企業の経営安定支援、地域商店街や市場産業の活性化、海外産業経済交流などの地域中小企業の活性化を図る施策を実施するほか、地域の優れた技術（ローカルテクノロジー）や資源を活用した事業化及び新たな発想・技術による創業・起業を構想段階から積極的に支援するとともに、企業誘致に係る支援策の一層の充実を図り、県内における企業・事業所の新規立地に向けた取り組みを強化する』とある。

(2) 主要施策・重点施策

①産業政策

青森県はつ小川原開発地区において、液晶関連産業を中心とした FPD（フラットパネルディスプレイ）産業の拠点形成を目指す県の産業政策を「クリストバル・パネル構想」という。クリストバル・パネル構想においては、地域の自主的・創造的な考え方のもとに地域資源の発掘と再利用を図り、グローバルな視点を踏まえ、自然・産業・人の共生という考え方に基づき、21世紀型の産業都市を形成することを基本目標にしている。

②新しい青森県づくりの基本計画「生活創造推進プラン」の中の産業雇用施策

平成16年に策定した県が目指す将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、「人財」「産業・雇用」「健康」「環境」「安全・安心」の5つの戦略分野において、平成20年度までに県が重点的に推進する10本のプロジェクト（わくわく10）を定めている。その中で、県の産業・雇用政策に関連する主な施策は、表2-12中の(2)(5)の2つのプロジェクトに集約されている。

表2-12 青森県の産業政策

わくわく10	目的	取組戦略
(1)自立する人づくり推進プロジェクト	省略	省略
(2)しごと空間創造プロジェクト	本県の厳しい雇用状況を打開するために、本県の雇用の拡大が図られ、県民の働く場が確保されることを目的とするものである。	①創業・起業の推進 ②建設産業などの再生・活性化の推進 ③戦略的企業誘致の推進 ④若年者のいきいき就業促進 ⑤中高年失業者の円滑な再就職支援 ⑥障害者の就業促進に向けた社会的な環境づくりの推進

(3)「攻めの農林水産業」総合販売戦略プロジェクト	省略	省略
(4)あおもりツアー・ISM創造プロジェクト	省略	省略
(5)あおもり型産業創造育成プロジェクト	FPD関連産業や環境・エネルギー産業などの将来性の高い先端型産業や食品加工などの本県の地域特性を生かした地域産業の振興により、新たな雇用の場を創出するとともに、本県経済の新たな展開を図るものである。	①先端技術を活用した産業の育成 ②環境・エネルギー産業の創出と研究開発拠点の形成 ③県産農林水産資源を活用した付加価値の高い製品開発・事業化の促進 ④医療・健康福祉関連産業の創出 ⑤あおもり型産業創造に対応した人材の育成
(6)健康といのちの育み推進プロジェクト	省略	省略
(7)あおもり循環型社会創造プロジェクト	省略	省略
(8)美しいふるさとの水循環推進プロジェクト	省略	省略
(9)地域安全・防災推進プロジェクト	省略	省略
(10)ユビキタスあおもり推進プロジェクト	省略	省略

③県独自で取り組む中小企業支援施策

県が中小企業庁に対して報告している「平成18年度中小企業支援計画」によれば、県が独自に取り組む施策として、国が定める4つの柱(1)～(3)の1～3、5)を踏まえ、(i)「市場に挑戦する中小企業支援」(ii)中小企業の人材育成・活用支援」(iii)「商店街・中心市街地活性化」を3つのキーワードとして、それぞれ事業として(i)指導経営革新支援事業、新連携支援事業、地域発信事業創出プロジェクト(パポック)推進事業の実施、(ii)「戦略的経営展開プロジェクト」事業、プレインキュベーション推進事業、人材活用青森型コミュニティビジネス・サポーター事業、ピカピカあきんど育成事業の実施、(iii)アトランス商店街支援診断事業、まちなか丸ごと元気事業を実施し、県内中小企業の活性化に向けて、県中小企業支援センター、地域中小企業支援センターの運営を支援するとともに、国、中小企業関係団体等と緊密に連携して、効果的かつ効果的に取り組むこととしている。

(3) センターは事業実施の中核機関

上述した国、県の産業政策を実現するため、産業振興施策・中小企業施策の事業を実施する機関は、財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下、「センター」という。）

である。セクターは本県における中小企業者等の中核的支援機関として県内企業者等の創業、起業、研究開発から事業化、販路開拓、経営革新や事業再生支援に至るまでの一貫した支援体制を敷き、県内の各支援機関と連携し、専門家を派遣することで経営・財務・労務・技術・特許などの相談内容を解決するなどのワンストップサービスを総合的に提供している。その他、セクターは若年者就職支援等の雇用対策事業も実施している。平成17年度において、県はこれらの事業実施経費をセクターに対して補助金319,265千円、委託費47,818千円、貸付金残高4,275,273千円、損失補償残高3,604,220千円の形で支援している。

3. 青森県の経済環境を示す統計値

青森県経済統計報告（平成19年1月4日）によれば、本県の経済概況は以下のとおりである。

本県経済は、雇面や消費面の一部に改善の動きが見られるものの、生産面で足踏み状態が続いている。

日本銀行の公表する県内金融経済概況（平成18年12月27日）による県内経済概況は以下のとおりである。

県内の景気は、生産活動を中心に持ち直しの動きがみられている。この間、企業マインドも改善している。

このように、若干持ち直しの気配が感じられる本県経済であるが、都市部と地方という観点で見ると、やはり景気や経済環境に対する認識格差は大きいと考えられる。

本県の経済状態等の詳細については、青森県社会経済白書などを県ホームページで閲覧することもできる。従って、ここでは本県の特徴を理解するために必要と判断されたデータを表2-13にまとめた。

表2-13 本県の特徴を示す指標

指 標	概 要
1人当たり県民所得(千円)	平成12年度は2,385(3,085)、平成15年度は2,160(2,958)で全国46位。1位の東京は4,267。
1人当たり預貯金残高(千円)	332.5万円(511.4万円)で、全国46位。1位の東京は750万円。
企業倒産件数(件)	平成15年度129件、同16年度118件、同17年度120件。
有効求人倍率(倍)	平成17年度平均0.31(0.64)。
完全失業率(%)	平成17年度平均0.40(0.95)で全国最下位。平成18年11月0.46倍。
民営事業所数(件)	平成13年度70,780、平成16年度66,313で6.3%減。
製造業事業所数(件)	平成16年度3,354。
製造事業所数(件)	平成16年度3,082で全国39位。

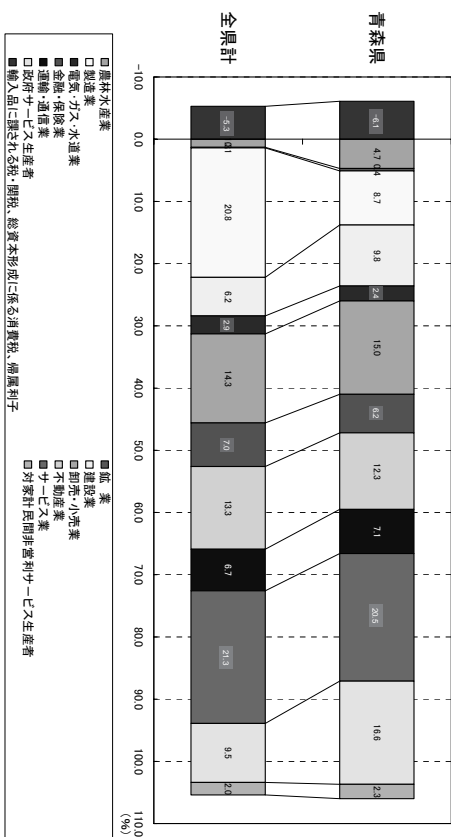
(注) () 内は全国平均である。

(出典：「データでみる県勢2007」(財団法人矢野恒太記念会編集・発行)から抜粋)

県内経済構造の最大の特徴は、製造業の集積が弱いことである。原因は歴史的、地理的な理由他数多くあると思われるが、その是正は県の中企業振興施策の最重要課題である

ことは確かである。この点は、前述した中小企業施策の平成18年度重点項目にある「モノ作り企業への総合的支援」などの施策によって、少しでも改善が見られることが期待される。図2-14では、平成19年1月26日に「おおもり型産業100社」育成戦略調査検討委員会が作成した「おおもり型産業100社」育成戦略報告書から、本県の産業構造上の特徴点1を示す図を引用した。

図2-14 県内総生産の経済活動別構成比(平成14年度)



1 同報告書では、①農林水産業のウェイトが高いこと、②建設業の割合が高く、製造業の割合が全国平均の半分以下と、極端に低いこと、③政府サービスのウェイトも高く、行政支出削減の影響を受けやすいこと、の3点を本県産業の特徴としてあげている。

III. 監査対象科目の課別決算実績推移と抽出した監査対象範囲

1. 商工政策課

(1) 過去5年間の監査対象科目の推移

監査対象歳出科目(節)の過去5年間の金額は表2-15-1、表2-16のとおり推移している。

①一般会計

表2-15-1 一般会計(平成13年度～平成17年度)

(単位:千円)

節	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負担金補助金	2,837,057	2,666,349	2,823,679	2,460,077	2,383,497
貸付金	64,752,100	56,349,112	47,140,845	38,874,806	31,996,476
委託費	36,336	6798	500	52,828	14,535
投資出資金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

②特別会計

表2-16 小規模企業者等設備導入資金特別会計(平成13年度～平成17年度)

(単位:千円)

節	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負担金補助金	1,586	1,583	1,583	1,345	1,277
貸付金	3,399,323	1,401,111	886,067	840,177	5,443,851
委託費	0	0	0	0	0

(2) 監査対象とした範囲

①負担金補助金

一般会計の負担金補助金の合計2,383,497千円(補助金2,383,456千円(9件)と負担金41千円)のうち補助金2,383,456千円(9件)すべてと、特別会計の補助金1,277千円(1件)すべてを監査対象とした。

②貸付金

一般会計の貸付金31,996,476千円(5件)と特別会計の貸付金5,443,851千円(3件)すべてを監査対象とした。なお、特別会計とされているのは「1. 中小企業高度化資金貸付金」,「5. 小規模企業者等設備資金貸付金」,「6. 小規模企業者等設備貸与事業貸付金」である。

③委託料

委託費14,535千円(8件)すべてを監査対象とした。

④投資及び出資金

出資金50,000千円(1件)すべてを監査対象とした。

2. 工業振興課

(1) 過去5年間の監査対象科目の推移

監査対象歳出科目(節)の過去5年間の金額は表2-15-2のとおり推移している。

表2-15-2 一般会計(平成13年度～平成17年度)

(単位:千円)

節	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負担金補助金	91,116	303,274	162,906	710,158	1,844,990
貸付金	7,737,105	6,929,271	6,387,944	5,931,021	5,679,734
委託料	56,027	41,635	115,679	98,124	74,409

(注) 保安行政費を除き、工業振興費を記載している。

(2) 監査対象とした範囲

①負担金補助金

負担金補助金の合計1,844,990千円(補助金1,831,954千円(15件)と負担金13,136千円)のうち、補助金1,814,319千円(15件中11件)を監査対象とした。

②貸付金

貸付金5,679,734千円(4件)すべてと、関連する基金(2件)を監査対象とした。

③委託料

委託費74,409千円のうち62,723千円(15件)を監査対象とした。

3. 経営支援課

(1) 過去5年間の監査対象科目の推移

監査対象歳出科目(節)の過去5年間の金額は表2-15-3のとおり推移している。

表2-15-3 一般会計(平成13年度～平成17年度)

(単位:千円)

節	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負担金補助金	189,165	251,455	151,315	165,610	193,781
貸付金	200,000	206,000	177,000	0	7,243
委託費	3,104	71,318	20,282	7,931	7,992

(2) 監査対象とした範囲

①負担金補助金

負担金補助金の合計193,781千円(補助金193,662千円と負担金120千円)のうち補助金193,662千円(12件)すべてを監査対象とした。

②貸付金

貸付金7,243千円(1件)すべてを監査対象とした。

③委託料

委託費 7,992 千円 (4 件) すべてを監査対象とした。

4. 新産業創造課

(1) 過去 5 年間の監査対象科目の推移

監査対象歳出科目 (節) の過去 5 年間の金額は表 2-15-4 のとおり推移している。

表 2-15-4 一般会計(平成 13 年度～平成 17 年度)

節	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
負担金補助金	239,597	201,001	183,442	110,456	43,979
貸付金	0	8,333	8,216	7,283	0
委託料	24,285	126,186	138,874	122,708	40,470

(単位:千円)

(2) 監査対象とした範囲

①負担金補助金

負担金補助金の合計 43,979 千円 (補助金 30,728 千円と負担金 13,251 千円) のうち補助金 30,728 千円 (6 件) すべてと負担金 12,600 千円 (5 件中 1 件) を監査対象とした。

②委託料

委託費 40,470 千円 (11 件) のうち 40,359 千円 (8 件) を監査対象とした。

5. 海外産業経済交流推進チーム

(1) 過去 5 年間の監査対象科目の推移

監査対象歳出科目 (節) の過去 5 年間の金額は表 2-15-5 のとおり推移している。

表 2-15-5 一般会計(平成 13 年度～平成 17 年度)

節	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
補助金補助金	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	353

(単位:千円)

(2) 監査対象とした範囲

①委託料

委託費 8,023 千円 (3 件) すべてを監査対象とした。

なお、以下では「負担金、補助及び交付金」の節を「補助金」、「委託料」を「委託費」として報告書を作成する。

IV. 用語の定義

本報告書で監査対象とした補助金等の定義等を簡単に記載する。

1. 補助金

補助金とは、行政主体が特定の事務や事業、研究育成など、公益の必要性に基づき交付し、相互の反対給付を受けない金銭的給付のことをいう。地方自治法 232 条の 2 において、以下のように規定されている。

「普通地方公共団体はその公益上必要ある場合においては、寄附または補助をすることができ。ここに言う「公益上の必要性」については団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、客観的合理性が必要と言われている。

2. 貸付金

地方公共団体の有する貸付金は、地方自治法第 240 条に定める債権の一部である。実務上は、地方公共団体が直接融資を行うのは少数であり、多くは金融機関に一定の金額の預託を行うことにより金融機関が何倍かの額を加算して融資を行う預託制度が多用されている。

3. 委託費

地方公共団体は、地方公共団体自身が行わなければならない事務事業を除き (地方自治法第 252 条の 14 の例外がある)、自らの事務事業を他の機関や特定の者に委託して行わせることができる。この委託することができる事務事業は、自ら実施するよりも効率的であるもの、特殊な技術や設備を必要とするもの、高度の専門的な知識を必要とするもの、などがある。この委託をする際に、地方公共団体は契約を締結するが、地方自治法 234 条第 1 項には契約締結方法として「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の 4 つの方法に限定されている。同条 2 項では「指名競争入札」によることが原則とされ、その他の契約方法によることができる場合については、地方自治法施行令 167 条から 167 条の 3 において規定されている。

4. 債務保証・損失補償

地方公共団体が行う債務保証は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条で保証契約することができないとされ、道路公社及び土地開発公社に対するものみが法令に基づき認められている。それに対して損失補償については財政援助の一種として行われ、通常は、特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能になって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた者に代わって金融機関等に対してその損失を補償することをいう。

5. 基金

地方公共団体の財産には、公有財産、物品及び債権並びに基金がある。基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものがある。

第3 外部監査の結果及び意見(総論)

監査で対象とした商工労働部各課における補助金、貸付金、委託費等については、共通の問題点や本質的な課題が以下のように見られた。いずれもこれらの支出が本来目指す効果或いは目的を達成するためには、再度内容等を見直し適切な支出とする必要がある。

また、これらの財政援助の支出等の対象である財政援助団体との関係についても早急に検討を要すべき事項が見られた。

1. 補助金

(1) 補助事業内容の適正性

厳しい県財政事情の中、商工会議所、商工会等県内の経済団体に対する補助金は圧縮されてきているものの、内容的には、本来受益者が負担すべき研修の受講費用やそのまま委託として丸投げされる調査費等、県がその団体に補助を行うことについて疑問を抱かざるを得ない事業が見られた。新産業創造課の社団法人発明協会青森県支部に対する補助金についても同様のものが見られた。また、補助事業の内容は適正なもの、補助対象金額の適正性の検証がされないまま交付申請者側の要請どおりに支払われる等してその額の適正性に疑問が残る事業も見られた。さらに剰余金を多く有する団体に対して、役員等の人件費の補助を行っている例も見られた。

次に、小規模事業者の経営指導や助言等の支援は商工労働部の重要な補助事業であるが、複数の団体が同種の事業を行うことについて県が補助を行っている事業も見られた。各団体がそれぞれ同種の支援メニューを揃え、それに対して県が同様に支援することは、補助制度の意義はあったとしても経済的・効率的ではない。この種の補助金は、県内の経済団体に対して多く交付され、長年慣習的に補助事業が継続されているものと推察された。これらの補助事業については、内容の適正性は勿論のこと、社会経済的情勢の変化に伴い内容の見直しやいわゆる「選択と集中」により重点的に支援を行う必要があると考えられる。同様のことが委託費にも見られた(雇用創出緊急創業支援業務委託費)。

補助金、委託費等を含め、資源が真に最適に配分されるよう財政支出のあり方の再検討が必要である。

(2) 補助事業の効果検証の必要性

補助金の交付後は、実績報告書の提出が求められているだけで、事後的に検査確認が行われていない補助金が見られた。また、補助対象事業の活動記録が残されておらず、支出内容が不明である補助金も見られた。これらについては補助金が適切に使用されたかどうかについて、活動記録や証拠類との突き合わせを行うとともに、それらの効果が期待するようになっているのかどうかについて検討することが必要である。

また、研究開発費補助金のように、調査・研究の成果の企業化を最終目標として支援を行う場合は、事業終了後も県としては、フォローアップする必要があるのは当然のことながら、その成果を県内の経済活性化に結びつけるような努力が必要である(青森県中小企

業指導経営革新支援事業費補助金、ナノテラ・実用化支援事業費補助金)。事業終了後は単に成果の発現を注視するだけでなく、そのような効果を具に還流させるような仕組み作りを積極的に進めていく必要がある。

(3) 補助金返還請求について

監査の結果、過去に交付した補助金について、不法行為が明確になったとして返還請求したにも係らず未入金になっている事案、交付対象になった土地を県の承認を得ずに売却したにもかかわらず補助金が返還されていないため補助金適正化法に違反する恐れのある事案があることがわかった。また、県として明確な判断資料を残さずに、事実上長期間にわたって補助金返還の延長を認めている例もみられた(むつ小川原工業基地立地促進費補助金)。

県は、補助金交付後においても、交付対象になった企業の行動を監視し、報告を求め、返還を求めるとき事由が発生した場合には速やかに返還請求を行うとともに債権保全の措置を採る必要がある。回収努力を怠ることは、債権放棄をして公金を無駄にしていることと同様である。また、交付要綱に曖昧な形で規定されている返還に係る条項については、基本的に補助金適正化法の趣旨に則り、速やかに明記する必要がある。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる適正処理について

平成17年度の会計検査院の実地検査において国庫補助金を受けた補助金に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の事務処理が不適切であると指摘されたことを踏まえ、厚生労働省は、各都道府県知事宛に県内の医療施設等設備整備補助金等の消費税等にかかる事務処理を適正化するよう通知を行った。

消費税等の扱いは国庫補助金のみならず県補助金についても適正に処理する必要があることから、今般、商工労働部の各種補助金制度において、消費税等の処理がどのように行われているのかについて調査を行った。

具体的には、民間企業の場合は、課税売上高100万円以下の場合や簡易課税を選択している場合を除けば、原則として消費税を含めないで補助金申請をさせ、実績も確定させることが適切である。また、特別会計、公益法人、人格のない社団等の場合には特定収入の割合が5%を超える場合は、消費税の仕組みの中で調整が行われるために問題がないが、5%以下の場合には消費税の確定後に返還請求を行うことが適切である。

補助金に関しては全庁的に「青森県補助金等の交付に関する規則」が適用となるが、この規則においては消費税等の取扱は明確に規定されていない。従って、現状では、各部署が適切に取扱うことが求められている。

調査の結果、商工労働部の各課において、補助金として交付すべきではない消費税等相当額が補助金として交付されたり、或いは返還させるべき消費税を返還させなかった等の事態は見当たらなかった。但し、各課においては、この点のチェック体制はまちまちであり、消費税等の仕組みについての理解度についても十分とはいえない状況であった。

商工政策課では、国の補助金要綱に消費税等に係る条項が記載されるようになったのを受けて、各補助金要綱に同種の条項を記載するようになったことであるが、要綱すべてに統一的に記載されているわけではなく、また実務上も消費税等に係るチェックは行われていなかった。

工業振興課でも消費税等に係る条項が要綱すべてに統一的に記載されてはいなかったが、基本的に補助対象経費には消費税等は含めない扱いとなっていた。

経営支援課では、補助金要綱には消費税等に係る条項が記載されていたが、実務上チェック体制は徹底されていなかった。

新産業創造課では、消費税の取扱に係る実務マニュアルを整備し、実務上もこれに従ってチェックを行っているとともに、不要な場合を除き、補助金要綱には消費税等に係る条項を網羅的に記載していた。

結論からすれば、新産業創造課の実務マニュアルは他の課においても利用できるものと考えられる。このマニュアルを活用するなどして、全庁的に消費税等に係る理解を徹底し、適正な補助金制度の運用に努めることが望まれる。

2. 貸付金

(1) 多額の回収不能債権の存在と不納欠損処理

監査の結果、過去において執行した中小企業高度化資金貸付金と小規模企業者等設備資金貸付金について、本来の回収期限を大幅に経過し事実上回収不能になっているにもかかわらず、回収事務が放置され、適切な処理をしていない債権が1億円以上あることがわかった(高度化資金貸付金57百万円・設備資金貸付金60百万円)。

回収が滞った場合、地方自治法は督促、調停等の行為を採るよう規定しているが、上述の事態を招いたのは過去においてそのような適切な債権管理事務が行われなかったことによるものであり、現在においては債務者と全く連絡がとれない状態になっている債権も多い。加えて、現在においても、債務者の状況確認や保証人の資料に関する情報がほとんど更新されていない。時間が経過すればするほど処理が困難となるため、このような状況を放置することは適正な事務執行とは言えない。煩雑さを避け問題を先送りするのではなく、回収不能な債権については早期の不納欠損処理が必要である。

(2) 貸付金の実効性について

商工政策課の貸付金全般にわたりにいえることとして、融資の実行による有効性が十分に検証されていないことがある。県の雇用創出や産業振興等の政策にどの程度有効であったのか、長期的には産業連関表を用いて分析するなど、結果をある程度数値化し、効果を評価する事が望ましい。また、制度融資を利用して分析している企業が異なる産業区分に属するか等の事後的分析をして、産業別雇用創出効果や産業振興の達成度の違いなどのデータを集積・分析・評価し、有望と思われる産業を見出す、あるいは、市場の縮小が避けられない産業を客観的データで把握するなど、将来の方向性を示唆する情報としても活用が可能である。

また、全国信用協同組合連合会貸付金のように、かつては融資の必要性があったものの、その後の社会経済情勢の変化に伴い、見直しが必要となつている貸付金もある。これについても、漫然と貸し続けるのではなく、その必要性や貸付による効果等を定期的にチェックすることにより、資金の有効活用を図ることが必要である。

資金の有効活用の観点からは、過去に造成された多額の基金が数年間全く利用されることなく眠つていることも明らかになつた（むつ小川原工業基地立地促進基金 30 億円、青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金 6 億円）。これらを他の用途に使用することについては国の承認が必要と思われるが、他の地方公共団体と連携を図ることにより、国に対して積極的に働きかけていく必要があると思われる。

さらに、著しく低い分譲率となつている金矢工業団地に係る貸付金 71 億円については、抜本的分譲促進策がとられない限りは、今後長期間にわたつて資金が回収されず滞留することが明白である。青森中核工業団地と同様に、監査人の試算結果によれば、限りなく早期に売却することが、最小のコストになると判断されることから、県新産業都市建設事業団との合意を形成し、分譲促進策をさらに強化する必要がある。

(3) 県制度融資の有効性と評価体制の構築

(2) と関連するが、監査の結果、県の融資制度の利用状況は低迷していることが判明した。これは第一に民間金融機関と比べて金利の有利性が失われたことが原因と思われるが、制度融資自体が煩雑であることや融資担当者側が貸付先を開拓する努力が十分でない等の原因も考えられる。

県は預託金制度をとつているために、貸付金の回収リスクを有していない。商工費に占める県制度融資預託金は約 200 億円と、40%超の高率であり、これに青森県信用組合向けの資金 100 億円を加えると、商工費が極めて固定的な予算を組んでいるといえる。現実には、このような多額の預託金を投入する県の産業振興政策の柱とすべき制度融資資金を、県が本来中小企業振興策として融資を行うべき県内中小企業者が十分活用している状況は確認できなかった。各論で記述するように、本来の制度金融の意義を見直す時期に来ていると思われることから、県の政策に沿った融資方針を明確にして利用促進策を推進するとともに、政策目的に照らして効果の測定や評価を行い、より有用な融資制度に改善していく必要がある。

3. 委託費

(1) 委託契約の透明性確保

監査の結果、委託契約のほとんどが随意契約となつていることが判明した。中にはいわゆる一者随契と呼ばれる他者から全く見積りも取らずに特定の業者を指定する例が複数見られた。これらの中には必ずしも随意契約とすることが合理的とは思われず、より競争性を確保することが必要と思われるものがあつた。

ところで、国においては、中央省庁や出先機関が民間企業と結んでいる随意契約の約 6 割を平成 19 年度中に一般競争入札など、競争性のある契約方式に切り替えることが決定さ

れている。地方公共団体においても一般競争入札が契約方式の原則であり、このような随意契約の割合が多い事態に対しては改善が必要と考えられる。

確かに、広告宣伝のための媒体や広報誌といったツールは、商工施策においては極めて重要であり、すべてが一般競争入札による低価格者との契約とすることが妥当ではないとも考えられる。「県の施策の有効性を高めるために」「県民や中小事業者のために」という目的に対して、価格や内容の充実度合いのみならず、視覚的或いはイメージ的に、最も適したものである必要があるからである。得られた成果が目的に対して最善であることが明確であれば、県が随意契約とすることを合理的と判断した根拠にもなり、県民に対しての説明責任を果たすことにもなる。その意味で、契約の透明性を確保しつつ施策実現のために最も有効な契約となるよう、一般競争入札の導入を原則としながら、条件次第では「総合評価方式」を積極的に取り入れていくことが望ましい。

なお、県工業会に対するいわゆる一者随契による委託が複数見られた（平成 17 年度あおもり産業デザイン推進事業業務、あおもりイノスター推進事業）。業務内容及び常勤職員が県派遣職員 1 名だけの実態からして、県工業会に委託する理由は乏しいと考えられるが、県が特別に指名して選定する効果等があるとすれば、上述のようにそれを県民に対して明確に説明することが必要である。それも含めて、国においては既に採り入れられている「随意契約理由の開示」を県のホームページにおいて積極的に行うことも、契約の透明性を高める方法の一つである。

(2) 事後検査の実施

委託契約書では、委託業務完了後、委託業務実績報告書等に基づき検査が行われることになつている。委託業務経費が適正に支出されたことを確認するためにはこの実績報告書と帳簿等との突合せが必要である。

(3) 成果物等の帰属

委託契約において、成果物や成果物の一部である写真の著作権の帰属が明らかになされていない契約が見られた。県の政策上、長期間その成果を利用する可能性もあることから、契約によってその帰属について明確にしておく必要があると考えられる。

また、成果物以外にも、委託費で購入した資産の帰属についても明確に取り決め、管理を行う必要がある。契約書には県に帰属する旨の記載がされていても実質的には受託者の管理下に置かれ、委託業務終了後所在が分からなくなつてしまうようなことは資産保全の観点から適切ではない。帰属を明確にした上で、必要があれば無償譲渡等の手続を適正に取るべきである。

4. 財政援助団体との関係

県は、その産業振興政策を機動的・弾力的に推進するため、複数の財政援助団体との協働を図っている。この財政援助団体との関わりは、補助、貸付及び委託といった財政援助

2 「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」（平成 19 年 1 月 26 日）。

のほか、人材交流等直接財政支出を伴わない形態でも行われる。このような関係は、目的とする産業振興に有効なものでなければならず、そのような観点から常に見直されていかなければならない。

(1) 財団法人21あおもり産業総合支援センター

①センターへの事業依存体質と損失補償契約の履行

第二部に記載のとおり、平成17年度において県は補助金319,265千円、貸付金2,519,719千円、委託費47,818千円をセンターに交付・支出して事業活動を支援している。労働費で支出した金額を除いても平成17年度決算の商工費歳出額約450億円のうち約6%にあたる2,833,061千円がセンターに対して交付・支出されていることから、商工関係施策の実施において、センターは極めて重要な地位にあるといえることができる。センターの事業の成否は県の政策の成否に直結するものであり、その意味から県はセンターの事業の成果に最大限の注意を払わなければならない。

しかし、現実には、第二部第3 外部監査の結果及び意見(総論)に指摘されており、センターは多額の不良債権を抱えており、貸倒引当金等658百万円が計上不足となっている。それだけではなく、設備貸与事業の回収不能と見られるⅢ、Ⅳ分類債権から発生することが見込まれる損失155百万円については県が損失補償している。県とセンターは実質的に一体であり、センターの実施する事業の結果については、県が企画上及び財政上の最終的責任を負う。従って、県はその損失補償契約の履行によって生じる損失155百万円を負担する必要があることを念頭に置くとともに、多額の不良債権の処理についても具体的にセンターを指導していく必要がある。

②役割分担・連携の必要性

一連の産学官の連携による新技術・新産業創出のための事業の中でも、最初の段階の研究開発構築事業は県が、その後の事業化推進の段階のシーズ熟成事業はセンターが所管している。しかし、これらの段階については明確な境界線がないうえ、基礎研究から事業化までを一貫して推進していくほうが効率的且つ経済的ともいえる。さらに、利用者にとっでは、窓口が一つであったほうが利便性が高まるということもある。

また、このような県とセンターとの役割分担が不明確であることの端的な現れが委託費と補助金を混同していることである。設備導入診断業務や設備導入診断事後助言業務は、県がセンターに委託している業務であるが、そもそもそのような業務は、センターの所管する本来業務を実施するために必要なものであり、センター自身の付随業務ともいえるものである。センターの事業を実施するために県が委託して財政支出を行っていることは矛盾する事象である。

県とセンターの事業の内容を再度点検し、それぞれの使命等に照らし、いずれの団体が行った方が適切かを判断することにより、現在別々に行っている類似の事業を一括していずれかで実施することを検討することが望ましい。

(2) 青森県土地開発公社

①青森中核工業団地の分譲促進と土地開発公社

青森県土地開発公社(以下、「土地開発公社」という。)は、県の行政施策を円滑かつ効率的に推進するために、公共用地・公用地等の先行取得及び工業団地等の造成事業等を行うために設立された県の別働隊ともいえる組織であり、青森中核工業団地の分譲を県と協働して推進する使命を負っている。

しかし、現時点では、青森中核工業団地の分譲が著しい遅れを見せており、その売却や利用促進策の検討が急務となっている。平成18年3月に分譲価格を引き下げたばかりではあるが、地価の下落傾向を見る限りでは、さらに値下げを検討する必要があるものと考えられる。監査人の試算結果によれば、限りなく早期に売却することが、最小のコストになる判断されることから、分譲促進策をさらに強化する必要がある。

それに際して、県は分譲価格引き下げによる損失補填を先行して補助金という形で公社に対して行っているが、県としては、県と土地開発公社を一体として考え、全体としてよい方向に向かうよう財政支出を行うべきである。公社の採算性(欠損を出さないこと)を余りに重視することはかえって方向性を誤りかねない。例えば、財政が若しく補助金が上積みできないという理由で分譲価格の値下げができず、それにより分譲に滞ることになれば、県全体としてはマイナスの結果となってしまう。県及び土地開発公社を一体として捉え、最善の手段を採用すべきである。

また、一体であるはずの県及び土地開発公社との間の債務保証契約、県の作成した中核工業団地事業計画、土地開発公社の計画とは必ずしも整合していない。これらについては整合性を図る必要がある。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業が終了する可能性がある事情から、県及び土地開発公社としては、最悪のシナリオを想定して事業計画を早急に検討する必要がある。

(3) 青森県信用保証協会の収支悪化

厳しい県内経済状況の中で、中小企業者は厳しい経営を強いられている。その結果、中小企業者に対する信用保証という重要な役割を担う青森県信用保証協会(以下、「県信用保証協会」という。)は、債務者の延滞激増、代位弁済激増、保証件数減少という厳しい経営状況に直面し、保有する収支差額変動準備金が枯渇する目前にある。

県信用保証協会に対しては、県の出捐比率が90%と高いにも拘らず、センター及び土地開発公社といった財政援助団体とは異なり、第4 外部監査の結果及び意見(各論)I-1. 商工政策課一補助金「5. 青森県信用保証協会補助金」で記載する出捐金及び特定の補助金を除けば、県はこれまで抜本的な経営支援策を採ってこなかった。

収支差額変動準備金がすべて取崩された場合には、経営改善計画提出義務を課せられるなどの措置が講じられることから、県内金融界への悪影響が懸念される。「2. (3) 県制度融資の有効性と評価体制の構築」で記述したように県制度融資のあり方についての再検討は必要なもの、現時点では県信用保証協会の収支の改善が図られるよう緊急的な支援策を講ずる必要があると考えられる。

第4 外部監査の結果及び意見(各論)

1-1. 商工政策課一補助金

1. 小規模企業等設備貸与事業円滑化事業費補助金

(1) 概要

①目的

センターが実施している設備貸与事業において発生した貸倒引当金については、センターは引当財源として国の制度である機械類信用保険を付保してきた。しかし、同保険制度は平成15年度から新規受付が停止(廃止)されたことから、国及び県は、センターの経営の安定を図り、小規模企業者等の創業、経営革新等を推進することを目的として、その負担軽減を図ることとし、それに要する経費の一部を補助するものである。

②事業内容

事業内容は、センターが行う設備貸与事業に係る貸倒引当金の計上原資である。

③実績

過去3年間の事業実績は表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 過去3年間の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	8,568	8,202	12,366
補助金額	8,568	8,202	12,366
上記のうち国庫補助額	4,284	4,101	6,183

(単位:千円)

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「2. 設備貸与事業会計」において、センターの貸倒引当金計上不足の指摘【指摘③】【指摘④】(参照。)をしている。

2. 機械類貸与事業円滑化事業費補助金

(1) 概要

①目的

センターが実施している機械類貸与事業において発生した貸倒引当金については、センターは引当財源として国の制度である機械類信用保険を付保してきた。しかし、同保険制度は平成15年度から新規受付が停止(廃止)されたことから、県は、センターの経営の安定を図り、小規模企業者等の創業、経営革新等を推進することを目的として、その負担軽減を図ることとし、それに要する経費の一部を補助するものである。

②事業内容

事業内容は、センターが行う機械類貸与事業に係る貸倒引当金の計上原資である。

③実績

過去3年間の事業実績は表4-1-2のとおりである。

表4-1-2 過去3年間の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	0	1,778	8,760
補助金額	0	1,778	8,760

(単位:千円)

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「3. 機械類貸与事業会計」において、センターの貸倒引当金計上不足の指摘【指摘①】【指摘②】(参照。)をしている。

3. 設備資金貸付事務費補助金

(1) 概要

①目的

センターが小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき行っている設備資金貸付事業に係る事務費の補助をするものである。

②事業内容

センターが行う設備資金貸付事業に係る事務費に対する補助であり、小規模企業者等設備導入資金特別会計が負担する補助金である。

(2) 実績

過去3年間の事業実績は表4-1-3のとおりである。

表4-1-3 過去3年間の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	1,583	1,345	1,277
補助金額	1,583	1,345	1,277

(単位:千円)

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「4. 設備資金貸付事業会計」において、センターの貸倒引当金計上不足の指摘【指摘①】(参照。)をしている。

4. 財団法人21あおもり産業総合支援センター管理運営事業等補助金

(1) 概要

①目的

県は、県内中小企業の振興を図るため、センターが行う補助事業に要する経費について、予算の範囲内において、センターに対して補助金を交付する。

②事業内容

(i) 管理運営事業

(ii) 県派遣職員の人件費

③実績

過去3年間の事業実績は表4-1-4のとおりである。

表4-1-4 過去3年間の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	154,761	146,187	129,704
補助金額	120,728	112,496	96,190

(単位:千円)

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「1. 管理運営事業会計」において、人件費補助金の妥当性について意見【意見①】【意見②】を記載している。

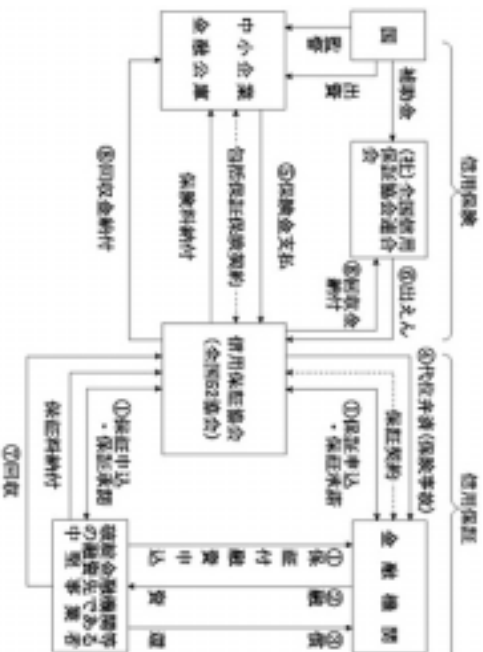
5. 青森県信用保証協会補助金

(1) 概要

①基本的役割・スキーム

県信用保証協会は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる場合に、借入金債務の保証を行い、担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の供給を円滑化することを目的として設立された信用保証協会法に基づく認可法人であり、中小企業施策の一翼を担う公共的機関である。

図4-1-5 信用補完制度の概要図



②青森県信用保証協会の概要

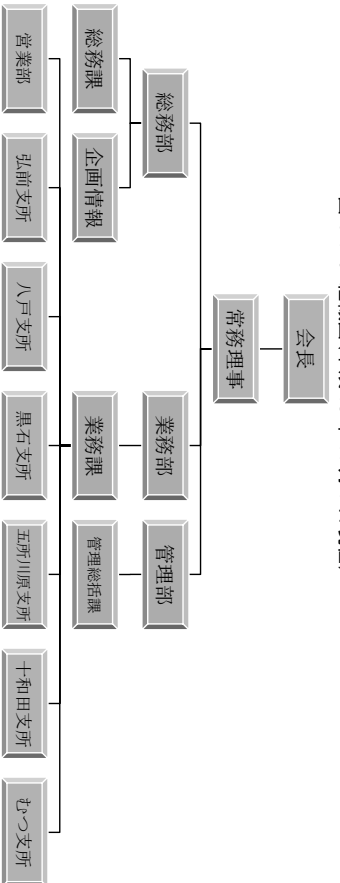
ア. 沿革

県信用保証協会は、昭和24年2月21日に社団法人として設立された後、昭和28年8月10日制定された信用保証協会法に基づき昭和29年6月1日特殊法人となった。当協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金を借入れる際の債務保証や金融相談等を行い、青森県内中小企業者等の金融円滑化と経営安定を図ることを目的とする。

イ. 組織

本所・・・青森市
支所・・・弘前市、八戸市、五所川原市、黒石市、十和田市、むつ市

図 4-1-6 組織図(平成18年11月1日現在)



他に、連絡所が17所ある。

ウ. 役職員

常勤役員 5名、職員 81名(平成18年11月1日現在)
県からの派遣職員はなく、県OBは会長のみである。

エ. 県からの財政援助

平成17年度、県は県信用保証協会に対して、表4-1-7の補助金を交付している。

表 4-1-7 県信用保証協会に対する補助金(平成17年度)

(単位:千円)

補助金の名称	金額	補助金の趣旨
青森県創業支援資金	11295	青森県創業支援資金特別保証融資制度要綱に規定する「雇用創出に係る事業(雇用創出枠)のための融資に係る債務保証の保証料を免除するの
青森県信用保証協会補助金		に要する経費について補助するもの。
青森県信用保証協会経営基盤強化対策事業費補助金	44238	県信用保証協会の経営基盤を強化し、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、協会が経営基盤強化のため、県単特別保証融資制度のための融資に係る債務保証を行う事業に要する経費を補助するもの。補助金額は、県制度の制度ごとの平成17年度における保証債務平均残高に、協会が通常適用する保証料率と県制度保証料率との差を乗じて得た額の合計額又は44238千円のいずれか低い額以内の額とする。
合計	55533	

また、県信用保証協会においては、保証業務を円滑に推進していくために、引き続き、基本財産の造成による経営基盤の強化を図っていく必要があるとして、平成17年度には50百万円の出捐を行っている。平成17年度末の県の出捐金残高は10,680百万円となっており、出捐比率は90%である。

(2) 経営実績の状況
① 主要な経営実績の推移
主要な経営実績の推移は表4-1-8のとおりである。

表 4-1-8 主要な経営実績の推移(過去5年間)

(単位:千円)

経営指標名称	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
基本財産	20651,551	20,214,588	19,906,178	19,608,194	19,228,048
基金	8,900,971	9,121,581	9,405,634	9,681,515	9,853,075
金融安定化特別基金	3,415,674	2,758,101	2,165,638	1,591,773	1,040,067
基金準備金	8,334,906	8,334,906	8,334,906	8,334,906	8,334,906
制度改革促進基金	0	0	0	0	62,250
収支差額変動準備金	3,192,828	2,441,439	2,197,377	1,621,054	855,791
保証承諾	232,195,800	195,954,756	190,145,025	156,968,792	139,544,718
保証債務残高	467,985,813	429,404,382	393,337,742	361,124,723	320,663,567
保証債務平均残高	468,245,459	436,989,743	401,811,558	365,115,381	328,679,669
延滞	12,574,304	13,033,197	12,895,718	12,095,110	14,188,107
代位弁済	11,021,201	14,256,258	12,598,192	14,436,695	12,004,812
求償回収(内:債務者額)	1,760,607	2,671,247	2,721,137	2,657,334	3,013,585
経営収入	4,616,978	4,104,783	3,914,010	3,889,725	3,743,286
経営支出	2,696,736	2,667,755	2,742,488	2,711,056	2,608,914
収支差額	△48,172	△751,389	△244,062	△576,323	△765,273

ア. 主要な増減

- (i) 保証承諾金額、保証債務残高ともに、大幅な減少傾向である。
- (ii) 多額の代位弁済実績、求償権残高の増加により求償権償却準備引当金繰入が多額となり、単年度収支差額のマイナスが大きくなっており、それに伴い、収支差額変動準備金が年々減少している。
- (iii) 収支計算を特別会計で行っている金融安定化特別基金の取り崩しが年々進み、基金の枯渇が目前に迫っている。

イ. 他都道府県の信用保証協会との比較

- (i) 平成17年度の代位弁済率は3.65%であり、全国平均2.38%に対してかなり高率であるし、大阪市、大阪府、山梨県、沖縄県に次いでワースト5位である。
- (ii) 平成17年度当期収支差額△765,273千円は、大阪府に次いでワースト2位、当期収支差率はワースト1位である。

③平成 18 年度上期の状況
平成 18 年度の主要な経営指標は表 4-1-11 のとおりである。
表 4-1-11 平成 18 年度上期の状況

経営指標名称	平成 17 年度末		平成 18 年 9 月末		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾 (注 1)	10,817	139,544,718	4,923	60,761,571	△5,894	△78,783,147
保証残高	30,578	320,663,567	29,500	305,231,116	△1,078	△15,432,451
平均残高	—	328,679,669	—	315,388,035	—	△13,291,634
延滞 (注 1)	1,312	14,188,107	1,580	17,195,696	268	3,007,589
代位弁済 (注 1)	998	12,004,812	437	4,899,471	△561	△7,105,341
対債権者回収(注 1)	—	3,013,586	—	1,141,523	—	△1,872,063
求償権残高	8,964	79,473,500	9,270	82,607,073	306	3,133,573

(注 1) 年間と上期の比較表であるため、この指標について単純比較はできない。

平成 18 年度分類保証債務の平成 18 年 10 月までの代位弁済状況について調査した結果、分類債権 1,257,579 千円 (うち金融安定化分 389,732 千円) のうち代位弁済となった金額は 377,145 千円 (うち金融安定化分 119,046 千円) であり、30%の高い率となっている。何れにせよ、表 4-1-11 から明らかであるが、保証承諾及び保証残高の減少、延滞の増加、代位弁済及び求償権残高の増加と、県信用保証協会の直面する経営環境は極めて厳しくなっている。特に、延滞の増加額は驚くべきものであり、今後リスケジュール等の手続を早期に行わなければ、代位弁済の増加に直結することとなるので注意が必要である。

④収支差額変動準備金を取り崩す場合の県信用保証協会監督上の手続

①において、収支差額変動準備金が年々減少している県信用保証協会の現状を確認したが、収支差額変動準備金は、毎事業年度の決算における収支差額の余剰のうち、100 分の 50 の範囲内で準備金に繰り入れたものである。収支差額がマイナスになった事業年度においては、県信用保証協会は定款第 8 条の規定により、収支差額の欠損を収支差額変動準備金をもって補てんすることができ、収支差額変動準備金が残高として残っている間は定款規定に準拠した手続を行えば足りるが、残高がなくなった場合には、主務省の監督上の手続が「信用保証協会向けの総合的な監督指針（金融庁監督局、中小企業庁 平成 16 年 5 月 31 日制定）」に規定されている。

V-2-5 信用保証協会法第 35 条に基づき経営改善計画の策定に関する報告

信用保証協会の経営の健全性を確保する観点から、業務又は財産の状況に照らして経営の改善を要する協会については、信用保証協会法第 35 条に基づき経営改善計画の策定に関する報告を求めるとともに、必要に応じて経営者に助言等を行い経営内容の改善を促進するものとする。

V-2-5-1 報告を求める協会の選定

都道府県知事は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに所轄財務局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官あて連絡するものとする。

(イ)基本財産の減少経理（取崩し）を行う場合（国の政策に基づき特別に出えんされたものに相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。）

(ロ)動産・不動産売却、求償権買戻準備金、退職給与引当金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合

(ハ)検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じる恐れがある場合

(ニ)業務・経営管理面に極めて重大な問題があり、特にその改善が必要と認められる場合

金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを協議し、選定した場合には速やかに信用保証協会法第 35 条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求めるとする。

(3) 平成 18 年度における新たな動き

①信用保証率サイドラインの適用

平成 18 年 4 月 1 日から信用保証率サイドライン(社団法人全国信用保証協会連合会)が適用された。これは、リスクを考慮した保証料の基準料率を 9 段階に分けて示したものであり、各信用保証協会は、これを基準としながら個別の中小企業者の定性要因等を加味して、実際に適用する保証料率を決定する。この分類は、中小企業者の直前期決算における貸借対照表及び損益計算書その他経営に関する情報を基に、経済産業省令において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定められる。県信用保証協会もこのサイドラインに沿って、平成 18 年 4 月 1 日からリスクを考慮した保証料率を設定するようになった。

②金融庁検査

平成 18 年 6 月に県信用保証協会において金融庁検査が行われ、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、審査管理態勢、監査に関して改善提案がなされた。県信用保証協会は、それを受けてただちに各態勢の改善を行った。

③審査支援システム

県信用保証協会は、平成 18 年 9 月 1 日から審査支援システムによる格付を基礎に審査を行う新たな保証審査体制を導入した。具体的には有責任中間法人 CRD 協会が提供するモデルより各法人の評点を算出し、それに従って格付けを行い、それを加味した保証審査取組姿勢対応表を作成している。実際に保証審査を行う保証課及び支所では、事務の専決及び代決規程第 8 条に基づき、保証課長及び支所長が残高 30 百万円以下の信用保証の専決及び信用保証書の交付を行うことができる。これを超える金額については、本部決裁となる。

④期中管理業務
「期中管理業務」とは、信用保証書発行後から完済または代位弁済請求書の受付前までの処理を指す。
従来、期中管理業務については「期中管理事務処理要領」及び「期中管理事務処理マニュアル」にしたがって処理されていたが、表4-1-12のように平成18年度下期以降取組み体制を刷新し、管理・調整に力を入れている。

表4-1-12 平成18年度下期以降業務課主管の期中管理業務への取組み体制

(1) 行動指針
① 役職者の管理・担当の明確化する。
② 業務部長は業務課員を同僚の上、期中管理状況の調査・督促及び金融機関との連携を図る。
③ 債務者への督促・実地調査により経営実態を的確に把握する。
(2) 期日表による対応
① 期日管理による再保証・条件変更等を把握し、新規延滞の発生を防止する。
(3) 期限経過・分割延滞への初期対応
① 延滞発生時の初期対応の充実
(4) 未収利息発生日の把握等

- (4) 実施した手続
- (i) 平成17年度の財務諸表の各項目について、財産目録明細書の残高と各資産及び負債項目等の証憑が一致していることを確認し、会計処理が規程に則って行われているか、前期末と比して残高の増加減少に異常なものがないかどうか確認した。
 - (ii) 資産の管理は適切に行われているかどうかについて確認した。
 - (iii) 平成18年4月1日から適用となった基準料率が「企業格付及び保証取扱基準」で定める評点結果に従って適正に決定されているかどうかについて、平成18年9月保証承諾案件49件のうち、保証課所管3件、支所所管で本部決裁のもの4件について、決裁書を調べた。
 - (iv) 期中管理の状況について、平成18年度下期以降の取組み体制について、担当の部長に質問し、実施状況について確認した。また、「延滞先企業等管理票」(五所)川原、黒石)等を開覧し、文書化の状況及びその内容を検証した。なお、監査対象年度は平成17年度であるが、「期中管理業務」については平成18年10月より取組み体制を刷新して行われているため、平成18年度下期における実施状況を監査対象としている。
 - (v) 県の制度融資の利用状況について、件数・金額ベースで傾向を分析し、平成17年度における県制度融資の代位弁済案件を具体的に検討した。
 - (vi) 補助金の申請から額の決定までの一連の証憑を調べ、補助金交付手続が適正に行われているかどうかを検討した。また、補助金の有効性についても検討した。

(5) 監査の結果及び意見

①期末残高等
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。また、県補助金の交付手続も適正に行われていた。

【意見①】 予備手続の確認印について

「経理事務処理規程」第50条第1項に「総務部長は、期末における財務の状況を明らかにするため事業年度の終了後、15日以内に次の各号により決算の予備手続をしなければならぬ。」とある。予備手続とは各種資産負債の期末残高と原始証憑との現物照合のことである。

この実施状況について確認したところ、総務部長は規程どおりに照合を実施しているとのことであった。今後、企業の内部統制の充実が求められることを鑑みると、照合した事実を第三者が検証できるように確認印を押すなど証跡を残し保存しておくことが望ましい。

②県信用保証協会の貸付金制度の有効利用
ア、保証制度の利用状況

過去5年間の特別保証制度の利用状況の推移は表4-1-13～14のとおりである。

表4-1-13 特別保証制度の利用状況(件数ベース)

保証制度別	平成13年度					平成14年度					平成15年度					平成16年度					平成17年度					増減 (b)-(a)/(a)	増減率 (b)-(a)/(a)	
	年度(a)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度							
県の財政措置による制度	6,202	3,308	2,179	1,171	1,129	5,073	-81.8%	2,706	2,545	2,783	2,392	2,270	4,36	-16.1%	4,691	5,220	5,177	4,310	3,644	-1,047	-22.3%	13,599	11,073	10,139	7,873	7,043	-6,556	-48.2%
市町村の財政措置による制度																												
全国統一の保証制度																												
合計																												

(単位:件)

表4-1-14 特別保証制度の利用状況(金額ベース)

保証制度別	平成13年度					平成14年度					平成15年度					平成16年度					平成17年度					増減 (b)-(a)	増減率 (b)-(a)/(a)	
	年度(a)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度					
県の財政措置による制度	97,481	50,562	33,523	18,627	17,757	-79,723	-81.8%	18,488	18,000	18,805	16,854	16,024	-2,464	-13.3%	38,651	46,788	56,183	35,130	29,746	-8,904	-23.0%	154,621	115,351	108,512	70,612	63,529	-91,092	-58.9%
市町村の財政措置による制度																												
全国統一の保証制度																												
合計																												

(単位:百万円)

表4-1-13～14によれば、件数ベース、金額ベースともに、県の財政措置による制度利用が激減している。この減少原因は、平成13年度は経営安定化緊急支援資金74,232百

万円 (5,057件)、平成14年度は県の経営安定化対策資金であるセーフティネット資金30,043百万円 (2,296件) の利用が多かったことが主要因である。一般論として、昨今の公共事業の削減等による県内経済の景気低迷により、資金需要そのものが、減少している事は事実である。しかし、国や市町村の制度の減少率と比較して県の制度の減少率は極めて大きいと言わざるを得ない。

この現象を生む一因は、県の融資制度が資金供給者である金融機関側からも、資金需要者側からみても、利用する上で収益面やコスト面でのメリットを実感できるものとなっていないことが推定される。具体的には、市町村の制度融資の多くには支払保証料に対して、補給金制度が規定されているのに対し、県の制度融資の場合、一部創業支援資金に補給金があるもののその他については保証料の補給金制度はない。地域経済低迷により地域全体の資金需要が減少し全体のパイが小さくなる中で、保証料補給がないことにより資金需要者側から見たときに、市町村の制度融資に見劣りし、県の制度融資が独り縮小均衡へと進んでいるという構図が見えてくる。これに関して県の姿勢は、現下の経済状況では資金需要が小さいことはやむを得なく、その中で、あえて県が市町村の制度融資のパイを奪うようなことはしないというスタンスに見受けられる。

また、金融機関側から見た時、事務コストがかかる割には金利が低く設定されており、収益性の観点から敬遠されたり、地元市町村の身近な融資制度を消化してからという意識で後回しにされている現状もあるように聞く。加えて、県の制度融資は、概して融資の際の手続面でも相対的にハードルが高く、融資の迅速性を欠くために、資金需要者からも敬遠されることがあるという。

【意見②】 制度融資の意義の見直しと利用促進に向けて

資金需要の減少、県財政の悪化に伴う保証料補給の困難性など客観的な外部要因から県の制度融資を拡大することの困難性は想像に難くない。一方、既述したような県信用保証協会の財政状態の悪化や制度融資の利用率の著しい低下等が見られる現状を見ると、制度融資の意義そのものを見直す時期に来ていると思われる。【意見③】で後述するように、本来の制度融資の趣旨は企業の延命策への支援機能のみに終始することではないはずである。他の政策金融と同様に、本来当該地域の産業のあるべき姿を目指して金融面から後押しすることを使命とするものといえる。従って、監査人は、県は制度融資の設計者・提供者として、そのような使命に沿った資金需要者の幅広いニーズに適合するメニューを継続的に供給する責務を有していると考えている。民間的思想で言えば、制度に魅力が無くなれば制度を再設計し、「利用しやすい制度」「実際に利用される制度」として提供しなければ、事業そのものの継続が不可能になる。

制度融資と信用保証制度は公的金融の両輪であり、民間金融には手の届かない部分をフォローする重要な役割を担っていると考えることから、もつとメニューを簡素化し、実際に資金需要のあるものに整理統合するとともに、制度融資の対象として相応しい企業を積極的に発掘し制度の利用を促進していくことも重要と考えられる。

イ. 個別の制度融資の検討結果

代位弁済実行一覧リストの中で保証日から代位弁済日までが1年以内と短かった例を抽出した。県の制度融資に関連する概ね直近1年程度の取引の中で、上記の条件に当てはまる例を抜き出したところ4件程度あり、これらについて具体的に検討した。

<事例① A社>

建設関係 売上減少により倒産。代位弁済日 平成18年2月15日 地場産業振興資金(ツル地)

平成17年4月11日の信用保証稟議書では、保証能力について代表者「有」、役員1名「やや有」となっている。しかし、事故が生じた後に作成される保険事故説明書では、保証能力「なし」との記載になっている。当初の信用保証稟議書作成時の保証能力は、十分な調査・検討の上、保証能力「有」と判断されていたのか、疑問を持たざるを得ない。信用保証稟議書には「保証審査評価表」が添付されている。その中では10点満点で10個の項目が評価され、最終的に100点満点で点数が出る。A社は、簿外手形を振り出していたが、「保証審査評価表」の中で経営者に関する人的評価は満点の10点であった。通常の審査業務において、簿外手形を振出す経営者を10点満点と評価する審査業務は不適切・不適合である。金融機関の融資審査を保証審査で再チェックせず、そのまま認めていた印象はぬぐえない。このケースは約10ヶ月で代位弁済となった。

<事例② B社>

建設関係 手形貸付で返済財源工事を特定するも、工事途中で資金不足から手形不渡りが発生し、破産手続となった。

平成17年5月10日の信用保証稟議書では、代表者の保証能力について「有」となっているが、保険事故説明書では、保証能力「なし」との記載になっている。やはりA社同様十分な調査に基づいて判断をしたのか、疑問を感じる。このケースは約5ヶ月で代位弁済となった。

<事例③ C社>

建設関係 財源工事を特定するも甲銀行の手形優先で条件変更前に資金ショートし倒産。

「保証審査評価表」では66点で高い点数とは言えないが、保証承諾されている。このケースは約8ヶ月で代位弁済となった。

<事例④ D氏>

建設関係 本人死亡で、相続人は相続放棄。例外事象の発生である。

短期(6ヶ月)での代位弁済はやむを得ないと考えられる。

なお、この代位弁済実行一覧リストの中で保証日から代位弁済が1年以内と短かった例を抽出する作業の中で、県の制度融資に関連しないその他の融資については、数十件程度、短期間で代位弁済になっている例が発見された。これは取りも直さず、県信用保

証協会の審査業務が形式的なもので、有効かつ十分に機能していなかった恐れがあるものと感じられた。保証承諾から短期間で代位弁済に至った場合、予見できる兆候は無かったのか、金融機関との情報格差は無かったのか等、今後の適正な審査業務につながる反省材料やノウハウを組織的に蓄積している形跡も確認できない。総じて、十分な審査能力を持たない県信用保証協会が、金融機関の融資判断をそのまま鵜呑みにして保証を決定するという実態があるのではないかと印象を禁じえなかった。

③保証審査及び債権管理状況について

(3) ①～(3) ④に記載した平成 18 年度における制度上或いは組織上の変更等を踏まえて、手続を実施した結果、保証料率は評点結果に基づいて適正に決定されていた。

【意見③】 民間金融機関とのリスク分担について

県信用保証協会は公的機関とはいえ、地方公共団体や民間金融機関とは独立した経営体であり、自主自立の経営を目標に、収益・コスト管理とリスク評価を出来る管理体制の構築が求められる。現在、一部手書きによっている代位弁済管理簿については、回収可能性、交渉の状況、保証承諾から代位弁済までの期間、分割返済の合意がある時の入金状況、担保処分などの情報は経営上の根幹となる重要なものであり、システム化が必要不可欠である。

省みれば、平成 17 年度において県信用保証協会に対し、金融機関は合計で 1 億円の基金を負担している。その一方で、県信用保証協会の代位弁済の額は、120 億円である。信用保証協会も保険で填補される部分や担保処分により回収される部分があるため、単純に比較することは出来ないものの、金融機関に対し負担と比較して過分なリスクヘッジが提供されている姿となっているのではないだろうか。民間金融機関の株主や会員が負担金の最終負担者であると考えれば、経済環境が悪化する中で、保証協会すなわち公的機関側の負担が過重になり過ぎた構造になっているように感じられた。この公的機関を最終的に支えるのは地方自治体である。好景気で経済が右上がりの状態では、顕在化されにくい問題点が、不況下で企業の倒産が日常的になった時代に目立つようになっているものとも考えられる。文献にも以下のような記述があり、県信用保証協会の置かれている状況を的確に表しているものと思われた。「金融機関は、通常、信用保証協会よりも個々の中小企業に関する情報を数多く保有しており、貸倒れのリスクが大きいと判断すれば、プロパー貸出ではなく保証付き貸出を選択する傾向がある。このため、協会の保証先に占める信用リスクの高い企業の割合が高まってしまふ(逆選択)。また、保証付き貸出を選んだ金融機関は、協会に貸倒れのリスクを肩代わりしてもらえらるため、貸出先の経営状態を真剣にチェックしなくなる(モラルハザード)。これらは、保証を利用する企業の財務状況の悪化に拍車をかける要因とならう」³。

融資先が破綻した局面においては、利益が相反する金融機関と県信用保証協会であるにもかかわらず、組織体制やリスク管理、信用情報や審査能力の点で金融機関に遅れを

とった県信用保証協会は、負の遺産を背負わされているかのようである。いわば、民間で処理できない不良債権を公的機関に付け替えただけに過ぎず、県経済全体で見れば、「健全な民間金融機関」と「不健全な公的保証機関」とに二極分化されたとも言えよう。その背景には、「銀行がまだ貸すと言うのであれば、県信用保証協会がそれを NO とは言えない」「民間の自由な経済活動の血液を、公的機関が止めることは弱者救済を主眼に置いた伝統的中小企業施策に反する」という暗黙のルールがあったように見受けられる。

地方においては、有力銀行と信用保証協会の協力関係は不可欠なものであるが、他方で適切な緊張関係もまた必要であろう。地域的側面もあるが本県の場合、後者に重きを置く必要が出てきているのではないだろうか。

なお、平成 17 年 6 月に、中小企業政策審議会基本政策部会により「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」(以下、「取りまとめ」という。)が公表されており、その中で、「信用保証協会と金融機関の責任分担の必要性」として、現在の 100%保証ではなく、金融機関に一部の責任を負担させる制度(部分保証制度又は負担金方式)が提言されている。地方公共団体の制度融資についても、この制度の導入が検討されており、検討結果が注目される。

県としては、このような動きを踏まえ、民間金融機関と適切にリスクを分担する方法について早急に検討を進めることが望まれる。

【意見④】 システムに係る内部統制強化の必要性

平成 18 年 9 月以降の県信用保証協会の保証審査体制は、審査結果が優良な対象については審査事務を軽減するとともに、それ以外のところについて重点的な審査を置いている。このように、保証審査プロセスにおいて、審査支援システムによる評価結果が重要な意味を持つこととなった。

これまでも県信用保証協会の実施する内部監査は、所管官庁或いは会計検査院等から、形式的な監査に留まらず、踏み込んだ監査を行うよう指導されてきた。内部監査室は、平成 18 年 6 月 5 日以降専任体制となったが、まだ監査手続等が摸索されている状況であり、監査資料を閲覧したところ、ややもすれば書類の整備状況等の形式面に留まりがちな傾向が見られる。

今般、保証審査システムにおける審査支援システムの比重が重くなったことに伴い、内部監査においても、監査の重点もシフトさせる必要があると思われる。具体的には、システムへの入力適正性、システムによる審査結果のアラームへの対応の適正性、保証審査取組対応表に記載されている対応の妥当性についてサンプリングベースで確認する必要がある。

さらに、民間金融機関において情報システムに係る内部統制制度を強化させている昨今の状況に鑑み、公的金融機関である信用保証協会においても同レベル以上の内部統制

³ 「公的信用保証制度と地域間リスクシェアリング」(深澤映司)(レフテレンス 2006,8(P.86))。

⁴ 「信用金庫監査における共同事務センターの内部統制評価のあり方について」(平成 18 年 7 月 25 日 日本公認会計士協会 業種別委員会研究報告第 5 号)等を参照。

を構築することが必要である。とりわけシステムに大きく依存している現在の保証審査体制においては、将来的にシステム監査を導入する等の措置が望まれる。

【意見⑤】 期中管理の強化

期中管理についても、上記の新しい取組み体制が滞りなく実施されていた。また、「延滞先企業等管理票」による管理状況の文書化も適切に行われていた。ただし、青森市内の巡回・実地調査は後回しになっており（支所を先に巡回している）、平成18年11月以降に予定されているためこれを早急に行う必要がある。

④ 県信用保証協会のあり方（県の支援等）

【意見⑥】 県信用保証協会の経営支援について

経営実績から判断すると、今まさに厳しい経営環境にある県信用保証協会は、財政面への支援よりは、収支面での支援を必要としており、県は県信用保証協会の収支を好転させるための施策を講じる必要があるのではなからうか。具体的には、利用が芳しくない県融資制度を、より使いやすく、金融機関や資金需要者にメリツトのある制度にすることで、県信用保証協会の保証料収入を増加させなければならない。県が継続的に行ってきた出資金制度は財政基礎を強固にするかもしれないが、全て基本財産とされ、資金も拘束されてしまうため、収支を改善する効果は期待できない。また、例えば県融資制度を利用した場合には、保証料を補てんする仕組み（9段階の保証料率を9段階分かを県が負担する、又は一定率を負担する）として、債務者にも直接メリツトをもたらす制度とすれば、利用状況の改善が図られるのではなからうか。さらに、平成17年度末時点での収支差額変動準備金残高が855百万円に減少し、平成18年度上期の厳しい状況を勘案すると、年度経営計画で目標とした当期収支差額△212百万円の実現は難しく、保有株式の益出しを行ってもなお、平成18年度末時点では枯渇する局面も想定しておかなければならない。県信用保証協会がこのような厳しい状況にあることについては、まず第一に県民への情報提供と説明責任を履行する義務があるであろう。仮に収支差額変動準備金が枯渇した場合には「(2)④収支差額変動準備金を取り崩す場合の県信用保証協会監督上の手続」に記載した手続が必要となり、県内中小企業金融に悪影響が生じることが懸念されることから、緊急性や公益性、実効性を総合的に勘案した上で、なるべく早い段階で県信用保証協会の収支を正常化することを目的とした期間を限定した補助制度を創設することも視野に入れる必要があるものと考ええる。

【意見⑦】 地方公共団体との適切な責任分担

【意見⑧】 で記述した取りまとめにおいては、「包括的な運用改善による利用者の利便性向上」、「金融機関との適切な責任分担と協調のあり方」、「持続的な運営基盤の確立」及び「信用補充制度の運営規律の強化と適切な評価」等の課題が示された。示された課題については、現在、全国信用保証協会連合会においてプロジェクトが組まれ対応策が検討されている。

上述の取りまとめの中で、地方公共団体と保険制度との責任分担、地方公共団体と信用保証協会との責任分担の見直しの必要性が指摘されている。

取りまとめでは「当該融資に係るリスクの多くが信用補充制度によって負担されており、保険収支に影響を与えることに鑑みれば、事故率の高い制度融資については、その有効性につき十分な検証を行うべきである」としている⁵⁾。

県信用保証協会について過去5年間の代位弁済率を調べたところ、代位弁済率は制度によって偏りは少ないものの、表4-1-15のとおり、平均で保証残高の約3.65%という高い率となっている。この高さは県の地域的特性ともいえる可能性もある。

表4-1-15 県の制度融資の種類別代位弁済率

貸付金制度	平均代位弁済件数・金額 (過去5年)		平成17年度末保証残高		代位弁済率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
長期経営安定資金	61	909,071	1,710	18,974,118	3.58%	4.79%
地場産業振興資金	8	141,385	161	2,812,605	5.09%	5.03%
商店街空き店舗利用資金	1	8,402	24	225,054	3.33%	3.57%
創業支援資金	0	0	89	3,785,474	0.00%	0.00%
経営革新支援資金	0	0	15	371,783	0.00%	0.00%
セーフティネット資金	28	301,873	3,279	28,453,201	0.86%	1.06%
ふるさと新生産業ハブ資金	0	0	3	90,436	0.00%	0.00%
中小小売業等振興資金	0	0	7	84,184	0.00%	0.00%
その他	179	1,649,307	4,178	32,023,719	4.29%	5.15%
合計	278	3,010,038	9,352	82,508,697	2.97%	3.65%

(注) 貸付制度が統合されているため、県制度融資の種類別に正確に代位弁済率を把握することが困難であることから、現在の名称以前の貸付制度については「その他」に含めている。

次に、県内中小企業融資における県信用保証協会のシェアを調査した結果は表4-1-16のとおりである。

表4-1-16 県内中小企業貸出推計からみた保証協会シェアの推移
(単位：億円)

年度	平成16年度	平成17年度
貸出残高	17,245	16,503
うち県信用保証協会扱い分	3,511	3,206
県信用保証協会のシェア	20.49%	19.49%

(注) 県内の中小企業者向けの貸出し統計がないため、県信用保証協会の貸出調査額により推計したもの。

⁵⁾ 「信用補充制度のあり方に関するとりまとめ」(平成16年6月 中小企業政策審議会基本政策部会) 23頁。

表 4-1-16 に示すように、県信用保証協会の浸透率は 20%前後と、全国平均 12%⁶を大きく上回っている。以上のように、県信用保証協会の県内中小企業融資における役割が大きいこと、県制度融資に係る代位弁済率が高いこと、県信用保証協会の保証残高のうち保証料率が他の料率より低い県制度融資に係る保証残高は 25%を超えており県信用保証協会の経営に重要な影響を及ぼしていること等を考慮すると、県としては県信用保証協会を責任をもって支援していく必要があるものと考えられる。

現状では、県制度融資は県の政策的な判断に基づいて実施されているにも拘らず、保険でカバーされない保証額の 2～3 割部分について県は損失補償を行っていない。県の県信用保証協会に対する支援は、「(1) ②エ、県からの財政援助」に記載したように補助金と基金造成に留まっている。これらの有効性については否定するものではないが、その十分性については検討を要する。【意見⑨】で記述した県保証協会の財政状態悪化からの経営支援の必要性に加えて、現状の仕組みでは県は制度設計・運用責任者としての十分な責任を果たしていない可能性があることから、県信用保証協会に対する支援策のあり方を再検討することが望まれる。

【意見⑧】 県信用保証協会の改革と経営努力について

県信用保証協会や中小企業を取り巻く経済環境が変化する中で、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するためには県信用保証協会自身の改革が社会から要請されていることから、県信用保証協会は中期事業計画の中で今後 3 年間の業務運営方針を定めた。

〈業務運営方針〉
(i) 経営支援・再生支援体制の整備・強化
(ii) 保証制度の多様化・柔軟化への対応
(iii) 政策保証の推進
(iv) 利便性の向上に向けた努力
(v) 新保証料体系と金融機関との責任共有制度導入に伴う影響把握
(vi) 期中管理の充実・強化
(vii) 回収の合理化・効率化
(viii) 制度改革に係るシステム対応等

この方針に沿って、「顔の見える協会」を目指し、県内中小企業金融の信用補完機関として健全で透明な経営体へ成長することを期待するものである。【意見⑩】で先述した県の積極的支援策は、県内経済状況の現状や県信用保証協会の現状分析を踏まえた緊急避難的なものに留まるべきものと考ええており、基本的には適切なガバナンスと内部統制組織の下、【意見⑦】で述べたように、地方公共団体と民間との適切な責任分担の下で、自主自立の経営を志向するべきと考える。地方公共団体の中小企業施策は、直面する経済環境や、景気の局面に応じて、弾力的かつ機動的に発動することが有効だと考えるから

である。【意見③】で述べた「取りまとめ」を受けて、平成 19 年 10 月から導入が予定されるといわれる金融機関との責任共有制度は、県信用保証協会の経営に対して明暗両面のインパクトを与えるものと推測される。責任共有制度の趣旨に沿う形で、県信用保証協会の社会的存在意義をさらに高めるためにも、これまで以上に自主自立を目標に掲げた経営努力を期待するものである。

6. 青森県商工会議所連合会補助金

(1) 概要

①目的

県内 7 商工会議所の活動の充実強化を促進し、本県商工業の振興を図るため、青森県商工会議所連合会（以下、「商工会議所連合会」という。）が行う事業に対して県単独の補助金を交付するものである。

商工会議所連合会の概要は以下のとおりである。

〈商工会議所連合会の概要〉

設立	昭和 25 年 5 月 1 日
所在地	青森市橋本二丁目 2-17 (青森商工会議所内)
目的	県内商工業界の公正な世論を結集し、その実現に努め各地商工会議所及び各種経済団体の緊密な連絡を促進してその機能を昂揚し、総合的に商工業の改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。
役員	会長 1 名、副会長 2 名、理事 4 名、監事 2 名
職員	青森商工会議所職員 3 名が兼務
会員	7 商工会議所

②事業内容

補助対象事業として、職員研修会の開催、商工業に関する調査、講習会の開催がある。

③事業実績

昭和 36 年度に開始され平成 22 年度が終期である。過去 3 年間の補助金額の推移及び平成 18 年度予算は表 4-1-17 のとおりである。

表 4-1-17 補助金額の推移(平成 15 年度～平成 17 年度及び平成 18 年度予算)

	(単位:千円)			
年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度予算
補助金額	1,900	1,800	1,644	1,528

⁶ 脚注 5 と同じ文献 4 頁。

また、平成17年度の補助対象経費の総額と補助金額は表4-1-18のとおりである。

表4-1-18 補助対象経費と補助金額内訳

内容	補助対象経費	補助金額
職員研修の開催	236	113
商工業に関する調査	2,225	1,051
講習会の開催	1,001	480
合計	3,464	1,644

(単位:千円)

(2) 実施した手続
交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの補助金に係る一連の関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 補助対象経費の範囲について

表4-1-18で示した経費は、形式的には交付要綱上補助対象経費に該当するが、任意団体である商工会議所連合会に対してこのような事業の補助を行うことの妥当性については以下の理由から疑問が残る。

内 容	理 由
職員研修会の補助	研修の内容からして、本来受講料により参加者が負担すべきものであり、受益者負担の原則に照らし県による補助は妥当ではない。
商工業に関する調査	平成17年度はIT・フロンティア活用調査(調査費1,087,600円)とモデル賃金調査(調査費1,137,875円)を実施している。両調査とも外部に委託している。そもそも商工会議所連合会の人員は青森商工会議所の職員が兼務しており、商工会議所連合会が外部に委託してまで独自の事業を展開し、その補助金を請求する意義は乏しい。なお、モデル賃金調査については第二部第4「7. 情報提供事業会計」の項を参照して頂きたい。
講習会の開催	青森、弘前、八戸の各商工会議所に対して、異なるテーマの講習会開催に定額の支払が行われている。交付要綱では「連合会主催の」講習会につき補助対象経費としているが、各商工会議所が主催した講習会に対して商工会議所連合会が補助をしているかの概を呈している。そもそも商工会議所連合会の人員は青森商工会議所の職員が兼務しており、商工会議所連合会が独自に事業を展開して、その補助金を請求する意義は乏しい。

【意見②】 商工会議所連合会の決算書について

現在、商工会議所連合会は収支計算書のみを作成し、貸借対照表及び財産目録を作成していない。商工会議所連合会の定款には決算報告に関する作成書類を規定する項目が一切ない。県は県内金融機関等と連携して平成19年5月に県内企業の新規事業や起業化を後押しする目的で、20億円程度の地域フ렌ド（仮称）あおもり産業育成フレンド」の創設を計画中である。この計画では、商工会議所連合会が、中小企業等投資事業有限責任組合の設立や運営者の募集等に当たってのコーディネーター役を果たすことが予定されている。このような重要な役割を果たす上では、商工会議所連合会は財政状態の健全性を維持するとともにこれらを積極的に開示し、財務面での透明性を確保する必要がある。そのためには、貸借対照表や財産目録といったストック情報も含めて、今後は定款に決算報告書類を明記した上で、決算日現在の財政状態を明瞭に開示する必要があると考える。

【意見③】 補助金の検査確認について

交付要綱には実施報告書の提出を求めるのみで事後検査に関する記載がないため、補助金の検査確認が行われていない。補助金が交付目的に従って適切に使われたことを確認するためには、実施報告書の検討のみでは不十分であり原始証拠との突合せも必要である。

7. 小規模事業経営支援事業費補助金

(1) 概要

①目的
地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するために、商工会議所、商工会等が行う経営改善普及事業及び青森県商工会連合会（以下、「商工会連合会」という。）が行う商工会指導事業に対して補助するものである。

②事業内容

補助対象事業は経営指導員等補助対象職員の設置費、指導事業費、資質向上対策事業費、経営指導推進費、小規模事業施策普及費、若手後継者等育成事業費、地域振興推進事業費、広域連携等対策事業費、経営安定特別相談事業費、情報ネットワーク化等推進事業費と多岐にわたる。国及び県の負担割合は県100%（一部50：50）であり、昭和46年度に開始され平成22年度が終期である。

③事業実績

過去3年間の県補助金額の推移及び平成18年度予算は表4-1-19のとおりである。

7 概要を「9. 青森県商工会連合会活動運営費補助金」に記載した。

表4-1-19 補助金の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
補助金総額	2,129,200	2,021,112	1,985,611	1,928,291
うち県補助額	1,887,376	1,798,218	1,764,344	1,928,291

(注) 平成18年度より国の補助金が廃止され県が全額を補助することとなる。それにより、補助対象や補助単価は県の裁量の範囲内となる。

平成17年度の本補助金総額1,985,611千円のうち、人件費関連支出が1,772,828千円を占める(89.28%)。内訳は表4-1-20のとおりである。

表4-1-20 補助金のうち人件費関連支出の内訳

	(単位:千円)
人件費(注1)	1,366,652
特別調査研究費(注2)	27,222
福利環境整備費(注3)	73,009
記帳指導員謝金	22,215
嘱託専門指導員謝金	25,920
特別研究指導費(注4)	10,342
事務局長設置費(注5)	247,466
合計	1,772,828

(注1) 経営指導員、専門経営指導員、補助員、記帳専任職員がおり、それぞれに俸給、扶養手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費が支払われている。

(注2) 経営指導員及び補助員に対する手当。

(注3) 退職金の負担。

(注4) 管理職手当。

(注5) 事務局長の人件費。

以上のことから、補助金のうち約9割が商工会議所、商工会及び商工会議所連合会の職員もしくは外部専門員の人件費負担であることがわかる。なお、以下では、本補助金の交付先である商工会議所、商工会及び商工会連合会を総称して「商工会等」と称す。

(2) 実施した手続
交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

①補助金の適正性について

【意見①】人件費負担一設置基準について

経営指導員、専門経営指導員、補助員、記帳専任職員、事務局長については国の設置基準をベースに商工会等に人員が設置されている。設置基準と実数の比較表は表4-1-21のとおりである。

表4-1-21 人員設置基準と実数比較

区分	経営指導員	専門経営指導員	補助員	記帳専任補助員	事務局長
定数(合併)	130	3	76	127	57
定数(本則)	122	3	67	122	50
実数	132	3	76	90	57

(注) 定数(合併)は合併による定数緩和措置を意味する。定数(本則)は合併緩和措置のない場合の定数を意味する。

表4-1-21で示すように、実数は定数と乖離している。県及び商工会等としては、人員の配置が設置基準に準拠しているかどうかの検討に加え、設置基準そのものの妥当性の検討も必要である。現状では、記帳専任補助員が定数を大幅に下回っているが、インターネットにより基本的な情報収集が可能となり、廉価な会計ソフトが出回るようになって今日、事業者が外部に求めるニーズは高度化・専門化し、基本的な経営指導や記帳中心の指導に対してのニーズは今後減少していくものと考えられる。

【意見②】補助額の算定について

商工会議所連合会が作成している「モデル賃金調査」によると平成16年度及び平成17年度における県内労働者に対する年間賞与の支給状況(業種平均)は表4-1-22のとおりである。

表4-1-22 県内労働者に対する年間賞与の支給状況(業種平均)

地域	平成16年度	平成17年度
青森	3.14	3.03
津軽	2.29	2.38
南部	2.50	2.49
むつ	1.86	1.57
平均	2.46	2.46

商工会等の職員の賞与に対しても補助金が交付されており、その補助金の計算は4.4ヶ月をベースに算定されている。各商工会等がそれぞれの職員にどれだけの賞与を支給するかは自由であるが、県の補助金交付にあたっては県内平均を参考とする必要があると考える。なお、商工会等が職員に対して実際に支給した額に占める補助金交付額の割合は77.9%である（＝賞与の補助金額340,109千円/賞与の実際支給額436,039千円）。

また、住宅手当についても県内平均と補助額について格差が見受けられる。「モデル賃金調査」によれば平成17年度の住宅手当の支給実績は表4-1-23のとおりである。

表4-1-23 住宅手当の支給実績(平成17年度)

雇用する従業員規模	平均支給額									
	借家			持ち家						
	世帯主	単身者	世帯主	単身者	世帯主	単身者				
16年度	平成	17年度	平成	16年度	平成	17年度	平成	16年度	平成	17年度
1～10人	14,523	14,493	16,071	15,550	12,750	11,063	10,000	10,833		
11～50人	18,474	21,318	15,105	16,679	11,709	9,120	10,153	9,471		
51人以上	17,402	23,251	14,431	19,253	11,726	10,591	8,846	7,335		
全規模	17,356	20,566	15,007	17,254	11,838	9,980	9,645	9,071		

一方、商工会等の職員の対しては一律(3,800円×設置月数12ヶ月×0.5=22,800円)が交付されている。商工会等がそれぞれの職員にどれだけの住宅手当を支給するかは自由であるが、県の補助としては県内平均を参考とする必要があると考える。なお、商工会等が職員に対して実際に支給した額に占める補助金交付額の割合は61.0%である（＝住宅手当の補助金額7,179千円÷住宅手当の実際支給額11,767千円）。

なお、俸給については学歴及び性別、扶養手当については扶養者数のデータの相違により単純比較ができなかった。また通勤手当、寒冷地手当、超過勤務手当についてはモデル賃金調査においてデータがないため比較ができなかった。

【意見③】嘱託専門指導員について

事業者のニーズが高度化・専門化した状況においては、各々の団体がそれぞれフルメンバーの支援体制を整えることは財政的に非効率である。指導員や専門家については同一地域であれば一つの団体に集中的に配置すること、もしくはお互いの得意分野についてネットワークや紹介制度を活用するのが望ましいと考える。類似するものとして、青森商工会議所の専門経営指導員及び嘱託専門指導員、センターのプロジェクトマネージャ及び外部専門家がある。これらの団体と協働関係を築き、その保有する専門的ノウ

ハを利用することも検討に値する。厳しい財政事情の下、効率的かつ効果的な資源配分が望まれる。

【意見④】合併について

商工会連合会の指導の下で商工会の合併が進んでいる(平成17年4月1日に53あった商工会の数は平成18年6月末で48に減少し、平成19年4月に更に2つの合併が予定されている)。平成14年度の段階で合併推進のためのプログラムが策定され、それによれば合併のメリット・デメリットは以下のとおりである。

〈商工会合併のメリット・デメリット〉

メリット	デメリット
<p>重点的補助事業による基礎整備の確立</p> <p>サービスの高度化・多様化</p>	<p>経営指導員と事務局職員の増加により質の高い経営相談が可能となる。市町村を越えた会員交流により新たな取引先とのビジネスチャンスが拡大する。</p> <p>重点的な補助事業が可能となり、大規模な資金を必要とするプロジェクトの実施が可能となる。</p> <p>専門的で高度な支援サービスの提供が可能になる。</p> <p>多数の職員による競争意識の醸成等支援レベルの向上。</p> <p>会員サービス水準は高く、会費負担は低くなること期待できる。</p> <p>交代勤務により窓口開設時間の延長、土日の交代勤務が可能となる。</p> <p>小規模商工会では実施困難な街づくり推進など個性ある商工会事業の展開が可能となる。</p>
<p>広域的視点に立った街づくりと事業展開</p> <p>地域のイメージアップと総合的活力の強化</p>	<p>より広い視点から地域振興・経済振興のための提言ができる。</p> <p>後継者対策・観光振興など調整取組みを必要とする課題に関する事業を有効に展開できる。</p> <p>大きな商工会ができることにより地域の存在感や格の向上とイメージアップにつながる。企業進出や若者の定着、プロジェクトの誘致が期待できる。</p> <p>地域の総合力が向上し、全体的な成長力や困難を乗り越える力が強くなる。</p> <p>管理部門の効率化が図られ、会員サービス部門が手厚くなる。</p> <p>三役や理事、各種委員会の委員、事務職員の効率化が図られ経費の低減となる。</p>
<p>会員サービスの低下</p> <p>役員ポストの減少</p> <p>利便性の低下</p> <p>財政支援の減少</p>	<p>合併により職員数が減ることで会員サービスが低下する恐れがある。</p> <p>役員意識の低下。</p> <p>商工会までの距離が遠くなり利便性が低下する。</p> <p>補助金が減少する。</p> <p>市町村側における財政支援意識の希薄化。</p>

全般的にメリットは会員の側に立ったものであり、デメリットは組織維持の側に立ったものと見て取れる。誰のための商工会かという原点に立てば合併を推進すべきことは明らかである。人員削減に対する抵抗が合併を妨げる最大の要因と考えられるが、民間企業であればニーズもないのに人員を抱えておくはずもない。職員一人一人が会員に必要とされるかどうかの問題であり、このような危機感を常に持って、新たな知識の習得や新サービスの提供に努めることが求められる。商工会合併については、商工会連合会が主体となって今後も積極的に推進していくと思われ、補助金を交付する県も指導的立場でこれをサポートする協働体制が必要である。また、職員の雇用対策の観点からは、一定期間の緩和措置は引き続き必要であろう。

【意見⑤】 補助対象事業費の範囲について

事業費の中には実質的な人件費が混入している。人件費を調整した後の実質事業費は表4-1-24のとおりである。

表 4-1-24 補助対象経費内訳

対象	人件費補助	事業費補助	特別調査人件費		福利環境整備費
			特別調査人件費	福利環境整備費	
7商工会議所	343,609	130,785	7,328	18,720	
53商工会	876,946	368,224	18,894	46,607	
商工会連合会	146,096	119,947	1,040	7,681	
合計	1,366,652	618,957	27,222	73,009	

(単位:千円)

特別研究指導費	事務局長設置費	記帳指導員謝金	専門指導員謝金	実質事業費
3,264	17,108	4,191	4,320	75,853
5,508	230,358	18,023	0	48,872
1,570	0	0	21,600	88,055
10,342	247,466	22,215	25,920	212,781

各商工会議所で同様の調整を加えた結果は表4-1-25のとおりである。

表 4-1-25 各商工会議所における実質人件費及び実質事業費

商工会議所名	青森	弘前	八戸	五所川原	黒石	十和田	むつ
実質人件費	107,327	62,036	79,292	37,908	37,073	38,996	35,910
実質事業費	36,042	9,008	15,902	2,059	3,810	6,072	2,961

(単位:千円)

(注) 青年部・女性部の活動にかかわる補助金13,958千円は主幹事である青森の事業費に計上されている。経営・技術強化支援事業にかかわる補助金4,022千円は主幹事である八戸の事業費に計上されている。

監査においては、全7商工会議所、商工会連合会、補助金額3,000万円超の商工会を抽出した。監査の結果、以下の補助対象経費については、その範囲について見直しの余地があると考えられる。

補助対象経費	内容
車両の購入(指導事業費)	指導用の車両と広報用の車両がそれぞれ別々に補助対象となっている。過大な補助と考える。
青年部・女性部活動推進費(若手後継者育成事業)	大分で開催された商工会議所全国大会につき参加者一人当たり59,000円の旅費補助を行っている。参加人数50人、参加が必須な者についてはおもかく、一般会員についてこれだけの補助が果たして必要なのであるうか。また、事業報告書には収支が記載されていない。
むらおこし事業費(地域振興推進事業費)	事業費のうち外部講師の講師料が高額なものとなっている。商工会等は独自の謝金規定を設けており、商工会等の判断で支給することは自由である。しかし県は県の謝金規定を設けているのであるから、商工会等の謝金規定に沿って補助する必要はないと考える。本事業は委託事業ではないからである。

上記のむらおこし事業費に関係する商工会等が平成17年度に実施したむらおこし事業の内容等は表4-1-26のとおりである(出典:県担当課作成資料)。

表 4-1-26 商工会等別むらおこし事業の内容等(平成17年度)

	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	十和田市	むつ市
所要額	7,827	2,384	4,520	2,222	2,415	1,386
補助金額	7,296	2,344	4,481	2,200	2,400	1,130
内容 (創業・経営革新講座) (その他)	4回 大型店対策 会議4回 ハコヨ研修 28回	6回	6回	7回	7回	0回
						ハコヨ研修 17回

(単位:千円)

商工会等	鯉ヶ沢	中泊	上北
所要額	1,178	923	679
補助金額	1,100	919	650
内容(ハコヨ研修)	10回	10回	5回

むらおこし事業費総額 25,959 千円（上記のほか南郷、三戸でも実施している）のうち、県はほぼ全額の 24,800 千円を補助している。

上述のように本補助金に係る補助対象経費については、その範囲について適正でないと考えられるものが見られるため、それらの見直しが必要である。

【意見⑥】 事業費補助金の効果について

以下の補助についてはその効果が曖昧である。一般論として広報や広告宣伝というものは効果を測定することが難しいものである。しかしながら、補助金を交付する以上、具体的な成果や結果を把握し、補助事業を継続するか廃止するかを意思決定する必要がある。

大都市における経営改善普及事業の啓発を図るためのラジオ及びテレビ CM の制作費、放送費及び新聞雑誌等への広告費などを対象としている。平成 17 年度補助実績 3,050 千円（補助対象金額 3,060 千円、青森商工会議所）。広告効果が明確ではなく補助対象として見直しの余地がある。なお、平成 17 年度における各商工会議所の会員数及び組織率は以下のとおりである。

（単位：件、％）

商工会等	青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	黒石市	十和田市	むつ市
会員数	4,004	3,462	4,220	1,362	972	1,529	1,250
組織率	26.1%	37.5%	34.1%	53.6%	52.0%	50.7%	51.4%

（出典：県担当課作成資料）

平成 17 年度における各商工会議所の作成枚数は以下のとおりである。上記の会員数や組織率と何ら相関関係がみられない。無駄に作成・配布していないかどうか疑問がある。在庫については現地調査の際にチェックする必要がある。

（単位：枚）

商工会等	青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	黒石市	十和田市	むつ市
パンフレット	3,000	20,650	16,700	22,045	10,050	3,050	—
ポスター	（注）295,600	—	540	—	—	1,600	7,780

（出典：県担当課作成資料）

（注）うち 292,600 枚は広告を掲載した新聞の配布部数。

【意見⑦】 事業費補助金の透明性について

以下の事業費については、補助対象となる活動記録等が残されておらず、透明性の観点から問題と思われた。

ア．金融指導事務費（指導事業費）

ペル経融資の幹旋にかかわる補助である。平成 17 年度補助金額は表 4-1-27 のとおりである。

表 4-1-27 商工会等別補助金（平成 17 年度）

（単位：千円、件）

商工会議所	青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	黒石市	十和田市	むつ市
金融指導事務費	1,585	1,045	1,375	412	304	473	338
幹旋件数	123	118	77	47	41	32	53

商工会	鯉ヶ沢	つがる市	深浦町	中泊	三沢	上北	五戸
金融指導事務費	170	481	241	187	319	165	245
幹旋件数	20	37	21	30	20	17	10

（出典：県担当課作成資料）

審査会の活動の記録が残されておらず、支出内容が不透明である。

イ．小規模企業振興委員活動費（経営指導推進費）

小規模企業振興委員に係る謝金や交通費などである。平成 17 年度補助金額は表 4-1-28 のとおりである。

表 4-1-28 小規模企業振興委員活動費

（単位：千円）

商工会議所	青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	黒石市	十和田市	むつ市
振興委員活動費	1,587	977	1,266	256	183	399	254

商工会	鯉ヶ沢	つがる市	深浦	中泊	三沢	上北	五戸
振興委員活動費	—	—	—	—	254	—	—

（出典：県担当課作成資料）

委員の活動記録が残されておらず、支出内容が不透明である。加えて補助効果も不明である。

ウ．経営安定特別相談事業費

十和田市商工会議所において実績がないにもかかわらず補助金が交付されている。成果が出る前に倒産するなど実績に至らないケースがあるとの説明を受けたが、商工会議所の支出の推移が、4 月～12 月までの支出額 675 千円に対し 1 月～3 月までの支出額 680 千円となっており、予算消的な使い方になっていないか、十分に注意が必要である。

結論として、ア～ウについては、補助金の用途等について明確な記録を残し、透明性を確保する必要がある。

【意見⑧】 補助金の算定方法について
 以下の補助金については、下記理由によりその算定方法の妥当性に疑問が残る。具体的には、人件費補助でないにもかかわらず、事業活動と無関係に指導員の数に応じて補助金を交付する仕組みとなっている。

事業費名	理由
金融指導事務費 (指導事業費)	補助金額は(補助単価×経営指導員の設置数)で算定されている。審査会の開催回数や幹旋件数とは無関係である。
講習会等開催費 (指導事業費)	補助金額は(補助単価×経営指導員及び専門経営指導員の設置数)で算定されている。講習会の開催回数とは無関係である。
指導旅費及び研修旅費 (旅費)	補助金額は(補助単価×経営指導員及び専門経営指導員の設置数、研修旅費は更に3を乗じる)で算定されている。実際の参加実績とは無関係である。
指導事務費及び調査研究費 (事務費)	補助金額は(補助単価×経営指導員及び専門経営指導員の設置数)で算定されている。事務費は会員数に比例すると考える。設置基準そのものは会員数をベースとしているが、設置基準を超過している商工会もあり、指導員の数をもとに算定するのは妥当性に疑問が残る。

県は、実際のニーズに基づいて適切な算定基準で補助金を算定する仕組みを整えることが必要であると考える。人員に応じて補助金を算定するのは簡便であるが、人員の削減がそのまま組織の財政基盤を損なう仕組みになっている限り、組織として人員を整理削減するインセンティブは生じないであろう。このことは合併を阻害する要因にもなりうる。逆に、実際のニーズに基づいて適切な算定基準で補助金を算定する仕組みがあれば、過大な人員を抱えるリスクは自発的に減少する。本来有るべき姿を念頭に置きながら補助金交付の仕組みを構築することが県の役割である。

②補助金交付先の財務内容について
 【意見⑨】 商工会等の財務内容について
 ア. 決算処理について

各商工会の決算書を閲覧したところ以下の問題が認められた。なお商工会等の決算書に対する監査手続は一切実施していない。

(i) 本来積立金もしくは準備金で計上すべきものを引当金(負債)として計上しているものがあつた。

(ii) 固定財産勘定の残高が(固定資産-固定負債)の残高と一致しないものがあつた。

イ. 財務状況の比較について

各商工会議所の積立金及び剰余金の比較表は表4-1-29のとおりである。

表4-1-29 商工会議所別積立金及び剰余金(平成17年度末現在)

(単位:千円)

商工会議所	青森	弘前	八戸	五所川原	黒石	十和田	むつ
積立金	172,189	39,527	168,391	—	87	5,545	5,300
剰余金	446,335	659,719	349,969	387,866	17,288	9,715	44,142
うち固定財産	376,689	635,754	324,940	377,722	4,927	4,522	33,318

(出典:各商工会議所の決算書から抜粋)

(注) 貸借対照表の数値をそのまま利用しており、監査手続は一切実施していない。

各商工会の平成17年度の収支状況は表4-1-30のとおりである。

表4-1-30 各商工会収支差額(平成17年度)

収支差額	数
200万円超	7商工会
100万円超 200万円未満	9商工会
100万円未満	34商工会
マイナス	3商工会

(注) 単年度収支は引当金繰入前の数値である。

商工会等の財政基盤はさまざまである。全ての商工会等に対して同じ補助対象経費の範囲で、同じ補助単価を用いて補助金を交付することの妥当性について考え方を整理する必要があるのでないか。同じ条件で交付することが公平との考え方は一理あるが、限られた財政資金を効率的に配分するためには現在の画一的な配分方法が適切かどうかについて検討の余地があると考える。

8. 地域中小企業支援センター運営事業費補助金

(1) 概要

①目的

小規模事業者の創業や経営革新等を重点的に支援するため、地域中小企業支援センターが行う窓口相談事業、情報提供事業に対して補助するものである。

②事業内容

補助対象事業として、窓口相談事業、情報提供事業がある。負担割合は国と県それぞれ50：50である。平成12年度に開始され平成22年度が終期である。

③事業実績

過去3年間の県補助金額の推移及び平成18年度予算は表4-1-31のとおりである。

表4-1-31 県補助金の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
補助金総額	55,192	50,373	42,540	17,445
うち県負担額	27,596	25,187	21,270	17,445

(注) 平成18年度より国の補助金が廃止され県が全額を補助することとなる。

なお、青森地区、津軽地区、南部地区、下北地区、上十三地区、西北五地区の6地区のうち、青森地区、下北地区、上十三地区については平成18年度より国の受託事業であるシニアアドバイザーセンターに移行した。

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項はなかった。

9. 青森県商工会連合会活動運営費補助金

(1) 概要

①目的

商工会の事業活動の充実強化を図り、本県商工業の振興を促すため、青森県商工会連合会の活動費に対して補助する県単独の補助金である。

青森県商工会連合会の概要は、以下のとおりである。

(青森県商工会連合会の概要)

設立	昭和36年11月28日
所在地	青森市新町二丁目8-26(火災共済会館5階)
役員	会長1名、副会長3名、理事19名、監事3名
補助対象職員	商工会指導員9名、専門経営指導員12名、補助員8名、合計29名
会員	53商工会

②事業内容

補助対象事業として、商工会連合会運営事業費、小規模事業対策特別推進事業費、商工会活動事業費がある。昭和49年度に開始され平成27年度が終期である。

③事業実績

過去3年間の補助金額の推移及び平成18年度予算は表4-1-32のとおりである。

表4-1-32 補助金の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
補助金額	17,005	16,023	13,775	13,568

平成17年度の補助対象経費の総額と補助金額は表4-1-33のとおりである。

表4-1-33 平成17年度補助対象事業経費と補助金額

事業名称	補助対象経費	補助金額
商工会連合会運営事業(注1)	1,947	742
小規模事業対策特別推進事業(注2)	11,893	2,693
商工会活動事業(注3)	10,340	10,340
合計	24,180	13,775

(注1) 各商工会の職員を対象とした研修会に係る費用である。

(注2) 商工会連合会の賃料、人件費の補助である。

(注3) つがる市、西目屋村、鵬野沢村、平館村の各商工会の事務局長の人件費である。

(2) 実施した手続
交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 補助対象経費の範囲について
交付要綱上は補助対象経費に該当するが、下記理由により、以下の補助を行うことの妥当性に疑問が残る。

事業名	理由
商工会連合会運営事業	各商工会の職員を対象とした研修会の開催にかかわるものが含まれている。本来受講料により参加者が負担すべきものであり、受益者負担の原則に照らし県による補助は妥当ではない(各商工会にも研修会の参加に対して補助金が交付されている)。
小規模事業対策特別推進事業(注1)	内容は商工会連合会が賃貸している施設、会議室、駐車場及び常勤役員(県OB)の人件費である。補助金で県退職者の役員報酬を負担することの妥当性には疑義がある。特に【意見②】のとおり、商工会連合会は運営費補助を受けながらも利益留保性の引当金を計上している。
商工会活動事業	内容は商工会の事務局長の人件費である。事務局長の人件費は小規模事業経営支援事業費として、県から直接各商工会に対して補助金が交付されているが、国の基準を充足していない商工会について連合会を通じて交付するものである。人件費負担は非常に大きなものとなっている。

(注1) 内訳は以下のとおりである。

内訳	事業費	うち補助金
指導施設借上料	2,540	
会議室借上料	2,336	
指導車両駐車料	631	
常勤役員設置費	6,385	
合計	11,893	2,693

(単位:千円)

【意見②】 商工会連合会の決算書について

システム開発引当金 8,000 千円及び財政調整引当金 23,500 千円を負債計上している。財政調整引当金については、「今後商工会が半減することも見込まれ、今後5年程度の安

定的な事業運営のために準備している」(引当金についての内容を連合会から入手したものの)ものであり、平成17年度は3,500千円を繰入れている。これは利益留保性の引当金であり、実態は積立金である。既述のとおり、商工会連合会には県の補助金が交付されており、このような利益留保性引当金を計上する余裕のある団体である事実について県は十分認識し、次年度以降の補助金の削減を検討するべきである。

【意見③】 補助金の検査確認について
交付要綱には実施報告書の提出を求めるのみで事後検査に関する記載がない。その結果現地調査が行われていない。補助金が適切に使われたかどうかは実施報告書の検討のみでは不十分であり原始証拠との突合せも必要である。

1.0. 青森県中小企業団体中央会補助金

(1) 概要

①目的

青森県中小企業団体中央会(以下、「中央会」という。)の職員24名(指導員16名、職員8名)に係る人件費の補助及び中央会が中小企業の組織化を促進するために行う事業に対する補助である。下記の補助対象事業のうち、人件費については平成10年度より、事業費については、平成18年度より国庫補助額は廃止されており、県単独の補助金となっている。但し、現在、財源については地方交付税により県に交付されている。昭和45年度に開始され平成27年度が終期である。中央会の概要は、以下のとおりである。

〈中央会の概要〉

設立	昭和30年11月30日
所在地	青森市本町二丁目9-17
目的	組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援、金融・税制・労働問題などの中小企業の経営相談を行う目的で、中小企業団体の組織に関する法律により、中小企業の組合等を会員として設立された公益性の高い特別認可法人である。
役員	会長1名、副会長5名、理事26名、監事5名
職員	指導員16名、職員8名
会員	611組合(平成16年4月1日現在)

②事業内容

- (i) 人件費補助
- (ii) 事業費補助
 - ・指導員等の資質の向上を図る事業
 - ・地域産業実態調査事業
 - ・組合活性化情報提供事業
 - ・中小企業連携組織支援事業等

③実績

過去 3 年間の補助金額の推移及び平成 18 年度予算は表 4-1-34 のとおりである。

表 4-1-34 補助金額の推移(平成 15 年度～平成 17 年度及び平成 18 年度予算)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度予算
補助金総額	177,041	165,621	166,044	—
うち県補助額	153,918	146,676	147,100	165,545

(単位:千円)

(2) 実施した手続

担当者に概要を質問し、補助金交付要綱、申請書、実績報告書等関連文書を開覧した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 実績報告書の様式について

実績報告書を査閲したところ、一人別の人件費の内訳や実施した事業を説明する文書はあるが、平成 17 年度に国、県から交付された補助金総額 166,044 千円がどのように使われたかを一覧性を持って明瞭かつ容易に分かる文書がなかった。これは県が交付要綱の中で、そのような文書を様式の中の構成文書の一つとして求めていないことに起因する。

実績報告書の様式を考案する際には、個別の支出明細の合計が最終的に補助金額に結びつくような誰が見ても分かりやすい一覧性のあるフォーマットを加え、その項目を個別に説明する様式の体系にすべきである。

1.1. 建設業ニュービジネス展開促進モデル事業費補助金

(1) 概要

①目的

建設業の構造転換を推進するため、中央会が行う新規事業を展開することを目的とした事業協同組合(以下、「組合」という。)の設立支援に要する経費及び組合の設立に要する経費につき中央会が補助するのに要する経費について、中央会に対し、「建設業ニュービジネス展開促進モデル事業費補助金を交付するものである。つまり、「事業協同組合」を活用し新たな事業を展開しようとする建設関連企業のうち、特に他のモデルとなりうるものに対し経費の一部を補助するものである。補助対象事業として、事務所開設及び運営に係る経費、開業に係る経費がある。県単独の補助金であり、平成 17 年度に開始され平成 18 年度が終期である。

②実績

平成 17 年度の補助金額及び平成 18 年度予算は表 4-1-35 のとおりである。

表 4-1-35 補助金額(平成 17 年度及び平成 18 年度予算)

(単位:千円)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度予算
補助金額	995	2,725

(2) 実施した手続

担当者に概要を質問し、補助金交付要綱、申請書、実績報告書等関連文書を開覧した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 補助金交付の効果について

近年、公共事業の削減から建設業を取り巻く環境は厳しく、他の業種へ事業転換する会社、個人事業主が散見される。一方、事業協同組合を作ってニュービジネスに進出する事例が少ないため、補助金の対象となる母集団が少なく、結果として効果は小さいものであったと思われる。モデル事業ということでやむを得ない部分もあるが、ニーズを踏み違えた補助金の感がある。

補助制度が有効に活用され、望ましい社会経済的成果を県にもたらすよう制度の再設計が必要と考えられる。

1-2. 商工政策課一貸付金

1. 中小企業高度化資金貸付金

(1) 概要

①目的

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイザーの両面から、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）と果とが一体となって支援することを目的とする。

②制度の仕組み

高度化事業に対する貸付制度は、改正前の中小企業基本法の中で、国の中小企業施策の目的とされた中小企業構造の高度化のために、中小企業の集約化（合併、共同化、集団化等）を主に資金面で支援するものであり、機構の前身である中小企業振興事業団の設立を機に昭和42年度に設けられた。この貸付の方式には、一つの都道府県内で事業を行う中小企業者、第三セクター、商工会等（以下、「中小企業者等」という。）に高度化資金の貸付を行う都道府県に対して機構がその貸付財源の一部を貸付けるいわゆるA方式と、中小企業者等が複数の都道府県にまたがる広域の事業を行う場合に、機構が当該複数の都道府県から貸付財源の一部を借り入れ、業務委託先の金融機関（商工組合中央金庫）を通じて中小企業者等に貸付けるいわゆるB方式とがある。

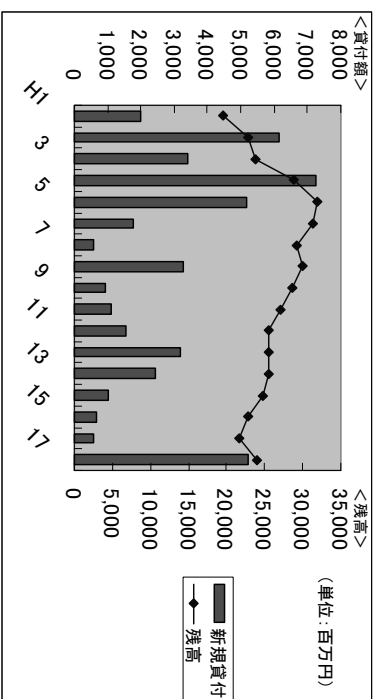
貸付割合は、貸付対象施設の整備資金の80%以内である。これを機構と果が54/80、26/80の割合で負担する。A方式の場合、機構からの借入金及び果一般会計の財源は、県小規模企業者等設備導入資金特別会計⁸に繰入れられ、貸付財源となる。

③実績

平成元年から平成17年度までの年度別の貸付・償還実績は表4-2-1のとおりである。平成14年度から平成16年度までの3年間の貸付実績は、ピーク時の平成3年度から平成5年度までの3年間の金額の14%まで減少している。

なお、平成17年度の新規貸付は5,195百万円と突出しているが、これは八戸企業団地協同組合（以下、「八戸団地組合」という。）に対する貸付金2件があったためである。

表4-2-1 中小企業高度化資金 年度別貸付・償還・残高 状況表



(注) 上表でH1とは平成元年度を意味している。

(2) 実施した手続

(i)平成17年度新規貸付が、法令・要綱等に従って適正に実施されているかどうかを確認した。

(ii)返済条件変更が適正に行われ、改訂後の返済計画が合理的であるかどうかを検証した。

(iii)滞留債権の回収可能性を検討し、不納欠損処理が適正に行われているかどうかを検討した。

(iv)債務者の財政状態が適正に把握され、債権管理が適切に行われているかどうかを検討した。

(3) 監査の結果及び意見

①滞留債権

【指摘①】 滞留債権の処理について

平成17年度末で、償還期限が到来しているにもかかわらず、まだその返済が完了していない貸付金は10件あり、その元金合計は54,252,356円である。果ではこの貸付にかかると返済金合計2,823,028円を加えた57,075,384円を収入未済額として把握している。

但し、この未納先への当初の貸付年度は、1件を除き昭和38年から昭和55年であり、利息も違約金も正確に計算するとこれを上回る額となる。

平成17年度末の滞留債権先10件のうち、1件は、平成18年度において、償還期限前の繰上償還により完済して未納の状態は解消している。それ以外の債務者については、毎月5万円ずつ返済している「組合N」を除いて完全に返済が滞っており（一部数千円の返済があるが、回収コストの方がかかっていると思われる）、完済の目処が立っていない。

⁸当該特別会計の平成17年度状況をII-2.「5. 小規模企業者等設備資金貸付金」の頁に掲載している。

⁹ 中小企業振興事業団が高度化事業を実施する以前は、昭和38年から国が同様の事業を行っていた。この案件は、その時代のものと推定される。

い。それらの債権管理プログラムの調査したところ、かなり前に交渉履歴がストップしている上、直近の記録を見ても回収できないことが明らかであった。そもそも、昭和30年代から50年代に発生した債権についてこれまで何の対応もしていないことが問題ではあるが、今後、回収不能と見込まれる債権については、早期に不納欠損処理をすべきである。

②平成17年度新規貸付について

平成17年度A方式の新規貸付は、八戸団地組合に対する「設備リース事業」に係るもの(3,123百万円)と、同じく八戸団地組合に対する「集積区域整備事業」に係るもの(2,053百万円)の2件である。

また、平成17年度B方式の新規貸付は、東北ガス事業協同組合に対する「設備リース事業」の2件であり、貸付金額は2,179千円と17,082千円である(直接の貸付先は機構)。

A方式の八戸団地組合に対する貸付は平成16年度と平成17年度の2年度にわたって実施されており、その内容は表4-2-2のとおりである。

表4-2-2 八戸団地組合に対する貸付の内容

年度	種類	組合員	高度化資金(千円)
平成16年度	集積区域整備事業	A社	444,450
		B社	18,240
		C社	4,940
		A社	39,480
		B社	10,370
平成17年度	設備リース事業	D社	2,390
		C社	3,360
		E社	1,630
		平成16年度合計	524,860
平成17年度	集積区域整備事業	A社	2,053,060
		設備リース事業	3,123,030
		平成17年度合計	5,176,090
平成16～17年度合計			5,700,950

(注1) 県負担額は平成17年度のみ記載している。残額は機構が負担する。

八戸団地組合は9社の組合員(全て異業種)によって構成されているが、A社の規模が最も大きく、組合の牽引役となっている。平成16年度と平成17年度における貸付金においても、貸付金総額の99.3%がA社に対するものである。

また、平成17年度の2件の貸付は、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」(以下、「準則」という。)第1条(7)設備リース事業と(10)集積区域整備事業に該当するものであるが、その内容は表4-2-3のとおりである。

表4-2-3 高度化資金貸付の種類

事業名	貸付の相手方(準則4条)	事業内容
設備リース事業	特定中小企業団体(事業共同組合、商工組合、商店街振興組合など)	最新の設備等を導入するために、組合が共同で購入し各組合員にリースする。
集積区域整備事業	①事業共同組合又は共同組合連合会、②商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、③①及び②に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者	既存の工場街の近代化を図るために、各工場や共同施設の増改築等を行う。

【意見①】事業の成果の把握

本来、中小企業高度化資金貸付事業は中小事業者の集まりが共同で経営体質の改善や経営環境の変化への対応を図る事業に必要な資金を融資する制度である。それゆえ、特に、設備リース事業については、中小企業者への直接の貸付は規定されており、組合への貸付のみが認められている。

八戸団地組合の場合、組合員が全て異業種であることもあって、表4-2-3の事業内容にあるように設備を組合で購入し、各組合員で共同利用することは現実的には難しい。しかし、本来の貸付事業の意義から考えると、組合内で事業の効果が波及し、組合全体の発展に寄与するようならなければならない。

その意味で、平成16年度の「集積区域整備・共同施設(設備リース)計画/建設診断報告書」に対する「診断結果対応策」にもあるように、「組合員及び従業員の成長・発展のための研修等を企画立案し、団地としてのソフト面を充実させて行き、また、「研修活動という形以外でも、組合員の新商品・新製品・新技術等の開発に際して組合として助成制度の活用支援、制度資金の活用支援等、組合と組合員が密接に結びつく形をとって、組合員の成長に寄与するとともに、連帯意識・共同意識の高揚を図っていく」ことは重要なことである。

県では、これらの診断報告対応策については、八戸団地組合に対するヒアリングで状況を確認していることであるが、本貸付事業の本来の意義から考えると、組合内の波及効果こそ事業の重要な成果・効果と考えられるため、上記のような対応策については、八戸団地組合に対して文書による詳細な報告を求め、適宜確認・指導する必要がある。

③条件変更について

ア. 条件変更の概要

高度化資金の貸付の条件変更には、大きく償還の猶予と最終償還期限の延長（最長10年）の2つの方法があり、償還の猶予には、主に単年度の猶予と複数年の猶予がある。複数年の猶予は適用条件が厳しく、また、最終償還期限の延長は、基本的に最終償還期限を迎えた年度においてなされるので、通常は、単年度の猶予を適用することが多い。

これら条件変更には、経営支援課における診断等で償還に関する計画の妥当性が認められること、過去に期限の到来した元金、利息について延滞の無いこと、担保物件の評価が元金の残高を上回っていることなど一定の要件を満たす必要があるが、この条件変更を行うことにより延滞扱いを免れることができるため、実際には、償還猶予を繰り返すことが常態化している債務者すらある。償還猶予とは、その年度に猶予された金額が、その後の年度で償還期限までに償還すべき額として上乗せになるだけである。一般論として業績悪化を理由とする償還猶予の場合は、翌年にすぐ業績改善による返済が可能になるわけではないため、複数年にわたって猶予が継続した結果、後年度の償還額が雪だるま式に膨らむ危険性が高いと言えよう。さらには最大10年の償還期限の延長ができることを考えると、安易な条件変更要請を受入れることは、不良債権問題の先送りとして認識する必要がある。

イ. 平成17年度の条件変更

平成17年度末の高度化資金の貸付先とその残高は、未納企業を除くと組合毎で、31件、23,881,162千円であるが、そのうち、平成17年度に条件変更をして償還猶予をした先は3件で3,900,043千円であった。その3件ともに、償還猶予を行う手続上の不備は見られなかったが、いずれも、業績悪化に伴う償還猶予のケースであり、過去数年連続しての償還猶予を行ってきた貸付先であるため、県は、今後の償還を確実なものにするための保全策を講じるべき案件として認識している。

(ア) 協同組合S

平成17年度末の残高は、2,880,908千円で、平成11年度から連続して一部償還猶予を受けている。このため当初、年243百万円の約定償還金額が、平成18年度には371百万円に膨らんでおり、経営改善の兆しが見られないことから、平成18年度以降も約定どおりの返済は困難であることが想定され、条件変更を繰り返すことが十分予想される。しかし、県は、担保資産を処分して貸付金の回収を図るよりも返済を猶予しながら、協同組合Sに事業を続けてもらうほうが、地域経済にはメリットがあると判断している。

一応、担保物件の鑑定評価額が貸付金額を上回っているので、回収には問題が無いと考えているようだが、無利子で貸付けていることと将来の担保価値下落のリスクを考えれば、実態に即した具体的な返済計画を作成する必要がある。

(イ) H協同組合

平成17年度末の残高は、708,545千円。組合員の自己破産や業績悪化により、一部貸付について、平成15年度と平成16年度に償還期限の10年延長を行っている上、平成

17年度は、その期限延長した以外の貸付分について、償還猶予を行っている。将来的には、他の組合員からの連帯保証に頼って回収することを想定しているが、現状では、償還猶予を繰り返して、問題を先送りしている感がある。

県においては、実行可能な返済計画を作成していないため、実質的な完済予定時期すら把握できないが、本来なら、将来の経営計画から実現可能な返済予定を立てて、確実な回収ができることを確認しておくべきと思われる。

(ウ) H団地協同組合

平成17年度末の残高は、310,500千円。平成14年度から連続して償還猶予している。組合員のH製作所の自己破産によることが原因で、そこに対する融資分を組合が肩代わりしたいのだが、組合の状況も厳しく償還猶予が続いてしまっていた。

しかし、平成18年度になって、そのH製作所の跡地と組合の共同工場を売却して、償還猶予を行っていた部分については、全額繰上げ償還しているため、当面の問題はないと考えられる。

【意見②】経営支援課のサポート強化の必要性

安易な条件変更は、不良債権の潜在化、問題先送りとして認識すべきと考えるが、現行ルール上、担保物件の評価額が貸付残高を上回っていること以外は、償還の猶予に関して高いハードルはないため、連続して償還猶予を受けている上記例のようなケースが多い。償還猶予を受ける際には、経営支援課の診断があり、報告事項も提示されているが、このような償還猶予を繰り返しているという事実からは、経営支援課の行っている診断が債務者の経営改善や償還正常化の目的に対して、余り意味の無いことを表しているように感じられる。

高度化資金貸付は、経営支援課のサポートにより、継続的な経営アドバイスがセットになっていることが魅力のほずであるが、いざ、償還猶予といった条件変更の段になると、そこで作成されている将来収支計画は、事業収入が将来ずっと同額のまま推移するものであったり、条件変更後の返済計画も融資残額を償還期限までの間で均等額ずつ返済するといった形式的なものになってしまっていて、報告事項も経営助言というにはあまりに一般的な指摘にとどまっていると思われる。

一度、業績悪化に伴い返済を猶予してもらわなければならなくなった組合の建て直しに係る助言としては、構成する個々の中小企業がその時点において具体的に直面する困難な経営環境、取引条件、技術的な問題、経営者や従業員の人材問題や民間金融機関からの融資条件等を全て洗い出し、解決方法の提案や情報提供が必要不可欠である。その上で、組合の将来の業績の計画、予算といった具体的な経営の目標値を設定した合理的な返済計画を作成して、その達成度合いを毎期分析してあげることが重要と考える。その結果、経営改善計画の達成状況が芳しくないケースがあれば、償還猶予に応じない強い態度を見せることも、貸手の責任と義務である。高度化資金貸付制度の適正な運用を担保するために県が行う経営診断・助言業務は、現状では形式的な資料の作成でお茶を濁しているように見受けられ、地域経済が低迷する中で増加する償還猶予事案や再生支

援事業に対して無力である。診断や相談にとどまらず、より深く経営に踏み込んだ問題解決型の診断助言こそが今求められていると考える。

④違約金の徴収

高度化資金に係る県と債務者との契約によると、「貸付金の償還又は利子の支払を怠ったときには、期限前償還を請求することができ、その期限前償還の請求額を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年10.75%の割合で計算した違約金を徴収する。」となっている。

【意見③】 違約金の算定ルールについて

県では、違約金を、元本を全額回収する時点で計算することとしているため、現状では貸付金の償還を怠っている貸付先について、違約金を計上してはいない。一応、中小企業高度化資金貸付規則には、「知事がやむをえない理由があると認めるときは、この限りではない」として、違約金を減免する例外規定が存在するが、その判断も、元金を全額回収する際に債務者の資産状況を考慮して行うこととしているので、現時点においては、減免することを決定しているわけではない。

違約金の徴収ルールがある以上、その金額の算定を行い、債権として認識するかどうかが判断を行う必要がある。貸付元金や利子の支払が長期にわたって遅れている先については、その貸付金を債権放棄しないうまま放置するとルール上、違約金は、その期間にわたって膨らみ続けることになり、債務者やその連帯保証人の負担額は膨大なものとなる。

これらの違約金を収入未済として認識しないことは、県として実質的に債権放棄を行っていることと同じである。県としてこのような判断を行うのであれば、その根拠を明確に示し、例外規定を適用して然るべき手続を経ることが必要と考える。

⑤債務者の管理

【意見④】 債務者管理強化の必要性

貸付実行後の債務者については、経営支援課が近代化診断事業を実施し、組合等に対して指導・助言を行っている（集団化診断、集積区域整備診断等）。これらは、集団化により中小企業者の経営の円滑化を図り、集団化の効果を高めることを目的としている。この診断は定期的に行われるが、どのような周期で診断を行うかについては事業の重要性等を勘案して経営支援課が決めている。

高度化資金を所管する商工政策課は、経営支援課の診断結果を参考に債権管理を行っている。しかし、経営支援課の診断は上記の目的で行われるものであり、事業によっては診断が3～4年行われていないものもある。また、経営支援課の診断結果は、共同施設事業や商店街整備等支援事業等、事実上商工政策課に回付されていないものもある。一方、商工政策課は、機構に提出義務がある50百万円を超える貸付先或いは直近3年間に新規貸付を行った貸付先の財務諸表を入手する以外に、独自に財務諸表を入手するなど

の措置を採っていない。また、診断結果を参考にして、回収可能性に問題がなく追加的な債権保全策は必要ないと判断した場合でもそれらの判断は明確に記載されていない。例えば、K組合に対しては、経営支援課の診断の結果、「業績が悪化している組合員については試算表の提出を求める等により状況の把握に努め、状況に応じて関係機関（セクター）と連携して必要な措置を講ずること」との助言がなされている。K組合の組合員である債務者Bは経営状況が悪化し、平成17年9月期において当期純損失2,265千円、債務超過102,480千円を計上した。その後Bは、貸付対象施設を撤退し、期限付きで中小企業者以外の事業者に貸与した。商工政策課は、経営支援課の診断結果にも拘らず、当該貸付対象施設の賃貸収入を主としたキャッシュ・フローで返済原資が確保できるとして、追加的な保全措置は採らなかったが、そのような判断を行った根拠等を示す記録は残されていない。

一般的に、組合全体で債務を担保する形態の貸付においては、個々の企業が債務者となる貸付より回収不能となりにくい。しかし、債務者の財政状態等の調査をほぼ経営支援課に一任し、貸付後は支払い遅延等が発生しない限り特段の調査を行わないのは債権者としての適切な管理とは言い難い。

商工政策課は、債権管理責任を十分に果たすために、適切に債務者の財務諸表等を入力することにより定期的に回収可能性を判断し、追加的な保全策が必要かどうかの判断結果を記録しておくことが必要である。

⑥担保設定について

県は、高度化資金の貸付を行う際、債権保全の必要性から債務者に対して担保の提供を求めることができる（青森県中小企業高度化資金貸付規則第7条第3項）。これを受けて、融資に係る債権保全措置（担保・連帯保証）を実施するための具体的な運用指針を定めている（表4-2-4参照）。

表4-2-4 運用指針の骨子

I 担保について	①貸付の対象となる施設（貸付対象施設）は、債権保全及び事業目的の達成のため原則として担保設定を行うものとする。
	②担保を徴するときは、資産の実態及び権利関係を实地調査及び登記簿謄本その他の資料により確認し、当該担保について評価を行い、債権保全上適切であることを確認する。
II 連帯保証人について	③担保の順位は第1位とする。
	④連帯保証人は最低1名以上定める。
	⑤保証はその債務履行の額に限度額を設定することができる。

平成17年度の新規貸付分については、集積区域整備資金の貸付に当たって、金銭消費契約の締結（連帯保証人、損害保険の質権設定）のほか、貸付対象施設の建物及びオートエレックトロンクス工場（カラーフランク工場）に対して、抵当権を設定している。

また、設備リース資金の貸付に当たっては、金銭消費貸借契約の締結（連帯保証人、譲渡担保及び損害保険の質権設定）のほか、A社が所有する団地内の土地すべて、及び建物に対して抵当権を設定している。

【意見⑤】担保評価額の更新について

A方式新規案件については、貸付先組合（平成17年度新規分についてはA戸団地組合）が、動産及び不動産を取得する際の契約金額の妥当性を評価するために不動産鑑定士による鑑定評価を実施している。新規分については、実質的にこの評価額によって担保評価額が検証されることになる。

しかし、新規分以外の案件については、担保評価額の見直し（再評価）は行われていない。毎年、不動産鑑定士による鑑定評価を行うことは費用対効果の点で問題があるが、建物や動産については時の経過により減価する事実を担保評価にも反映させるべきであるし、土地については公示価格、路線価、固定資産税評価額（ただし、路線価や固定資産税評価額は適当な修正が必要）などを用いて、価格の推移を定期的に調査することは可能である。それを受けて大きく価格に変動があったものや、延滞先・条件変更先等の回収懸念が高まった先については、不動産鑑定士による鑑定評価を実施することで適切な評価額の更新を行っていくことが必要である。

また、工業団地の土地建物等については、現在県が売却を進めているが、進捗は芳しくないと言わざるを得ないし、分譲価格の下落は担保価値の下落を招くことも経験則である。そのような状況下では、工業団地の土地建物等が実質的な担保として十分かつ適当かどうかも考慮しなければならない。債権保全の確実性の観点から、担保評価にあたっては、画一的な評価に加えて、担保物件の処分可能性についても評価額算定に反映させていく必要があるものと考ええる。

2. 全国信用協同組合連合会貸付金

(1) 概要

①目的

中小零細中小企業者へ長期・低利な資金を円滑に供給するために必要な裏付け資金を県と系統親機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）が共同で青森県信用組合（以下、「県信用組合」という。）に預託することにより、県内中小零細企業者の相互扶助的金融機関である信用組合の経営基盤を強化するとともに、組合員の金融の円滑化を図ることを目的とする。

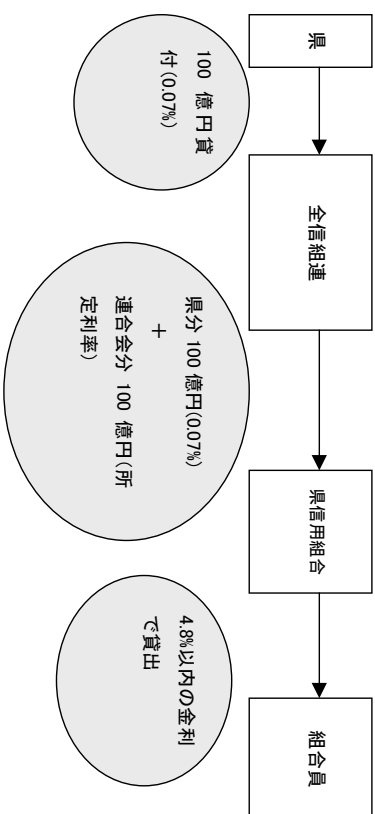
②仕組み

県内中小零細企業のための共同組織金融機関である県信用組合の経営基盤を強化するとともに、県内中小零細企業の経営の安定、金融の円滑化を図ることを目的として、「信用組合融資促進資金特別融資制度」実施に必要な資金を信用組合の系統親機関である全信組連から協調導入するため、県の裏付け資金を同連合会に対して行う単年度貸付金である。

- ア. 貸付条件
- (ア) 貸付額 100億円
 - (イ) 貸付期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
 - (ウ) 貸付利率 年0.07%
 - イ. 資金フロー

全国信用協同組合連合会貸付金の資金フローは、図4-2-5のとおりである。

図4-2-5 全国信用協同組合連合会貸付金の資金フロー



ウ. 県信用組合から組合員への融資条件

- (i) 融資限度額 1組合員 4,000万円
- (ii) 融資利率 4.8%以内
- (iii) 融資期間 5年以内
- エ. 根拠法令・要綱等

信用組合融資促進資金特別融資制度要綱

信用組合融資促進資金特別融資制度実施要領

オ. 信用組合の系統機関について

(ア) 全信組連の概要

全国の信用組合を会員とする系統中央金融機関であり、信用組合の信用力、業務機能および各種金融サービス等をサポートしている。

<業務内容>

- (i) 信用組合の地域的・季節的な資金の需要調整
- (ii) 信用組合の余裕資金の効率運用
- (iii) 信用組合がお客様にご提供する金融サービスの補充
- (iv) 信用組合業界の信用力の維持・向上など
- (イ) 社団法人 全国信用組合中央協会（全信中協）の概要

全国の信用組合の意思を代表して、業界の利益をはかっている中央機関であり、信用組合の組織や業務の拡充を目指している。

＜業務内容＞

- (i)関係省庁との連絡・情報交換等の窓口
 - (ii)関係法令の改正のための折衝等
 - (iii)信用組合の余裕資金の効率運用
 - (iv)各種金融業界団体との窓口
 - (v)しんくみ生活総合センターによる生活者向上支援、中小零細者支援
 - (vi)その他
- 情報収集／教育訓練活動／業務相談／経営管理に関する業務調査統計資料の作成・配布／中小企業情報の提供／PR活動／機関誌の発行等

③実績

全国信用協同組合連合会貸付金の実績と組合員に対する融資実績の推移は表4-2-6のとおりである。

表4-2-6 貸付金の推移

(単位:千円)

年度	全国信用協同組合連合会貸付金	
	貸付金	融資実績
平成 8 年度	5,000,000	10,594,281
平成 9 年度	5,000,000	10,461,055
平成 10 年度	5,000,000	10,944,264
平成 11 年度	5,000,000	11,067,034
平成 12 年度	5,000,000	11,981,741
平成 13 年度	10,000,000	12,601,245
平成 14 年度	10,000,000	12,014,835
平成 15 年度	10,000,000	11,187,867
平成 16 年度	10,000,000	10,122,618
平成 17 年度	10,000,000	9,977,232
平成 18 年度	10,000,000	未定

(2) 実施した手続

- (i)事業概要について担当者に質問し、融資制度要綱・要領等の関連文書を閲覧した。
- (ii)貸付額を調定票、納入通知書、支払命令票、支払負担行為票等と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】貸付状況報告書の記載内容について

「信用組合融資促進資金特別融資制度実施要領」によると、県信用組合は所定の様式で四半期ごとに貸付状況を毎四半期末の翌月末までに県に報告しなければならぬ。こ

の報告書を閲覧した結果、平成 18 年 1 月 30 日付で報告されている報告書の中で、貸付状況の件数、金額とも前月までの累計の数字を記載すべきところを、誤って累計ではなく、第 2 四半期の数字が入っており、結果として第 3 四半期までの合計が誤った数字になっていた。ただ文書を受領すればよいということではなく、文書内容を確認し、誤っていた場合には指摘し、訂正後の正しい報告書を受領すべきである。

【意見①】貸付金の経済的実態と施策の評価について

当該貸付金の経済的実態は、資金フロー図(図4-2-5)を見てわかるように100億円を全信組連を通して県信用組合に貸出しているものである。貸出とはいえ単年度貸付で年度末残高は残らず、県の貸倒リスクの相手先は全信組連であり、県信用組合や最終の資金の借入先である組合員ではない。信用リスクを負わないうためか、県は県信用組合の経営状態について十分な情報入手・分析しているとは認められなかった。現在、県は金融機関としての青森県信用組合の監督官庁ではなくなったため、その面での行政権限は持たない事は当然である。監督官庁である金融庁ホームページによれば、青森県内の金融機関の平成 18 年 3 月末時点の主な経営指標は表4-2-7のとおりである。

表4-2-7 県内金融機関の経営指標(平成 18 年 3 月末)

(単位:億円、%)

種別	金融機関名	本店所在地	店舗数	預金量	貸出金	自己資本比率	不良債権比率
地方銀行	青森銀行	青森市	111	19,164	13,604	9.98	5.36
地方銀行	みちのく銀行	青森市	116	17,490	12,417	11.33	7.52
信用金庫	あおもり信用金庫	青森市	40	2,189	1,730	8.68	8.66
信用金庫	東奥信用金庫	弘前市	21	1,362	790	9.85	7.10
信用金庫	八戸信用金庫	八戸市	24	2,561	1,231	13.42	9.45
信用金庫	十和田信用金庫	十和田市	13	767	485	13.72	7.61
信用金庫	下北信用金庫	むつ市	8	395	261	10.09	11.61
信用組合	青森県信用組合	青森市	32	1,633	1,101	7.23	19.50

(出典:金融庁ホームページ <http://www.isa.go.jp>)

また、青森県信用組合の概要は下記のとおりである。

- (i)沿革
昭和 46 年 7 月 県内 6 信用組合が大型合併して設立
平成 3 年 10 月 むつ信用組合と合併

- (ii)過去 3 年間の主要な業績の推移

表4-2-8 県信用組合の過去3年間の主要な業績の推移

(単位:百万円、%)

区分	主要な経営指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸借対照表関係	有価証券	1,820	12,852	14,604
	貸出金	127,956	116,482	110,180
	総資産	184,772	180,931	181,199
	預金	167,100	163,318	163,375
	組合員勘定	4,588	4,744	5,137
損益の状況	出資金	4,789	4,860	49,07
	業務純益	1,839	1,550	1,705
	経常利益	353	409	586
	当期純利益	117	103	10
主な経営分析指標	預貸率	76.57	71.32	67.44
	ROA	0.97	0.82	0.92
	自己資本比率	6.03		6.67

(出典:金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>)

表4-2-8からも読み取れるが、県内金融機関の中でも県信用組合は自己資本比率が低く、不良債権比率が突出して高いことから、依然として不良債権処理に迫られていることは想像に難くない。一方で、全般的な傾向でもあるが預金、貸出金ともに減少傾向であり、地域経済の冷え込みを如実に表現するデータであると思われる。信用組合については全国の半数が不良債権比率10%を超え、地域金融機関の経営改善が遅れているといわれている。そもそも県信用組合は地域共同組織金融機関、いわば民間金融機関であり、自己責任経営が求められているのは周知のとおりであることから、公的支援には一定の条件と制限があるべきである。県が低利融資を行うことについては公益性に関する判断が必要であり、私見ではあるが、県内で最も零細事業者層である組合員や預金者の保護は公益上必要であろう。信用組合が地域経済を下支えする存在であることは間違いないことから、これに対する低利貸付には公益的な意義はあると認められるもの、県信用組合に一定の経営改善状況が確認される現状においては、漫然と歴史的背景・経緯(県内の信用組合が合併して一つの信用組合になったこと、県が監督権限を有していたこと)や過去の判断だけを根拠に毎年同額の100億円を貸し続けるべきではない。むしろ、毎年の決算書の分析や情報交換により財政状態と経営成績の実態を適時に把握し、融資状況や資産査定結果をヒアリングするなどして、状況に応じた必要最低限の額を貸出すような制度にすることが望ましい。当然、県信用組合にも経営の透明性を確保し、十分な説明責任を果たす義務がある。特に、有価証券残高がこの2年間で100億円以上も増加した状況については、資金面で一時の深刻な状況を脱したことで、リレーショナルシップバンク構造による中小零細企業への積極的融資拡大が十分とは言い切れない状況も推認されるため、資金供給の規模については十分な協議が必要と考える。同じようなスキ

ームで資金供給する大阪府の信用組合に対する支援についてホームページに施策評価調書が掲載されていたので紹介しよう。

＜参考＞大阪府施策評価調書

施策名	信用組合に対する支援の実施
施策の現状分析	(1)施策の目的は、地域金融機関の信用秩序維持を図るため、信用組合の再編に当たっての経営支援等の支援を実施する。 (2)社会的ニーズは、信用組合再編にあたって、受皿信用組合と取組を行う取引者に対する再出資支援を実施済みであり、当該受皿信用組合は現在、中小企業への資金供給を通して大阪経済の発展に寄与している。
府の役割	支援を決定した当時は信用組合は府の所管であり、信用組合の府内中小企業への貢献、影響度を考えた上で、健全性を維持するために、他の関係機関とともに、資金を全国信用協同組合連合会に預託し、運用することにより、信用組合の経営を支援している。
施策目標	信用組合の再編にあたり、全国信用協同組合連合会へ資金を預託することにより受皿信用組合の経営を支援している。
施策目標を表す指標及び目標値	受皿金融機関の健全性に要する支援資金を運用により還元するスキームになっており、還元完了まで継続することが前提であり、目標値等の設定にそぐわない。
今後の方向	府内中小企業の資金面を支えている信用組合の健全経営に寄与しており、円滑な事業実施に努める。

(出典:大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/>)

以上のような施策評価例も参考にして、県は信用協同組合連合会貸付金の規模や期限について協議し、決定の上で情報開示する姿勢が望まれる。

3. 青森県中小企業団体中央会貸付金

(1) 概要

①目的
組合及び組合員へ長期・低利な資金を円滑に供給するために必要な裏付資金を青森県中小企業団体中央会(以下、「中央会」という。)に貸付けることにより、中小企業の組織化の促進を図るとともに、組合及び組合員の近代化・生産性の向上に寄与することを目的とする。

②仕組み

青森県中小企業等協同組合合理化推進資金特別融資制度要綱に定める融資対象者に規定する組合又はその構成員が経営の合理化等のために行う事業に対して、中央会は商工組合中央金庫(以下、「商工中金」という。)に9億円を預託し、商工中金はそれを原資にして融資枠30億円の中で中小企業者等に融資を行う。商工中金が自らリスクをとって枠を超えて貸出す場合もある。年度初めに貸付け、年度末に返還される単年度貸付金である。商工中金は商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合そのほか主として

中小規模の事業者を構成員とする団体にに対する金融の円滑化を図るため必要な業務を営むことを目的とする政府系金融機関¹⁰である。

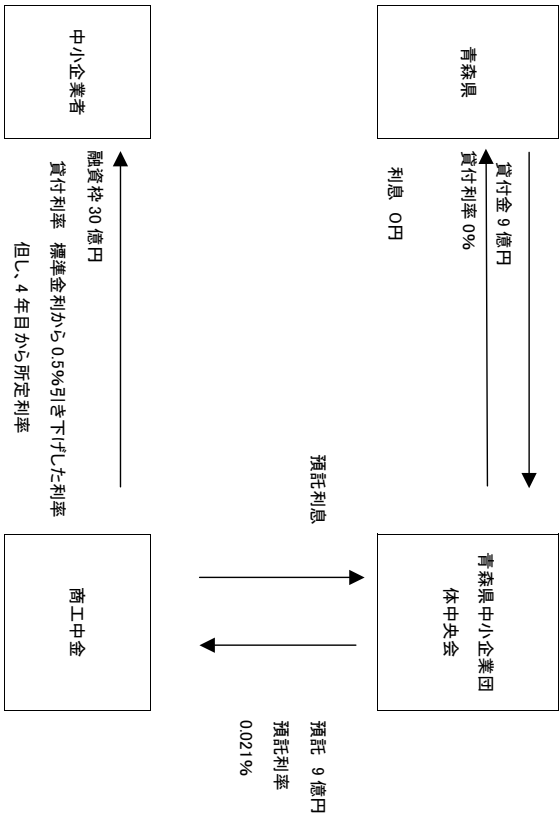
ア. 貸付条件

- (i) 貸付額 9 億円
- (ii) 貸付期間 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで
- (iii) 貸付利率 無利息

イ. 資金フロー図

中央会貸付金の資金フローは図 4-2-9 のとおりである。

図 4-2-9 中央会貸付金の資金フロー図



ウ. 商工中金から組合及び組合員への融資条件

- (i) 資金用途： 設備資金及び運転資金
- (ii) 貸付限度額： 組合等 2 億円
組合員 7 千万円
(但し、省・代替エネルギーの促進に係るものにあつては組合等 2 億円、組合員 1 億円)
- (iii) 貸付期間： 15 年以内 (うち据置期間は 2 年以内)
- (iv) 貸付利率： 所定利率より 0.5 %引き下げた利率 (但し 4 年目から所定利率)

¹⁰ 平成 18 年 3 月末現在、資本金は 5,198 億円、うち政府出資は 4,054 億円、組合出資は 1,144 億円である。

エ. 根拠法令・要綱等

青森県中小企業等協同組合合理化資金特別融資制度要綱・要領

③実績

中央会に対する貸付金の推移は、表 4-2-10 のとおりである。

表 4-2-10 中央会に対する貸付金推移 (平成 8 年度以降)

(単位:千円)

年度	青森県中小企業団体中央会貸付金	
	貸付金	融資実績
平成 8 年度	800,000	4,703,150
平成 9 年度	900,000	4,945,042
平成 10 年度	1,000,000	5,788,167
平成 11 年度	900,000	5,886,681
平成 12 年度	1,000,000	4,748,578
平成 13 年度	1,000,000	4,260,971
平成 14 年度	1,000,000	8,524,569
平成 15 年度	900,000	4,976,281
平成 16 年度	900,000	4,439,227
平成 17 年度	900,000	4,553,995
平成 18 年度	900,000	未定

(2) 実施した手続

- (i) 事業の概要を担当者に質問し、融資制度要綱・契約書等の関連文書を開覧した。
- (ii) 貸付額を測定票、納入通知書と突合し、支払命令担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘①】 貸付状況についての報告書の記載内容について

青森県中小企業等協同組合合理化資金特別融資制度要領 (以下、「実施要領」という。) の中に以下の規定がある。

(貸付状況報告)	
第 5 条	商工中金は別紙様式 1 により毎月要綱 2 の貸付状況について報告書を作成し、これを翌月の 15 日までに中央会に対し報告するものとする。
2	中央会は別紙様式 2 により毎月要綱 2 の貸付状況について報告書を作成し、これを翌月の 20 日までに県に報告するものとする。

上記の第 2 項の「貸付状況の報告について」を査閲したところ、日付が記載されておらず、また、收受印もないため、実施要領どおりに 20 日までに報告されているか不明で

あった。中央会に日付の記載を指導するとともに、県も受領時に收受印を押すことが望ましい。

また、資金運用に係る果実の使途について、実施要領に以下の規定がある。

(果実の使途)
第 6 条 中央会は、第 3 条により生じる果実を次の各号に掲げる経費に充当するものとする。
(1)中央会が発行している情報誌の提供に要する経費
(2)当該融資申込みに係る調査、指導及び事後指導に要する経費並びに協同組合等及びその構成員の指導等に要する経費
(3)その他、県が特に必要と認める経費

これは、図 4-2-9 の資金フローの通り、中央会に預託利息が入ることに関連しての規定である。中央会がこの規定どおりの処理を行っていることを証明する書類を求めたところ、特にそのようなものは存在しなかった。現在の低金利の下では、20 万円にも満たなく金額的に重要性があるとは言えないが、実施要領の趣旨に基づき、規定どおりの処理がなされていることを確認するか、報告を求めらるべきである。

【意見①】貸付スキームについて

現在の貸付スキームの下で、本貸付契約の当事者は県と中央会であるため、県が有する貸倒リスクの相手先は中央会であり、最終的な資金需要者である組合、組合員と商工中金は県の貸倒リスクの相手先とはならない。また、現在のところ商工中金は政府系金融機関といえるため、貸倒リスクはない。

中央会は従来、経済産業省の下、事業者団体の一つとして認可法人であったが、政府の特殊法人等整理合理化計画に基づき、平成 17 年 4 月 1 日に民間法人化されている。また、本県でも中央会への国庫補助金の交付は、平成 17 年度で終了している。こうした流れから今後、中央会は民間組織として活動を広げるものと思われる。平成 17 年度決算の財産目録によると、中央会の正味財産は 42,652 千円 (内訳：一般会計 11,177 千円、会館特別会計 31,475 千円) と少額である。

近年の中央会を取り巻く制度変更、及び中央会が比較的小規模の団体である事を考慮すれば、資金は通過するだけとはいえず、県の 9 億円の資金が信用リスクにさらされており、中央会を貸付先とすることについて再考の余地があると考ええる。

当初は、事務コストの対価として、商工中金から利息が中央会に入る効果もあり、上記のようなスキームが構築されたものと思われる。しかし、本貸付金の目的は、組合及び組合員へ長期・低利な資金を円滑に供給することであること、また、中央会においても、預託利息として年 20 万円弱の金額しか享受できないことを考え合わせると、人件費も考慮した事務費にも充当されない可能性もあり、経済的メリットは少ない。とするならば、中央会を経由することなく、県が直接、商工中金に貸出すスキームに変更する事が望ましいと思われる。そうすれば、県の貸倒リスクの相手は商工中金となり、同じ政策目標を達成する上で強力なパートナーでもあることから、結果として、県の財産の強力なリスクヘッジになると思われる。ところで、商工中金は平成 20 年 10 月に株式会社化され、

その後政府所有株を処分して完全民営化される方向で現在議論が進行中である。現在の商工中金は根拠法により預金の受入れ先は中小企業団体とその構成企業とされており、地方自治体の預託金を受入れることはできないと思われるが、株式会社化された際には、一般人からの預金の預け入れを認めることも予定されている。その際には、このスキームも十分検討対象になると思われる。

政府系金融機関の民営化が目前に迫る中、地方公共団体の今後の施策立案においては、コストの最小化はもちろんの事、潜在的な貸倒リスクを最小にするスキームを十分考慮することが望まれる。

4. 青森県特別保証融資制度貸付金

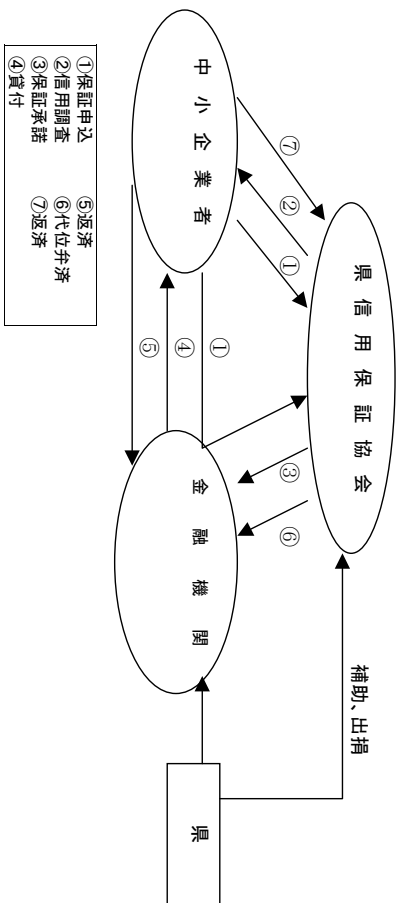
(1) 概要

①目的
既存中小企業者及び創業者への長期・低利な資金を円滑に供給するために必要な裏付資金を金融機関に預託することにより、経営安定や経営基盤の強化、事業転換、新商品開発等の経営革新、新たな創業の誘発等を図ることを目的とする。

②仕組み

特別保証融資制度貸付金の資金フローは図 4-2-11 のとおりである。

図 4-2-11 特別保証融資制度貸付金の仕組み



平成 14 年度までは、県が県信用保証協会に資金を貸付け、それを県信用保証協会が金融機関に預託し、これを原資に中小企業者へ貸付けるという資金フローであった。平成 15 年度以降は、県信用保証協会からその年度の預託必要額の報告を受けた県が、直接金融機関に定期預金による預託を行い、金融機関はこれを原資に中小企業者へ貸付けするスキームに変更している。なお、県は定期預金を金融機関に預託する際、預託額に見合う額の県債を金融機関に引き受けしてもらいペイオフ対策をしている。

県信用保証協会は、保証承諾した融資を代位弁済することにより発生する保証損失に備え、中小企業金融公庫との間で保険契約を締結している。リスク負担割合は、表 4-2-12のとおりである。

表 4-2-12 中小企業金融公庫・県信用保証協会のリスク負担割合

(単位:%)

種類	中小企業金融公庫	青森県	県信用保証協会
有担保保険	70	0	30
無担保保険	80	0	20

県のリスク負担割合が0%とあるのは、県が県信用保証協会との間に損失補償契約や債務保証契約を締結していないことを示唆している。

③事業の概要

ア. 融資対象事業

各資金特別保証融資制度要綱に定める融資対象に規定する中小企業者の事業

イ. 預託金額の算定方法

業態（銀行、信金・信組）別の貸出約定平均金利を確保しつつ、融資対象ごとに定められた融資条件で融資実行するために必要な預託金の割合を算出している。なお、一部の資金については、割合を固定している。

ウ. 県の預託状況

表 4-2-13 県預託金の推移(平成 8 年度以降)

(単位:千円)

年度	預託金額
平成 8 年度	20,454,000
平成 9 年度	29,262,000
平成 10 年度	43,016,000
平成 11 年度	46,426,000
平成 12 年度	47,408,000
平成 13 年度	51,063,000
平成 14 年度	42,651,000
平成 15 年度	33,746,500
平成 16 年度	25,642,500
平成 17 年度	18,832,500

(注)平成 14 年度以前は、県信用保証協会に対する貸付金である。

エ. 県と県信用保証協会との損失補償契約の状況

表 4-2-14 県と県信用保証協会との損失補償契約の概要

(単位:千円)

契約年度	有効期間	債務負担限度額	平成 17 年度までの	
			損失補償支出額	うち平成 17 年度支出分
平成 7 年度	平成 12 年度	1,500,000	27,382	—

(注)平成 6 年度、平成 8 年度～平成 17 年度の損失補償契約はない。

上記は、緊急運転資金に係るものである。

オ. 県から県信用保証協会への損失補償実績及び返戻実績の状況

表 4-2-15 損失補償実績の推移(平成 8 年度以降)

(単位:千円)

契約年度	損失補償		返戻		返戻割合 B/A(%)
	件数	金額(A)	件数	金額(B)	
平成 8 年度	3	2,418	4	35	1.4
平成 9 年度	14	8,855	6	722	8.2
平成 10 年度	12	7,074	12	2,995	42.3
平成 11 年度	15	6,954	9	405	5.8
平成 12 年度	9	2,082	19	3,406	163.6
平成 13 年度			20	2,409	—
平成 14 年度			14	1,609	—
平成 15 年度			9	446	—
平成 16 年度			9	401	—
平成 17 年度			6	170	—

(注 1) 損失補償実績は緊急運転資金に係るものであり、返戻実績は、同資金、昭和 55 年青森県冷夏・冷害地域産業対策資金、昭和 43 年 8 月豪雨災害復旧資金に係るものである。

(注 2) 件数については、損失補償は県信用保証協会が金融機関に代位弁済した 1 つの保証契約を 1 件と数えるのに対して、返戻は契約ごとに 1 回の入金を 1 件と数えるため、返戻件数が損失補償の件数に比し、大きくなっている。

カ. 県信用保証協会における保証承諾及び代位弁済の状況 (県制度分のみ)

表 4-2-16 県信用保証協会の保証承諾及び代位弁済の状況 (平成 8 年度以降)

年度	保証承諾 (A)		代位弁済 (B)		件数比		金額比	
	件数	金額	件数	金額	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)	B/A(%)
平成 8 年度	3,140	41,175,626			0.0		0.0	
平成 9 年度	5,006	57,589,551			0.0		0.0	
平成 10 年度	3,998	60,714,863			0.0		0.0	
平成 11 年度	3,539	51,216,783			0.0		0.0	
平成 12 年度	3,068	47,268,673			0.0		0.0	
平成 13 年度	6,197	97,481,440	161	1,497,782	2.6		1.5	
平成 14 年度	3,305	50,562,873	272	3,031,716	8.2		6.0	
平成 15 年度	2,179	33,523,745	323	3,474,162	14.8		10.4	
平成 16 年度	1,171	18,627,395	335	3,668,935	28.6		19.7	
平成 17 年度	1,129	17,757,946	297	3,377,594	26.3		19.0	

(注) 代位弁済の平成 12 年度以前は、システム上週及不可能なため、記載していない。

キ. 県信用保証協会における保証承諾及び求償権残高の状況 (県制度分のみ)

表 4-2-17 保証承諾及び求償権残高の状況 (平成 8 年度以降)

年度	保証債務残高		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額
平成 8 年度	7,165	62,809,133		
平成 9 年度	9,954	81,440,303		
平成 10 年度	10,325	94,362,119		
平成 11 年度	11,075	100,458,224		
平成 12 年度	11,294	105,653,142		
平成 13 年度	13,746	150,205,506	2,143	13,132,689
平成 14 年度	14,163	148,624,952	2,278	15,312,888
平成 15 年度	13,465	131,839,707	2,374	17,186,529
平成 16 年度	11,188	103,376,038	2,536	19,554,449
平成 17 年度	9,352	82,508,697	2,679	21,526,800

(注) 求償権残高の平成 12 年度以前は、システム上週及不可能なため、記載していない。

ク. 県信用保証協会における返済期限別保証債務残高の状況 (県制度分のみ)

表 4-2-18 保証債務残高 (返済期限別)

返済期限	件数	保証債務残高
～平成 19.3.31	671	2,435,747
～ 20.3.31	843	2,810,943
～ 21.3.31	856	3,938,488
～ 22.3.31	1,063	6,475,235
～ 23.3.31	740	6,010,370
～ 24.3.31	2,363	20,539,077
～ 25.3.31	927	10,292,403
～ 26.3.31	377	4,772,661
～ 27.3.31	133	2,434,353
～ 28.3.31	315	5,429,149
～ 28.4.1～	211	6,831,726
計	8,499	71,970,152

(注) 保証債務残高は、平成 18 年 10 月 11 日現在のものである。

ケ. 平成 17 年度制度融資に係る預託金及び県債引受額 (平成 18 年 3 月末現在)

表 4-2-19 金融機関別預託金及び県債引受額

金融機関名	預託金額	県債引受額 (県全体)
青森銀行	7,614,000	36,644,355
みちのく銀行	4,961,500	15,641,000
岩手銀行	146,500	470,000
東北銀行	168,500	564,000
秋田銀行	231,000	658,000
北都銀行	7,000	0
北日本銀行	197,000	376,000
あおもり信用金庫	1,226,500	2,914,000
東奥信用金庫	762,500	1,316,000
八戸信用金庫	796,500	1,974,000
十和田信用金庫	638,000	1,316,000
下北信用金庫	167,500	376,000
青森県信用組合	1,577,500	2,632,000
県信用農業協同組合	2,000	0
津軽石川農業協同組合	34,500	100,000
商工組合中央金庫	282,500	0
農林中央金庫	0	30,659,100
計	18,813,000	95,640,455

(2) 実施した手続

事業概要を担当者に質問し、融資制度要綱・契約書等関連文書を閲覧した。また、貸付額を測定票、納入通知書、支払命令票、支出負担行為票等と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 預託金額の算定について

本制度の預託金額の基本的な算出方法は、以下の算式に基づいている。

$$\text{保証債務残高} \times 0.9 \div \text{融資倍率}$$

即ち、融資倍率の算定が預託金額を決定する関係になっていることから、融資倍率の計算が正しく行われていることを確認した結果、下記の問題が見えられた。

県の資料によると融資倍率算定の算式は以下のとおりである。

$$\text{融資倍率}(b) = (e-c) / (e-a)$$

(記号の説明)

a: 末端貸付利率(融資利率)	d: 協調利率
b: 融資倍率	e: 金融機関実効回り
c: 預託利率	

この算式を元に、平成 17 年度の県単特別保証融資について監査人が融資倍率を計算し、県の資料と照合した結果は表 4-2-20 のとおりである。

表 4-2-20 融資倍率(監査人試算と県資料との比較表)

融資制度名	金融機関種別	a:融資利率	c:預託利率	e:金融機関実効回り	倍率	県資料	結果一致(○) 不一致(×)
中小企業長期経営安定資金							
地場産業振興資金							
セーティブネット資金							
ふるさと新生産業/フーズ資金							
		倍率固定につき、検討省略					
一般枠	銀行	1.7	0.1	2.4	3.3	3.3	○
	信金・信組	1.7	0.1	3.2	2.1	2.1	○
県外販路	銀行	1.5	0.1	2.4	2.6	2.6	○
	信金・信組	1.5	0.1	3.2	1.8	1.8	○
雇用創出枠	銀行	1.5	0.1	2.4	2.6	3.3	×
	信金・信組	1.5	0.1	3.2	1.8	2.1	×

創業支援資金	銀行	2.3	0.1	2.4	2.30	2.20	×
一般枠	信金・信組	2.3	0.1	3.2	3.4	3.4	○
一般枠中高年	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
雇用創出	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
優遇雇用創出	銀行	1.7	0.1	2.4	3.3	3.3	○
	信金・信組	1.7	0.1	3.2	2.1	2.1	○
経営革新支援資金	銀行	2.3	0.1	2.4	2.30	2.20	×
一般枠	信金・信組	2.3	0.1	3.2	3.4	3.4	○
国際化支援	銀行	2.1	0.1	2.4	7.7	7.7	○
	信金・信組	2.1	0.1	3.2	2.8	2.8	○
一般枠・事業転換に係る雇用維持	銀行	2.1	0.1	2.4	7.7	7.7	○
	信金・信組	2.1	0.1	3.2	2.8	2.8	○
経営革新等	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
雇用創出	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
優遇雇用創出	銀行	1.7	0.1	2.4	3.3	3.3	○
	信金・信組	1.7	0.1	3.2	2.1	2.1	○
中小小売業等振興資金							
大型店対策融資	銀行	2.3	0.1	2.4	2.30	2.20	×
	信金・信組	2.3	0.1	3.2	3.4	3.4	○
店舗等近代化融資	銀行	2.3	0.1	2.4	2.30	2.20	×
	信金・信組	2.3	0.1	3.2	3.4	3.4	○
テナント出店融資	銀行	2.3	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	2.3	0.1	3.2	2.4	2.4	○
商店街活性化融資	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
商店街空き店舗利用融資	銀行	2.3	0.1	2.4	2.30	2.20	×
	信金・信組	2.3	0.1	3.2	3.4	3.4	○
一般枠	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○
雇用創出	銀行	1.9	0.1	2.4	4.6	4.6	○
	信金・信組	1.9	0.1	3.2	2.4	2.4	○

監査人が試算した数字と不一致のものについて質問したところ、融資倍率(b)を算定する過程において、金融機関実効利回り(c)を一部調整しながら、融資倍率(b)を算定するため誤差が生じうるとの説明を受けた。

上記算式において、融資倍率(b)を求める変数として 末端貸付利率 (a: 融資利率)、預託利率(c)、金融機関実効利回り(c)があるが、融資倍率(b)の計算に当たっては、他の3つの変数が固定的に定まっております、その結果、算定されると理解していった。しかし、実際は、e: 金融機関実効利回りについてはフックスされた数字ではなく、基準的な数字の意味だという。実際には、表計算ソフト上、実効利回り (算式ではeに相当) と融資倍率(b)を調整しながら、実効利回りが基準である金融機関実効利回り(c)に近くなるようにして、最終的には金融機関との合意で金融機関実効利回り(c)が決まるという。このような算出過程のため、上記の算式と誤差が出てしまったものと考えられる。融資倍率算定の算式が要綱上定められていることから、監査人の数字が本来の正しい数字であり、今後の融資倍率の算定事務においては十分注意するべきである。但し、上記の誤った融資倍率とされた特別保証融資の平成17年度末残高はゼロであり、預託金額の計算には影響の無いものであった。

【意見①】 貸付金の有効性の検証について

商工政策課の貸付金全般にわたりにいえることであるが、融資の実行による有効性の検証が十分に実施されていない。本県の雇用創出や産業振興にどの程度有効であったのか、長期的には産業連関表を用いて分析するなど、結果をある程度数値化し、効果を評価する事が望ましい。また、制度融資を利用して企業がいかなる産業区分に属するか、などの事後的分析をして、産業別雇用創出効果や産業振興の達成度の違いなどのデータを集積・分析・評価し、有望と思われる産業を見出す、あるいは、市場の縮小が避けられない産業を客観的データで把握するなど、将来の方向性を示唆する情報としても活用が可能である。

5. 小規模企業者等設備資金貸付金

(1) 概要

①目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、資金調達力の弱い企業に対して、無利子で資金を貸付ける事業であり、県はセンターに対して貸付原資を貸付けている。

県は、中小企業振興資金助成法(昭和31年法律第115号、昭和41年に中小企業近代化資金等助成法に名称変更)、青森県中小企業近代化資金貸付規則(昭和31年9月青森県規則第64号、昭和43年2月青森県規則第8号)に基づき小規模企業者等に対して資金を貸付ける事業を行ってきたが、同法は平成12年3月31日をもって大幅改正がなされ、改正後は、センターが設備資金貸付の事業執行機関となり、県は表4-2-21に示した

小規模企業者等設備導入資金特別会計から貸付原資をセンターに貸付ける現在の形になっている。

②平成17年度特別会計の状況

県の平成17年度小規模企業者等設備導入資金特別会計の状況は表4-2-21のとおりである。

表4-2-21 平成17年度小規模企業者等設備導入資金特別会計

(単位:千円)

内訳	平成16年度末残高	平成17年度貸出額	年度内回収	年度を超えて貸付けるもの	回収元金	平成17年度末残高
小規模企業者等設備資金貸付金(旧中小企業設備近代化資金貸付金)	375,990	87,500	31,640	55,860	100,175	363,315
小規模企業者等設備資金貸付金(旧中小企業設備近代化資金貸付金)	514,185	161,000	122,874	38,126	204,651	470,534
中小企業高度化資金貸付金	21,629,814	5,195,351	0	5,195,351	2,889,750	23,935,415
合計	22,519,989	5,443,851	154,514	5,289,337	3,194,576	24,789,264

③事業実績

ア. 設備資金貸付事業

県はセンターの設備資金貸付事業計画に従い、平成17年度は87,500千円の資金をセンターに貸付け、貸付実績に応じた返還を受けている。この点については、第二部第4外部監査の結果及び意見(各論)「4. 設備資金貸付事業会計」の監査結果を参照願いたい。

イ. 設備近代化資金貸付金回収事業

県は近代化資金の未納分について回収業務のみを行っており、平成17年度回収実績は元金3,925千円のみである。また、平成17年度末現在の残高内訳は表4-2-22のとおりであり、近代化資金の元金未納残高が60,575千円と多額になっていることがわかる。

表4-2-22 設備近代化資金貸付金内訳(平成17年度末)

内容	相手先	残高(千円)
設備資金貸付資金	センター	299,739
近代化資金(未納分)	A工業(株)他29先	60,575
近代化資金(正常分)	㈱O工業	3,000
合計		363,315

(2) 実施した手続
個別貸出先の状況を確認し、近代化資金貸付金の残高の回収可能性を検討した。また、債務者の財政状態が適時適切に把握され、債権管理が適切に行われているかどうかを検討した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】不納欠損処理について
本設備近代化資金の収入未済額が60,575千円の多額になっており、回収を促進すべきである。監査の結果、会社倒産のみならず代表者及び保証人とも連絡すら取れない状況になっている相手先が22先にも上っており、債権の回収に重大な懸念が内在していることが明らかになった。
参考に、平成12年度以降の回収実績と収入未済残高の推移は表4-2-23の通りである。

表4-2-23 設備近代化資金の収入未済額(回収・残高)

区分	種別	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
		度	度	度	度	度	度
回収	元金	1,118	1,201	1,111	740	942	3,925
	連約金	10	8	5	15	11	0
	合計	1,128	1,209	1,116	755	953	3,925
残高	元金	58,496	57,295	56,184	65,444	64,501	60,575
	連約金	6,138	6,130	6,125	6,110	6,099	6,099
	合計	64,634	63,425	62,309	71,554	70,600	66,675

(注)平成15年度に残高が増加したのは、1先1千万円の新規収入未済が発生したためである。

39件(9件は連約金のみが未納になっているため、表4-2-22の未納先は30件と表記されている)の未納先のうち、現在連絡が取れずに残高が100万円を超える相手先を抽出し、関係書類を閲覧した結果入手した情報は表4-2-24のとおりである。

表4-2-24 連絡の取れない債務者(残高100万円以上)

債務者名	当初貸付年度	平成17年度	最終入金日	最終折衝記録	状況
		未収入未済額			
(有)M工業	昭和38年	1,887	平成元年10月9日	平成7年11月16日	昭和39年に法人解散登記。

(単位:千円)

H建設機	昭和39年	2,810	昭和50年12月26日	平成11年1月13日	倒産企業。保証人死亡。代表者は現存する別会社を営営し、支払意志なし。
V製材所	昭和40年	1,198	昭和50年7月22日	平成15年11月19日	詐欺的行為により、債還請求。
A工場	昭和42年	2,191	昭和62年6月23日	平成15年11月14日	代表者は生活保護者 償還したという認識。保証人は資力のあると推測される。
O組	昭和47年	3,193	平成7年2月6日	平成16年7月13日	昭和52年倒産廃業。
建設	昭和49年	3,126	昭和58年8月6日	平成6年12月15日	倒産し、別会社設立。別会社も倒産。先方に債務の認識なし。
(有)K建設	昭和50年	1,960	平成12年11月17日	平成11年12月21日	保証人死亡。債務者支払意志なしで、時効の主張あり。
H	昭和55年	1,318	平成9年12月11日	平成8年12月16日	(有)K建設と密接な関係あり。
T建設機	昭和57年	1,098	昭和63年9月1日	平成8年12月16日	
抽出先合計		24,720			

(注)連約金は、元金の返済がなければ算出されないことから、未収債権とは認識していない。従って、正確な未収債権残高はもと増えるが、債務者の状況を勘案すると、計算したところで回収見込みはないと判断されたことから、算出作業を依頼しなかった。

適切な事務手続を行った上で、回収不能と認められる債権については不納欠損処理を行うべきである。

【意見①】債権管理事務の実効性について

30年前以上に貸出した債権が未納であること、22先の債務者と連絡すら取れなくなっている状況は、未納状態が生じた時点で適切な回収業務が行われなかっただけにとどまらず、その後の債務者との交渉、回収計画立案や回収実務、業務引継ぎなど、本来行われるべき事務の執行が、十分かつ円滑に行われなかったために生じたものと考えられる。このような過去の不十分な事務執行の結果、多額の管理コストが現在において生じている状況は改善する必要がある。不納欠損処理するためには、回収不能を確定するためのかなりの事務コストがかかることは確かである。しかし、それでもなお、後世に上述のような不良債権を残すことによる事務管理コストと比較すれば、安いものと判断する。

6. 小規模企業者等設備貸与事業貸付金

(1) 概要

①目的

小規模企業者等は大企業と比較して信用力や資金調達力が脆弱であることから、創業や経営基盤の強化を目的とした設備導入が困難なことが多い状況にある。このような小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、資金調達力の弱い企業に対して、設備を貸与・リースする事業であり、県はセンサーに対して貸与原資を貸付けるものである。

②実績

過去3年間の事業実績は表4-2-25のとおりである。

表4-2-25 貸付実績(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸付額	120,000	175,000	161,000
年度内償還額	67,324	31,030	122,874
償還後貸付額	52,676	143,970	38,126
貸付件数	4	15	9

(千円、件)

(2) 実施した手続

貸与先から提出された実績報告書の閲覧し、センサーの監査結果との整合性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見「2. 設備貸与事業会計」を参照願いたい。

7. 機械類貸与事業貸付金

(1) 概要

①目的

国産の貸与事業(設備貸与事業)を補完する目的で実施しているのが機械類貸与事業(県単の貸与事業)であり、センサーが事業を実施するのに必要な貸付財源を県が貸付けているものである。年度当初に前年度までの残高手当分を貸付けし、当該年度新規貸付分を貸与実績に応じて貸付けている。

②実績

過去3年間の事業実績は表4-2-26のとおりである。

表4-2-26 貸付実績(平成15年度～平成17年度)

(千円、件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸付額	1,494,346	1,332,306	1,263,976
前年度残高手当貸付	1,094,346	932,306	863,976
当該年度事業貸付	400,000	400,000	400,000
企業への貸付件数	16	14	14

(2) 実施した手続

貸与先から提出された実績報告書の閲覧し、センサーの監査結果との整合性を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「3. 機械類貸与事業会計」を参照願いたい。

8. 財団法人21あおもり産業総合支援センター貸付金

(1) 概要

①目的

センサーが行う管理運営事業の円滑化を図るため、県がセンサーに資金を貸付けることにより、センサーが基金を設け、その運用益により管理運営事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。ここには管理運営事業の内容は、情報提供事業、起業化支援事業、技術振興支援事業、管理運営事務のことをいう。

②事業内容

平成8年度に財団法人21あおもり創造的企業支援財団(現在のセンサー)に対して、管理運営事務に要する経費及びベンチャー企業育成支援事業を実施するために要する資金とするため、10億円を無利子で貸付けして基金造成し、10年物国債と定期預金を取得してその運用益を充当してきたものである。

国債の満期を迎えた平成18年9月で事業は終了し、10億円は県に返還された。

③事業実績

過去3年間の事業実績は表4-2-27のとおりである。

表4-2-27 貸付実績(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸付金額	10億円	10億円	10億円
貸付利率	無利子	無利子	無利子

(2) 実施した手続
管理運営事業実施要領、金銭消費貸借契約書を閲覧し、事業実績報告書入手した。

(3) 監査の結果及び意見
第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「1. 管理運営事業会計」を参照願いたい。また、以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 貸付金の実態について
当該貸付金は単年度貸付であるが事実上は長期貸付であり、センターの運営資金として県が支援してきた運転資金貸付金である。平成18年9月をもって終了した事業であるので今更意見するのは遅きに失した感があるが、県は公社の自立した経営を求めているところである。この運用益相当額は実質的には県民負担による公社への支援資金、補助金であり、適切なものとは考えられない。

1-3. 商工政策課一委託費

1. 平成17年度あおり産業デザイン推進事業業務委託費

(1) 概要

①目的

県内企業のデザイン力の向上を図るために、県内で生産され、既に流通・販売されている商品の中から、市場性を有し、オリジナリティが高いデザインの優れた商品を表彰・推奨し、受賞商品を掲載した商品集を作成する業務委託である。

②実績

委託先は平成16年度から社団法人青森県工業会¹⁾であり、過去2年間の委託費の推移は表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 委託費等の推移(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
委託先	工業会	工業会
委託金額	1,000	1,000

(単位:千円)

③契約方法

随意契約(いわゆる一者随契)によっている。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 業者選定の適切性及び透明性について

この業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約)により随意契約とされ、青森県財務規則第148条第4号の規定(徴する必要があると認められるとき)により、見積者は一者から徴するものとしている。

随意契約の理由として「当該事業は産業界との連携が不可欠」であり、「本県の製造業界の実情に精通する唯一の団体」であることと、これまでも地域レベルで産業界等からなるデザインセミナー等を実施してきたこと今回の「事業を効果的に実施する主体として適している」ことが挙げられている。

¹⁾工業会の概要は、II-1. 工業振興課補助金「1.1. 社団法人青森県工業会運営費補助金」に記載した。

委託業務の内容自体は、難度を要するものではなく、一定レベルの広告(代理店)に委託すれば同様の成果物を得られるものであったが、「製造業界との連携及び発展も重視された結果である。」との説明を受けた。工業会は、II-1. 工業振興課一補助金「11. 社団法人青森県工業会運営費補助金」で後述するように、常勤職員は県の派遣職員1人だけであり、この派遣職員が実質的な委託業務を担っている。このような県の管轄下にある団体を委託先に選定するに当たっては、製造業界の連携・発展へどのように寄与しているかを明確にすべきであるし、それが明確にされない限りは原則どおり競争入札による契約とすべきである。

2. 東京ビジネスプラザ清掃業務委託・東京ビジネスプラザ特別清掃業務委託・東京ビジネスプラザ害虫駆除委託費

(1) 概要

①目的

平成15年7月に東京八重洲に設置した「青森県東京ビジネスプラザ」の日常清掃業務及び窓ガラス清掃・空調吹出口、蛍光灯、フライント等日常清掃の作業対象以外の清掃・害虫駆除業務の業務委託である。

②実績

委託先、委託業務等の内容は表4-3-2のように推移している。

表4-3-2 委託先及び委託業務の内容(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託先	1社(株)	1社(株)	1社(株)
清掃業務委託	1,590,120	1,435,140	1,435,140
特別清掃業務委託	308,700	308,700	308,700
害虫駆除	17,240	17,240	17,240

(単位:円)

③契約方法

随意契約(いわゆる一者随契)によっている。

(2) 実施した手続

契約書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

一者による随意契約であるが、八重洲ビル館内規則により清掃業者は指定業者と契約する旨が記載されており、これに従ったものである。特に問題となる事項は見られなかった。

3. 雇用創出緊急創業支援業務委託費

(1) 概要

①目的

厳しい雇用情勢や景気低迷が続く中、本県経済の活力を呼び覚まし、県経済の自立に繋げる創業者の増大(県民仕事起こし)を図るため、新たな事業活動に「挑戦する」者を積極的に支援する緊急対策を実施する業務委託である。

わくわく10坪¹の平成16年度、平成17年度継続事業であり、県内雇用の増加を目的とした創業地域交流プラザ・創業スレッツプラザ塾を開催するための業務委託である。

②実績

過去2年間の委託先及び委託金額の推移は表4-3-3のとおりである。

表4-3-3 委託先及び委託費推移(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
委託先	県内7商工会議所・青森県商工会連合会	県内7商工会議所・青森県商工会連合会
委託金額	7,056	5,616

(単位:千円)

③契約方法

随意契約である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 委託業務の検査について

委託契約書では委託業務を完了後、事業完了報告書の作成・提出を求めており、これに基づき検査が行われることになっている。委託業務経費が適切に使われたかどうかは事業完了報告書の検討のみならず実績報告書と帳簿との突合は最低限必要であるし、計画と実績と比較して異常な増減項目については一部領収書等の原始証拠との突合せも必要であると考ええる。関連資料を調べたところ、そのような証拠は残されていない。従って、今後は、このような事後検査を適切に行う必要がある。

【意見②】 事業の効果的な実施方法等について

業務委託契約の仕様書によれば、創業地域交流プラザ2回・創業スレッツプラザ4回を想定して事業費を積算しているが、実際には人が集まらなかったため、ほとんどの商工会

議所で実施回数は、創業地域交流プログラム 1回・創業ステップアップ塾 1回ずつに留まっている。本来ならば講座が開催されなかった分の費用を返還すべきと思われるが、各商工会議所の予算作成段階においてすでに当該回数（創業地域交流プログラム 1回・創業ステップアップ塾 1回）で事前に内諾を得ており、それに基づきほぼ当初と同じ契約金額が支払われたとのことである。

事業実施の効果は、新規創業雇用者数目標値 60人に対して雇用を伴わない創業が多かったこともあり実績 28人と 46.6%に留まった（平成 16 年度は新規創業雇用者数 53 人）。事業評価調査によれば、新規創業雇用者（1人当たり）の創出に対する事業コストは平成 16 年度の 117 千円に対して平成 17 年度は 215 千円と 1.83 倍かかっている。

当該創業支援講座（初心者向け）に人が集まらなかったのは県内の経済状況を鑑みれば致し方ない面もあるが、既に県内 5 商工会議所が同じ県の補助事業である「小規模事業経営支援事業費補助金」のむらおこし事業費（1-1 7. 【意見⑤】参照）によって、ほぼ同一内容・講師による同一の創業・経営改革講座（玄人向け）が開催されたことも一因と考えられる。この委託業務については、県の判断により、5 商工会議所においては実施しないとか別の委託先にするとか、切り口を変えた別の講師やテーマを選定する方法や、開催時期・時間を工夫することにより、講座の魅力度と集客力を高め、より事業を経済的かつ効果的に実施できなかったのではないかとと思われる。

この委託業務は平成 17 年度で終了したが、業務委託を行う際は、既に同趣旨の事業（補助事業等も含む）が県あるいは他の経済団体において実施されていないか、また行政目的を達成するのに最も効果的・効率的な方法・内容であるかについて予め十分検討する必要があるものと考ええる。

4. 企業組合設立推進支援業務委託費

(1) 概要

①目的
雇用対策を着実に推進するために、少額の資金で法人格を取得し営利を追求できる企業組合の設立を推進、支援する事業を展開することにより、離職者や求職者等の就労機会の確保・増大を図るための設立セミナーの開催、交流事業の開催及び専門家の派遣業務を中央会に業務委託するものである。

②実績

過去 2 年間の委託費の実績（平成 16～17 年度）は表 4-3-4 のとおりである。

表 4-3-4 委託費推移（平成 16 年度～平成 17 年度）

年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託先	中央会	中央会
委託金額	6,612	5,886

(単位千円)

③契約方法
随意契約である。

(2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調査など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託業務の検査について

委託契約書では委託業務を完了後、委託業務実績報告書及び委託業務経費精算書の作成・提出を求めており、これに基づき検査が行われることになっている。委託業務経費が適正に使われたことを確認するためには、委託業務実績報告書等の検討のみならず実績報告書と帳簿との突合は最低限必要であるし、計画と実績と比較して異常な増減項目については一部領収書等の原始証拠との突合せも必要であると考ええる。これに対して中央会に対する補助金等の業務監査は毎年実施されておりその適正性は確認しているとの回答があったが、当該業務検査ではこの委託業務に関する原始証拠との突合せまでを実施している事は事後的に確認できなかった。検査時に一部原始証拠との突合せを行い、委託業務経費が適正に使われた事を検査する必要がある。

5. 貸金業指導業務委託費

(1) 概要

①目的
「貸金業の規制等に関する法律」に基づき、貸金業者の適正な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るため、県が社団法人青森県貸金業協会に対し、登録申請書等審査業務及び基礎研修会開催業務を委託するものである。

②実績

過去 3 年間の委託費の推移は、表 4-3-5 のとおりである。

表 4-3-5 委託先及び委託費推移（平成 15 年度～平成 17 年度）

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
委託先	(社)青森県貸金業協会	(社)青森県貸金業協会	(社)青森県貸金業協会
委託金額	500	500	500

(単位千円)

③契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び青森県財務規則第 147 条（予定価格が 100 万円以下）による随意契約である。

(2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧を行った。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

6. ㈱ダイノウに係る資産・活動状況調査業務委託費

(1) 概要

①目的
平成10年度青森県地域活性化プロジェクト「ダイノウ」支援業務の実施に伴い、県が金銭債権を有することになった㈱ダイノウについて、その資産及び活動状況の調査業務を業務委託するものである。

②実績

平成17年度委託費の実績は、表4-3-6のとおりである。

表4-3-6 委託先及び委託金額

(単位円)	
年度	平成17年度
委託先	㈱T社
委託金額	11,550

③契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び青森県財務規則第147条(予定価格が100万円以下)による随意契約である。

(2) 実施した手続
関連資料の閲覧を行った。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

II-1. 工業振興課一補助金

1. 青森県地域産業技術開発研究費補助金

(1) 概要

①目的

県は、地域産業の振興を図るため、中小企業者が行う地域産業技術開発研究委託事業に要する経費について、平成17年度の予算の範囲内において、当該中小企業者に対し、補助金を交付するものである。当該補助金は、1/2を国の中小企業経営資源強化対策費補助金のうちの地域創造技術研究開発事業を財源とするものである。補助対象者は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第4条の規定に基づき研究開発等事業計画を策定し、県の認定を受けた中小企業者等とする。

②事業内容

- (i)新製品の開発技術
- (ii)新物質又は新材料の開発利用技術
- (iii)生産、加工又は処理のための新技術
- (iv)機械、器具又は装置の高性能化、省力化又は自動化のための技術
- (v)製造工程等で発生する公害の防止技術
- (vi)資源、エネルギーの有効利用技術
- (vii)その他前各号に類する技術

③実績

平成17年度の補助金交付先は表4-4-1のとおりである。

表4-4-1 補助金交付先(平成17年度)

(単位:千円)

補助事業者名	研究題目	所在地	補助金額	企業化の状況
㈱ダイノウ	医学的検証のある医療用画像処理ソフトウェアの研究開発と商品化	弘前市	13,550	2年後の製品化を予定
㈱エフエフ	肉用牛向け乳酸発酵飼料の総合的製造利用システムの確立	六ヶ所村	1,904	企業化のためには原料飼料の確保、保管貯蔵体制の整備、部門の組織化が必要
カネヨウ㈱	リンゴ酢に含まれる生理機能性物質を更に増やす醸造法の開発	弘前市	6,082	不明
㈱エニテール	新しいシート発熱体の開発	青森市	7,809	平成19年6月より販売予定。価格は未定。

㈱J-ロウ	電解成形法による回折格子の生産技術の開発	弘前市	16,600	平成 19 年をめぐりに年間生産数 2 万個の量産化を期待。価格は 1 万円、年間売上 2 億円を目標。
㈱興和	航空写真に地籍情報を加えた3次元ストリーミングWeb型地理情報システムの研究開発とその商品化	八戸市	7,200	平成 18 年度中の製品化を目標
㈱青森ホームコーポレート	4 階建木造集合住宅の設計及び構法に係る研究開発とその商品化	青森市	1,153	「リノビッド」クロスバネル」の生産を昨年後半より開始した
合計			54,300	

(2) 実施した手続
補助金交付要綱、事業計画書を閲覧し、交付申請から交付決定、完了検査までの一連の手続を検証した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助事業の継続的フォローについて
このような研究開発費補助金は一般に、成果の企業化を最終目標とすることが多いと思われる。企業化により生じた一定額以上の利益については、事業者は補助金相当額を返還する義務を負っている。補助金交付要綱第 6 条には、補助事業者は平成 18 年度から 5 年間、過去 1 年間の企業化状況について企業化状況報告書を知事に提出しなければならないとされている。当該補助事業は平成 17 年度で終了したことであるが、上記のことを踏まえ、事業終了後も継続的なフォローアップや報告、検査確認などの手続が十分行われる必要がある。

2. 青森県地域結集型共同研究事業費補助金

(1) 概要

①目的

県は、科学技術振興事業団により選定された「地域結集型共同研究事業」の実施に当たり、その中核機関となるセンターが行う共同研究推進事業及び研究施設管理・運営事業に要する経費について、センターに対し、平成 17 年度予算の範囲内において補助金を交付するものである。

②事業内容

事業区分	補助対象経費
1. 共同研究推進事業	当該業務に従事するため、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき派遣された職員の人件費 センターが共同研究推進事業に従事させるために委嘱した研究統括、研究副統括、新技術エージェンツ、事務補助員及び臨時職員の人件費 センターが左記事業を行うために要する経費のうち、光熱水費、通信運搬費、賃借料、リース料、備品購入費、コア研究室改修費、特許出願に要する経費、研究会開催費及び市場開拓可能性調査委託料
2. 研究施設等管理・運営事業	センターが左記事業を行うために要する経費のうち、光熱水費、通信運搬費、賃借料、リース料、備品購入費、コア研究室改修費、特許出願に要する経費、研究会開催費及び市場開拓可能性調査委託料

補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は 31,107 千円のいずれか低い額を上限とする。

③実績

平成 17 年度の事業実績は表 4-4-2 のとおりである。

表 4-4-2 地域結集型共同研究事業費実績(平成 17 年度)

(単位:千円)

事業区分	事業内容	事業費	左の財源内訳		
			県補助金	その他	計
共同研究推進事業	休職派遣職員人件費	29,960	7,490	22,469	29,960
	委嘱者人件費	26,854	7,163	19,690	26,854
	計	56,814	14,653	42,160	56,814
研究施設等管理運営事業	光熱水費	278	278	0	278
	通信運搬費	230	230	0	230
	賃借料	2,217	2,217	0	2,217
	リース料	711	711	0	711
	備品購入費	120	120	0	120
	特許出願関係費	5,414	5,414	0	5,414
	研究会開催費	4,252	4,252	0	4,252
	計	13,226	13,226	0	13,226
合計		70,040	27,880	42,160	70,040

(2) 実施した手続

事業実績の監査はセンターの監査において実施したため、工業振興課における監査は、事業実績報告に係る資料の閲覧のみを実施した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

3. 青森中核工業団地企業立地促進対策費補助金

(1) 概要

①目的

青森中核工業団地企業立地促進対策費補助金は、青森中核工業団地（以下、「中核工業団地」という。）の企業立地を促進し、県の業務を代行する土地開発公社が独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団 以下、「機構」という。）と共同で行う中核工業団地造成事業を円滑に実施することにより地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、土地開発公社に対して行われる補助である。

②工業団地の状況

中核工業団地の概要及び現在の分譲状況は以下のとおりである。
中核工業団地の分譲状況は、平成16年度は16,440㎡、平成17年度は0㎡（新規リース利用が4,594.35㎡ある）であった。平成18年8月末時点の累積で見した場合、企業立地率は23.3%、分譲率は17.8%である。



図 4-4-3 中核工業団地の概観



図 4-4-4 区画概要

(2枚とも <http://www.pref.aomori.jp/kiyou/danishi/dk002.html> より)

表4-4-5 中核工業団地分譲(利用)状況(平成18年8月31日現在)

区画	状況	区画面積 (㎡)	譲渡価額 (千円)	単価 (円/㎡)	契約年月日 (平成 年月日)
A-1	未利用	42,098.35	672,731	15,980	-
A-2	未利用	32,806.40	551,147	16,800	-
B-1	未利用	25,398.54	398,249	15,680	-
B-2	未利用	28,233.78	511,878	18,130	-
C-1	譲渡	6,303.01	-	-	14.10.8
C-2	未利用	25,454.13	351,776	13,820	-
C-3	譲渡	24,380.39	-	-	14.11.20
D-1	譲渡	16,368.81	-	-	12.10.24
D-2	未利用	12,168.59	181,920	14,950	-
D-3	譲渡	17,070.98	-	-	15.4.4
D-4	未利用	5,430.11	103,606	19,080	-
D-5	未利用	8,165.96	144,945	17,750	-
D-6	未利用	10,274.44	170,658	16,610	-
D-7	譲渡	7,398.35	-	-	17.3.25
D-8	譲渡	7,675.93	-	-	15.4.4
D-9	譲渡	8,196.45	-	-	12.8.8
D-10	リース	4,842.41	-	-	18.4.24
D-11	未利用	3,026.73	59,898	19,790	-
D-12	譲渡	3,125.99	-	-	13.3.22
D-13	譲渡	3,116.30	-	-	18.4.24
E-1	未利用	21,397.42	289,293	13,520	-
E-2	未利用	24,209.24	353,939	14,620	-
E-3	未利用	11,244.11	143,812	12,790	-
F-1	未利用	28,931.99	357,020	12,340	-
F-2	リース	23,718.51	-	-	18.4.18
G-1	譲渡	7,369.11	-	-	17.3.8
G-2	未利用	3,327.20	48,410	14,550	-
G-3	譲渡	1,575.72	-	-	16.3.12
G-4	譲渡	1,520.16	-	-	16.3.12
G-5	未利用	3,767.71	55,912	14,840	-
G-6	譲渡	1,672.23	-	-	16.6.18
G-7	リース	1,736.02	-	-	18.6.26
G-8	未利用	11,861.45	183,378	15,460	-

G-9	未利用	16,970.57	262,365	15,460	-
G-10	譲渡	2,295.23	-	-	15.4.10
G-11	譲渡	1,914.40	-	-	15.4.10
G-12	譲渡	1,702.03	-	-	15.4.10
G-13	未利用	2,398.86	39,029	16,270	-
G-14	リース	1,531.47	-	-	17.7.21
G-15	リース	1,525.00	-	-	17.7.21
G-16	リース	1,537.88	-	-	17.7.21
G-17	未利用	2,198.00	36,684	16,690	-
G-18	未利用	17,242.08	246,389	14,290	-
H	未利用	108,311.82	1,665,835	15,380	-
I	未利用	37,630.71	507,261	13,480	-
センター	未利用	24,282.51	387,548	15,960	-
合計		653,407.08	8,394,666		
合計(センター除く注1))		629,124.57			

(注1) センターとは、団地の運営管理等を目的とした産業センター(仮称)を県が建設することを予定して工業専用区域とは別に確保した準工業区域である。県は財政難により建設計画を具体化していないが、立地環境や立地条件が恵まれていることから、最近になって分譲申込があるとの説明を受けた。

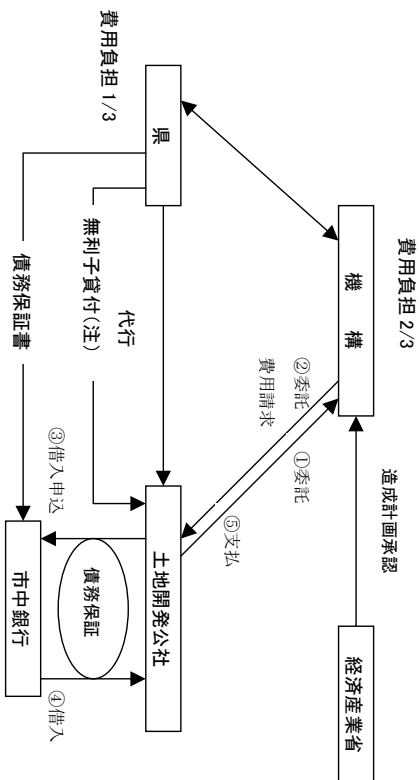
③補助金の仕組み

補助対象は、中核工業団地造成事業により生ずると見込まれる費用及び損失である。したがって、補助金額の積算内訳は、工場用地の譲渡に伴って生ずる当該工業用地に係る土地開発公社の取得原価と譲渡額の土地開発公社の持分割合に応じた額の差額及び工場用地の譲渡に必要な区画の再分割に係る工事費等からなる。

つまり、分譲予定の工場用地を値下げした(平成18年度より分譲価格を25.5%値下げ)ための土地開発公社に発生する損失及び在庫となつていゝ工場用地の管理コストに対しては県が負担するということである。

県及び土地開発公社では、実際にこれらのコストを1,002百万円と推定しており、土地開発公社では同額の引当金(名称は価格差補てん引当金)を計上している。この引当金繰入の原資として、まず600百万円を県が土地開発公社に補助金を交付し、土地開発公社では残りの約402百万円を長期未収入金として計上している。

図 4-4-6 青森中核工業団地造成事業のスキーム



④補助実績
平成 17 年度に 600 百万円を土地開発公社に補助している。

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。
 - (ii) 県が作成した分譲計画の妥当性を検討した。
 - (iii) 土地開発公社に往査を行い、補助金受領の事務が適切に行われているか、また受領した補助金が適正に管理運用されているか確認した。
 - (iv) 土地開発公社の計算書類を分析検討し、銀行預金と銀行借入金について残高証明書と突合し、銀行借入金の一部については県が銀行に差入れた債務保証書を確認した。
- (3) 監査の結果及び意見
補助金の交付手続については問題がなかった。その他、以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】利息の運用に関する取決めについて

土地開発公社に対する補助金 600 百万円は、平成 18 年 10 月現在、土地開発公社が 500 百万円を定期預金に、約 100 百万円を普通預金に預け入れて運用している。しかし、これらの預金に係る利息に対する取扱については文書の形では残っておらず確認できない。県では、利息を元本 (600 百万円) に追加する形で積み立てていき、四半期ごとに報告させるつもりであるが、土地開発公社側では明確な合意はないという認識であった。補助金の運用に係る利息収入も当然に「(1) 概要 ③仕組み」にある使途に充てられるべきと考えられるが、今後は補助要綱にも当該預金の利息をどう扱うか明記すべきである。

【意見②】分譲計画の妥当性について

概要で記載したとおり、現状では分譲率が 17.8%と低い。
一方、共同事業主である機構は、旧地域振興整備公団が行っていた工業再配置等業務を平成 26 年 3 月 31 日まで行うことができるとされており¹²、平成 25 年度以降は機構が産業用地の分譲業務等を継続できるかどうか明確ではない。そのため、平成 26 年度以降、事業全体が県に移管される可能性があり、県にとってはそれまでに全用地の分譲又はリース利用を完了していることが望ましい。
そこで、平成 18 年 1 月時点で、県は、平成 25 年度までに未利用地をゼロとし、平成 35 年度までにリース利用の土地をゼロ (全て売却する) にする分譲計画を立てた (表 4-4-7 参照)。

¹²独立行政法人中小企業基盤整備機構法の附則第 5 条第 1 項及び同法施行令附則第 2 条第 1 項

表4-4-7 青森中核工業団地分譲計画(平成17年1月)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
企業立地面積(単年度)*2	22,000	44,000	48,000	53,000	58,000
うち分譲面積	12,000	35,200	38,400	42,400	46,400
うちリース面積	10,000	8,800	9,600	10,600	11,600
企業立地率(累計)	20.8%	27.7%	35.4%	43.8%	53.0%
分譲収入等 *3	98,665	193,871	209,897	229,709	249,327
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業立地面積(単年度)	64,000	70,000	77,000	84,555.78	—
うち分譲面積	51,200	56,000	61,600	67,655.78	0
うちリース面積	12,800	14,000	15,400	16,900	—
企業立地率(累計)	63.2%	74.3%	86.6%	100.0%	100.0%
分譲収入等	288,869	288,427	316,887	342,908	23,768
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
企業立地面積(単年度)	—	—	—	—	—
うち分譲面積	10,000	8,800	9,600	10,600	11,600
うちリース面積	—	—	—	—	—
企業立地率(累計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
分譲収入等	67,748	60,303	61,915	64,234	66,335
年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
企業立地面積(単年度)	—	—	—	—	
うち分譲面積	12,800	14,000	15,400	16,900	
うちリース面積	—	—	—	—	
企業立地率(累計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
分譲収入等	69,099	71,602	74,726	77,986	

(単位:㎡、千円)

(注1) 県の分譲計画では、平成25年度までに企業立地率100%としているが、この中にはリースも含まれている。リース制度は平成25年度まで行うとし、それ以降、リースを行っていた用地に関しても平成35年度までに順次売却する計画である。なお、分譲率は平成25年度までに82.6%を予定している。

(注2) 企業立地面積にはリース利用も含む。なお、総分譲面積は629,124.67㎡である(この他にセンター用地がある)。

(注3) 分譲収入にはリース利用による収入や過年度の割賦販売による収入等も含む。なお、収入・費用いずれも果側持分1/3であり、残りは機構の持分となる。

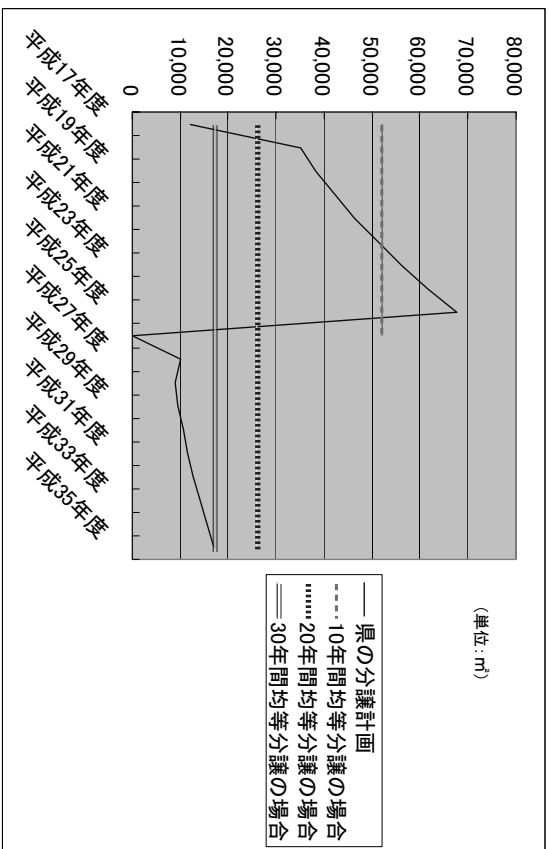
県の分譲計画は、平成17年から平成35年までの19年間で分譲用地を完売するものであるが、その分譲面積は毎年均等ではない。

中核工業団地の分譲がそれぞれ10年間、20年間、30年間で分譲される場合を想定した場合と、毎年の分譲面積は表4-4-8のように異なる。

表4-4-8 分譲面積の仮定比較

10年間均等分譲	20年間均等分譲	30年間均等分譲	県の計画
毎年の分譲面積: 520,555.78/10=52,055.6㎡	毎年の分譲面積: 520,555.78/20=26,027.8㎡	毎年の分譲面積: 520,555.78/30=17,351.9㎡	平成18年度の12,000㎡から始まり、平成25年度には67,655㎡までに徐々に増加する仮定である。平成26年度以降は毎年約10,000㎡がリースから分譲に切り替わる(分譲される)と仮定している。 (注)リースは含まない分譲のみ面積。

図4-4-9 県の分譲計画とシミュレーションにおける分譲面積推移の相違



最近の分譲面積は、平成16年度が16,440㎡、平成17年度が0㎡(新規リース利用が4,594.35㎡ある。)である。このような分譲状況からすれば、分譲価格を平成18年度以降据え置きながら分譲が急激に増加するという県の分譲計画は現実的ではない。むしろ、10年~20年間で完売するとしても、面積を均等に分譲すると想定する方が現実的と思われる。

そこで、中核工業団地の分譲がそれぞれ10年間、20年間、30年間で完了する3つのケースを想定して、県及び土地開発公社に発生する費用をシミュレーションし、その場合の将来追加的に発生するコストを推定した。

県の分譲計画では、土地開発公社は造成にかかった費用を市中銀行からの借入金でまかなうこととしているが、当該借入金の返済原資は基本的に分譲収入に補助金(引当金取崩)を加えたものである。従って、分譲が進まない借入金利息を支払い続けることとなる。また、在庫として抱える分譲用地が多ければ多いほど維持管理コストもかかることになる。

＜シミュレーションにおける仮定＞

- ・分譲面積は平成17年度以降、10年間、20年間、30年間のそれぞれで均等に分譲されていくと仮定する。なお、平成16年度末時点での未分譲地面積は520,555.78㎡である。
 - ・分譲収入の金額は県の分譲計画にある単価を用いる。平成17年度のみ20,652円/㎡、平成18年度以降は15,382円/㎡である。リースは考慮しない。
 - ・工事費等は機械への負担金(委託費)と分譲に伴う宅地分割工事費からなる。前者については県の分譲計画では総額120,000千円の発生を見込んでいるため、これに習い、それぞれの期間で120,000千円を等分した金額とする。後者については、県の分譲計画における平成18年度から平成35年度までに係る費用の年平均額(17,371千円/年)が毎年発生すると仮定する。
 - ・利子補給金額は前年度末有利子借入金残高に利率1.8%を乗じて算出する。なお、有利子借入金期末残高は前年度末有利子借入金残高から分譲収入の1.33倍(注)の金額を減算して求める。また、県からの無利子借入は、平成18年度から行われているが、計算の便宜上平成17年度末から表記している。
- 注：表中の分譲収入は25%値下げされた金額である。土地開発公社のキャッシュ・フローとしては、この値下げ分を県からの補助金(引当金取崩)として受取り、さらに分譲代金と合わせて銀行に返済する。そのため、収入Iに対して、1/0.75≒1.33倍の金額を借入金返済に充当していると見做せる。
- ・借引負担額は分譲収入の0.25/0.75≒0.33倍の金額に相当する額を計上している。
 - ・一時借入金は平成25年度に返済する予定であり、これは県の計画どおりとする。ただし、10年間で均等に分譲される場合は、公社は市中銀行からの借入金を平成22年で完済してしまう。したがって、この場合には、分譲収入を県からの無利子借入の返済に充当するという仮定を設ける。これによって、県の支払う一時借入金利息は減少すると仮定する。なお、一時借入金の利率は1.625%である。

表4-4-10 シミュレーション①10年間均等分譲の場合

(単位：㎡、千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業立地面積(単年度)	52,056	52,056	52,056	52,056	52,056	52,056
分譲率(累計)	25.53%	33.81%	42.08%	50.35%	58.63%	66.90%
分譲収入	358,351	266,906	266,906	266,906	266,906	266,906
発生費	29,371	29,371	29,371	29,371	29,371	29,371
用(県)	84,139	35,101	28,711	22,322	15,932	9,542
借入金利息	0	88,079	88,079	88,079	88,079	88,079
借引負担額	0	20,718	20,718	20,718	20,718	20,718
一時借入金利息	0	20,718	20,718	20,718	20,718	20,718
費用合計	118,510	173,269	166,879	160,489	154,100	147,710
公社借入金残高(有利子)	1,950,055	1,595,069	1,240,084	885,099	530,113	175,128
公社借入金残高(無利子)	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	
企業立地面積(単年度)	52,056	52,056	52,056	52,056	520,556	
分譲率(累計)	75.18%	83.45%	91.73%	100.00%		
分譲収入	266,906	266,906	266,906	266,906	2,760,507	
発生費	29,371	29,371	29,371	29,371	293,707	
用(県)	3,152	0	0	6,333	205,832	
借入金利息	88,079	88,079	88,079	88,079	792,712	
借引負担額	20,718	20,718	20,718	0	165,744	
一時借入金利息	0	0	0	0	0	
費用合計	141,920	188,168	198,168	124,882	1,457,994	
公社借入金残高(有利子)	0	0	385,149	30,163	-	
公社借入金残高(無利子)	1,095,119	740,134	0	0	-	

表4-4-11 シミュレーション②20年間均等分譲の場合 (単位：㎡、千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業立地面積(単年度)	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028
企業立地率(累計)	21.39%	25.53%	29.67%	33.81%	37.94%	42.08%
分譲収入	179,175	133,453	133,453	133,453	133,453	133,453
発生費	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371
用(県)	84,139	39,390	36,196	33,001	29,806	26,611
借入金利息	0	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040
借引負担額	0	20,718	20,718	20,718	20,718	20,718
一時借入金利息	0	20,718	20,718	20,718	20,718	20,718
費用合計	107,510	127,519	124,924	121,129	117,984	114,739
公社借入金残高(有利子)	2,188,358	2,010,865	1,833,372	1,655,880	1,478,387	1,300,894
公社借入金残高(無利子)	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業立地面積 (単年度)	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028
企業立地面積 (累計)	46.22%	50.35%	54.49%	58.63%	62.77%	66.90%
分譲収入	133,453	133,453	133,453	133,453	133,453	133,453
発生費	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371
用 (県)	23,416	20,221	17,026	36,781	33,586	30,391
借入金利息	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040
負担	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040
一時借入金利息	20,718	20,718	20,718	0	0	0
費用合計	111,544	108,349	105,155	104,191	100,996	97,802
公社借入金残高 (有利子)	1,123,402	945,909	2,043,393	1,865,901	1,688,408	1,510,915
公社借入金残高 (無利子)	1,274,977	1,274,977	0	0	0	0
年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
企業立地面積 (単年度)	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028	26,028
企業立地面積 (累計)	71.04%	75.18%	79.31%	83.45%	87.59%	91.73%
分譲収入	133,453	133,453	133,453	133,453	133,453	133,453
発生費	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371	23,371
用 (県)	27,196	24,002	20,807	17,612	14,417	11,222
借入金利息	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040
負担	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040	44,040
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	94,807	91,412	88,217	85,022	81,827	78,632
公社借入金残高 (有利子)	1,333,423	1,155,930	978,437	800,945	623,452	445,959
公社借入金残高 (無利子)	0	0	0	0	0	0
年度	平成35年度	平成36年度	合計			
企業立地面積 (単年度)	26,028	26,028	520,556			
企業立地面積 (累計)	95.86%	100.00%	-			
分譲収入	133,453	133,453	2,714,785			
発生費	23,371	23,371	467,414			
用 (県)	8,027	4,832	538,680			
借入金利息	44,040	44,040	836,751			
負担	44,040	44,040	165,744			
一時借入金利息	0	0	-			
費用合計	75,438	72,243	2,008,590			
公社借入金残高 (有利子)	268,466	90,974	-			
公社借入金残高 (無利子)	0	0	-			

表4-4-12 シミュレーション③30年間均等分譲の場合

(単位：㎡、千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業立地面積 (単年度)	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352
企業立地面積 (累計)	20.02%	22.77%	25.53%	28.29%	31.05%	33.81%
分譲収入	119,450	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969
発生費	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371
用 (県)	84,139	40,820	36,690	36,560	34,431	32,301
借入金利息	0	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360
負担	0	20,718	20,718	20,718	20,718	20,718
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	105,510	112,369	110,139	108,009	105,879	103,749
公社借入金残高 (有利子)	2,267,792	2,149,464	2,031,135	1,912,807	1,794,478	1,676,150
公社借入金残高 (無利子)	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977	1,274,977
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業立地面積 (単年度)	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352
企業立地面積 (累計)	36.56%	39.32%	42.08%	44.84%	47.60%	50.35%
分譲収入	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969
発生費	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371
用 (県)	30,171	28,041	25,911	46,731	44,601	42,471
借入金利息	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360
負担	20,718	20,718	20,718	0	0	0
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	101,619	99,489	97,359	97,461	95,331	93,201
公社借入金残高 (有利子)	1,557,821	1,439,493	2,596,142	2,477,813	2,359,485	2,241,156
公社借入金残高 (無利子)	1,274,977	1,274,977	0	0	0	0
年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
企業立地面積 (単年度)	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352
企業立地面積 (累計)	53.11%	55.87%	58.63%	61.39%	64.14%	66.90%
分譲収入	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969
発生費	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371
用 (県)	40,341	38,211	36,081	33,951	31,821	29,691
借入金利息	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360
負担	0	0	0	0	0	0
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	91,071	89,941	86,811	84,681	82,552	80,422
公社借入金残高 (有利子)	2,122,828	2,004,499	1,886,171	1,767,842	1,649,514	1,531,185
公社借入金残高 (無利子)	0	0	0	0	0	0

年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
企業立地面積(単年度)	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352
企業立地面積(累計)	69,66%	72,42%	75,18%	77,94%	80,69%	83,45%
分譲収入	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969
発生費等	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371
用(県)	27,561	25,431	23,302	21,172	19,042	16,912
借入金利息	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360
借引負担額	0	0	0	0	0	0
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	78,292	76,162	74,032	71,902	69,772	67,642
公社借入金残高(有利子)	1,412,857	1,294,528	1,176,200	1,057,872	939,543	821,215
公社借入金残高(無利子)	0	0	0	0	0	0
年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度
企業立地面積(単年度)	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352	17,352
企業立地面積(累計)	86,21%	88,97%	91,73%	94,48%	97,24%	100,00%
分譲収入	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969	88,969
発生費等	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371	21,371
用(県)	14,782	12,652	10,522	8,392	6,262	4,132
借入金利息	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360	29,360
借引負担額	0	0	0	0	0	0
一時借入金利息	0	0	0	0	0	0
費用合計	65,512	63,382	61,252	59,123	56,993	54,863
公社借入金残高(有利子)	702,886	584,558	466,229	347,901	229,572	111,244
公社借入金残高(無利子)	0	0	0	0	0	0
年度	合計					
企業立地面積(単年度)	520,556					
企業立地面積(累計)	-					
分譲収入	2,699,544					
発生費等	641,122					
用(県)	885,123					
借入金利息	851,431					
借引負担額	165,744					
一時借入金利息	2,543,420					
費用合計	2,543,420					
公社借入金残高(有利子)	-					
公社借入金残高(無利子)	-					

上記シミュレーションの結果から、将来発生コストをまとめると表4-4-13のようになる。

表4-4-13 各シミュレーションによる平成17年度以降に発生するコスト (単位:千円)

発生コスト	①10年間均等分譲	②20年間均等分譲	③30年間均等分譲	県の計画
工事費等	293,707	467,414	641,122	432,672
借入金利息(注1)	205,832	538,680	885,123	235,046
借引負担額	792,712	836,751	851,431	(注2)816,701
一時借入金利息(注3)	154,133	165,744	165,744	165,744
果負担費用	1,446,384	2,008,590	2,543,420	1,650,163
債務返済不能額	30,163	90,974	111,244	194,364
果負担総費用	1,476,547	2,099,564	2,654,664	1,844,527

(注1)実際には公社が支払う利息である。

(注2)県の分譲計画(当初)では、平成17年度の公社に対する補助金は300百万円であったが、その内訳は、相対借引分183,282千円、価格差補填分116,718千円である。したがって、表中では、県の分譲計画中の価格差補填分699,983千円と116,718千円を合わせて816,701千円で記載している。

(注3)果は、平成18年度から平成25年度まで公社への無償貸付を行うが、この原資として市中銀行から借入を行っている(利率1.625%)。

最終的に借入金のうち返済不能となる額を合わせてみれば、10年間で分譲を完了した場合が最も果にとつて負担が少ないが、それを除けば、県の分譲計画が最も負担額が軽いことになる。しかし、既述したとおり、県の分譲計画では、早期に分譲が進むことを前提にしているため、シミュレーション②の「20年間均等分譲の場合」に比べて利息支払額が低く算定されている(県の分譲計画では平成25年度末時点の分譲率が82.6%であるが、20年間均等分譲の場合、平成25年時点では54.49%である)。

以上のことから、以下のことが指摘できるものと考えらる。

- (i)県の分譲計画は現在の分譲状況を踏まえた現実的な計画に修正することが必要である。
- (ii)県の分譲計画では、平成25年度までに82.6%を分譲することとしているが、平成26年度までに均等に分譲しながら販売することした10年間のシミュレーションのほうらが368百万円負担は少ないと推定される。
- (iii)分譲用地の在庫を長期間持ち続けるほど果負担額は増加するといえ、仮に30年間で分譲するとした場合、20年間の場合よりもさらに555百万円負担が増加する。

上記のシミュレーションには多くの仮定が含まれており、これのみで結論を導くことはできない。シミュレーションでは、分譲価格を平成18年度以降固定としているが、県内工業用地の地価の動向は継続的に下落している。中核工業団地の場合も、平成16年7月時点

での鑑定評価は19,000円であったが、平成17年4月時点ではさらに18,400円に下落した。このまま下落傾向が続く場合は、さらに将来的な負担を増大させることになる。県の負担の増大を抑止するならば、分譲価格を下げてもなるべく早期に分譲を進める方が賢明な選択といえるだろう。現在県の分譲計画で見込まれている負担額1,844百万円は、10年間のシミュレーションの負担額より368百万円多い。このような負担を見込むのであれば、地価の動向を踏まえ、これをさらなる値下げの原資として10年間で分譲を完了させることも検討されても良いのではないだろうか。

早期に分譲を進めることのメリットとしては、当然のことながら直接的には企業からの税収の増加が見込めるし、間接的には、住民の増加による経済効果や一企業の誘致が関連する他の企業の誘致を起こすなどの波及効果も多分に期待できると思われる。

現状の計画のままでは実現可能性に問題があると思われる上、問題が後世に先送りされる可能性があるため、県としては適切な分譲計画を再作成し、県民に十分に説明する必要がある。

【意見③】 団地販売に伴う損失補填の方法について

中核工業団地に関しては、公社は民有地の取得・機構への2/3の持分の移管に責任を負い、県（高工労働部工業振興課所管）は販売の責任を負う。

県は土地開発公社に対して、従来から「青森中核工業団地造成事業に係る事業要請について」（以下、「事業要請」という。）により、以下の3点を確約している。

- (i) 青森中核工業団地造成事業に係る公社の資金調達に対しては、県が債務保証を行うものとする。
- (ii) 青森中核工業団地造成事業に係る経費のうち分譲価格に転嫁されない分については、県が責任をもって対応するものとする。
- (iii) 工場用地の分譲については、県及び青森市が企業誘致を進めるとともに、事業が完了するまで責任をもって対応するものとする。

ところで、土地開発公社は、平成17年度において価格差補てん引当金1,002百万円を計上している。これは、県と機構との協議で平成18年3月15日に中核工業団地の販売価格を平均約25.5%引き下げたことに伴い棚卸資産の評価減を行うために、販売価格と帳簿価額の差額の持分相当割合（1/3）について引当金を計上したものである。

販売価格が引き下げられたことによる理論上の損失発生予想額1,002百万円を補填するため、県は平成17年度にその一部である600百万円を補助金として交付した。公社は、1,002百万円について価格差補填引当金繰入（費用）を計上する一方、県からの補助金収入を同額計上し、すでに入金となった600百万円以外の部分を長期未収金としている。平成17年度計算書類の補足的情報欄には、「この長期未収入金402,619,214円は平成19年度から平成25年度までの7年間毎年均等割で青森県から収入されることとなっている」とあり、事実上、県が将来の補助金交付を公社に対して約束したものとされている。これは約束で

あり、文書としては残されていないことから、当該債権の実在性（県側からみれば債務）については検証することができなかった。

実際には、平成18年度は、10月末段階において販売が確定したのは1件であり、借入金返済に使用された資金は僅か2百万円、残り約600百万円は預金で運用されている。

県の財政事情が厳し中、平成17年度に600百万円という資金を公社に提供することについては、資金の有効活用という観点から疑問がある。「事業要請」に従えば、公社が団地を販売した時点において公社に発生する損失を補填すれば足りるのであり、それは年度ごとの販売見込みに基づき、当該年度の損失発生見積額のみ補助金を交付すればよいと思われる。また、必要な資金を適時に提供することが難しければ、予め概算で預託金等の形で公社に資金を提供することも可能であろう。

単年度の補助金という形で多額の資金の提供を行うことは、資金を長期間にわたって稼かせてしまう可能性がある。さらに、見積りの変動により将来返還・追加等の調整が必要になることが予測されるにも拘らず、補助金要綱にそれらが明記されていない。

県としては、資金の有効利用の観点から土地開発公社の販売に伴う損失発生を補填する方法を再検討することが望まれる。

【意見④】 引当金取崩額の使途について

補助金要綱上は、引当金は以下の経費に充てるものとされている。

- (i) 工場用地の譲渡に伴って生じる当該工場用地に係る公社の取得原価と譲渡額の公社の持分割合に応じた額の差額
 - (ii) 工場用地の譲渡に必要な区画の再分割に係る工事費等
- 県が1,002百万円という将来の財政負担にこれらを含めているのに対して、公社で同額の引当金計上の根拠としているのは(i)で示した価格補填相当額のみである。この点については、県と土地開発公社とで本来一致すべき認識が異なっていることとなる。県は、土地開発公社に対して(ii)も含めた形で経費の見積りを作成し、それに基づいて引当を計上するよう指導することが必要である。

【意見⑤】 県の債務保証について

県は、土地開発公社が中核工業団地造成事業に関する市中金融機関からの借入金残高3,801,614千円及びこれらの約定利子と遅延利息に対して、平成26年3月31日までの期間において債務保証を行っている。債務保証については、当該事業の事業スキームを構成する重要事項であり、既述した事業要請にも記載されていることから、「債務負担行為」として議会の承認を得た適正妥当なものと解される。債務保証については、当初スキームでは平成16年3月31日に期限が設定されていたため、県公社等経営委員会の平成10年度報告書の中で「土地開発公社の中核工業団地に係る債務が、県の債務保証期限である平成15年度末までに解消されない場合には、土地の所有権と債務を県に引き渡す方向で、事前に県及び公社と協議し、土地開発公社の負担としないこととする」という結論で合意した」とされ、県が土地と債務を引き受けるべきものという認識が示された。しかし、直面する

厳しい県の財政状況から、県としては債務保証期限を平成26年3月31日までに延長することで損失負担の実現を先送りし、分譲促進のための積極的施策を立案してきた途上にある。この期限延長については、知事から公社理事長に対する依頼文書「青森中核工業団地造成事業に係る事業要請について（平成16年3月22日青工第423号）」及び商工労働部長と公社理事長間の「青森県中核工業団地造成事業に係る青森県土地開発公社の借入金に対する債務保証の延長及び工業用地の賃貸に関する覚書」の第1で了解されている。平成17年度末において債務保証の対象となる公社の借入金は平成14年度末とほぼ同額であり、問題の解決にはなっていないことの証左でもある。【意見②】で述べたように、価格を下げたことで短期間で分譲することの有利性は、債務保証の実現化を早めることにはなるが、県民にとって最も低額な損失発生でもありうる。上述した覚書第3（協議事項）には、「県及び土地開発公社は、第1条に定める日が到来する2年前までに、土地開発公社が県に代わって公団と共同で実施している業務について、県または関係機関が引き継ぐことを前提とし、協議を始めるものとする。」とされており、事実上のタイムリミットは平成24年3月31日、すなわち5年後である。

【意見②】で示した県の分譲計画では、平成24年度を最後に県から土地開発公社に対する無利子貸付を引き揚げ、その後は土地開発公社が民間借入を行うこととしている。しかし、この段階で、上述の覚書により、県はその民間借入を引き受けるか、その時点の借入残高相当額を公社に補填せざるを得なくなることも想定される。さらに、平成25年度以降は機構が分譲事業を継続できる可能性は不明であり、現在の分譲不振の状況が継続し、県がすべての機構の持分を継承せざるをえなくなった場合の潜在的債務は100億円を超えるものと推定される。その場合の県財政への影響は極めて大きいといえるが、そのような最悪のシナリオ、すなわち平成25年度末において県が債務を返済し、全ての未分譲用地を買い取るという事業計画も当然検討される必要がある。一方で、5年後というと新幹線青森開業が予定され、県の産業政策であるクリスタルバレイ構想も花開く時期だと期待される。このような明るい見通しの反面、包括外部監査人としては、中核工業団地の分譲に係るすべての債務引受といった事態が起こることを憂慮するとともに、そのようなリスクの存在を十分に県民に説明すべきであると考ええる。さらに、県が5年後を見据えて、団地分譲促進施策のみならず、地域経済活性化の視点に立って、県内経済振興施策全体を総合的に推進するよう期待するものである。

4. 青森中核工業団地工場等立地促進費補助金

(1) 概要

①目的

中核工業団地の企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、中核工業団地に工場等を新增設する者に対し補助金を交付する。

②補助金の内容

中核工業団地において、製造業を営むため工場等を新設及び増設し、製造用事業設備の取得価格の合計額が2,500万円を超え、所得税法第143条又は法人税法第121条の規定による青色申告書を提出する工場等の用地取得から1年以内に建設に着手する者に対して補助するものである。補助金額は、不動産取得税の支払い相当額（建物：製造事業の用に供する部分、土地：当該建物部分の垂直投影面積分）及び事業税の支払い相当額（操業してから3年間）である。

③補助実績

当該事業は平成17年度から開始された。平成17年度実績は14,540千円である。

(2) 実施した手続

(i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。

(ii) 他の自治体の企業誘致のための補助制度等と比較し、本制度の有効活用のための課題を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

補助金交付の手続については問題がなかった。その他、以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助金制度の有効活用のための課題

本補助金は平成17年度開始事業であり、中核工業団地への企業誘致促進を目的としたものである。開始して間もない事業であることから、その効果については、今後注視していくなければならない。

内閣府の『地域の経済2005—高付加価値を構築する地域経済—』によると80年代以降創設又は改正された補助金は、創設(改正)時期が最近になればなるほど金額も大きくなる傾向があり、企業誘致の地域間競争が激化の一途を辿っていることを示している。

しかし、このような補助金の効果については疑問もある。上記文献によると、補助金の額と工場立地件数には明確な相関関係は見られない。表4-4-14は、平成16年度以前の補助金のうち最大補助金額が30億円以上の県と5億円未満の県の工場立地件数の推移を示して

いる。三重県は補助金創設年度の平成16年に工場立地件数は大幅に増加したが、平成17年度には平成15年度以前の水準に戻っている。また、富山県は平成17年度に増加が見られるものの、全体的にはほぼ横ばいとなっている。一方で、金額が低くても栃木県や埼玉県のように増加傾向にある県もある。

表4-4-14 補助金額と工業立地件数

＜補助金額30億円以上の県＞					
県名(補助金額、制度創設年度)／年	2001	2002	2003	2004	2005
三重県(90億円、04年度)	35	14	34	51	35
神奈川県(80億円、04年度)	32	30	20	26	38
兵庫県(30億円、04年度)	46	49	52	68	80
富山県(30億円、03年度)	30	24	25	25	32

(単位:件)

＜補助金額5億円以下の県＞					
県名(補助金額、制度創設年度)／年	2001	2002	2003	2004	2005
栃木県(2億円、02年度)	31	25	35	50	49
山形県(3億円、02年度)	37	26	25	25	29
埼玉県(2億円、04年度)	38	25	29	40	67
岩手県(3億円、04年度)	15	14	14	18	30

(単位:件)

(出典:経済産業省:平成17年度工場立地動向調査結果(速報)より)

(注)表4-4-14は2004年度以前の補助金のうち最大補助金額がそれぞれ30億円以上の県と5億円以下の県である。

県の平成17年度工場立地件数は14件で、前年比△12.5%、全国で第34位であった。47都道府県では、前年比増の自治体が31道県(前年比減は14都道府県、前年と同じであったのが2県)であることから、全国的に企業の設備投資が回復しつつあるにもかかわらず、県は出遅れている感がある。

工場立地が増加している自治体は、①大消費地に近い、②地価が安い、③関連分野が多い業種に属する企業を中核としている等の条件を具備している。このように、補助金額の大きさが直接工場立地件数或いは雇用者数の増加に結びつくわけではないと思われるが、他の自治体と比べて遜色のない制度を設置しておく必要はあるといえる。その点からすれば、本制度の導入は評価できる。

ちなみに、北海道・東北圏の都道府県の企業立地促進関連の補助金制度を参考として掲げておく。これらと比較しても、県の制度は遜色がないといえよう。それよりも県内の産業の集積が乏しいことが工場立地が進まない原因とも推測される。

今後の課題は、それを克服すべく本補助制度の利用の拡大を図り、経済効果を上げることである。平成17年度に関しては、本制度の適用は1件(14百万円)に留まった。県としては本補助制度の利用を促進するようにプロモーションに注力する必要がある。また、補助金の交付に当たっては、その企業が少なくとも補助金交付額を超えるだけの経済効果をもたらすかどうかを適切に審査する仕組みを作ることが重要なことは言うまでもない。さらに、補助金交付後もその効果を注視するとともに、進出企業に対して継続的に支援を行っていく体制作りが望まれる。

＜参考＞他の自治体の優遇措置

【北海道】

地区区分	対象業種	対象地域	対象要件	助成内容	
				助成額	限度額
1号 工場	○IT関連製造業(28業種) ○先端技術型製造業(25業種) ○研究開発型製造業(機械工業・医薬品工業)	全道一円(札幌市を除く)	投資額 100億円以上 補助増 100人以上	15億円	同一企業の工場につき30億円
		全道一円(札幌市を除く)	投資額 20億円以上 補助増 40人以上	10億円	同一企業の工場につき30億円
2号 国際物流施設	○航空機改修関連事業 ○国際物流関連事業(外国貨物に限る)	産業集積促進地域 産業集積促進地域	投資額 5億円以上 補助増 10人以上 投資額 10億円以上 補助増 20人以上	10億円	同一企業の工場につき15億円
3号 工場	○先端技術型製造業 ○製造業(木材・石工品等及び武器弾薬製造を除く) ○サイエンス工場	全道一円(札幌市を除く)	投資額 1億円以上 補助増 5人以上	3億円	同一企業の工場につき15億円
		工業団地の区域	投資額5,000万円以上 補助増 8人以上	3億円	
4号 工場	○基礎技術産業	全道一円(札幌市を除く)	投資額2,500万円以上 補助増 5人以上	3億円	同一企業の工場につき15億円
		工業団地の区域	投資額2,500万円以上 補助増 5人以上	3億円	
5号 特定事業所等	○産業支援 サイエンス業(11業種・事業) サイエンス業(1事業) サイエンスセンター	全道一円	投資額3,000万円以上 補助増 8人以上	1億円	同一企業の工場につき30億円
		工業団地の区域	投資額2,500万円以上 補助増 5人以上	1億円	
6号 試験研究施設	○自然科学系の試験研究施設	全道一円	投資額 1億円以上 補助増 5人以上 (研究員)	20億円	同一企業等の施設につき30億円
		工業団地の区域	投資額5,000万円以上 補助増 5人以上 (研究員)	20億円	
7号 雇用増を基とする助成	1号から5号工場及び施設 ○IT関連製造業 ○先端技術型製造業 ○製造業(1・3・4号と同様) ○航空機改修関連事業 ○国際物流関連事業 ○サイエンス工場 ○産業支援サイエンス業 ○産業支援サイエンス業(1事業) サイエンスセンター事業 ○自然科学系の試験研究施設	全道一円(札幌市を除く)	投資額 1億円以上 補助増 15人以上	2億円	—
		工業団地の区域	投資額5,000万円以上 補助増 10人以上 (研究員)		

【岩手県】

地域区分	補助対象業種	補助金額
東北・沿岸・東磐井地域以外 二戸市、一戸町他42市町村	認定企業等の工場等の新設、又は増設に要する次の費用 1) 工場等の用地の取得及び造成に要する費用 2) 構築物等の建設に要する費用 3) 機械、設備等償却資産の取得に要する費用 補助対象経費の10%の2以内 (工場等の運賃償却資産は除く)	認定企業等の工場等の新設に要する次の費用 1) 工場等の用地の取得及び造成に要する費用 2) 構築物等の建設に要する費用 3) 機械、設備等償却資産の取得に要する費用 補助対象経費の10%の1以内 限度額3億円
東北・沿岸・東磐井地域 西根町、玉山村、盛岡市他12市町村	認定企業等の工場等の新設に要する次の費用 1) 工場等の用地の取得及び造成に要する費用 2) 構築物等の建設に要する費用 3) 機械、設備等償却資産の取得に要する費用 補助対象経費の10%の2以内 (工場等の運賃償却資産は除く)	認定企業等の工場等の新設に要する次の費用 1) 工場等の用地の取得及び造成に要する費用 2) 構築物等の建設に要する費用 3) 機械、設備等償却資産の取得に要する費用 補助対象経費の10%の1以内 限度額3億円

【新設の場合】 農工団地、都市計画工業系地域、農工団地、都市計画工業系地域、農・市町村等が造成した団地等に立地することであること 2) 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所の事業を営むものであること 3) 固定資産投資額が1億円以上及び新規常用雇用者が10人以上増加すること(新設時に補助を受けている工場等の場合は増設の操業時における常用雇用者が40人以上であること) 4) 公署防止に対する必要な対策がとられていること 5) 市町村長の認定後3年以内に工場等の操業を開始すること

【新設の場合】 農工団地、都市計画工業系地域、農工団地、都市計画工業系地域、農・市町村等が造成した団地等に立地することであること 2) 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所の事業を営むものであること 3) 固定資産投資額が1億円以上及び新規常用雇用者が10人以上増加すること(新設時に補助を受けている工場等の場合は増設の操業時における常用雇用者が40人以上であること) 4) 公署防止に対する必要な対策がとられていること 5) 市町村長の認定後3年以内に工場等の操業を開始すること

【その他】 1) 市町村において同様の補助制度を制定していることが必要であること 2) 増設の場合には平成17年度認定企業までを対象とします。

注: コールセンター立地促進事業関連の補助金については別途規定されている。

【宮城県】

制度名	交付要件・交付条件	奨励金の算定額	交付限度額
企業立地促進奨励金	○投下固定資産ペース ・セツト立地(注1)の場合、限度額がそれぞれ1.5倍となります。 1 先端技術産業及び重点分野(注2) 2 成長産業(注3) 3 その他	投下固定資産額×15%	10億円
		投下固定資産額×7.5%	5億円
		投下固定資産額×8%	1億円
		投下固定資産額×9%	5,000万円
新設投資固定資産率	○投下固定資産ペース ・セツト立地(注1)の場合、限度額がそれぞれ1.5倍となります。 1 先端技術産業及び重点分野(注2) 2 成長産業(注3) 3 その他	新設投資固定資産額×8%	1億円
		新設投資固定資産額×9%	2億円
		新設投資固定資産額×8%	1億円
		新設投資固定資産額×9%	2,000万円
増設投資固定資産率	○投下固定資産ペース ・セツト立地(注1)の場合、限度額がそれぞれ1.5倍となります。 1 先端技術産業及び重点分野(注2) 2 成長産業(注3) 3 その他	増設投資固定資産額×8%	1,000万円
		増設投資固定資産額×9%	2,000万円
		増設投資固定資産額×8%	1,000万円
		増設投資固定資産額×9%	2,000万円

注1: セツト立地とは、生産活動において発注や技術協力等の関係にある複数の工場等が県内に立地する場合で相互の工場建設費の期間が一年以内のもの

注2: ①食品、②環境、③医療・福祉、④情報通信の4分野

注3: 新たな製造技術又は高度な製造技術の活用により今後大いに成長が期待される産業

【秋田県】

制度名 秋田県工業団地企業導入促進事業補助金

補助対象用地	企業が工場の新設を行うために取得する県工業団地(県産業経済労働部並びに企業局所管)の土地
交付要件	①県工業団地の売買代金を一括納入すること ②誘致企業にあっては、新設する工場において操業時の常用労働雇用者が10人(研究開発型の場合は5人)以上であること ③工場企業にあっては、工場の新増設により常用労働雇用者が5人以上増加すること ④用地取得後2年以内に操業すること ⑤取得面積が5ha(または取得面積の30%、5haを超える10haまでの部分は35%、10haを超える部分は40%) ※1:当分のみの補助限度額は15億円です。
補助金の額	取得面積が5ha(または取得面積の30%、5haを超える10haまでの部分は35%、10haを超える部分は40%)

制度名 重点企業導入促進助成事業費補助金

先端技術型 研究開発型 外資系 基礎業種型 大規模雇用型 食品関連型	投資額(億円)	新規雇用者数(人)	補助金額		補助対象企業
			補助率(%)	限度額(億円)	
1注1	10	10	15	15	招致特別措置法に定める高度技術工業企業種 専門の研究部門を設置 外資比率50%超か、1/3の特定外資投資事業者 メッキ、熱処理、塗装、プレス、金型、プラスチック成形 当初雇用者数100人以上
1注1	10	5	20	5	同上
1注1	10	20	20	5	同上
1注1	100	100	10	10	同上
1注1	10	10	20	5	同上
1注1	10	10	20	5	同上

注1:土地代を除く投資額に対する補助金額
注2:この他にコールセンター等企業立地促進事業補助金がある。

【山形県】

制度名	対象工業団地等	投資額	適用要件		補助金の内容
			業種	その他	
企業立地促進補助金	県内の工業団地等	土地を除く固定資産取得額1億円以上	製造業、頭脳立地法による特定事業、その他知事が認めるもの	①用地取得後1年以内の建設着手 ②操業開始後1年以内に地元雇用者を10名以上採用 ③大学等と共同研究の契約をとり交わしていること ④立地後2年以内に操業	土地を除く固定資産取得額の20% 限度額3億円
産学共同研究開発補助金	県内の工業団地等	土地を除く固定資産取得額3,000万円以上	製造業、頭脳立地法による特定事業、その他知事が認めるもの	①大学等と共同研究の契約をとり交わしていること ②立地後2年以内に操業	企業が大学等と共同研究開発を行うための経費の100% 限度額1社当たり1年1,000万円、3年間継続
山形県拠点工業団地立地促進補助金	鳥海南工業団地 新庄中核工業団地	土地を除く固定資産取得額1億円以上	製造業	用地取得後3年以内建設着手	土地を除く固定資産取得額の10%以内(但し、先端技術産業等は20%以内)
山形県アールパーク山形補助金	アールパーク山形	—	製造業	用地取得後3年以内建設着手	用地取得費の10%、限度額5,000万円(山形市でも同様の補助金あり、併せて利用可能)

【福島県】

対象企業(新規及び既存)	指定要件等		補助対象経費	補助率	補助限度額(注)
	研究開発型 製造業型	環境配慮型工場 環境配慮型工場			
① 研究開発施設及び産業支援センター等16棟以上の企業	② 環境配慮型工場 環境配慮型工場 環境面積3,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場(県工業開発条例の工場面積出対象工場)	1億円以上(過疎地域は3千万円以上) 2億円以上(過疎地域は6千万円以上)	3名以上 5名以上	5%以上 10%以上(専ら配置すること)	10%以内 5千円 5千円 1億円(合計)

注1:環境配慮型工場とは、ニューフロンティア(体適な作業環境、生産環境等を有し、地域社会と融合する工場、商業施設の低炭素、ISO14000等)取得に取り組むなど、環境関連投資を積極的に行う工場をいう。
注2:工場用地の工業団地、農工団地、業務用の団地への立地を対象とし、それ以外の地域に立地する場合は、補助限度額を1/2とする。

(出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構『産業立地ニューラルデータ集』付録 CD-ROM 2. 道庁県の優遇措置一覧』より)

5. 青森県産業立地促進費補助金

(1) 概要

①目的

企業立地を促進し、産業の振興及び県民の雇用機会の拡大を図るため、工場等を新増設する誘致企業¹³等に対し交付する補助金である。県が行っている企業誘致の中心的補助金であり、企業の県進出のインセンティブとして効果が期待される。また、工業団地の分譲の促進の意図もあり、金矢工業団地と中核工業団地に立地する企業については、県内企業の移転であっても補助金交付対象とされ、雇用要件、補助率の優遇がある。

②要件、金額

交付要件は、基本的に高度技術工業の業種、頭脳立地業種など特定の業種に該当する企業が設備投資額3億円以上及び雇用増20人以上の要件を満たした場合とされており、中規模以上の企業を想定した補助金制度になっている。

補助金は設備投資額(リースも含む)の10%(金矢工業団地又は中核工業団地に立地する場合は20%)であるが、工場等の新設の場合は3億円、増設の場合は1億円の上限がある。

13 誘致企業とは、県外に本社を有する企業又はその企業により設立された県内企業等で知事が認めたものをいう。

③実績

過去2年間の事業実績は表4-4-15のとおりである。

表4-4-15 事業実績(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
件数	2件	6件
補助対象経費	2,776,358千円	3,242,115千円
県補助額	277,596千円	369,101千円
雇用増加人数	50人	87人

(注) 平成17年度の件数、金額には、平成16年度の交付先に対するリース分(2件)も含んでいる。

本補助金の利用は、平成17年で新規4件だが、その内訳を示すと、1件は県内企業、1件は新規誘致企業、2件は既存企業の増設であった。

(2) 実施した手続

平成17年度新規4件の補助金交付申請書類の閲覧と担当者への質問により、本補助金の交付手続が適切に行われているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】政策評価について

県の認識としては、本補助金の利用実績は概ね予定どおりであり、制度運用も順調のことであった。平成17年度の県の新規誘致企業数は11件であり、そのうち1件が本補助金を利用している。しかし、設備投資額3億円以上、雇用20人増といった利用条件が厳しい面もあり、この程度の利用率になっている。一方、平成17年度新規利用の4件のうち2件は、県の企業立地雇用創出奨励費補助金やセンターの債務保証事業による支援など同時に受けており、利用者の偏りがあるように思われる。県は、誘致企業の経済効果について、誘致企業全体の「事業所数」「従業員数」「製造品出荷額等」を公表している。利用件数が少ないとか、条件が厳しすぎるといふ制度設計上の問題は別にして、施策を講じた結果、誘致企業がどれだけの経済効果を県内にもたらしているかについて、県は年度ごとに補助金や貸付金制度の利用額との対応関係を明瞭に示す形で公表していないため、施策の成果を客観的に分析し評価することができない。県は主体的に施策評価・事業評価を行い、ホームページで公表しているが、施策指標に具体性が乏しいと思われることから、県民が最も関心をもつと思われる「補助金や貸付金の金額に見合った経済効果、雇用創出効果もたらされたか」という指標を取り入れるよう提案する。

6. 青森県企業立地雇用創出奨励費補助金

(1) 概要

①目的

企業の立地及び設備投資を促進することにより、産業の振興及び県民の雇用機会の拡大を図り、県民生活の向上に寄与するため、地元から一定規模以上の従業員を新たに雇用した県内に立地する企業に対して、その雇用条件を超える人数1人につき30万円を支給する補助金である。他の補助金が設備投資額や支出した経費に対して補助金が交付されるのに対して、雇用人数に対して補助金が交付されるのが、本補助金の特徴である。

②要件、金額

対象となる企業は、金矢工業団地と中核工業団地に立地する県内企業と県の誘致企業であり、要件は、製造業、頭脳立地業種、研究開発型企業など特定の業種に該当する企業が、雇用計画により新たに地元従業員を常時30名を超えて雇用することである。この条件は、金矢工業団地及び中核工業団地に立地する企業については20名、むつ小川原開発地区のFPD関連産業及びむつ小川原地域や八戸地域の環境リサイクル・エネルギー関連業種については10名というように、重点地域については条件が緩和されている。

③実績

この補助金は、平成16年度から開始し、平成17年度で終了しているが、平成16年度の交付実績は無く、平成17年度の交付実績で1社、3,900千円となっている。本補助金は、継続雇用実績の確認期間(6ヶ月)を経て交付となるので、平成17年度に申請があっても、平成18年度に交付とすることがあり、その申請ベースでの平成18年度の交付予定は、3社、20,400千円である。

(2) 実施した手続

平成17年度に交付のあった1社について、補助金交付申請資料の確認と担当者へ質問により、本補助金の交付手続が適切になされているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

7. テレワークテレインジ関連産業立地促進費補助金

(1) 概要

①目的

テレワークテレインジ関連産業の立地を促進するため、県の誘致企業に対して、通信回線使用料及びオフィス賃料等を補助するものである。対象となるテレワークテレインジ関連産業とは、通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス(相談、案内、調査、受発注、管理、運用)等の業務を行ったり、顧客等のデータを集約的に管理する業務をいう。このようないわゆる「コールセンター」といった事業は、一般的に多くの電話オペレーター等が必要になるが、大きな設備投資が必要になるわけではないので、雇用創出効果が

高く、かつ即効性があるため、特に地方においては、安い賃料と人件費を売りにして、各自治体とも盛んに企業誘致を進めている。

②要件、金額

テレワークテレインク関連企業で、操業開始時点において当該事業所の県内から雇用する常用雇用者数が20名以上の企業が対象¹⁴であり、3年間にわたって電話回線使用料の1/2から1/4、オフィス賃料の1/4が交付される。1企業あたりの上限金額は1億円である。

③実績

県は、平成14年度にこの補助金制度を創設しており、過去4年間の推移は表4-4-16のとおりである。

表4-4-16 補助実績の推移(平成14年度～平成17年度)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
交付件数	2	3	4	5
県補助額	31,440	23,684	30,191	50,156

(単位:件、千円)

(注) 本補助金は、3年間補助されるので、上記件数は、過年度から継続して交付している企業と新規企業との合計を記載している。

(2) 実施した手続

平成17年度の交付案件5件について、資料を閲覧し、必要な書類が入手され、手続が正しく行われていることを確認した。うち1社については、平成18年3月分の賃料及び電話代の証憑を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】誘致施策のPR方法について

テレワークテレインク事業者の誘致施策は、他の地方自治体との熾烈な競争になっている。本補助金施策のPRは、企業立地ガイドのホームページやパンフレットで宣伝している他、関連団体であるテレワークテレインク協会の会報誌を通じて宣伝してもらっているが、県は、制度の利用件数については、想定よりは若干少ないと認識している。その原因として、例えば、他県では雇用奨励助成金制度の適用条件が緩やかであるのに対して、県の企業立地雇用奨励助成金制度は、金矢工業団地と中核工業団地に立地する企業に限定しているなど、補助金の交付要件が、全国の他の自治体の支援制度との比較で見ると、多少見劣りする面があるとの説明を受けた。また、平成17年度においては、通信費補助である本制度¹⁵と人件費補助である雇用奨励助成制度を重複して利用することができないことも理由に挙げられる。より有効な施策とするためには、制度を利用しやすいものに加えて、本制

¹⁴ 平成18年度からは、毎月20名以上の雇用を条件としており、中核工業団地に立地する企業については、1人30万円の雇用奨励費が支給される。

¹⁵ 平成18年度からは、本制度の中に雇用奨励助成金制度が設けられた。

度の利用企業の業種はある程度特定されると思われることから、これまで以上に対象事業者の範囲を広げ、PRのツールについても市町村や関係団体とのタイアップやコラボレーションの方法により、積極的に働きかけるよう期待したい。

8. あおもりエコタウン施設整備費補助金

(1) 概要

①目的

リサイクル技術の実用化推進、リサイクル産業の振興の観点からモデル事業として、リサイクル産業を先導する関係施設等の整備に要する経費の一部を補助することにより、地域における新規産業としての環境産業の振興、及び地域における資源循環型社会の実現を目指した総合的なリサイクリングシステムの構築を図る目的で交付される補助金である。本補助金は、平成17年度のみ¹⁶の国の単年度事業である。

②要件、金額

この補助金は、国の資源循環型地域振興施設整備費補助金(エコタウンハード補助金)として対象経費の1/3が国から交付され、県は国の補助金額の1/100を負担する形になっている。補助対象事業は、経済産業省のエコタウン事業の承認を受ける必要がある。

③実績

八戸地域の溶融飛灰リサイクル事業として、協力して事業を行う2社に対して、計643,799千円の補助金を交付した。そのうち、国からの補助金は637,425千円であり、県の補助金は、6,374千円である。この国からの補助金に対する上乗せ率1%というのは、全国的にも低い水準である。

県の施策評価・事業評価によれば、6百万円余りの少ない負担で、企業の新設、設備投資、雇用増が実現し、事業効果は高いと認識している。また、経済産業省の評価¹⁶においても、従来、埋立処理していたものから高価な重金属を回収でき、高度な精錬技術でその純度が高いことから、リサイクル事業としてうまく回っている点で高く評価されている、との説明を受けた。

(2) 実施した手続

交付申請から交付決定に至るまでの書類の閲覧と担当者に対する質問により、本補助金の交付手続が適切になされていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

¹⁶ 経済産業省公表資料「エコタウン事業に係わる中間とりまとめ方法に関する調査」(奥野村総合研究所)において、費用便益比率(便益/費用)が算出されている。その中で、青森県が平成14年度事業で補助金を交付した「焼却灰・ボタリ具費リサイクル事業」は、個別事業の中で上位から3番目の高い評価を受けた。

9. 環境・エネルギー関連技術開発補助金

(1) 概要

①目的

環境・エネルギー産業創造特区17内における環境・エネルギー産業分野の企業等の集積を図り、環境・エネルギー関連産業の振興による雇用の拡大等につなげることを目的としている。県内外の企業、大学等が持つ技術シーズを活用しながら、新規性及び事業性のある製品や新技術の開発を行う事業に対し補助金が交付される。

②要件、金額

環境・エネルギー関連技術補助金事業認定委員会により選定された事業について、その経費の1/2が交付される。上限は12,000千円である。対象は、環境・エネルギー産業創造特区内に事業所又は営業所等を有している中小企業等である。

実際の補助金額は、実績報告書提出後、その精査により決定される。

③実績

本補助金は、平成16年度から開始し、平成17年度まで実施された。交付された補助金額は、平成16年度は、2件で17,015千円、平成17年度は、2件で10,627千円であった。なお、平成17年度分の応募は4件、そのうち選定されたのは3件で、うち1件が取り消しになったので、補助金が交付されたのは2件であった。

(2) 実施した手続

(i) 交付申請から交付決定までの書類の閲覧と担当者への質問により、本補助金の交付手続が適切になされていることを確認した。

(ii) 平成17年監査委員随時監査で指摘された平成16年度の閉コーミックスジャパン(以下、「C社」という。)への本補助金交付については、補助金の返還請求を行ったことから、当該事案の概要、その後の県の対応及び回収状況を担当者への質問によって確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】 審査の実効性について

Z社(ザックス)(ダイオキシン分解)は、キーンソンが退職したという理由により途中で申請取り下げになった。結果的には、補助金は実績報告書の提出を受けた後の交付なので、途中で取り下げたこの件に対し補助金は交付されておらず、県の損害はなかったが、審査時に研究開発の実施可能性という観点から審査を行うべきである。本補助金制度は、研究の成果や結果に対する評価を基準に交付するものではなく、研究が満足にできなかったとしても、研究を行った事実により補助金が交付されてしまう可能性がある。そのようなことを未然防止するために、研究の実施体制に関する審査は的確に行う必要がある。

【指摘②】 不正行為が発覚した交付先からの返還金未入金について
C社の不正な補助金交付事件は新聞等で大きく報道され、多くの県民の知るところとなった詐欺事件である。この詐欺事件を受けて、県監査委員は平成18年2月20日に新産業創造課の随時監査を行った。

(i) 監査委員の対応

監査委員は、同年3月10日に監査結果及び監査意見を公表した。要約すると次のとおりである。

監査結果 (共通)

1. 平成17年3月7日に「青森県環境・エネルギー関連技術開発補助金事業認定委員会」を開催し、同社を補助金交付対象者として妥当と認定しているが、審査基準も満たすものと判断した会議録が作成されていない。
2. 交付申請書に、規則で定められた添付書類が添付されていないにもかかわらず、交付決定しており、審査が適正ではない。
3. 交付決定の決裁が適正に行われていない。
4. 補助金の額の確定の決裁が適正に行われていない。
5. 補助金の額の確定にあたり実施した現地調査の内容が不明である。

監査結果 (C社)

1. 補助事業を実施する資金に問題があるのに交付決定している。
2. 現地調査が適切でない、調査結果が文書で報告されていない。
3. 実績報告書の審査が不十分である。
4. 年度末の事業執行、交付決定等の事務手続きは極力避けること。
5. 交付決定、実績報告書の審査や現地調査の確認事務がおろそかになっている。
6. 補助金交付条件に財産の処分制限や交付後に報告・届出義務を課している場合、補助金交付台帳を作成して条件の適正な順守を管理すること。
7. 交付要綱に消費税に関する仕入税額控除の規定を設けているが、正しく処理されていないので、補助事業者から確認資料を提出させ、適正に処理すること。
8. 組織改正に伴い事務事業の所管換えがあっても事務事業と適正性を期し、責任の所在が不明確にならないよう配慮すること。
9. 監査結果に添える意見 (C社)
1. 認定委員会の会議録を作成すること。
2. 補助事業により取得し、処分制限を受けている財産の状況確認を行うこと。
3. 産業財産権の届出義務を、出願等の有無にかかわらず毎年提出させ確認すること。
4. 実績報告書に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させ、交付要綱上明記すること。
5. 2年度にまたがる事業の場合、初年度で事業を中止した場合の補助金一部返還を求めることができる旨の条件を付す事について検討すること。

ロ青森県では、八戸市からむつ市までのエリアが指定されている。

これを受けて、監査結果に対する措置が平成18年3月10日公表され、措置の内容は「平成18年2月15日付で補助金の全額返還請求を実施した」とある。
 県はその後、平成18年3月に督促状を発送している。しかし、監査の結果、平成19年1月末現在、いまだ未入金の状態であった。すなわち、返還されるべき補助金は収入未済、すなわち県の債権となり、一刻も早く回収しなければならないものである。

(ii) 担当者へのヒアリング結果
 担当者に現状の説明を求めたところ、以下のような回答を得た(要約)。

最近も督促状の発送や電話をかけているが、督促状の発送先である会社が、現在営業中であるか、存在しているのかの事実確認を行っていない上、普通郵便で送っているため、先方に届いているのかのどうかの確認ができておらず、代表者の携帯電話も不通になっていて、代表者の配偶者からの話でも、代表者の居場所は分かっている。また、会社やその代表者の資産の調査やその差押さえなどの検討も行っていない。

このように、本人と連絡が取れない状態が継続し、債権回収に有効かつ効果的な措置を全く実施できていない現実については、補助金が返還されないまま回収不能となり、県が損失を被るおそれが非常に高いと考えられるため、重大な問題である。この未入金額14,615千円は県の平成17年度歳入歳出決算書に「14.諸収入・6雑入・6雑入の収入未済」として計上されている。

本件のような事案は、過去にあまり例がなく、人員不足により担当者としても債権回収になかなか時間が取れないとのことであったが、刑事事件として捜査を進めている警察や弁護士等とも協力の上、債権回収に全力を尽くすべきである。また、民事事件として損害賠償請求し財産の差し押さえといった法的手段や代表者家族等への情状に訴えた回収策も早急に検討すべきであろう。人員不足を理由に手を徘徊して回収努力を怠り、公金を喪失してしまふことになれば、県の責任が問われよう。補助金の不正受給は許さないという県の強い姿勢が必要である。

また、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月23青森県規則第10号)には次の規定がある。

(決定の取消し等)	第15条 知事は、補助事業者等が、補助事業等に関して補助金等の交付の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の全部又は一部を取り消すことがある。 (補助金等の返還)
第16条	知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

補助金交付要綱には、上記第16条の趣旨に沿って、補助金申請者が一定の条件に該当する場合は返還すべき旨を明記することが必要である。

10. むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金

(1) 概要

①目的

むつ小川原工業基地における企業の立地を促進することにより、むつ小川原地域の振興を図るため、むつ小川原工業開発地区等に立地する企業の当該立地に係る用地の取得に要する経費に対して補助金を交付するものである。

②補助金の仕組み

補助対象者は、むつ小川原工業開発地区内に立地する企業で、以下の要件を満たす企業である。

- (i) 用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの
- (ii) 操業開始後、1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの
- (iii) 用地取得単価が1㎡あたり10,000円を超えるもので、かつ取得面積が1,200㎡以上のもの

補助率は県2,500円/㎡、国2,500円/㎡であり、当初予算計上は全く債務負担行為のみの設定(平成17年度は10億円)で、例年2月補正で予算措置を行っている。

国負担分については、平成6年度から平成18年度までは、(財)電源地域振興センターを通じて企業へ間接補助を行っていたが、公益法人改革の方針を受け平成14年度以降は国(経済産業省)より直接交付されている。

当該補助金は国負担分の補助額が予算計上額を超えた場合のため、電源三法交付金を用いてむつ小川原工業基地立地促進基金を設置している。

③実績

むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金の平成6年度当初からの補助金額の推移及びむつ小川原工業基地立地促進基金の状況は表4-4-17のとおりである。

当初計画どおりに分譲が進んでおらず、予算計上と実績との乖離が大きいことが見て取れる。

ア. 実績

表 4-4-17 補助金の予算対実績(平成6年度以降)

年度	予 算		県補助実績		補助金額(千円)
	国	県	件数	取得面積(m ²)	
平成 6 年度	15 億円	15 億円	27	194,658	486,543
平成 7 年度	15 億円	15 億円	16	144,935	362,486
平成 8 年度	17.5 億円	17.5 億円	3	15,600	39,000
平成 9 年度	20 億円	20 億円	4	11,803	29,508
平成 10 年度	20 億円	20 億円	3	173,960	434,899
平成 11 年度	20 億円	20 億円	0	0	0
平成 12 年度	20 億円	20 億円	3	36,917	92,292
平成 13 年度	20 億円	20 億円	2	4,430	11,074
平成 14 年度	20 億円	20 億円	4	6,467	16,167
平成 15 年度	20 億円	20 億円	2	5,190	12,975
平成 16 年度	20 億円	20 億円	1	9,854	24,635
平成 17 年度	10 億円	10 億円	1	5,974	14,935
計			66	609,648	1,524,614

イ. 基金の状況

むつ小川原工業基地立地促進基金残高の推移は表 4-4-18 のとおりである。

表 4-4-18 むつ小川原工業基地立地促進基金残高の推移

(単位:千円)

年度	原子力発電 等施設周辺 交付金	基金の運用益	基金の取崩額	計	年度末残高
平成 6 年度	973,454	336	△ 61,735	912,055	912,055
平成 7 年度	1,002,097	19,139	0	1,021,236	1,933,291
平成 8 年度	1,026,549	13,279	0	1,039,828	2,973,119
平成 9 年度	0	15,757	0	15,757	2,988,876
平成 10 年度	0	16,439	0	16,439	3,005,315
平成 11 年度	0	10,246	0	10,246	3,015,561
平成 12 年度	0	10,225	0	10,225	3,025,786
平成 13 年度	0	9,052	0	9,052	3,034,838
平成 14 年度	0	6,103	0	6,103	3,040,941
平成 15 年度	0	5,489	0	5,489	3,046,430
平成 16 年度	0	5,484	0	5,484	3,051,914
平成 17 年度	0	5,493	0	5,493	3,057,407
計	3,002,100	117,042	△ 61,735	3,057,407	

(2) 実施した手続

交付要綱、申請書、実績報告書など関連書類の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いては、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】補助金適正化法第 22 条 (同じく青森県補助金等の交付に関する規則第 19 条) 違反が疑われる事案について

補助金適正化法 [「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)] 第 22 条は、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は別用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合には、この限りではない。」と規定している。処分制限の内容は、補助目的に適合する限り、補助事業者等は自由に使用、譲渡等の処分を行うことができるものであるが、補助目的に反する処分に関しては、各省各庁の長の承認を受けた場合あるいは政令で定める場合に、補助事業者等において譲渡等の処分を行うことができるというものである。また、本法施行令第 13 条第 1 項第 1 号で処分制限財産の範囲に不動産が列挙されている。青森県補助金等の交付に関する規則第 19 条は、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は別用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第 5 条第 3 項 (補助事業の内容変更による知事承認) の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。」と規定しており、第 19 条 1 号には不動産が列記されている。

当該補助事業の補助対象は用地 (不動産) であることから補助目的に反する処分に関しては、補助金適正化法第 22 条 (青森県補助金等の交付に関する規則第 19 条) に則り、国及び県の承認を受ける必要がある。(例) コソフオートライフ・コーポレーションは、平成 7 年度に用地 2,646 m² に対して補助金額 6,615 千円を受けており 10 年間程度営業していたが、業績不振のため財産処分承認前に補助対象用地を地元企業に売却し、その地元企業も現在は閉鎖中である。県では平成 18 年 3 月上旬にこの事態を把握した。本件は、財産処分承認前の処分であり、補助金適正化法第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき既往に溯って交付決定が取り消され、補助金返還命令を出すべき事案であると考えられる。当該事業者とは連絡が取れ、補助金返還もやむを得ないとの話が出たが、用地取得より 10 年以上上たっているため当該取扱については (財) 電源地域振興センター問合せ・検討中だとのことである。当該案件については、当初想定していなかった事案であり結論が遅延しているとのことだが、早期に適正な処分を下すべき事案である。

また、現補助金交付要綱に処分制限の期間を定めていないことから、県は永久的に全ての補助対象用地を管理していくことが必要となる。しかし、これは実務的に困難であることから、将来的には、相当期間経済的効果をもたらしたと認められる場合等は、一定期間後に処分制限が緩和できるような当該取扱の見直しについて国と協議或いは働きかけを行っていく必要があると考えられる。

【指摘②】 操業開始期限延長申請企業について

用地取得に対して補助金の交付を受けたものの、(1)用地取得後、原則として3年以内に創業者が見込まれるもの及び(2)操業開始後、1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるものの要件が満たせずに延長申請を続けている企業が数件ある(表4-4-19参照)。中には延長申請を10年以上続けているものもある。延長申請の理由は、ほとんどが再処理施設の竣工時期・本格操業時期の遅延等のため当初予定していた業務量を確保できなかったためとなっている。再処理施設の竣工時期・本格操業時期の遅延等のみを理由にした延長申請は、他の複数の企業が同じ条件であるにもかかわらず交付要件を達成していることを考えれば、このような理由は一概に妥当であるとは言いがたいのではないかとと思われる。工業振興課では延長申請時に延長理由が妥当なものであるかどうかの検討が行われ、適正に判断されたことだが、書類上その判断根拠を示すものを確認することはできなかった。今後は、延長申請が適正なものであることを明らかにするための根拠資料として、事業計画・雇用計画等を入力し書類保存すべきである。また、延長申請後のフォローアップ時期は、延長申請期限近くとなるから行っているが、延長申請期限は2～3年ほどの期間があるものがあり、少なくとも1年に1回は事業計画・雇用計画の進捗状況等を把握し、計画の妥当性の検証を行う必要がある。

表4-4-19 延長申請企業一覧(平成18年12月末現在)

交付年度	補助金交付先	用地取得面積 (㎡)	補助金交付決定額(千円)	備考
平成6年度	山水工業㈱	2,132	10,660	平成18年9月期限だったが、再度延長申請したいとの意向で事業計画等作成中。
平成7年度	戸田建設㈱	10,000	25,000	平成18年10月期限で企業側からの返答待ち。
平成7年度	㈱熊谷組	20,000	50,000	平成18年12月期限で企業側からの返答待ち。
平成7年度	五洋建設㈱	14,153	35,382	平成18年12月期限で企業側からの返答待ち。
平成10年度	原燃輸送㈱	6,359	15,897	平成19年3月期限。
平成12年度	むつ小川原原燃興産㈱	3,300	8,250	平成19年2月期限だが、平成19年7月に建物建築予定のため延長申請予定。

平成14年度	三和テックサービス㈱	1,436	3,590	平成18年9月期限で、平成18年11月に交付要件達成見込み。操業等書類作成中。
平成14年度	ビルドアップ㈱	1,439	3,597	平成18年9月期限で平成18年9月に交付要件達成見込み。操業等書類作成中。
平成6年度	西田組㈱	2,300	5,750	平成17年8月交付要件達成。平成18年12月末現在で現地調査未済み。
平成11年度	東京ニュークリアサービス㈱	3,267	8,167	平成17年12月交付要件達成。平成18年12月末現在で現地調査未済み。
計		64,386	164,293	

【意見①】 操業開始期限延長申請企業について

現地企業調査については、交付要件達成後1年以上の期間をあげて実施しているものもあり、現地調査の実施時期が統一されていない。交付要綱上の記載はなく、操業後企業が落ち着いてからとすることが理由だが、業務の遅延及び恣意性の排除のために現地企業調査の実施時期についてルール作りが必要であると思われる。

【意見②】 むつ小川原工業基地立地促進基金について

平成6年度から平成8年度にかけて原子力発電等施設周辺交付金よりむつ小川原工業基地立地促進基金3,002,100千円が造成された。当該基金は、国負担分の補助額が予算計上額を超えた場合に取崩されるが、取崩実績は初年度である平成6年度に61,735千円があつたきりで、その後の取崩はなく平成17年度末の基金残高は基金の運用益も含めて3,057,407千円にもつた。当初の計画では、30億円の当該基金を3年間で用地取得費補助に当てる計画であつたが計画どおりに分譲が進まず、10年以上もの間30億円にもつた基金が有効利用されずに眠っていたことには、資金の有効かつ効果的な使い方の観点からは疑問を抱かざるを得ない。

通商産業省(現経済産業省)の原子力発電等施設周辺交付金決定通知書によれば、当該交付金により基金を造成した場合には、基金の運用・処分計画について承認を受け、その内容を変更する場合には事前に承認を受けること、また、一会計年度において造成した基金の処分は翌会計年度以降5か年間にいうべきこととある。基金の処分が遅れていることについて国より延長の承認は受けていることとあつたが、今後のむつ小川原工業開発地区の用地取得大型案件の計画も踏まえた上で処分計画を再検討し、基金の有効利用の観点から他用途への転換も含めた見直しが必要ではないかと考える。

制度的には、平成17年度において国会で電源特別会計の不要額が問題となり見直しが実施された経緯もあり、今までは20haを超過して分譲した場合に基金を用地取得費補助に

当てるスキームであったが、平成19年度以降は国の予算措置超過の場合（平成18年度は5億円）に改められており、一部見直しが行なわれている。
 本基金を他用途に使用することについては、国の承認が必要と思われるが、同様の問題を抱える他の地方公共団体等とも連携を図ることにより、国に対して積極的に働きかけていく必要があると思われる。

1. 社団法人青森県工業会運営費補助金

(1) 概要

①補助金の目的

県内における工業界のネットワーク化を推進し、工業振興を図るため、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月青森県条例第69号）第2条第1項の規定に基づき派遣を命じられ、社団法人青森県工業会（以下、「工業会」という。）の業務に従事する職員の人件費を補助している。県単独の補助金であり、補助額は定額、平成14年度に開始され当初3年間の予定であったが、2年間延長され平成18年度が最終である。

②実績

過去3年間の補助金額の推移及び平成18年度予算は表4-3-1のとおりである。

表4-3-1 補助実績の推移(過去3年間、平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
補助金額	8,737	8,983	8,979	8,733

(単位:千円)

③工業会の概要

ア. 目的

工業会は、平成9年5月に青森県における工業及び工業関連産業に従事する者が相互研鑽を推進することにより、工業及び工業関連産業の一層の発展を図り、産業構造の革新を通じて創造的産業への取組を促進させ、もって県経済の成長に大きく貢献することを目的として設立された法人である。

イ. 事業内容

- (i) 工業関連業界に対する支援に関する事業
 - (ii) 事業情報の収集と活用に関する事業
 - (iii) 工業関連業界のネットワーク化の推進に関する事業
 - (iv) 工業関連業界の発展に向けた長期ビジョンの策定に関する事業
 - (v) 関連機関への提言と要望に関する事業
 - (vi) 対外交流・地域間交流の促進に関する事業
 - (vii) 啓発・人材育成の支援に関する事業
 - (viii) その他目的を達成するために必要な事業
- ウ. 会員数
 正会員 110名 賛助会員 16名 総計 126名 (平成18年5月9日現在)
- エ. 経営状況・組織体制等

工業会の収入は補助金を除くと会費等収入が主で、会員数の減少・会費の値下げにより平成9年度19,439千円あった収入が平成17年度では7,925千円と約40%に落ち込んでいる。それに伴って補助対象人件費を除いた事業費も平成9年度8,455千円から平成17年度2,476千円と激減しているものである。この他に県からおもりにライスター推進事業（平成17年度2,969千円）・おおもりに産業デザイン推進事業（平成17年度1,000千円）等の受託事業をほぼ継続して受託してきた。平成17年度末には、会費収入等の蓄積で17,580千円の正味財産を有している。

現在、工業会の職員は県の派遣職員（事務局長）1人と臨時職員1人（ピーク時は3～8人いた。人数は県からの受託事業によって左右される。）の2人であり、事務所は何度か移転したが、現在は県の出先機関である林業試験場に置いている。活動実績として、県内外の交流事業を主軸にもつくり委員会等の5委員会が各々年3回の委員会活動を行っている。

(2) 実施した手続

交付要綱、申請書、実績報告書など関連書類の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】工業会への県職員の派遣について

工業会の設立前は県内に製造業の団体がなかったこと、県の呼びかけによって法人が充足した経緯もあり、県の職員が事務局長等として派遣され、その人件費全額を県が負担してきた。

工業会運営費補助金については平成18年度に終了し、平成19年度以降は、県派遣職員を引揚げ、県職員の人件費補助金はなくなる見込みである。また継続して受託してきたあおもりイノスター推進事業は平成17年度で、あおもり産業プラザイノベーション推進事業は平成18年度で終了することである。

県職員の派遣は、設立当初は組織運営に関して未熟である本法人に対して先導的役割を果たしてきた意義があったと思われるが、昨今の公社等の自主的・自立的運営が期待されている中で、派遣ポストが固定化され、県が実質的に主体となつて法人運営を行い続けてきたことには疑問を呈するものである。本県工業及び工業関連産業の真の発展を望むのであれば、法人の運営は法人自らの自主的・主体的な取組により効率的な事業運営を行うこととし、県の支援は、必要性や目的を明確にした上で必要最小限にとどめる必要がある。今後は、県は本法人の事業の公共性・公益性を十分検討し、県との人的関係を見直した上で、効果的・効率的な支援の方法について協議することが望まれる。

本法人にあつては、会費収入等の減少もさることながら県派遣職員の人件費補助金・受託事業がなくなることで、財政基盤が不安定となるが、徹底した経営努力を行うとともに、事業の有効性や効率性を精査した上で、実施する事業にメリハリを付け、県内工業及び工業関連産業の一層の発展を図り、県経済の成長に大きく貢献していくことを期待する。

Ⅱ-2. 工業振興課一貸付金

1. 青森県新産業都市建設事業団貸付金・金矢工業団地立地円滑化資金貸付金

(1) 概要

①目的

青森県新産業都市建設事業団（以下、「事業団」という。）は、昭和39年に新産業都市の地区指定を受けた八戸地区において、建設基本計画に基づき産業基盤の整備を総合的に実施するため、地方自治法第298条に定める地方開発事業団として、青森県及び新産業都市区域の市町村によって設置されたものである。

新産業都市建設事業団が実施する事業は表4-5-1のとおりである。

表4-5-1 事業団実施事業一覧表(平成17年3月)

(単位:%)

事業名	委託団体	工期	分譲率
1 八戸第二臨海工業用地	青森県	S39-S44	100.0
2 臨海鉄道用地	青森県	S39-S41	100.0
3 多賀台住宅用地	八戸市	S39-S41	100.0
4 都市計画街路	八戸市	S39-S41	100.0
5 三沢駅東工業用地	三沢市	S40-S44	100.0
6 五戸地蔵平工業用地	五戸町	S41-S44	100.0
7 市川工業用地	八戸市	S45-S48	100.0
8 百石工業用地	百石町	S48-S49	100.0
9 八戸内陸工業用地	八戸市	S59-S60	100.0
10 金矢工業用地	青森県	S46-S57	13.7
11 楳野工業用地	八戸市	S48-S56	89.6
12 百石住宅用地	百石町	S55-S62	95.1
13 八戸北イノスター工業用地	八戸市	H2-H15	57.3
合計			79.2

(注1) 網掛け部分は事業が終了していないものである。

(注2) 工期欄のSは昭和、Hは平成のことである。よって、H2とは平成2年を意味している。

これらの各事業は、事業団においてそれぞれの特別会計において処理されている。平成17年度現在存在するのは、表4-5-1の10～13の4特定事業に係る会計、一般管理会計及び一般事業会計のみとなっている。

一般管理会計は事業団の運営・管理を行うための会計、一般事業会計は、設置団体から委託されて作成した工業用地等の処分が所期の目的を達成し且つ当該事業施行のため借入れした事業団債を完済してもなお売却できる用地及び資金を有する場合に、当該用地の環境整備事業等を行うための会計である。これら2つは現金主義会計が採用されており、歳入歳出決算書しか作成されていない。

なお、一般事業会計には過去の事業の剰余金が積立てられ、百石住宅団地事業、桔梗野工業用地事業、八戸北ノター工業用地事業特別会計に貸付けられている。

②仕組み

県の貸付金は、表4-5-2のとおりである。

表4-5-2 県からの貸付金一覧

貸付金名	平成16年度末	増加	減少	平成17年度末
新産業都市建設事業貸付金(短期)	—	1,140,000	1,140,000	—
同上(長期)	3,000,000	—	—	3,000,000
金矢工業団地立地円滑化資金貸付金	—	4,110,000	4,110,000	—

これらの貸付金は、いずれも県から事業団の特別会計に対する貸付金であり、特別会計ごとに整理すると以下のようになる。

貸付先(特別会計)	百石住宅団地造成事業	金矢工業団地造成事業
金額	短期貸付金 *1,140百万円 長期貸付金 *3,000百万円	短期貸付金 4,110百万円 長期貸付金 *3,000百万円

(注) *を付した貸付金はいずれも新産業都市建設事業団貸付金という名称である。

ア. 百石住宅団地造成事業に係る無利子貸付

百石住宅団地造成事業は、事業完了期において、多額の負債を抱えたまま委託団体に債権債務を引き継がなければならないことが予測されている。そのため、早急に負債額の軽減を図ることが課題となっており、負債額増嵩の抑制を図るため、市中銀行からの借入金のうち、一般会計からの借入金をで賄えない分を県からの無利子貸付に切り替えたものである。

県貸付金の残高は、表4-5-3のように減少してきている。

表4-5-3 百石住宅団地造成事業貸付金の残高推移

年度(平成)	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
貸付残高	2,500	2,210	1,920	1,680	1,460	1,240	1,140	1,020

(単位:百万円)

イ. 金矢工業団地造成事業に係る無利子貸付

金矢工業団地は、奥南の拠点工業団地として県が計画し、事業団に事業委託して整備した工業団地であり、昭和51年の分譲開始以来、分譲率が13.7%と伸び悩んでいることから、事業団に対する無利子貸付により分譲価格の据え置きを図りながら、団地の分譲促進を目的とするものである。

金矢工業団地会計に対する貸付金は、平成7年度に、当初短期貸付金として実施したが、事業団への資金手当てを長期安定させるため、同年度末に長期貸付に変更した。このために、県は土地開発基金から7,000百万円を一般会計に繰り入れていた。しかし、この後も分譲が進まないため、長期資金手当てに甘んずることなく、より一層の分譲促進を図る観点から、平成9年度より貸付金の一部(4,000百万円)を短期貸付に変更している。なお、平成9年度からは、さらに110百万円を追加融資しており、平成10年度からは短期貸付金額は合計で4,110百万円となっている。

なお、平成9年度当時の未分譲のうち、団地内幹線道路への近隣性など比較的立地条件が良好な区画(表4-5-6のB地区)を分譲促進地として定め、これに相当する資金を4,000,000千円と想定している。

表4-5-4 貸付金の推移

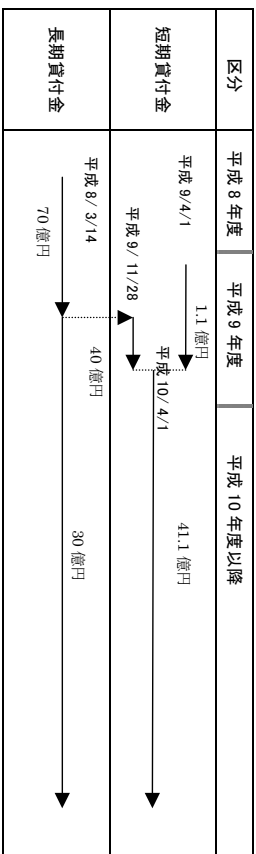
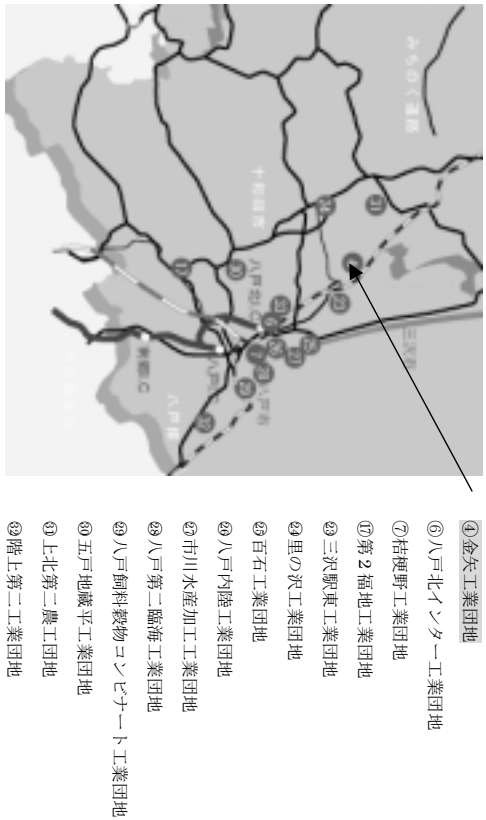


表4-5-4のうち、短期貸付金は、事業団が年度末に青森銀行から借入を行うことにより一旦返済を受け、翌年度初に再度貸付を行うという取引を繰り返しており、実質的には長期貸付金化している¹⁸。一方、長期貸付金は、毎年度末に金銭消費貸借変更契約書により償還期限の延長を行っている。

¹⁸平成17年度決算書には、長期借入金30億円と短期借入金(金融機関借入)4,080百万円が計上されている。

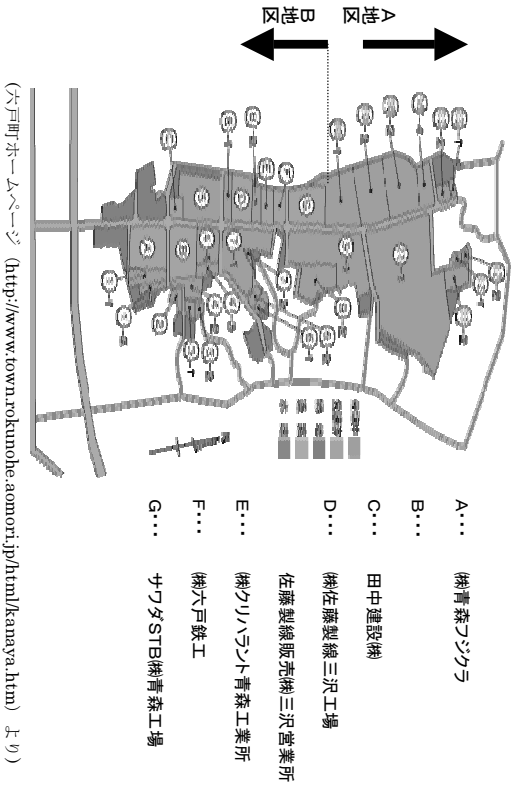
金矢工業団地の概要は図4-5-5のとおりである。

図4-5-5 金矢工業団地の位置



経済産業省東北経済産業局ホームページ
 (http://www.tohoku.meti.go.jp/sst/aomori/aomori_up/aomori03.html) より

図4-5-6 金矢工業団地の概要



(2) 実施した手続

- (i) 県の事業団への貸付について、金銭消費貸借契約書と事業団の平成17年度決算書とを突合し、整合していることを確認した。
- (ii) 事業団の事業計画 (当初・直近) 及び近隣の工業団地の価格等を調査し、貸付金の回収可能性について検討した。
- (iii) 金矢工業団地造成事業に係る機会費用を計算し、販売が長期化することにより係る損失についてシミュレーションを行った。

(3) 監査の結果及び意見

貸付金に係る契約書については問題がなかった。その他、以下の点を除いて、特の問題となる事項は見られなかった。

①事業終了時に係る取り決め

【意見①】事業団解散時の取り決め
 事業団規約第14条第1項では、「事業団が解散した場合において、設置団体は、その協議により、事業団に属する権利義務を承継する。」とされている。実際には、すべての事業が終了した時点、或いはすべての設置団体が同意した場合、事業団は解散することができるものと解されている。

地方自治法第317条は、第1項で「事業団は、すべての受託事業の完了又は設置団体がその議会の議決を経て協議により解散する」、第2項で「前項の規定により事業団が解散するとき、設置団体は、第298条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。」とされている。実際には、解散時には事業団の権利義務のすべてについていずれかの設置団体 (又はその長) が承継しなければならないことから、解散前までにその承継関係 (承継者、承継する権利義務の内容、承継の手段方法等) を明確にする必要があると解釈されている。

現時点では、事業団は継続中の八戸市、おいらせ町及び県の委託する4つの事業以外の9事業についてはすでに終了しているにも拘らず、終了した事業の委託団体も負担金を払い続けている。すでに事業団発足後40年を超え、事業も終息に向かっているとと思われることから、県は、事業団の事業時期や終了後の帰属等について委託団体の同意を形成し明確にしておく必要がある。

②百石住宅団地造成事業

【意見②】百石住宅団地造成事業に係る無利子貸付金の回収可能性

おいらせ町 (旧百石町) は、公共用地として土地購入を行うこと (2億円×3ヵ年) と負担金の投入 (1億円×7ヵ年) の2つの対策により、平成20年度末までに9億3

千万円まで債務の圧縮を図ることとしている。これを基に平成10年12月時点で事業団が作成した当該事業財務改善計画及び平成16年度末時点の実績・見通しは表4-5-7のとおりである。

表4-5-7 百石町住宅用地造成事業財務改善計画と実績・見通し

(単位:百万円)

計画内容		実績・見通し	
平成10年度末債務残高(見込)		平成16年度末債務残高	(注)2,263.0
収入			
用地売却収益 (11~15年度)	3,367.5	555.4 (17~20年度)	158.2
即公共用地購入(11~13年度)	600.0	同左	-
即負担金 (14~20年度)	700.0	(17~20年度)	400.5
支出			
工事費等経費 (11~15年度)	53.7	16年度末現金残高	8.8
(17~20年度)			12.3
平成20年度末債務残高	1,565.8	同左	1,707.0
百石事業会計剰余金充当	635.0	同左	643.2
剰余金充当後の負債残高	930.8	同左	1,063.8

(注) 県からの無利子貸付金1,240百万円+一般会計1,023百万円。

本計画が現時点で最新のものと、とのことである。

県の短期貸付金は、表4-5-3で示したとおり、平成11年度以降、団地の販売に従って減少傾向にある。現在の計画では、平成20年度には、県はいらせ町から貸付金全額の償還を受ける予定である。現在県が行っている無利子貸付についても、年間20,000千円¹⁹⁾以上の機会費用が発生していると想定されることから、できるだけ早期に償還を受けることが必要である。従って、県は償還を確実にするためにもいらせ町に対して積極的に販売促進策を採るよう指導することが必要である。

本住宅団地の現在の分譲単価(30,751円/㎡)は、昭和62年に造成工事が完了して以来、県の無利子貸付に切り替わるまでの支払利息が含まれており、販売開始時の分譲価格から134%引き上げられていることである。このように支払利息累計額の増大に伴う値上げは地価の実勢を反映したものととは言えず、分譲価格を実勢にあった価格に見直しを行なわなかったことについては適切ではなかったといえる。

なお、平成18年度の販売見込は、平成18年12月時点では立っていないが、県の指導等の結果、同年9月11日から町単独事業として、約20,000円/坪の助成制度を行うことが決定されたとのことである。県としては、おいらせ町に本住宅団地の販売

計画及び財務改善計画(最新のもの)を提出させ、引き続き指導を強化していく必要がある。

③金矢工業団地造成事業

ア. 工業用地造成の経緯

金矢工業団地は、県南地域の拠点工業団地として位置づけられており、同地域の就業機会の確保、地域経済の活性化に寄与し、且つ、八戸新産業都市地域及びむつ小川原工業基地などの臨海部における工業開発の内陸部への波及効果の受け皿となる内陸型工業団地として県が計画し、事業団に事業を委託して整備した工業団地である。実際には、むつ小川原地区開発計画に伴い、石油精製関連企業が進出することを想定して整備された工業団地であったが、県内の市町村の工業団地との競争が激しく、分譲はいまだ13.7%と、最も分譲率の低い事業となっている。

青森県新産業都市建設事業団事業計画(平成15年2月12日最終改正)によると、金矢工業団地については、「受託事業に係る施設又は土地の移管又は処分に関する事項」として、「造成された用地等は、事業団が青森県、企業、その他に売却又は移管するものとし、その具体的な方法については、青森県と事業団との間で協議して決めるものとする。」としている。

しかし、現実には、造成済み土地の販売計画等も含めて県と事業団の間には土地の移管・処分についてこれまで何ら合意された計画は作成されてこなかった。

イ. 事業継承後のコミュニケーション

事業団の活動がほぼ終息に向かいつつある状況を鑑みると、近い将来、県は金矢工業団地を引き取ることを余儀なくされることが想定される。表4-5-8で示すように、決算書上は44億円の債務超過となっているが、一般的に事業を承継する場合は資産・負債を時価評価することになるため、完成用地を最近の地価(@5,800円/㎡)で再評価した。その結果が表4-5-9である。

¹⁹⁾平成17年度では、1,140百万円×1.8%=20.52百万円と計算される。1.8%の根拠は表4-5-10参照。

表 4-5-8 金工工業団地の貸借対照表(平成17年度末)

(単位:千円)

資産の部		負債・資本の部	
完成用地(注)	2,708,105	長期借入金	3,000,000
現金預金	1,403	一時借入金	4,080,000
		その他流動負債	34,790
合計	2,709,508	未処分利益剰余金	△4,405,282

(注) 支払利息は期間費用処理され、決算書上は完成用地に算入されていない。

表 4-5-9 表 4-5-8 を時価評価したもの

(単位:千円)

資産		負債	
完成用地	(注)3,719,047	長期借入金	3,000,000
現金預金	1,403	一時借入金	4,080,000
(合計)	(3,720,450)	その他流動負債	34,790

(注) 5,800円(平成17年度の果地面積調査による)×641,215㎡

県は、これらの資産(完成用地 3,719,047千円と現金預金 1,403千円)を継承することになる。この段階では、企業会計的には、果側に貸付金の償還損 3,389,550千円²⁰が生じることになるが、果一般会計は現金主義会計に準拠しているためにこれらは表面化しない。

県からの無利子借入は県貸付金と相殺されるものの、県は同額の資金調達を行っているために、完成用地が売却されない限りこれを返済することができない。

現在の公表分譲価格 13,047円は、分譲開始当初の価格(4,800円)に県からの無利子借入に切り替わるまでの期間の支払利息相当額を含めたものである。これに、県・六戸町の助成制度を加味すると実質的な分譲価格は 7,828円となるが、現在の地価 5,800円と比べても 35%程度高い。過去 20年間の地価の趨勢を鑑みると、このままの状態では今後 10~20年間で完済することは殆ど期待できないといえる。販売できないう状況が続けば、毎年 120百万円以上の機会費用が発生する上に、元本 7,110百万円は返済不能(別の財源で返済を余儀なくされる)となる。

以下では、地価(年下落率 0.8%)にスライドした分譲価格を想定して 20年間或いは 10年間で売却切った場合はどの程度損失が縮小されるかについて試算してみる。

²⁰ 7,110,000千円 - 3,720,450千円 = 3,389,550千円

表 4-5-10 シミュレーションの前提

地価の下落率: 県内工業用地公示地価の過去 20年間の平均下落率 0.8%を用いた。
 機会費用の算定に用いる利率: 平成 17年度県借入の平均利率(1.8%)を用いた。
 時間価値は考慮しない。
 販売諸費用は考慮しない。

表 4-5-11 <ケース1>分譲価格を地価に連動させ、今後 20年間で分譲した場合

(単位:千円)

平成 年	販売面積(㎡)	販売単価(㎡)	借入返済額	借入金残高	調達利率	機会費用
18年末	-	-	-	7,110,000	-	-
19	32,061	5,800	185,951	6,924,049	0.018	124,633
20	32,061	5,754	184,463	6,739,586	0.018	121,313
21	32,061	5,708	182,988	6,556,598	0.018	118,019
22	32,061	5,662	181,524	6,375,075	0.018	114,751
23	32,061	5,617	180,071	6,195,003	0.018	111,510
24	32,061	5,572	178,631	6,016,372	0.018	108,295
25	32,061	5,527	177,202	5,839,170	0.018	105,105
26	32,061	5,483	175,784	5,663,386	0.018	101,941
27	32,061	5,439	174,378	5,489,008	0.018	98,802
28	32,061	5,396	172,983	5,316,025	0.018	95,688
29	32,061	5,352	171,599	5,144,426	0.018	92,600
30	32,061	5,310	170,228	4,974,200	0.018	89,536
31	32,061	5,267	168,864	4,805,335	0.018	86,496
32	32,061	5,225	167,514	4,637,822	0.018	83,481
33	32,061	5,183	166,173	4,471,648	0.018	80,490
34	32,061	5,142	164,844	4,306,804	0.018	77,522
35	32,061	5,101	163,525	4,143,279	0.018	74,579
36	32,061	5,060	162,217	3,981,062	0.018	71,659
37	32,061	5,019	160,919	3,820,142	0.018	68,763
38	32,061	4,979	159,632	3,660,510	0.018	65,889
合計	641,210	-	-	-	-	1,891,071

向こう 20年間の機会費用は 1,891,071千円、20年後の借入金の返済不能額は 3,660,510千円となり、合計 5,551,581千円の損失が生じることになる。

表 4-5-12 <ケース1>分譲価格を地価に連動させ、今後 10年間で分譲した場合

(単位:千円)

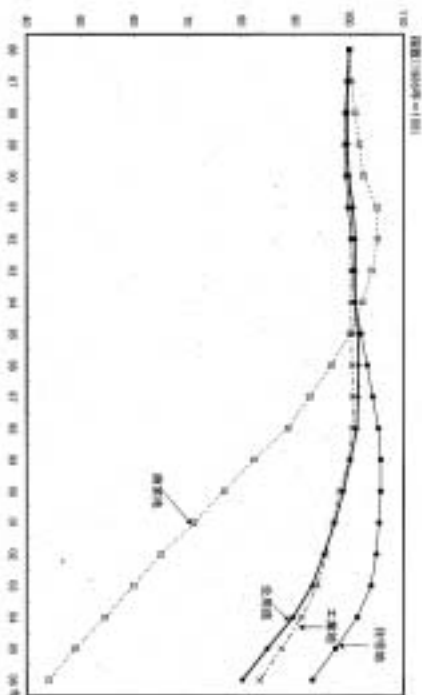
平成 年	販売面積 (㎡)	販売単価 (㎡)	借入返済額	借入金残高	調達利率	機会費用
18年末	-	-	-	7,110,000	-	-
19	64,122	5,800	371,905	6,738,095	0.018	121,286
20	64,122	5,754	368,929	6,369,166	0.018	114,645
21	64,122	5,708	365,978	6,003,188	0.018	108,057
22	64,122	5,662	363,050	5,640,138	0.018	101,522
23	64,122	5,617	360,146	5,279,992	0.018	95,040
24	64,122	5,572	357,265	4,922,727	0.018	88,609
25	64,122	5,527	354,407	4,568,321	0.018	82,230
26	64,122	5,483	351,571	4,216,749	0.018	75,901
27	64,122	5,439	348,759	3,867,991	0.018	69,624
28	64,122	5,439	348,759	3,519,232	0.018	63,346
合計	641,215	-	3,719,047	-	-	920,261

向こう 10年間の機会費用は 920,261 千円、10年後の借入金の返済不能額は 3,519,232 千円となり、合計 4,439,493 千円の損失が生じることになる。

シミュレーションによれば、<ケース1>と<ケース2>では、<ケース2>のほうが 1,112 百万円有利という結論となり、早く売却したほうが地価下落や機会費用の累積に伴う損失の拡大を避けることができることを示している。

県が長期間完成土地を保有し続けるほど、機会費用がかさんでいくことなるほか、金利や地価の変動リスクを負う。金利は現段階で最低水準といえ、今後は高くなる可能性もある。図 4-5-13 で示すように地価も最近 10年間で下落傾向が加速していることを考えるとさらに下落する可能性もある。従って、県としては、売却によって表面化する損失と後世代に先送りする損失とどちらが県民にとって不利をもちやすのか比較衡量することにより、適切な措置を採る必要がある。シミュレーションの結果は早期に売却する方が有利であることを示しており、さらにそれによって企業が進出した場合の雇用拡大等の経済効果を考慮した場合、実現損失を出すことに躊躇してはならないということになる。

図 4-5-13 県内の地価の動向(過去 20年間)



<出典:国土交通省公示地価(1月1日現在)>

【意見③】 金矢工業団地造成事業に係る短期貸付金について

概要で既述したように、短期貸付金4,110百万円は実質的に長期貸付金化しており、期末日のみ市中金融機関から一時的に借入れることによりこれを返済させ、翌期首にはまた貸付けるといったことを繰り返している。このようなやり取りは無意味であるとともに、短期貸付金と表示することは県民等から見ると実態が分かりにくいといったデメリットがあると考えられる。以上のことから、実態に合わせて長期借入金として取扱を明確に決め、そのように表示する必要があると考えられる。

【意見④】 金矢工業団地造成事業に係る貸付金の回収可能性について

シミュレーション等の検討の結果を総合すると、県は早急に金矢工業団地の販売戦略を明確に定める必要があるといえる。

(ア) 価格の設定

企業誘致は地方公共団体間競争となっており、優遇制度の創設は、自治体に負担が伴っても必要なものと認識されている。例えば、隣県の岩手県では、企業立地推進条例を活用し、①税の優遇措置、②設備投資への補助制度、③最大 20 億円の融資制度を設けて特定区域への進出や工場増設を行う企業を支援する仕組みを作った。

県においても、金矢工業団地については、県及び六戸町の価格助成制度(最大40%)以外にも青森県産業立地促進費補助金(設備の新設(最大3億円)・増設(最大1億円)の補助金)が適用となるほか、企業立地促進資金、工場整備促進資金及び発電用施設等所在市町村等企業導入促進資金(合計最大6億円)といった低利融資制度も他の地域よりも低率の1.62%で借りられる仕組みが整備されている。さらに、固定資産税も3年間減免される。この点において、県は全国的にも遜色のない優遇制度を整備しているとして、本州最北端という地理的なハンデをカバーするためには、さらに魅力ある優遇制度を用意する必要があるといえよう。とりわけ価格については、分譲価格の引き下げ或いは助成制度の拡大等により、地価の趨勢を反映し、近隣工業団地の分譲価格とも十分に競争的な水準に設定する必要がある。シミュレーションが示すように分譲価格を下げるにより実現損失が発生することを避けて在庫を持ち続けることは、いたずらに県に対して損失を発生させることになりかねない。

なお、県内では、県・市町村間による販売競争も激しく、分譲中の近隣の販売価格は表4-5-14のようになっている。これらと比較すると金矢工業団地の公表分譲価格は13,047円は高めといえる。

表4-5-14 県内工業団地の分譲価格(公表分)

団地名	所在地	計画主体	分譲率(%)	m ² あたり単価(円)
金矢工業団地	六戸町	県	13.7	13,047
切谷内工業団地	五戸町	町	72.5	1,250
大丸工工業団地	五戸町	企	0	2,120
東野工業団地	深浦町	町	50	4,400
乙供工業団地	東北町	町	12.9	5,000
第二福地工業団地	南部町	町	0	7,000
田舎館工業団地	田舎館村	村	97.6	7,500
細谷工業団地	三沢市	市	37	8,000
大平工業団地	むつ市	県	6.5	8,000
常盤第1工業団地	藤崎町	町	48.1	8,030
三沢臨空東工業	三沢市	市	0.5	9,000
大葉平工業団地	平川市	市	0	10,000
三川目工業団地	三沢市	市	29.8	10,000
下北工業団地	むつ市	企	2.4	10,000
藤代工業団地	弘前市	市	96.1	10,285
漆川工業団地	五所川原市	県	65.2	10,400
小泊工業団地	中泊町	町	14.3	10,400

エリア/ターゲット	エリア/ターゲット	単価	面積	総額
クワズバルバー構想地区	六ヶ所村			13,520
硝石工業団地	大鰐町	町	54.3	13,600
八幡館工業団地	大鰐町	町	76.5	13,612
八戸北イーター工業団地	八戸市	市	57.2	22,424
むつ小川原工業開発地区	六ヶ所村	県	35.6	13,000-15,000
栲野工業団地	八戸市	市	90.3	14,200-24,200
青森中核工業団地	青森市	機構	19.2	17,970-23,660
弘前オアシス・アルカディア	弘前市	機構	34.1	29,600-36,630

(注) 価格の公表されているもののみ。
(出典：県ホームページ、「青森県工業団地ガイド」等から作成)

(イ) その他
優遇制度以外の面での魅力の拡大にも努める必要がある。県に企業融資推進を専らで行う部門を設け、進出企業への継続的なサポート体制等「面倒見の良さ」で信頼を集める地方公共団体もあるという。他の地域で行われているベストプラクティスを参考にしつつ、企業にとって立地に際し魅力的な地域としていくような地道な努力を積みしていくことが必要と思われる。県は進出企業に対しては定期的に訪問していることであるが、県工業団地の魅力が全国的に「伝達」されるためには、現在進出している企業の成功例が重要な役割を果たすと思われるため、事後的なフォローの適切性は重要と思われる²¹。

県は、現時点では現状の分譲価格を維持する姿勢を崩していないが、負の遺産を際限なく引きずることは得策ではない。以上の点も踏まえて、実現可能な販売計画を策定し、その達成に向けて努力を行うべきである。

2. 青森県企業立地促進資金貸付金

(1) 概要

①目的
企業の誘致推進及び早期立地(工場建設)を図るため、県は誘致企業の工場等新設時の取得経費に対して長期・低利な資金貸付を行う県単独の融資制度である。

②根拠法令・要綱等

青森県企業立地促進資金貸付要綱

²¹ なお、平成18年10月には、東京及び名古屋であおもり産業立地フェアが開催され、知事の基調講演に引き続き、進出企業がプレゼンテーションを行った。

③貸付対象者

工場等を新設する誘致企業で以下の要件を満たすもの。

- (i) 本社が県外にある企業又はその企業により県内に設立された企業（立地決定10年以内のもの）で、製造業、頭脳立地業種の事業の用に供する工場等を新設するもの。ただし、金矢工業団地、中核工業団地、むつ小川原開発地区立地企業については、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の事業も対象とする。
- (ii) 用地の取得等に係る契約を締結後5年以内に新設工場等の建設に着手する企業で設備投資予定額が1億円以上のもの

④貸付対象経費

工場等用地の取得造成、工場・構築物等の取得、機械・設備の取得、電力供給設備工事費負担金

⑤財源及び貸付利率

- ア. 財源：一般財源（融資額の1/3を県から銀行に無利子預託）
- イ. 利率：年1.8%（金矢工業団地及び中核工業団地1.62%）
- ウ. 貸付期間：10年以内（うち据置2年以内）

⑥貸付金額の算定方法

2億円を限度とし設備投資予定額の8/10以内
 [特認として、次の地域（高度技術産業集積地域、東北町、五戸町、南部町、六ヶ所村）において高度技術工業に属する工場等を新設する場合及び金矢工業団地に工場等を新設する場合に限り、5億円を限度とし設備投資予定額の8/10以内]

⑦実績

過去3年間の事業実績は表4-5-15のとおりである。

表4-5-15 貸付実績の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
貸付残高	1,052,100	781,153	440,316	832,180
県預託額	291,304	218,893	129,009	268,300

(2) 実施した手続

- (i) 概要を把握するため貸付要綱等関連文書の閲覧し、担当者に質問した。
- (ii) 貸付実行額を測定票、納入通知書、支払命令票、契約書等と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 延滞発生時の預託金額について

当該貸付金制度は、金融機関が誘致企業に貸付ける金額の1/3に相当する金額を県が無利子で金融機関に預託するものである。青森県企業立地促進資金貸付要綱及び県と金融機関が締結する青森県企業立地促進資金預託契約書のいづれにおいても、万一、貸付金に延滞が生じた場合、延滞分の債権に関し、県が預託する必要があるか否かを含め、延滞発生時の回収処理が明確に規定されていない。これに関連する定めとしては、県と金融機関との間で締結される契約書第4条の規定がある。

(預託金の繰上償還の請求等)

第4条 甲(県)は、乙(金融機関)に対して、償還された資金の元金相当額又は償還期限に償還されるべき資金の元金相当額の3分の1(平成11年3月31日以前に貸付されたものについては4分の1)に相当する額の範囲内で預託金の繰上償還を請求することができる。

「償還期限に償還されるべき資金の元金相当額に関連する預託額の繰上償還が可能」という規定からは、その裏には延滞分は、県の責任の範囲外との趣旨が存在するように見える。県は債務者と損失補償契約を結んでいる訳ではなく、債務者に対する信用リスクを負うのは金融機関であること、すなわち、債権に延滞が発生しても、預託金額の償還は当初の約定どおりであることを貸付要綱又は契約書に明記することが望まれる。

【意見②】 貸付残高報告書の様式について

貸付要綱により、毎年3月31日までに当該年度の貸付残高報告書(様式第8号)を知事に提出することになっている。工業振興課の担当者は、この報告書の貸付残高と当初の約定の残高の一致を確認し、延滞債権が含まれていないことをチェックしている。これは預託金額に誤りを発生させない重要な確認作業である。監査人も一部の銀行について同じ作業をしたが、資料がとんでも細かく確認ミスが起こりえない訳ではないと感じた。仮に金融機関が延滞債権を貸付残高に含めて報告し、県の確認漏れがあれば、預託金額が過大になる恐れがある。このような事務リスクを軽減し、ミスを間接的に防止する意味でも、上記の貸付残高報告書(様式第8号)の中に延滞債権に関する欄を設け、延滞債権がある場合には、金融機関に記載してもらう様式にしたほうが望ましいと考える。

【意見③】 制度利用の低迷について

この貸付制度は昭和59年3月に制定されたが、平成13年度から平成17年度まで、新規の貸付預託は件数、金額ともゼロである。この間の経済環境や県誘致企業の実績の少なさを考えると、やむを得ないと感じる部分もあるが、実質的には優遇制度の未利用状況が継続している。現在の景気判断は、都市部のみならず景気回復基調が地方に波及しつつあり、企業は新たな設備投資意欲を持ちながら経営戦略実現のための用地取得を選別している状況にある。公共投資に頼ってきた県経済の構造改革のためには、製造業を中心とした県外企業を県に引き付ける必要がある。そのためには、「税制面での優遇」、「補助金制度」、「低利融資制度」の三位一体の優遇措置を総合的に組み合わせ、県の有する勤働な人材、安価な労働力などを企業に対して大いにアピールしていくことが望まれる。

3. 青森県工場整備促進資金貸付金

(1) 概要

①目的

県内の工業の振興を図るため、工場企業の工場等の新増設及び誘致企業の工場等の増設時の取得経費に対して、長期・低利な資金貸付を行う県単独の融資制度である。

②根拠法令・要綱等

青森県工場整備促進資金特別融資制度要綱

③貸付対象者

工場等を新増設する工場企業（県内に主な事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいるもの）及び工場等を増設する誘致企業で以下の要件を満たすもの。

製造業、頭脳立地業種（ただし、金矢工業団地、中核工業団地、むつ小川原開発地区立地企業については、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の事業も対象）で、原則として設備投資予定額が1億円以上であること、新設又は増設に係る工場等において、常時使用する従業員を原則として5名以上新規に雇用すること

④貸付対象経費

- (i) 工場等用地の取得造成
- (ii) 工場、構築物等の取得
- (iii) 機械、設備の取得
- (iv) 電力供給設備工事費負担金

⑤財源及び貸付利率

ア．財源：一般財源（融資額の1/3を県から銀行に無利子預託）

- イ． 利率：年 1.8 %（金矢工業団地及び中核工業団地 1.62 %）
- ウ． 貸付期間：10 年以内（うち据置 2 年以内）

⑥貸付金額の算定方法

2 億円を限度とし設備投資予定額の 8/10 以内

〔特認として、次の地域（高度技術産業集積地域、東北町、五戸町、南部町、六ヶ所村）において高度技術工業に属する工場等を新増設する場合及び金矢工業団地に工場等を新増設する場合に限り、5 億円を限度とし設備投資予定額の 8/10 以内〕

⑦実績

貸付金の実績は表 4-5-16 のとおり推移している。

表 4-5-16 貸付金の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
貸付残高	1,919,256	1,289,534	871,607	1,043,907
県預託額	526,640	362,128	252,725	328,893

(単位:千円)

(2) 実施した手続

- (i) 概要を把握するため貸付要綱等関連文書の閲覧し、担当者に質問した。
- (ii) 調定票、納入通知書、支払命令票、契約書等と突合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見①】 延滞発生時の預託金額について

【意見②】 貸付残高報告書の様式について

それぞれ2. 青森県企業立地促進資金貸付金の【意見①】、【意見②】と同様。

4. 青森県路電用施設等所在市町村等企業導入促進資金

(1) 概要

①目的

県又は市町村の誘致企業及び工場企業の工場等の新増設の取得経費に対して、貸付を行うものである。

②根拠法令・要綱等

青森県路電用施設等所在市町村等企業導入促進資金貸付要綱

③貸付対象者

県又は市町村の誘致企業及び工場企業（県内に主な事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいるもの）及び工場等を増設する誘致企業で以下の要件を満たすもの。

- ・製造業、頭取立地業種（ただし、金矢工業団地、中核工業団地、むつ小川原開発地区立地企業については、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の事業も対象）
- ・設備投資予定額が3千万円以上であること
- ・新規雇用5人以上でかつ電源地域から2割以上の雇用があること
- ・用地を貸付対象とする場合は、用地取得後1年以内に工場建設に着手すること

④貸付対象経費

- ア. 工場等用地の取得造成
- イ. 工場、構築物等の取得
- ウ. 機械、設備の取得

⑤財源及び貸付利率

- ア. 財源：基金財源（融資額の1/3を県から銀行に無利子預託）
- イ. 利率：年1.8%（金矢工業団地及び中核工業団地1.62%）
- ウ. 貸付期間：10年以内（うち据置2年以内）

⑥貸付金額の算定方法

- 2億円を限度とし設備投資予定額の8/10以内
- 〔特認として、電源地域において高度技術工業に属する場合に限り、5億円を限度とし設備投資予定額の8/10以内〕

⑦実績

貸付金の実績は、表4-5-17のとおり推移している。

表4-5-17 貸付金の推移（平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算）

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
貸付残高	485,806	349,924	227,050	143,799
県預託額	147,230	108,572	73,168	47,668

（単位：千円）

(2) 実施した手続

- (i) 概要を把握するため貸付要綱等関連文書の閲覧し、担当者に質問した。
- (ii) 調定票、納入通知書、支払命令票、契約書等と突き合わせた。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項はなかった。

【意見①】利用の低迷について

国からの交付金は全て基金に組み入れられ、これまでの運用利息を含め、平成17年度末の基金残高は601,421千円となっている（表4-5-18参照）。平成12年度に132,563千円の交付金を受けた後、交付金の受領はないが、毎年の運用利息もあり、この数年間、基金残高は約6億円で推移している。契約により県が預託しなければならぬ金額は、表4-5-17で示すとおりであるが、6億円との差額を考えると、資金が有効に貸出されることなく、基金として眠っている状況と言わざるを得ない。実際、新規の貸付は平成14年度以降全くない状況である。

表4-5-18 青森県発電用施設等所在地市町村等企業導入促進基金の状況

前年度末残高	増加	減少	平成17年度末残高
600,845	576	0	601,421

（単位：千円）

本基金については、II-1「10.むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金」の【意見②】と同様、基金の有効利用の観点から他用途への転換を含めた見直しが必要ではないかと考える。本基金を他用途に使用することについては、国の承認が必要と思われるが、同様の問題を抱える他の地方公共団体とも連携を図ることにより、国に対して積極的に働きかけいく必要があると思われる。

II-2「2.青森県企業立地促進資金貸付金」の【意見③】にも記載したが、「税制面での優遇」、「補助金制度」、「低利融資制度」の三位一体の優遇措置に加え、人材、自然、ソフト面等での優位性をアピールし、企業の立地促進政策が求められる。また、産業連関表を用いた分析結果を県が市町村に提示するなどとして、企業誘致の経済効果を目に見えらる形で紹介し、企業誘致に対する市町村のインセンティブを刺激し、企業立地促進につなげることも方法の一つであると考える。

II-3. 工業振興課一委託費

1. 青森県企業立地ガイド改訂版作成業務委託費

(1) 概要

①目的
企業誘致活動を展開するための説明資料としての企業誘致用パンフレット「青森県産業立地ガイド(改訂版)」の作成業務委託である。

②実績

委託費の実績は、表4-6-1のように推移している。

表4-6-1 委託費の推移(平成12年度～平成17年度)

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託先	㈱T広告会社	㈱T広告会社	㈱T広告会社	㈱T広告会社	㈱T広告会社	㈱T広告会社
委託金額	3,449	3,449	3,659	2,997	2,026	1,428 1,901

(単位:千円)

③契約方法

随意契約(いわゆる一者随契)によっている。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】業者選定の適切性及び透明性について

この委託契約にあたって、県は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適用しない契約)による随意契約とし、青森県財務規則第148条の規定(徴する必要があると認められるとき)により、見積りは一者から徴するものとする」としている。

随意契約の理由は、「青森県産業立地ガイド(改訂版)の制作に当たっては、平成17年9月に制作した当該ガイドに若干の修正を加え作成するものであり、そのため前回の版權所有している業者が本業務を行うことが版權制作料等、最も安価に制作できるものであるため一者に随意契約することとし、見積書についても一者から徴するものとする」としている。しかし、上述の地方自治法施行令の規定の趣旨は、契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるときあるいは特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするときといった特定の者しかその業務を実施できないため、競争入札によることが不可能であるといった特別の場合を想定したものであり、パンフレット作成のようない

般的な業務を想定したものではないものと考えられる。随意契約の理由にある「前回の版權を所有している業者が本業務を行うことが版權制作料等、最も安価に制作できるものである」ことの妥当性を客観的に立証するためにも、他者に対して見積書を徴することは必要であったと思われる。当該パンフレット作成業務に関しては、調べたところ少なくとも平成12年度から(それ以前については資料がないため不明である)同じ理由で随意契約とされ続けているものである。

また、パンフレットの内容は、企業誘致のための補助金及び融資制度等・県内の主要誘致企業を掲載したもので毎年内容の変更が多少あるため、大量発注はできないものである。ちなみに、当パンフレットの平成18年度版は、A4カラー14P(表紙2P込み)で2,700部作成し、企画から印刷までの作成費用は1部あたり667.3円である。現物を目の当たりにするとやや割高感がある。パンフレットの内容を複数年使用できるように、より一般的なものとする、毎年変更される誘致企業の一覧については差し込ページとすること等により、大量発注を可能にしてコスト削減する余地はあるのではないかとと思われる。また、同一業者で長期間固定化することは不正の温床になりやすいことから、適切な期間を設定し業者選定の見直しをするなどのルール作りも必要であると思われる。

国においては、平成19年度より広報紙などを制作する際、価格と企画内容の両方を評価して落札者を決める「総合評価入札」を導入する。不明朗とされる随意契約は原則廃止し、コスト削減を目指すのだが、価格重視では広報効果が保てないため、一般競争入札とはしないことである。県においても、パンフレットは企業誘致を促進する重要なツールであり、価格だけではなく他県との優位性を効果的に示すなど企画内容に優れたものを評価して業者選定を行う「総合評価入札」の導入が望まれる。

【総合評価方式の概要】

総合評価方式とは、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込をした者を落札者とする方式をいう。価格のみならず、それ以外の条件も含めた評価方式であることから、通常の競争入札以上に「客観性の確保」が要求される。そこで、地方自治法施行令167の10の2IIIにおいて、落札者の決定基準を定めなければならないとされ、その基準を定めるためには学識経験者等の意見を徴する必要がある(同167の10の2IV)。また、総合評価方式による入札を行う場合には、「その旨」と「落札者決定基準」を公告又は通知しなければならないとされている(同167の10の2V・167の12IV)。

【意見②】著作権の明確化について

委託契約書の第13条に著作権の継承として「乙(ここである㈱T広告会社のこと)が業務委託により取得した著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は甲(県)が継承するものとする。」とある。これによれば、翻案権(翻訳し、編曲し、変形し、翻案して二次的著作物を創作することを承諾する権利)及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(二次的著作物が使用される場合、原著作者の権利も及ぶ)も含むすべての著作権譲渡を受けたことになり、パンフレットに掲載さ

れている写真・文章等の著作権は果が有しており、写真のネガ等に関しても当然に入手できるものであると考えられる。実際のところは、写真の著作権については写真撮影者との間に著作権譲渡契約があるかどうかによって判断され、広告代理店が直接著作権を有していないケースもある。明確な著作権譲渡契約がない場合には、写真等を転載する場合には撮影者等の承諾を得る必要がある。

長崎県地方裁判所平成4年7月22日判決(控訴)平成3年(ワ)第11号によれば、A県が企画編集しA市町村協会が発行した広報誌に、A県下の観光パンフレット等に掲載されていた写真を掲載したところ、この写真の著作権はA市町村ではなくA市町村から製作を依頼された個人が著作権を有するものであり、撮影者本人の著作権を侵害しているとして県及びA市町村協会に対して損害賠償請求が提起され、裁判所は写真の著作権は撮影者本人にあるとして損害賠償を認めた判例がある。

当該委託契約のケースについては、個々の写真について著作権が誰にあるのかは確認できなかったが、写真を他に掲載するケースも少なからず想定されるものであり、後日の紛争を避けるためにも著作権譲渡契約を明確にしておく必要があると考えられる。

2. 企業立地ガイドホームページ作成業務委託費

(1) 概要

①目的
青森県産業立地ガイドホームページのリニューアルに当たり各コンテンツの作成及びシステム開発・プログラム開発の業務委託である。

②実績

平成17年度の委託費実績は表4-6-2のとおりである。

表4-6-2 委託費実績(平成17年度)

年度	平成17年度
委託先	株式会社
委託金額	3,613

③契約方法

県内広告会社4社のコンペ方式による随意契約である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3. 環境エネルギー産業創造特別区域計画等PR用パンフレット(改訂版)作成業務委託費

(1) 概要

①目的

環境・エネルギー産業創造特別PRを行うとともに、企業誘致活動に活用するための環境・エネルギー産業創造特別PR用パンフレット(改訂版)の作成業務委託である。

②実績

委託費の実績は、表4-6-3のように推移している。

表4-6-3 委託費の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託先	㈱A広告代理店	㈱A広告代理店	㈱A広告代理店
委託金額	3,600	2,244	2,385

③契約方法

随意契約(当該業務委託は、平成15年度にコンペにより選定された3年目のものである)。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】業者選定の適切性及び透明性について

この委託契約にあたって、県は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約)による随意契約とし、青森県財務規則第148条第4号の規定(徴する必要があると認められるとき)により、見積者は一者から徴するものとする」としている。随意契約の理由として現行のパンフレットを制作しイラスト等に係る著作権の多くを有していること・新たに全てを作り直すことと割高なものとなること・現行のパンフレットのコンセプトを熟知し、適確な改訂作業を行う企画力・構成力を所持しているの二者のみであることが挙げられている。

「1. 青森県企業立地ガイド改訂版作成業務委託費」の頁で前述したように地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定の趣旨は、特定の者しかその業務を実施できないため競争入札によることが不可能であるといった特別の場合を想定したものでありパンフレット作成のような一般的な業務を想定したのではないものと考えられる。県下には多数

の實力のある広告代理店がある中で、現行のパンフレットのコンセプトを熟知し、それを踏まえて適確な改訂作業を行う企画力・構成力を所持しているのは一者のみであるという理由は納得できるものではない。経済性の観点を重視するにしても、契約金額が適正であったことを判断するための材料として少なくとも他者に対して見積書を徴することは必要であったと思われる。

ちなみに、当パンフレットの平成18年度版は、A4カラー24P(表紙2P込み)で7,000部作成し、企画から印刷までの作成費用は1部あたり340.8円となっている。

「1. 青森県企業立地ガイド改訂版作成業務委託費」の(3) 監査の結果及び意見【意見①】でも触れたように、パンフレットは企業誘致を促進する重要なツールであり、価格だけではなく他県との優位性を効果的に示すなど企画内容に優れたものを評価して業者選定を行う「総合評価入札」の導入が望まれる。

【意見②】著作権の明確化について

「1. 青森県企業立地ガイド改訂版作成業務委託費」の(3) 監査の結果及び意見【意見②】著作権の明確化についてと同様である。

4. クリスタルバレイ関連企業立地動向調査業務委託費

(1) 概要

①目的
クリスタルバレイ構想の実現化を推進するため、クリスタルバレイ関連企業の立地動向を調査するものであり、特に青森県地域結集型共同研究事業²²⁾における研究成果を活用し、クリスタルバレイ関連企業の地域での事業化を促進することを目的とした調査業務委託である。

②実績

平成17年度の委託費の実績は表4-6-4のとおりである。

表4-6-4 委託費実績(平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成17年度
委託先	セソター
委託金額	2,000

③契約方法

随意契約(いわゆる一者随契)による。

²²本委託費は、第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「12.地域結集型共同研究事業会計」の受取料収入に計上されている。

(2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調査など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見

この委託契約にあたって、県は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約)による随意契約とし、青森県財務規則第148条第4号の規定(徴する必要があると認められるとき)により、見積者は一者から徴するものとする」としている。当該業務委託に関連する青森県地域結集型共同研究事業は平成13年度より5年におわたってセンターが実施してきた事業であり、当該研究事業の内容に関して十分に理解している者であり、随意契約としたことは妥当であると考えられる。

委託契約の仕様書による列記された調査内容等と必ずしも一致しない報告書(成果物)であったが、仕様書における調査内容等は当初想定した仮のものであり、当該報告書により青森県地域結集型共同研究事業の実用化にあたっての調査が行われ、趣旨を踏まえた報告書であったとの説明を受け、了解したものであった。

従って、特に問題となる事項は見られなかった。

5. あおもりライスター推進事業業務委託費

(1) 概要

①目的

ものづくりの基盤技術を支える優れた技能・技術者を「あおもりライスター」として認定して、その社会的評価を高めるとともに、ライスター自身の技術力の向上と後進の指導等を通じて技能・技術の継承・発展と人材の育成を図ることを目的とした実施事業(ライスター写真・胸板製作・ライスターバンクワークショップ事業・ものづくりルネッサンス塾及びものづくり基盤技術継承フォーラムの開催)を社団法人青森県工業会²³⁾(以下、「工業会」という。)に業務委託するものである。

②実績

委託費の実績は、表4-6-5のように推移している。

表4-6-5 あおもりライスター推進事業業務委託費の推移(平成12年度～平成17年度)

(単位:千円)

平成年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
委託先	工業会	工業会	工業会	工業会	工業会	工業会
委託金額	5,224	5,000	4,309	3,833	3,507	2,969

²³工業会の概要は、II-1. 工業振興課補助金「1.1. 社団法人青森県工業会運営費補助金」に記載した。

③契約方法
随意契約（いわゆる一者随契）による。

(2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】業者選定の適切性・透明性及び外部委託の有効性について
この委託契約にあたって、県は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適しない契約）により随意契約とし、青森県財務規則第148条第4号の規定（徴する必要があると認められるとき）により、見直しをしない」としている。随意契約の理由として当該事業は産業界及び教育界などとの連携が不可欠であり、本県の製造業界の実情に精通し、工業系教育機関とも強固なネットワークを有する唯一の団体であること、これまでものづくりに関する各種事業を受託・実施してきており今回の事業を効果的に実施する主体として適していることが挙げられている。

委託した業務内容は難度を要するものではなく、委託業務執行は工業会の常勤職員（県の派遣職員）1人及びアルバイト1人（委託金額に含む）で担っているものである。
ライスターベンチング事業は、ライスターの派遣等の活用事業を工業会に委託していたものであるが、今後は受益者負担のもとに県が直接ライスターの仲介を行うこととなった。ルネッサンス塾（サイエンスフェアとの併催）の開催についても県が実施する予定であるとの説明を受けた。業務内容の一般性から考えると、この委託業務を随意契約とすることが適当であったか、及び委託する経済的効率性や有効性があつたのかは疑問である。特に委託した場合には、自主事業で行つた場合との経済的優位性に関して検証可能性を担保する必要があると考える。

6. 「あおもりインダストリーフォーラム」開催業務委託費

(1) 概要

①目的

試験研究機関、大学等の秀でた技術、工業製品等の展示会と、知事レベルでセッション及び著名有識者の特別講演等で構成する「あおもりインダストリーフォーラム」を開催し、本県ローカルテクノロジーによる青森発イノベーションの創出を促進していくことを目的とする。

②委託内容及び委託金額
委託内容は(i)平成18年1月18日東京国際フォーラムで開催したフォーラムに関する催事全般、(ii)上記催事の企画・PR・広報であり、成果物はフォーラム開催及び報告書作成である。委託金額は11,415千円である。

③契約方法

4社を指名した指名競争入札方式による。3社は辞退し、残り1社と契約した。予定価格は11,644千円である。

(2) 実施した手続

指名競争入札に関わる一連の資料、契約業者の契約書、検査調書、広報紙、ガイドブックを閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

7. 青森県風力発電導入推進アクションプラン策定調査業務委託費

(1) 概要

①目的

「青森県地域新エネルギービジョン」で重点導入を図ると位置づけられた風力発電の導入を促進し、青森県がめざす地域ポテンシャルを活用した「環境と共生する循環型社会」の実現に資する観点から、本県の代表的な新エネルギーとなっている風力発電の更なる導入に向けた具体的アクションプランを策定するに当たり、多様な情報の収集と解析が必要であるとともに風力発電に関する幅広い専門的な知見が求められることから、これらの技術や知識、経験を有する調査機関に委託し、効果的なプランの策定と策定事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

②委託内容、委託金額

委託内容は (i) 現状把握と課題整理、(ii) アクションプラン策定であり、成果物は青森県風力発電導入推進アクションプラン策定調査業務報告書20部、委託金額は5,879千円である。

③契約方法

5社を指名した企画コンペ方式による。審査員は工業振興課5名であり、総合計点数の一番高い得点者と契約する。これは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に該当し、随意契約である。予定価格は6,000千円である。

(2) 実施した手続

コンペ審査要領、コンペ結果一覧表、契約業者の見積書、調査委託仕様書、契約書、検査調査、及び成果品を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

8. 「あおもり水素エネルギー創造戦略」策定業務委託費

(1) 概要

①目的

目前に迫った水素社会を先取りし、本県のポテンシャルを生かしながら、水素・燃料電池関連分野において優位性をもちうる分野を抽出し、取り組むべき技術開発、先駆的プロジェクトの導入、関連産業立地推進のあり方を示す戦略を策定することを目的とする。

②委託内容及び委託金額

委託内容は(ⅰ)水素・燃料電池を巡る状況調査、(ⅱ)本県の資源、ポテンシャルに係る分析、(ⅲ)本県が優位性を持つ取り組み分野の抽出、(ⅳ)抽出分野での事業化、技術開発の方向性の検討、(ⅴ)関連事業の具体的な推進方策とスケジュールの検討であり、成果品は「青森県風力発電導入推進アクションプラン策定調査業務報告書」20部である。委託金額は4,864千円である。

③契約方法

3社を指名した企画コンペ方式によっている。審査員は工業振興課5名であり、総合計点数の一番高い得点者と契約する。これは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に該当し、随意契約である。予定価格は5,000千円である。

(2) 実施した手続

コンペ審査要領、コンペ結果一覧表、契約業者の見積書、調査委託仕様書、契約書、検査調査、及び成果品を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

9. 二酸化炭素の排出に関する調査業務委託費

(1) 概要

①目的

県内において、水素・燃料電池関連分野における技術開発、実証研究等の先駆的水素プロジェクトを導入するための前段調査として、技術的課題の把握から新規システム構成の検討を含む基礎調査を行うものである。

②実績

委託先はR社(株)、委託金額2,483千円である。

③契約方法

随意契約(公募によるコンペ形式)である。予定価格は2,500千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調査など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

10. ウェットバイオマスに関する調査業務委託費

(1) 概要

①目的

県内において、水素・燃料電池関連分野における技術開発、実証研究等の先駆的水素プロジェクトを導入するための前段調査として、技術的課題の把握から新規システム構成の検討を含む基礎調査をおこなうものである。

②実績

委託先は㈱N社、委託金額3,977千円である。

③契約方法

随意契約(公募によるコンペ形式)である。予定価格は4,000千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調査など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

11. 風況・大気汚染・悪臭物質測定業務委託費

(1) 概要

①目的

リサイクル施設の設置に関して、一定規模以上の廃棄物処理施設は、県環境評価条例に基づき環境アセスが必要とされる。環境アセスの調査の前提となる気象及び大気汚染物質の状況の測定に1年間程度の期間を要することから、企業が適切に環境アセスを実施するのに必要なデータを県があらかじめ測定し、企業が迅速かつ適切に環境アセス等を実施できるようにし、環境リサイクル分野での新事業・新産業創出を図っていくものである。

②実績

委託先は㈱S社、委託金額は3,685千円である。

③契約方法

指名競争入札であり、指名対象は計量証明事業所登録のある事業者に対してアンケート調査を実施し、分析機器を自社保有していることなどの要件を充足する全事業者である。予定価格は4,400千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.2. 第2回環境・エネルギー産業創造特区国際フォーラム開催業務委託費

(1) 概要

①目的

「環境・エネルギー産業創造特区」や「あおもりエコタウンプラン」など先進的プロジェクトへの取組みを国内外に周知させるとともに、再生可能エネルギーの導入促進や循環型社会の形成について、広く意見交換や情報発信を行うために開催するフォーラムの開催業務を委託するものである。

②実績

委託先はT旅行社社、委託金額は3,170千円である。

③契約方法

随意契約（公票によるコンペ形式）である。予定価格は3,170千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.3. 十和田地域エネルギー供給事業化調査業務委託費

(1) 概要

①目的

環境・エネルギー産業創造特区区内において、構造改革特区制度で認められた環境・エネルギー分野の規制緩和を活用して行う先進的なプロジェクトを実施するのに先立ち、当該プロジェクトの事業化に資する事業可能性調査を行うものである。

②実績

委託先はF社株、委託金額2,999千円である。

③契約方法

随意契約（公票によるコンペ形式）である。予定価格は3,225千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.4. 八戸地域における固形化燃料プロジェクト検討調査業務委託費

(1) 概要

①目的

環境・エネルギー産業創造特区区内において、構造改革特区制度で認められた環境・エネルギー分野の規制緩和を活用して行う先進的なプロジェクトを実施するのに先立ち、当該プロジェクトの事業化に資する事業可能性調査を行うものである。

②実績

委託先は㈱P社、委託金額は4,499千円である。

③契約方法

随意契約（公票によるコンペ形式）である。予定価格は4,630千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.5. 青森県エネルギー産業クラスター形成調査業務委託費

(1) 概要

①目的

東京大学が産業界と協働で取りまとめた、我が国のエネルギー自給率50%等を柱とする長期プラントビジョン「Triple50」のコンセプトを踏まえつつ、東京大学との連携による各種分析・調査や重点的に取り組むべきプロジェクト等の検討を実施するものである。

②実績

委託先は㈱T社、委託金額は6,000千円である。

③契約方法

随意契約である。予定価格は6,000千円である。

- (2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類を閲覧し、担当者に質問した。
- (3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

Ⅲ-1. 経営支援課一補助金

1. 青森県中小企業経営革新支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

中小企業が経営革新を促進するために行う事業に要する経費の一部を補助し、県内中小企業の振興を図るものである。補助額は補助事業に要する経費総額の2/3又は6,816千円のうち低額であり、国及び県の負担割合はそれぞれ1/2である。平成11年度に開始され平成17年度が終期である。

②実績

過去3年間の補助金額の推移は表4-7-1のとおりである。

表 4-7-1 補助金の推移(平成15年度～17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金額	7,633	2,771	7,767

(単位:千円)

平成11年度以降の交付件数の推移は表4-7-2のとおりである。なお、平成12年度に交付した先1社が倒産している。

表 4-7-2 交付件数の推移(平成11年度～平成17年度)

(平成)年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
交付件数	1	3	2	2	2	2	3

(単位:件)

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2. 青森県中小企業指導経営革新支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

中小企業が経営革新を促進するために行う事業に要する経費の一部を補助し、県内中小企業の振興を図るものである。青森県中小企業経営革新支援事業費補助金よりも基準の緩やかな県版の補助金である。県単独の補助金であり、補助額は補助事業に要する経費総額の1/2又は225万円のいずれか低い額である。平成17年度に開始され平成19年度が終期である。

②実績
過去3年間の補助金額の推移及び平成18年度予算は表4-7-3のとおりである。

表4-7-3 補助金の推移(平成15年度～平成17年度及び平成18年度予算)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度予算
補助金額	4,045	4,448	2,730	9,000

(注)平成15年度から平成16年度までの数値は、当該期間に存在した類似の制度によるものである(青森県指導経営革新支援事業費補助)。

過去4年間の交付件数の推移は表4-7-4のとおりである。

表4-7-4 補助件数の推移(平成14年度～平成17年度)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
交付件数	5	3	6	3

(注)平成14年度から平成16年度までの数値は、当該期間に存在した類似の制度によるものである(青森県指導経営革新支援事業費補助)。

(2) 実施した手続
交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助対象事業者の継続的フォローアップについて
現時点では、補助金交付後の補助対象となった事業者の事業活動の実施状況をフォローアップする仕組みが制度化・ルール化されていない。現行のままでは、補助対象事業の完了検査を終えると、制度上は県と事業者との接点がなくなってしまう。創業や経営革新に係る補助金は戦略的な活用が求められる。そもそもすべての創業や経営革新が成功する保証はないからである。また、補助金の効果が単年度で発現することも限らない。むしろ創業もしくは経営革新後数年間の地道な努力の結果が成功に結びつくからである。補助終了後も事業者をフォローすることは県にとって以下のメリットがあると考ええる。

- (i) どのような事業者が成功もしくは継続する傾向にあるか、どのような事業者が破綻に陥る傾向があるかが経験的に理解できる。
- (ii) 上記を記録・分析することで、担当者が変わっても事業者を選定・指導する際のノウハウが蓄積できる。またそれらの情報は所管課又は部全体で共有できる。
- (iii) 補助金の効果測定を客観的に行うことできる。

(iv) 県による支援がどのくらいのリスクをもっており、どの程度のリスクまで補助金で支援できるのかを商工政策として事前に分析・検討できる。

従って、県は補助対象事業者の完了検査後の事業について、一定期間継続的フォローアップを行う方が望ましいと考ええる。

3. コミュニティビジネススタートアップ助成事業費補助金

(1) 概要

①目的

地域社会貢献型のコミュニティビジネス事業者の創業を促進することによって地域経済及び地域社会の活性化を図るものである。青森県重点推進プロジェクト(わくわく10)枠の事業であり、平成16年度、平成17年度の2年間で終了した。

②事業内容

創業及び創業から1年未満のコミュニティビジネス事業を補助対象とする。県単独の補助金であり、補助率は補助対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額である。

③実績

過去2年間の補助金額の推移は表4-7-5のとおりである。

表4-7-5 補助金額の推移(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
補助金額	2,500	2,500

平成16年度、平成17年度ともに、事業者公募後にプレゼンテーションを実施し、審査会の審査の結果、5件の事業が認定された。

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、交付申請書、実績報告書などの関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

4. 青森県商店街振興組合連合会補助金

(1) 概要

①目的

大型郊外店の出現や消費者ニーズの多様化により、厳しい環境に直面する県内商店街の活性化を図るため、青森県商店街振興組合連合会が行う運営等に関する指導事業及び商店街活性化のための各種研修・調査事業に対して補助する国・県の商業振興施策である。

ここに、商店街振興組合とは共同経済事業（仕入・保管・運送・宣伝・商品券発行など）や環境整備事業（ブーケード・駐車場設置など）を行う組合組織であり、その連合会組織である商店街振興組合連合会とともに商店街振興組合法（昭和37年）において規定されている。補助金交付先の青森県商店街振興組合連合会の概要は下記のとおりである。

〈青森県商店街振興組合連合会の概要〉

設立	平成元年5月26日
所在地	青森市本町二丁目9-17（青森県中小企業団体中央会内）
役員	理事長1名、副理事長5名、専務理事1名、理事4名、監事3名
会員	19商店街振興組合

②事業内容

補助対象事業は以下の4つである。

1. 指導事業	商店街振興組合の運営・指導、情報交換等を行う事業
2. 商店街青年部・女性部活性化推進事業	商店街振興組合の青年部及び女性部の指導・育成を通じ、これらが中心となった商店街活動の活性化を図ることを目的に開催する、研修会事業・交流事業
3. 後継者養成研修事業「きらり青森商人塾」	県内商店街の店舗経営者を塾生とし、商店街の活性化方策や具体的事業の展開策について、専門家を交え塾生が研究し、順次各地域において具体的な取り組みに結びつけることを目的に塾を開催する。
4. 中小商業活性化支援事業	商店街の中小商業活性化事業の円滑な実施を図るため、指導等を行う事業

財源及び補助率は国が1/2、青森県が1/2である。なお、平成18年度からは青森県の全額補助になっている。

③実績

過去3年間の補助実績は表4-7-6のとおりである。

表4-7-6 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	4,305	5,668	5,161
県補助金額	4,200	5,600	5,150

*県は国の財源に上乗せして補助金を交付するため、上表の県補助金額には国の財源分を含んでいる。

(2) 実施した手続

(i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。

(ii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、支出内容が事業目的に適合するか検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】研修会・交流会の報告書について

「商店街振興組合指導事業収支精算書」によると、平成17年度の事業経費の内訳は表4-7-7のとおりであった。

表4-7-7 商店街振興組合指導事業の経費内訳(平成17年度)

事業名称	目	節	補助対象経費	補助金額
(1) 指導事業	旅費	職員旅費(注1)	351	350
		役員旅費(注2)	689	688
	その他		1,026	1,025
(2) 商店街青年部・女性部活性化推進事業	旅費	講師旅費	60	60
		交流旅費(注3)	293	293
		職員旅費(注4)	73	73
(3) 後継者養成研修事業	その他		290	288
		旅費	65	64
		その他	1,041	1,040
(4) 中小商業活性化支援事業	旅費	推進員旅費	75	75
		講師旅費	298	298
		その他	894	894
合計			5,160	5,150

(注1) 「管内指導」129千円、「職員講習会(東京)」68千円、「事務連絡会議(東京)」52千円、「職員講習会(長浜)」101千円

(注2) 「役員研修会(名古屋)」146千円、「役員研修会(東京)」68千円、「役員研修会(東京)」68千円、「青年部指導者研修会(豊田)」148千円、「青年部指導者研修会(東京)」135千円、「女性部指導者研修会(東京)」68千円、「女性部指導者研修会(東京)」52千円

(注3) (注4) 愛知県名古屋(5名)

上記内訳を見ると旅費の多さがわかる。旅費の目的・支出内容は職員による管内指導や役員及び指導者の研修会、青年部の交流会、また、講師旅費は講師を招いての研修会などである。

これら一つの会合等の開催・参加目的は様々であるが、商店街の活性化が唯一究極の事業目的である。これだけの旅費を費やして参加者が何を、聞き、学び、習得し、理

解し、どのような新しい発想をもたらしたか、それはどのように顧客に受入れられ、それによって個店や商店街の活性化がどのように図られ、もって県経済の活性化につながったか、という視点に立って、県は連合会の行う指導事業の効果や有効性を測定・認識する必要がと考える。現状においては、連合会の実績報告が作成され検査の対象とされているが、形式的には充足していても内容的には不十分であると感じられた。事業の効果や成果は一朝一夕に実現するとは考えられないが、事業実施後の効果を測定する際には検証可能な書類が必要であるため、例えば出席者にその研修会や交流会の参加報告書を作成させたり、その後の事業活動に役立った情報や知識、技術について追跡調査を行い、事業の検証可能性を確保することが望ましいと考える。

5. まちなか丸ごと元気事業補助金

(1) 概要

①目的

商店街の商業振興を図ることを目的に、商店街を取り巻く環境変化に対応して、商業機能の強化に加え、まちづくり団体や住民等と連携し、来街者のニーズに対応した機能を充実することにより、街全体として活力を向上させていく「まち育て」に取り組み商店街に対して、市町村と協調して支援する県単独の補助事業である。

②事業内容

補助対象事業は以下の3つである。

1. 空き店舗活用支援事業	空き店舗を活用して商店街の活性化や住民、来街者の利便性向上等に取り組みする事業
2. 活性化ソフト支援事業	商店街の魅力向上やまちなか機能の充実を図るソフト事業を、商店街や地域が連携して実施、試行する事業
3. 人材育成支援事業	商店街活性化にかかるとスキルアップや「まち育て」を担う人材の育成及びネットワーク構築を図るため、研修・講座等を開催する事業

財源及び補助率は県が1/4、市町村が1/4である。また、補助対象者は市町村である。

③実績

本事業は平成17年度開始事業であり、青森市他7市町村に対する県の補助額は3,011千円である。

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。
- (ii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業か検討した。

- (3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

6. 商店街等活性化事業費補助金

(1) 概要

①目的

地域における商店街等の社会的・公共的役割などの向上を促進するため、商工会議所、商工会、商店街振興組合等が行う中小商業の活性化を図るための取り組み、例えば商店街等の空き店舗対策、駐車対策、顧客サービス強化対策のための様々な自発的取り組みに要する経費に対して補助する国・県の中小商業活性化支援事業である。

②事業内容

補助対象事業は以下のとおりである。

1. 空き店舗対策事業	空き店舗を活用したチャレンジショップ事業及び情報提供等の商店街の空き店舗を解消するための事業
2. 駐車対策事業	共通駐車券システムの構築及び循環バスの運行等商店街の交通渋滞緩和や駐車場不足を解消するための事業
3. 顧客サービス強化対策事業	IT化、高齢化に対応したカード事業や宅配事業等、様々な活性化を図るための事業

財源及び補助率は国が1/3、県が1/3である。また、補助対象者は商工会議所、商工会、商店街振興組合等である。

③実績

平成17年度は青森市新町商店街振興組合に対して4,600千円が補助された。最近3年間の補助実績は表4-7-8のとおりである。

表4-7-8 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	19,321	20,313	7,019
県補助金額	12,680	13,508	4,600

(注) 県は国の財源に上乗せして補助金を交付するため、上表の県補助金額には国の財源分を含んでいる。

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。
- (ii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか検討した。

(3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

7. きらり青森商人応援事業費補助金

(1) 概要

①目的

先導的モデル店舗を選定し、個店を起点とした商店街の活性化を図る取り組みに対して、市町村と連携して支援することにより、商業の振興を図ることを目的にした県単独の補助事業である。

②事業内容

補助対象事業は以下の4つである。

1. 街かど地場産品消費拡大販売店舗事業
2. 店舗の専門化・販売力強化に向けて取組む事業
3. 高齢社会への対応に向けて取組む事業
4. 環境への配慮に向けて取組む事業

財源及び補助率は県が1/4、市町村が1/4である。また、補助対象者は市町村である。

③実績

本事業は平成17年度開始事業であり、青森市に対する補助額は500千円である。

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。
- (ii) 当該事業に係る費用の領収書・請求書等を閲覧し、適切な処理が行われているか確認した。
- (iii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業か検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】個店への補助について

本事業の補助対象者は、商工会議所、商工会、商店街振興組合等である。しかし、実際の事業内容は、商店街にある商店（個店）の店舗改修に対する助成である。平成17年度実績は1件であり、上記の補助対象事業のうち「3.高齢社会への対応に向けて取組む事業」に合致するものである。事業実績書によると「入り口部分の車椅子用スロープの設置」、「天板を上下できるテーブルと立ち座りしやすい肘掛のイスの設置」、「高齢者・身障者用

トイレの改裝)、さらには「高齢者向けにメニューを見やすくする工夫」などを実施している。

県では、このような個店レベルでの取組みがモデルケースとなつて商店街全体に波及することを期待しているが、商店街のある特定の個店一軒にそのような改修等を施して上記目的に対する効果を期待できるのかどうか疑問である。むしろ、商店街全体をモデルケースにするくらいでなければ効果を期待できないのではないかと思われる。

また、高齢者を新規の顧客層として捉えて商店街に誘客しようとしているのか、単にユニバーサルサービスの普及を目指しているのかが判断しにくい。

他の3つの補助対象事業についても言えるが、商店街の活性化を最終的な目的とするならば、経済的・商業的利益の概念を明確に打ち出す必要がある。さらに、対象となった一軒の店舗のみならず、商店街全体への利益の普及という観点から効果を捉える必要がある。従つて、県は、当該補助金について、商店街の活性化の度合いを測定するための具体的な指標等を設け、その成果の測定を行うとともに、施策の効果が思わしくない場合はその有効性を高めるために事業内容を見直すことが必要と考えられる。

8. きらり青森商人コンテスト事業費補助金

(1) 概要

①目的

優秀店舗の取り組み内容を広く紹介することにより、県内商店街の各店舗の取り組み意欲の喚起・啓発を図り、個店の活性化及び商店街の活力向上に資することを目的に実施する国・県の補助事業である。

②事業内容

財源及び補助率は、国が1/3、県が1/3である。また、補助金交付先は青森県商店街振興組合連合会である。

③実績

過去2年間の補助実績は表4-7-9のとおりである。

表4-7-9 補助金等の推移(平成16年度～平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	3,015	3,056
県補助金額	2,000	2,000

(注) 県は国の財源に上乗せして補助金を交付するため、上表の県補助金額には国の財源分を含んでいる。

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。
- (ii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか検討した。

- (3) 監査の結果及び意見
特に問題となる事項は見られなかった。

9. 財団法人21あおもり産業総合支援センター補助金

9-1. 青森県中小企業経営資源強化対策費補助金

(1) 概要

①目的

県内中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進するため、センターが行う中小企業支援法第7条第2項に規定する事業（以下「特定支援事業」という。）並びにセンター及び中小企業新事業活動促進法第2条第10項に規定する新事業支援機関が相互に連携又は連絡することにより整備された新事業支援体制の下で、センターが行う事業（以下「地域新産業創出総合支援事業」という。）に要する経費に対して助成するものである。補助率は県1/2国1/2であり、平成18年度からは一般財源化され県10/10となった。

②事業内容

平成17年度事業内容、予算及び実績は表4-7-10のとおりである。

表4-7-10 事業内容、予算及び実績(平成17年度)

大	中	事業区分		予算 (千円)	実績 (千円)	
		小	内訳			
特定支援事業	支援体制整備事業	窓口相談 窓口相談 取引適正化・苦情紛争処理委員会 開催事業 専門家派遣事業	プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業	謝金、旅費	18,976	19,071
			事業可能性評価委員会運営事業		280	226
			支援体制整備円滑化等事業	支援体制整備円滑化事業	27,969	27,537
			支援機関等連携(人材交流強化)促進事業		612	506
			支援担当者能力開発事業	中小企業大学校当研修受講料、旅費、資質向上費	92	96
			窓口相談事業		296	293
			取引適正化・苦情紛争処理委員会開催事業		0	0
			専門家派遣事業		5,460	5,382
			調査分析事業		5,162	5,654
			取引情報提供事業		8,894	8,956
			①受発注情報等収集提供事業	発注情報収集提供事業	5,688	5,693
				受注情報収集提供事業	932	1,057
				企業情報収集提供等事業	414	397
	②商談会等開催事業	1,410	1,380			
	商談会等開催事業	0	0			
	③経営基盤向上等情報提供事業	450	430			
特定支援事業計				67,721	67,721	
地域新産業創出支援事業	地域新産業創出支援体制連携強化事業	産業集積・技術ゾーン・二一ノ文等発掘・活用		6,937	6,978	
		地域有望分野・案件企画調査事業		434	397	
		補助職員社会保険料等事業		3,000	2,996	
		補助職員社会保険料等事業		171	171	
地域新産業創出支援事業計				10,542	10,542	
青森県中小企業経営資源強化対策費補助金合計				78,264	78,264	

③実績

過去3年間の補助金の推移は表4-7-11のとおりである。

表4-7-11 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	97,235	81,797	78,264
県補助金	97,235	81,797	78,264

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】会計区分の簡素化・統合化

表4-7-10を見て明らかであるが、当該補助金は非常に幅広い事業を対象にしたものであり、交付先のセンターでは、表4-7-12の通り、5つの会計区分に分けてこれらの収支を管理している。

表4-7-12 センターの会計区分と補助金額

(単位:千円)

会計区分	補助金額	第二部第4の 参照事業番号
経営革新事業	28,293	7
取引推進事業	12,866	15
情報提供事業	14,311	8
小売商業支援センター運営事業	12,252	19
地域産業総合支援事業	10,542	6
合計	78,264	

その結果、センターにおける実施面・収支面の全般的な管理と個別管理が複雑となり、極めて煩雑な事務処理になっていることから、県が実施する検査確認業務も非常に手のかかる状況にある。平成18年度から国の財源が一般財源化されたこともあり、このような複雑な管理状況を改善するため、センターにおいてはもう少し簡素化して経理できるように、事業会計区分の統合・一元化を提案する。

9-2. 青森県小売商業支援センター事業費補助金

(1) 概要

①目的

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「19. 小売商業支援センター運営事業会計」を参照。

②事業内容

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「19. 小売商業支援センター運営事業会計」を参照。

③実績

最近3年間の補助金の推移は表4-7-13のとおりである。補助金交付先はセンターである。

表4-7-13 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	42,016	46,633	29,362
県補助金額	35,837	41,503	24,232

(2) 実施した手続

当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

9-3. 財団法人21あおもり産業総合支援センター(取引推進事業)補助金

(1) 概要

①目的

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「15. 取引推進事業会計」の項を参照。

②事業内容

第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「15. 取引推進事業会計」の項を参照。

③実績

最近3年間の補助金の推移は表4-7-14のとおりである。補助金交付先はセンターである。

表4-7-14 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	58,269	58,067	57,974
県補助金額	58,269	58,067	57,974

(2) 実施した手続

当該事業に対する補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】補助金交付事業の統合化

平成17年度にセンターが行った取引推進事業に対する県補助金は70,840千円である。この内訳は本事業による57,974千円と「青森県中小企業経営資源強化対策費補助金」による12,866千円からなっている。

後者は平成16年度まで国の補助金であったものを平成17年度から県が引き継いだものであるため、平成17年度以降は両者とも県の一般財源からの補助金となった。このことから、両者を分ける特別な理由はないと思われ、事務作業効率化と歳出項目の明確化の観点から2つの補助金は統合すべきである。

10. 青森県ベンチャー創業・育成支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

情報通信技術及びものづくり基盤技術を活かしたベンチャー企業を創出・育成し、本県産業の活性化と発展に資するため、中小企業者等が行うインキュベーター施設の利用等に要する経費について、青森市、弘前市及び八戸市が補助するのに要する経費について、当該市に対し交付する補助金である。

②要件、金額

対象企業は、インキュベーター施設に同居するIT関連ベンチャー企業又はものづくりベンチャー企業であり、対象となっているインキュベーター施設は、ソフトウェアカデミーあおもり、弘前商工会議所、八戸インテリジェントプラザ、テクノフロンティア八戸の4施設である。

金額は、賃料と共益費について、助成開始3年以下の企業については1/2、助成開始後4年以上5年以下の企業については1/4となっているが、基本的に県が1/2、市が1/2という形で補助金を負担するので、県は、それぞれ1/4、1/8を助成することになる。

③実績

本補助金制度は、平成17年度にスタートした事業であるが、従前から同趣旨の補助金制度があった。単純比較はできないが、その推移を示すと表4-7-15のとおりである。県としては、利用状況は順調であると考えている。

表4-7-15 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円、件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県補助金額	7,375	4,884	6,297
入居者数	7	5	10

(2) 実施した手続

補助金交付決定にかかる書類の閲覧と担当者への質問により、補助金の交付手続が適切に行われたことを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

11. 青森県環境・エネルギー関連ベンチャー創業支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

環境・エネルギー産業創造特区区内における新規創業の推進と産業振興による県民の雇用機会の拡大を図るため、特区内で新たに創業する環境・エネルギー関連ベンチャー企業に対し、交付する補助金である。

②要件、金額

対象は事業の新規性、創意性のあるものということになっているが、その定義づけが難しいため、実質は、予算の枠内で、審査会(青森県環境・エネルギー関連ベンチャー創業計画認定委員会)がリーダーの優劣を判断して、選定している。

補助金額は、300万円を上限として補助対象経費の合計額の1/2に相当する額となっているが、この補助対象経費には法人設立費用までも含み、研究開発を行うために必要な物件費が広く対象となっている。

③実績

本補助金は平成17年度のみのものであり、結果的に応募2件に対し、交付1件、交付額392千円と、利用状況は芳しいものではなかった。

(2) 実施した手続

補助金交付決定にかかる書類の閲覧と担当者への質問により、補助金の交付手続が適切に行われていたことを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

Ⅲ-2. 経営支援課一貸付金

1. 2.1 おおもり産業総合支援センター貸付金

(1) 概要

①目的

県は高度技術の研究開発又は、高度技術を製品開発に利用する旧青森テクノポリス地域の企業が、金融機関を通じて低利率で必要資金の融資を受け、かつ借入を円滑に行うため財団等が低利融資の債務を保証し、地域企業の技術の高度化を図ることを目的とする。

②事業内容

財団法人2.1おおもり産業総合支援センター低利融資事業要綱に基づき、県の財源により、センターが事業を行うために必要な資金をセンターに対して貸付けるものである。

③実績

貸付実績の推移は、表4-8-1のとおりである。

表4-8-1 貸付金の推移

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件数	1	1	1
貸付額	7,283	7,283	7,243

(単位:件、千円)

(2) 実施した手続

第二部第4 外部監査の結果及び意見 (各論) 「1.3. 債務保証事業会計」を参照。

(3) 監査の結果及び意見

第二部第4 外部監査の結果及び意見 (各論) 「1.3. 債務保証事業会計」を参照。

Ⅲ-3. 経営支援課一委託費

1. 設備導入診断業務委託費

(1) 概要

①目的

センターが行う設備資金貸付事業について、県は、新規貸付先の財務分析及び助言をセンターに委託するものである。

②実績

委託先はセンター、委託金額152千円である。

③契約方法

随意契約 (いわゆる一者随契) によっている。予定価格は1件16,900円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託費と補助金との峻別について

設備資金貸付事業は、小規模企業者等設備導入資金特別会計の資金を貸付原資としており、県は、貸付債権が回収不能となり損失が確定した場合は損失の100%に対して損失補償を行う。しかしながら、貸付事業の実施主体はセンターであり、委託契約の有無に係らず債権管理はセンターが当然実施しなければならぬ。事務費用については商工政策課の特別会計から別途補助金1,277千円が交付されており、財務分析や助言業務は貸付審査における必須の業務であることから、事業費を補填する必要があれば、委託費ではなく補助金で交付するべきと考える。

2. 設備導入診断事後助言業務委託費

(1) 概要

①目的

センターが行う設備資金貸付事業について、県は、貸付先の財務分析及び助言をセンターに委託するものである。

②実績

委託先はセンター、委託金額117千円である。

③契約方法

随意契約 (いわゆる一者随契) によっている。予定価格は117千円である。

(2) 実施した手続
契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託費と補助金との峻別について

「1. 設備導入診断業務委託費」【意見①】と同じ内容である。

3. 青森県中小企業経営診断助言事業及び調査事業業務委託費

(1) 概要

①目的

中小企業の個別診断、個別診断事後助言、戦略的経営展開マニュアルの作成を委託するものである。

②実績

委託先は社団法人青森県中小企業診断協会（以下、「協会」という。）、委託金額 1,080 千円である。

③契約方法

随意契約（いわゆる一者随契）によっている。予定価格は 1,700 千円である。

(2) 実施した手続

(i) 契約書、成果物、完了報告書及び検査調書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(ii) 協会について必要な範囲で帳簿の閲覧、原始証拠との照合し、預金通帳 3 冊を実査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

①協会の会計処理について

委託事業に要した経費の内訳は表 4-9-1 のとおりである。

表 4-9-1 委託事業に要した経費の内訳

(単位:千円)

経費名称	金額	内容
謝金	390	13,450 円×個別診断 18 件 8,250 円×事後助言 18 件
旅費	309	戦略的経営展開マニュアル事例調査旅費
印刷費	226	戦略的経営展開マニュアル印刷料
発送費	27	戦略的経営展開マニュアル送付料
消耗品費	118	事務用品等
雑費	7	振込手数料・印紙等
合計	1,080	

経営支援課内に事務局を設置し、課員が事務にあたることは効率化や経費削減に寄与するものと考えられる。反面、委託者と受託者が実質的に同一であることは不明瞭な支出や不正を招く原因となりうる。

協会の帳簿を閲覧し必要な範囲で原始証拠との照合を行い、協会名義の通帳 3 冊を実査したところ不明瞭な支出は認められなかった。帳簿及び証拠書類は整理整頓されており通帳及び印鑑も適切に管理されていた（平成 18 年 3 月末残高 1,639 千円）。

以上のように、特に問題となる事項は見られなかった。

②兼務について

協会の事務局は商工労働部経営支援課内にある。経営支援課長が事務局長兼常務理事、中小企業支援グループリーダーが事務局次長、課員が事務局書記を兼務している。

果職員の兼務については「所属長が公務に支障のない範囲で承認・許可することとされている（平成 11 年 4 月 15 日青人第 67 号総務部長名通知）。

【意見①】兼務内容の妥当性について

兼務職員は協会から報酬を受けていないので、実質的には協会職員としての役務の提供の対価を公費で支払っていることとなる。

それにも拘らず課員がどの程度協会の業務に従事しているか等の時間管理は行われていない。協会の事業報告や関連資料から、果職員の実施した協会の業務を抽出すると以下のとおりである。

- | |
|---|
| (i) 日々の経理・記帳業務
(ii) 決算・事業報告作成
(iii) 講習会開催
(iv) 理事会・総会の開催
(v) その他雑務
(vi) 果の受託業務（個別診断の管理及び戦略的経営マニュアルの作成） |
|---|

事務局が県の受託事業を実施することは、上記総務部長通知の趣旨に抵触するおそれがある。特に、リニューアルは完成度も高く、その企画・作成につき調査のための出張も延べ12回行われるなど相当の労力が費やされているのではないかと想像される。従って、総務部長名通知の趣旨に従い、兼務内容が公務に支障が出ない範囲に収まっているのかどうか実態を調査し、見直す必要があるものと考えられる。

4. おおもりコミュニティビジネスサポートセンター運営業務委託費

(1) 概要

①目的

おおもりコミュニティビジネスサポートセンターの設置・運営を委託するものである。委託の内容は普及啓発事業、ワンストップサービス事業、ネットワーク促進事業、フォーラム開催事業、セミナー開催事業である。

②実績

委託先は特定非営利活動法人N、委託金額6,643千円である。

③契約形態

随意契約（平成16年度に公募によるコンペ形式で選定し平成17年度も継続）により、予定価格は6,643千円である。

(2) 実施した手続

契約書、成果物、完了報告書及び検査調査など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

IV-1. 新産業創造課一補助金

1. 医療・福祉関連産業創出育成支援事業補助金

(1) 概要

①目的

医療健康福祉等関連産業の創出育成を図るため、大学、公設試験研究機関と連携して、製品化に向けた研究開発等に取組む企業に対して支援することを目的とする。

②事業内容

青森県医療・福祉関連産業創出育成支援事業費補助金交付要綱に基づき、中小企業者等が実施する補助対象事業（表4-10-1）に対して、その1/2を補助するものである。

表 4-10-1 補助対象事業及び補助金額の算定方法

区分	補助対象事業	補助金額の算定方法
一般枠	県内の大学等又は公設試験研究機関の研究者と共同で、医療・健康・福祉に関連する製品を製造することを旨として研究開発を行う事業	2,000千円以内
研究成果育成枠	県内の大学等又は公設試験研究機関におけるこれまでの研究成果や産学官の共同研究による研究成果を活用して、医療・健康・福祉に関連する商品化試作等を行う事業	5,000千円以内
特別用途食品枠	県産農林水産物を利用して特別用途食品（高齢者等用食品又は特定保健用食品）を研究開発する事業	高齢者等用食品 2,000千円以内 特定保健用食品 10,000千円以内

③実績

過去3年間の補助金の推移は表4-10-2のとおりである。

表 4-10-2 補助金等の推移（平成15年度～平成17年度）

（単位：千円）

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助対象経費	29,745	43,616	23,243
国庫補助額	0	0	0
県補助額	14,409	18,807	11,225

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、申請書、実績報告書など関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2. ナノテック・実用化支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

県内企業の高度化を図る上で有望な新基盤技術である「ナノテック・実用化」の普及により、地域産業の振興を図るため、県内企業が行うナノテック・実用化に向けた研究開発に要する経費の一部を支援することを目的とする。

②事業内容

平成17年度青森県ナノテック・実用化支援事業費補助金交付要綱に基づき、並木精密石株式会社（以下、「N社」という。）が行う青森県ナノテック・実用化に向けた研究開発を行う経費を補助する。この補助対象事業者は、平成15年度及び平成16年度に実施した青森県ナノテック・実用化支援事業費補助金交付要綱に基づき、平成15年度及び平成16年度に実施した青森県ナノテック・実用化支援事業費補助金交付要綱に基づき、その研究成果の実用化が近いと評価された企業である。

③実績

平成17年度の補助金の実績及び平成18年度予算は表4-10-3のとおりである。

表4-10-3 補助金等の実績及び平成18年度予算

年度	平成17年度	平成18年度予算
補助対象経費	18,126	23,000
国庫補助額	0	0
県補助額	7,000	10,000

(単位:千円)

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、申請書、実績報告書など関連書類の閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】研究開発の実用化と県への効果について

ナノテック・実用化に向けて研究開発を進める企業に対する支援については、事業計画2カ年で成果が必ず出せるようなテーマを選定したことである。

N社には、平成17年度に7,000千円、平成18年度にも10,000千円の補助金が交付されている。高度な研究を要する分野であり、当初より1年での成果は困難との認識もあったが、やはり平成17年度では、成果が上がったとはいえないようである。監査の実施時現在で、当該研究の最終的な成果について言及することは困難であるが、事業の性格から以下のことが考えられた。

N社は、本社が東京で、県内の黒石市と秋田県に工場を有する会社である。主としてナノテック・実用化の研究をする拠点は、東京の研究所である。新産業創造課の担当者は、この補助金に関し、現地調査を行い、支払状況等を調査済みである。調査概要を記載した復命書によると支払状況に問題はなかったが、補助金で購入した機材については、多くが東京本社の研究所にあるため、黒石市の現地においては確認することができなかったようである。県としては、研究の成果が出てラインに乗るような場合には、県内の工場で製造するとの前提で、補助金を交付しているが、その前提を証明する文書等が存在するわけではない。今後、補助事業が終了すれば、企業との関係が希薄になり、成果に関する情報も入手しづらくなる可能性がある。この事例の場合、補助金を交付した成果を本県に還元させるような制度面や契約面での工夫が求められるのではないだろうか。例えば、実用化に成功した場合の製品製造は本県内の工場で行うというような覚書など、将来における何らかの成果や経済効果が県にもたらされるような取り決めを文書でとり交わしておくことが望ましいと考えられる。

3. 「科学する心」応援隊創造的活動支援事業等開催負担金

(1) 概要

①目的

将来の本県産業を担う青少年が、日常的には体験できない科学実験や工作教室などを通して、科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる機会を設けることにより、青少年の科学技術に対する夢を育み、「科学する心」を醸成することを目的とする。

②事業内容

ア. 根拠法令・要綱等

「サイエンスフェア2005 in HIROSAKI」開催負担金取扱要綱

サイエンススクール in 八戸&わくわくサイエンス開催負担金取扱要綱

イ. 補助対象者

サイエンスフェア2005 in HIROSAKI 実行委員会

わくわくサイエンス実行委員会

ウ. 負担金対象事業

「科学する心」応援隊創造的活動支援事業

(i) サイエンスフェアの開催

青少年の「科学する心」を育み、将来の本県産業を支える人材を育成するために、科学実験・工作教室・体験学習などの機会を提供する。

(ii) サイエンススクールの開催

「科学する心」応援隊が、市町村等が企画した科学実験・工作（ものづくり）教室などの出前方式によるサイエンススクールにおいて指導することにより、地域における「科学する心」育成の啓蒙普及を図る。

③実績

過去3年間の負担金の推移は、表4-10-4のとおりである。

表4-10-4 負担金の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負担金額	15,980	14,117	12,600
その他	0	0	12,000
県負担額	15,980	14,117	600

(注) 上表の「その他」12,000千円は、自治総合センター共催事業負担金である。

(2) 実施した手続

交付要綱等関連文書、申請書、実績報告書など関連書類を閲覧し、担当者に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】収支決算の明瞭性について

本事業の支出金に関しては、県自身が、実施主体である実行委員会の構成員となつてい
るため、「補助金」ではなく「負担金²⁴⁾」として、会計処理している。実際は、県の担当
者が事務局となり、所定の文書等を作成している。その中の収支決算に関連し、支出の部は
大きく事業費と事務局費に分かれ、前者は、さらに会場費、直接運営費、広報・印刷費に
分かれている。この数字の元資料として日付順に支出が記載された経理簿がある。この支
出が費目ごとに正確に集計されていることを確認したところ、その正確性に関する心証を
形成することができなかった。数字を作成した担当者も確認に時間を要した。支出を整理
する書類を作成する際には、その支出科目が決算報告書上、どの費目に集計されるのかを
意識して、費目を示す欄を設けるなど、経理事務を改善する必要がある。

収支決算報告書の作成に際しては、真实性と正確性を確保することは当然として、第三
者の検証可能性を確保することが求められる。

4. 戦略的特許活用支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

本事業は、特許流通促進事業を行う青森県知的所有権センター(以下、「知的所有権セン
ター」という。)の機能を有効活用しつつ、地域中小企業者等における特許の戦略的活用
を支援することを目的とする。特許流通促進事業には、特許流通アドバイザーによる技術
移転の仲介支援(特許の保有者と特許の利用者とのマッチングを図る)や特許情報活用支

24一般的に、負担金とは、特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担すべき
ものとして交付する給付と解説される。補助金は反対給付がないのに対し、負担金は一定の利益を受けることを
要件としている点で異なる。

援アドバイザーによる特許情報の活用方法のアドバイザーといった活動があり、県は、県の
申請により知的所有権センターとして特許庁の認定を受けている社団法人発明協会²⁵⁾青森
県支部(以下、「発明協会」という。)が実施する事業に対して補助を行っている。

②仕組み

青森県戦略的特許活用支援事業費補助金交付要綱に基づいて、知的所有権センターとし
て認定を受けている発明協会が実施している「戦略的特許活用支援事業」に要する経費に
ついて、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助の対象となる経費は、特許流通アドバイザーや特許情報活用支援アドバイザーの旅
費や事務費といった活動費と、知的所有権センター全体の事業を統括・管理する知的財産
マネージャー(以下、「マネージャー」という。)の手当である。なお、アドバイザーの人
件費は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が負担しているため、県としては、比較的
少額の負担で効果的、効率的にこの事業を進めていると認識している。発明協会の概要は
以下のとおりである。

〈社団法人発明協会青森県支部の概要〉

設 置	昭和13年5月6日
役 員	(支部長) 三村申吾 青森県知事 副支部長 5名、常務理事 1名、理事 34名
事 務 局	青森市第二間屋町4丁目11-6 青森県工業総合研究センター内
職 員	事務局長 1名 その他 6名(うち、青森県工業総合研究センター職員 2名)
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の創造性の開発と育成 ・ 発明、考案の奨励と実用化の促進 ・ 発明に関する相談・指導 ・ 発明くふう展、講習会、説明会の開催 ・ 特許広報類の頒布、普及及び情報の提供

③実績

本補助金は、平成17年度開始の事業であり、県の補助対象範囲は、年度によって変更が
あるので、単純比較はできないが、同様の趣旨である特許活用のための補助金の交付実績
を示すと表4-10-5のとおりである。

25 社団法人発明協会は、明治37年5月5日設立であり、発明の奨励、創意の高揚及びこれらの実用化の促進な
らびに工業所有権制度の普及啓発等を行うことにより、科学技術の振興を図り経済の発展に寄与することを目的
とする。全国47都道府県すべてに支部が設置されている。

表4-10-5 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県補助額	1,067	2,559	4,944
国庫補助額	4,846	0	0
企業大学等の訪問数	145	142	296

(単位:千円、件)

(注) 上記金額には、アトバイザーの人件費は含まれない。その分は独立行政法人工業所有権・研修館が負担している。なお、平成16年度は、アトバイザーの旅費やアトバイザー補助員の人件費も同法人が負担しているため、県の負担が少なくなっている。

(2) 実施した手続

補助金の交付までの手続について、関連書類を閲覧し、また、担当者への質問により、適切に行われていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】県職員OBへの人件費補助について

平成17年度から、発明協会の事務局長(県職員OB以下、「局長」という。)が兼務する形でマネージャーを設置し、実績報告書上でも、「円滑な特許活用支援サービスの促進を図ることができた」という事業効果を謳っている。しかし、平成17年度において、この局長が実際に在籍したのは、4月から8月までの5ヶ月間だけであった。9月以降は、局長が体調不良で退職したため、そのマネージャー業務は青森県工業総合センター次長²⁶が非常勤で従事したことにより、業務上の支障はなかったことである。確かに、事業実績については、9月以降の相談件数や講習会の開催数、企業訪問数ともに増加している。これは、逆に考えれば、マネージャーのサービスの品質や業務水準は、非常勤という形での従事でも支障はないとも考えられよう。平成17年度、18年度もマネージャーには県職員OBの局長が兼務する形で就任しており、県はそのマネージャーの人件費を補助している。従来からある局長職の他にマネージャーという役割を新たに設け、その役割に対する人件費補助金を交付するからには、設ける役割の職務内容、実施する事業の有効性及び経済性について、公益への目的適合性及び事業の経済合理性の観点から十分説明する必要があるものと考ええる。

また、Ⅲ-3. 経営支援課一委託費「3. 青森県中小企業経営診断事業及び調査事業業務委託費」【意見①】で記載したように、県職員が他団体の非常勤職員として従事する場合には、公務に支障が出ていないかどうか定期的に実態を調査することが必要である。

²⁶ この県職員の場合は、「職務に専念する義務の特例(昭和27年3月31日青森県人事委員会規則1211)」第2条により発明協会の職務に従事しているものである。

5. 青森県知的財産バナーチャルモール整備事業補助金

(1) 概要

①目的

知的財産バナーチャルモール整備事業とは、ホームページを開設し、知的財産権制度に関する情報を発信することによって、県内企業等の知的財産権制度に関する理解を促進するとともに、公設試験研究機関等の保有する特許等技術の移転・流通を図り、中小企業の技術力向上、新規事業の創出の契機とするものである。

②仕組み

青森県知的所有権センターのホームページ開設に必要な機器の導入、作業委託などによる支出を100%補助する。

③実績

本補助金は、バナーチャルモール整備のための主にハード面での支援である。平成17年度の補助金実績額は、2,678千円である。なお、平成18年3月に開設したホームページのアクセス数は、平成18年10月27日現在までの累計で6,808件となっている。

(2) 実施した手続

交付申請から交付決定までの資料の閲覧と担当者への質問により、交付手続が適切になされていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

6. 子どもの創造力育成活動支援事業費補助金

(1) 概要

①目的

青少年の科学的な発想と創造力の育成を図るため、発明協会が行う子どもの想像力育成活動支援事業に要する経費及び発明協会が青少年少女発明クラブの行う事業に要する費用を補助するものである。

②仕組み

補助金は実績額と3,000千円の何れか小さい額が発明協会に交付される。この補助金の大部分は発明協会を經由して、青少年少女発明クラブにその活動資金として交付される。

③実績

過去3年間の補助金等の推移は表4-10-6のとおりである。

表4-10-6 補助金等の推移(平成15年度～平成17年度)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金額	4,500	4,700	3,000
発明クラブ会員数	574	552	607
創造性育成作品展応募件数	約200	約200	約300

(単位:千円、人、件)

(2) 実施した手続

交付申請から交付決定までの資料の閲覧と担当者への質問により、交付手続が適切になされていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

7. 地域新産業創出総合支援事業費補助金

経営支援課の青森県中小企業経営資源強化対策費補助金に含まれていることから、第一部第4 外部監査の結果及び意見(各論) III-1. 経営支援課一補助金「9-1 青森県中小企業経営資源強化対策費補助金」を参照願いたい。なお、本補助金の交付実績は1,881千円であり、交付先であるセンターにおいては、第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)「10-5. 産学官交流推進事業」のところを監査を実施しているので、そちらも参照願いたい。

IV-2. 新産業創造課一委託費

1. 健康増進サービズ産業創出育成事業委託費

(1) 概要

①目的

おくわく10の枠で実施された事業であり、県内における新たな健康増進サービズ産業の創出・育成を図ることを目的とする。県内の地域資源を効果的に利用した健康の維持・増進につながる先導的な取組である「平成17年度あおもり型健康増進サービズ・パイロット事業」業務を実施し、その効果や事業化に当たった課題を整理・分析する業務委託である。

②事業内容等

表4-11-1 委託事業の内容

事業名	委託先	金額	予定価格	契約方法	事業内容
A 健康増進サービズ産業創出育成事業 ①	ハーブ&アロマ マサロン Hirata	1,097	1,200	公募によるコ ンペ方式	青森県産のハーブや精油を十分に活用し健康の維持・増進を図るための「訪問アロマトリートメントサービズ」を実施し、その効果や事業化に当たった課題を整理・分析する。
B 健康増進サービズ産業創出育成事業 ②	酸ヶ湯温泉(株)	1,006	1,180	公募によるコ ンペ方式	酸ヶ湯温泉、八甲田の自然、県産食材等の地域資源を活用し健康の維持・増進を図るための「新湯治プラン」を実施し、その効果や事業化に当たった課題を整理・分析する。
C 健康増進サービズ産業創出育成事業 ③	NPO法人 驪 北会	936	1,200	公募によるコ ンペ方式	十和田湖畔の自然、十和田産の馬、県産食材等の地域資源を活用し健康の維持・増進を図るための「乗馬遠足リッツェプラン」を実施し、その効果や事業化に当たった課題を整理・分析する。
D 健康増進サービズ産業創出育成事業 ④	(株)日本ソ ナム開発研究 所	1,400	1,400	随意契約	健康増進サービズ・パイロット事業の実施結果、課題の整理及び健康増進サービズ産業分野の現状等を踏まえ、本県における健康増進サービズ産業創出・育成のための今後の方向性についてとりまとめる目的とし、その目的達成に必要な報告書の作成・事業成果発表会における発表等の業務委託である。

(単位:千円)

(2) 実施した手続
平成17年度の委託契約について、契約の締結から精算まで一連の関係証拠を調査した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託契約方法について

上記Dの業務委託にあたって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(契約の性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札に適用しない契約)により随意契約とし、青森県財務規則第148条本文により、見積者は一者から徴するものとしている。

随意契約とした理由として当該パイロット事業は、平成14年度作成の「青森県における健康・医療関連産業の創出に関する調査報告書」で提案された内容に基づいて平成16～17年度の2年間にわたり実施している事業であり、当該報告書は財団法人日本システム開発研究所に委託して作成したものであること、また、今回の事業は事業化に向けての支援・実施結果の総合的な分析及び事業化にあつての課題の整理・今後の県における健康増進サービスの産業創出・育成のための方向性についてのとおりまとめ等であり当該業務を円滑に遂行できるのは、県における医療・健康福祉産業等に関する事業に携わり、かつ精通している同財団法人のみであるとしている。

随意契約とした理由はある程度納得できるものではあるが、随意契約であっても特別な理由がない限り、二者以上から見積書を作成することが原則である。委託契約金額が適正であったことを判断するための材料として少なくとも他者に対して見積書を作成することは必要であつたと思われる。

【意見②】事業実施の効果および報告書の活用状況について

事業実施の効果として、パイロット事業を通して他の事業者においても健康増進サービスマ集客方法等のノウハウを知ってもらい、実際の事業に活かしてもらうことが挙げられているが、現時点での事業の取組は委託先事業者のみに留まつており、認知度・事業的拡がりという面では今一つの感を否めない。

また、「青森県における健康増進サービスマ産業創出・育成に関する報告書」の内容は、青森県地域資源コラボレーション型健康サービスマ産業の望ましいスキーマについて提案され、県全体で取組むべき事項として健康サービスマ産業に係るデータベースの構築・健康サービスマ評価センターの設立・健康サービスマ認定制度の実施・健康サービスマ資格認定制度の創出・健康産業サービスマ協議会の結成等が紹介されている。これらの取組の実施については、予算的な制約もあり今のところ予定されてはいない。

平成18年3月に開催された健康増進サービスマ産業創出育成事業パイロット事業成果報告発表会は35人の参加であつたこと、平成18年度の新規公募では応募事業者が集まらず追加募集を行ったこと等から、一般的に事業のPR不足なのではないかと感じられ

た。今後は、ホームページで報告書が紹介される予定であり、これまでに以上の県健康福祉部等とも連携してPR不足解消に向けた取組を実施し、健康サービスマ産業の社会的認知度アップを図っていくことが期待される。

2. ナノテクノロジー推進事業委託費

(1) 概要

①目的

ナノテクノロジーに関する、県内においての普及啓発活動に供するための資料として、ナノテクノロジー普及啓発パンフレットを作成する業務委託である。

②事業内容

ナノテクノロジー普及啓発パンフレット制作等業務委託仕様書・請書に基づき、パンフレット制作等業務(制作・デザイン[企画、編集、原稿作成等を含む]・印刷(A4版8頁、フルカラー、4,000部)を委託するものである。委託先はA新聞社である。

③契約方法

随意契約(いわゆる一者随契)によつていいる。

④実績

過去2年間の委託費の推移は表4-11-2のとおりである。

表4-11-2 委託費の推移(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
委託費	675	950

(単位:千円)

(2) 実施した手続

起案書、委託契約書等の文書を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

3. ナノテクノロジー支援事業委託費

(1) 概要

①目的

県内外に存在するナノテクノロジーに関連した潜在ニーズ・ニーズ等について新たに調査・整理・分析し、ナノテクノロジーを利活用した具体的な製品や用途（ワッチングモデル）等を提案することによって、現時点でナノテクノロジーと自社との接点を見出せずにいる県内企業等に広くナノテクノロジー利活用への意欲を喚起し、活用の機会を提供するため、ガイドラインを作成する業務委託である。

②事業内容

ア. 根拠法令・要綱等

ナノテクポテンシャルデザインスカバリー事業実施要綱、ナノテクポテンシャルデザインスカバリー事業企画コンペ実施要領、ナノテクポテンシャルデザインスカバリー事業業務委託契約書

イ. 委託先

B総研㈱

ウ. 委託事業

(i) ナノテクポテンシャルデザインスカバリー事業

(ii) ナノテクノロジー推進に関連する事項（本県の特徴、潜在する県内外のシーズ及び県内のニーズ、産学官連携の可能性等）の調査

(iii) 調査データの整理・分析

(iv) ワッチングモデル等の検討・提案（モデルの提案、具体的な製品・活用方策の作成等）

(v) ガイドラインの作成（記載内容の作成、編集、表紙・裏表紙のデザイン）

(vi) ガイドライン及び「ガイドライン（概要版）」の作成

③契約方法

企画コンペ方式の随意契約による。

④実績

委託費の実績は、表 4-11-3 のとおりである。

表 4-11-3 委託費の実績(平成 17 年度)

(単位:千円)	
年度	平成 17 年度
委託費	5,398

(2) 実施した手続

起案書、委託契約書等の文書を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題になる事項は見られなかった。

【意見①】情報発信について

県内企業のニーズ及び県内外の研究機関のシーズを調査・分析し、事業モデルを提案するガイドラインの概要版 2,000 部、詳細版 20 部を作成し、県内企業等 90 ヶ所に配布をしている。ナノテクノロジーに関し、潜在的な可能性を秘めている企業・個人等とのアクセスの利便性を考えた場合、県のホームページでガイドラインの概要版を紹介するなどの積極的な情報発信があっても良いのではないだろうか。また、このような冊子、本の作成に満足することなくこれらを活用し、いかに読んでもらい、芽を出させ、意欲を喚起し、現に県内企業のシーズとナノテクがマッチするような努力が期待される。

4. ナノ光触媒実証・発信事業に係る落下細菌等測定業務委託費

(1) 概要

①目的

ナノ光触媒新機能実証・発信事業により「アノターゼ型酸化チタン柱状ナノ結晶」を使用した空気浄化装置を設置した施設の比較的閉鎖された空間において、落下細菌数試験と浮遊細菌試験を併用し、賦存する細菌がどのように減退していくかを測定し、医療現場向けの製品の研究開発にフィードバックする。

②事業内容

ナノ光触媒実証・発信事業に係る落下細菌等測定業務委託仕様書・請書に基づき、空気浄化装置設置前及び設置後の落下細菌、浮遊細菌の測定業務をC社に委託するものである。

③契約方法

随意契約により、予定価格は 918 千円である。

④実績

委託費の実績は表 4-11-4 のとおりである。

表 4-11-4 委託費の実績(平成 17 年度)

(単位:千円)	
年度	平成 17 年度
委託費	867

(2) 実施した手続

起案書、委託契約書等の文書を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

5. ナノ光触媒技術シーズ・ニーズ調査委託費

(1) 概要

①目的

ナノ光触媒技術の多様な産業分野での利用可能性について、県内外のポテンシャル(シーズとニーズ)を明らかにし、同技術を他の産業分野へ普及し、地域の活性化につなげることを目的とする。

②事業内容

ナノ光触媒技術シーズ・ニーズ調査仕様書・契約書に基づき、シーズ、ニーズ調査と報告書の提出をD社に委託する。

③実績

委託費の実績は表4-11-5のとおりである。

表4-11-5 委託費の実績

(単位:千円)	
年度	平成17年度
委託費	1,879

(2) 実施した手続

起案書、委託契約書等の文書を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

6. 研究開発シーズ熟成事業委託費

(1) 概要

①目的

県が策定した「青森県産業科学技術振興指針」に掲げる重点研究開発分野²⁷において、基礎的な構想又は初歩的な研究段階にある研究課題の中で、将来、実用化又は商品化が期待されるものについて、県が研究を委託することにより、その熟度を高めようとする事業であり、県における新たな技術及び産業の創出に貢献することを目的としている。

②仕組み

青森県産学官共同研究推進事業(シーズ熟成事業)実施要綱に基づき、県内の大学や企業から研究テーマを募集し、青森県新産業創出研究開発事業審査会で選定されたテーマについて、1件100万円を限度として知事が必要と認める額を委託費として支出する。

²⁷重点研究開発分野は、A地域の「資源」の付加価値を高める①農林水産関連分野②雪関連分野、B新たな産業の芽を伸ばす①電子・電気関連分野②情報サービス関連分野、C福祉日本一の実現を支援する①健康・福祉関連分野②生活サービス関連分野、D循環型の社会システムをつくる①クリーンエネルギー関連分野②環境・リサイクル関連分野、という8分野である。

③契約方法

コンペ方式の随意契約によっている。

④実績

平成17年度は、21件の応募があった中から4件のテーマが選定され、計3,709千円が委託費として支出された。過去3年間の推移を示すと表4-11-6のとおりである。

表4-11-6 委託費と選定テーマ数の推移(平成15年度～平成17年度)

(単位:千円、件)			
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託費	3,992	3,949	3,709
件数	4	4	4

(2) 実施した手続

研究テーマの募集から、委託費の支出、研究結果の報告までの手続について、適切になされていることを、担当者への質問、関連書類の閲覧により確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題になる事項は見られなかった。

【指摘①】間接経費について

A大学への100万円の委託費については、95万円は研究経費として報告があるが、5万円は学内活性化事業経費という名目の間接経費となっている。しかし、A大学の提案書には、器具や薬品代のみで間接費分の記載がなく、100万円分の直接経費の申請となっている。委託研究契約書上も直接経費100万円となっているので、本来は100万円の直接経費の実績報告が必要と考えられる。委託研究にかかるとの間接経費については、先方と事前に協議して、契約以前に間接経費の免除の承認を取っておくか、あるいは、間接経費を認めるのであれば、契約書上に委託費には間接経費が含まれる旨の記載をしておくべきと考える。

【意見①】実績報告の内容について

報告書には、研究終了後の構想、例えば、試作品等の開発や技術及び製品開発を目指した共同研究への移行、企業化へのプロセスなどの記載を求めているが、B大学の報告の内容は、あまりに抽象的なものであり、その他の研究者の報告書も実用化へのプロセスが見えないものであった。基礎研究とはいえ、県の新技術や産業創出を目的とした事業であり、将来の実用化・商品化を目指すことが前提であることから、より詳細な記載を求めべきである。

【意見②】研究成果の発表時期について

研究成果については、企業と大学の研究者、公設研究機関の研究員などを相手に研究発表会を次年度の3月に開催しているが、なにも1年間発表を遅らせる必要はない。技術革新が早く、競争環境が非常に厳しい現代でもあり、研究発表会はなるべく早期に行つてその成果を他の研究者、企業に周知させていくことが、事業化・製品化にとって有効かつ効果的であると考えられる。本補助金は、平成18年度が実施最終年度ということで、平成18年度の研究結果の発表会は、平成19年3月に予定していることから、もっと早い時期での開催も可能だと考えられる。

7. 熟成シーズ活用産学官共同研究事業委託費

(1) 概要

①目的

企業、大学等で開発された研究シーズの中から、特に今後、県の先導的な産業の創出に大きく貢献すると見込まれるものを取り上げて、実用化・事業化に資するほか、将来性と実現性の高いテーマに育成して国等の行う提案公募型の大型研究支援事業における対外的競争力の向上を図ることにより、本県における新たな産業の創出に寄与することを目的としている。ここでの研究課題も、シーズ熟成事業と同様に「青森県産業科学技術振興指針」に掲げる重点研究開発分野に該当するものが対象となっており、選定する選考委員もシーズ熟成事業と同じである。ただ、その実用化・事業化の実現性が高いという点で、シーズ熟成事業とは異なっており、予算規模も多額になっている。

②仕組み

青森県熟成シーズ活用産学官共同研究事業実施要綱に基づき、県内の大学や企業から研究テーマを募集し、青森県新産業創出研究開発事業審査会で選定されたテーマについて、1件2,000万円を限度として知事が必要と認める額を委託費として支出することとなっている。

③契約方法

随意契約により、予定価格は20,000千円である。

④実績

平成17年度は、14件の応募があった中から4件のテーマが選定され、計20,000千円が支出された。うち2件は、平成16年度からの継続テーマである。過去2年間の委託費とテーマ件数の推移は表4-11-7のとおりである。

表4-11-7 委託費と選定テーマ件数の推移(平成16年度～平成17年度)

年度	平成16年度	平成17年度
委託費	20,000	20,000
選定テーマ件数	3	4

(単位:千円、件)

その後の実用化の状況としては、2年間で5件のテーマのうち3件は、具体的なメーカーが存在し、事業化に向けて動き出している。

(2) 実施した手続

研究テーマの募集から、委託費の支出、研究結果の報告までの手続について、適切になされていることを、担当者への質問、関連書類の閲覧により確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題になる事項は見られなかった。

【指摘①】委託費の実績報告と物品管理

委託費の額は、実施要綱では、1件当たり1年度につき2,000万円を限度とするというところになっているが、募集要綱では1件1,000万程度、研究課題の募集のお知らせは、1件500万程度となっていた。実施要綱とおりの募集広告や募集要綱を公表する必要がある。

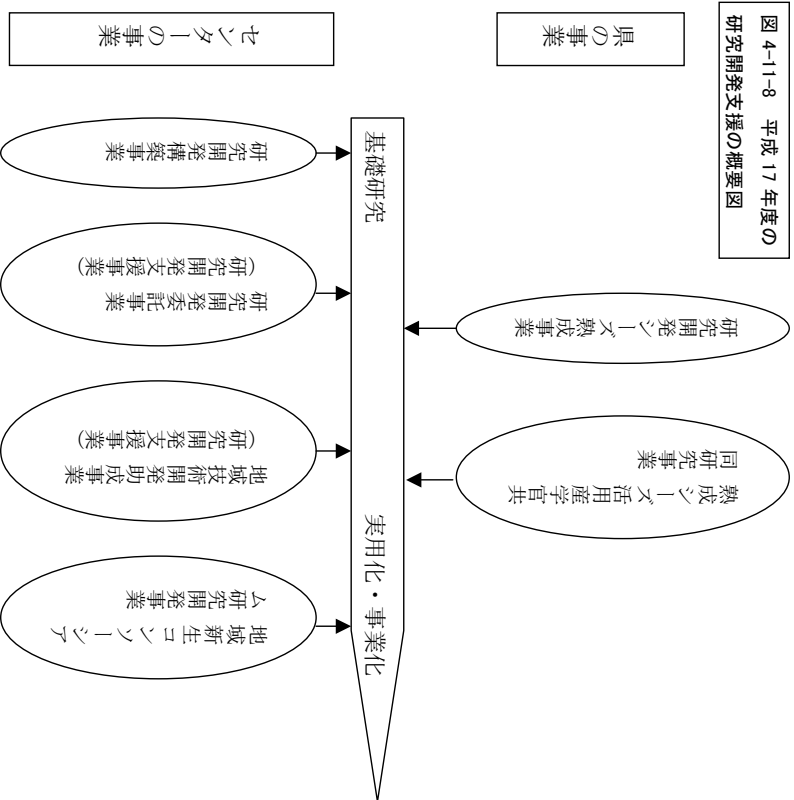
シーズ熟成事業と同様、A大学への委託費については、委託研究契約書上、研究直接経費261万円となっているにもかかわらず、実績報告では、13万円が学内活性化経費という間接経費として報告され、直接経費の実績報告額は、247万円となっている。委託研究にかかる間接経費については、先方と事前に協議して、契約以前に間接経費の免除の承認を取っておくか、あるいは、間接経費を認めるのであれば、契約書上に委託費には間接経費が含まれる旨の記載をしておくべきと考える。

また、本委託費で受託者側が設備の購入をした場合、その所有権は県にあるという契約になっているにもかかわらず、県の物品台帳には記載がない。県としては、その設備を把握し、受託者側で無償使用していることを管理していく必要があるため、台帳に記載するとともに、当該物品に県の所有物であるシールを貼るなど、今後の実在性をチェックができるような所定の事務を実施する必要がある。

【意見①】県とセンターとの連携の必要性

平成17年度において、県とセンターが実施する研究開発支援事業概要図は図4-11-8のとおりである。

図 4-11-8 平成17年度の
研究開発支援の概要図



本事業は、研究開発シーズ成熟事業と同様、産学官が連携して、新技術・新産業を創出し育成することを目的にした事業として位置づけられるが、これに類似した事業がセンターにおいて「技術振興支援事業」として行われている。例えば、「研究開発構築事業」は、「シーズ成熟事業」より前段階の研究シーズ発掘を目的としているし、「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」は、「成熟シーズ事業」の後段階において、事業化を推進していくことを目的としている。「研究開発委託事業」や「地域技術開発助成事業」の目的は、「シーズ成熟事業」や「成熟シーズ事業」の目的とはほぼ同じである。

これらの事業は、基礎研究から事業化までを一貫して遂行していくほうが効率的かつ経済的に進められると考えられることから、事業経過や事業成果、情報等の一元管理の観点、利用者側のわかりやすさの観点から、県とセンターがそれぞれ別の事業として行うより、どちらかを一括一貫して実施したほうが望ましいと考える。

8. おおもり子どもの創造力育成事業委託費

(1) 概要

①目的

青少年が発明や創意工夫に意欲的に取り組める環境づくりを進めるための各種普及啓発活動に取り組むことにより、青少年の「科学する心」の育成を図ることを目的とする。

②仕組み

おおもり子どもの創造力育成事業委託業務実施要領に基づき、具体的には、科学の夢をテーマにした作文や絵画を募集し、その表彰や展示を行ったり、優秀者にはそのテーマに関連する企業訪問を実施するという事業を外部委託により実施する。本事業は、過去の実績と効率性の観点から、継続して発明協会に委託している。

③契約方法

随意契約（いわゆる一者随契）によっており、予定価格は2,575千円である。

④実績

過去3年間の委託費と応募件数の推移は表4-11-9のとおりである。

表 4-11-9 委託費と応募件数の推移(平成15年度～平成17年)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委託費	3,668	3,598	2,575
子どもの科学の夢応募件数	1,925	1,684	1,147

(単位:千円,件)

(2) 実施した手続

委託先の決定から支出までの手続について、資料の閲覧と担当者への質問により、事務手続が適切になされていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題になる事項は見られなかった。

V-1. 海外産業経済交流推進チーム委託費

1. 大連ビジネスサポートセンター運営事業業務委託費、青森・大連ビジネス資源等調査・研究事業業務委託費、大連ビジネス商談会・展示会企画運営業務委託費

(1) 概要
 県は経済のグローバル化が進展する中であって、県の中小企業が成長・発展していくためには国際的視点に立った事業展開が避けられないとの認識に基づき、当面の新たな経済交流の推進先として中国の大連市を選定した。県は平成16年に「青森県・大連市友好経済交流協定」を締結し、平成17年には「青森県大連ビジネスサポートセンター」を設置するなどし、民間レベルでの経済交流がスムーズに行えるよう環境づくりを促進している。

(2) 実施した手続
 平成17年度に県が行った表4-12-1の委託契約について、契約の締結から精算まで一連の関係証拠を調査した。

表4-12-1 海外産業経済交流チーム委託費一覧

事業名	会計	委託先	金額
A 大連ビジネスサポートセンター運営事業業務委託費	一般会計	センター	3,623
B 青森・大連ビジネス資源等調査・研究事業業務委託費	一般会計	青森中央学院大学地域マネジメント研究所	4,000
C 大連ビジネス商談会・展示会企画運営業務委託費	一般会計	大連真言諮詢服務公司	400

(単位:千円)

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託事業終了後の実績報告について

委託事業を完了したときは、県はその事業の成果を適切に評価するとともに、実際にかかった費用等を確認する必要がある。

Aについては、契約書上定められた実績報告書及び経費精算書を求め、財政援助団体である委託先に赴き検査確認を行っているとのことである。

Bについては、精算書を徴取しているが、「海外調査費一式〇〇円」、「フラインナルレポート原案一式〇〇円」という形でしか報告されておらず、工数や単価、海外調査費の内訳が不明となっている。

Cについては、金額が僅少であるため、財務規則の規定を適用し契約書の作成を省略している。委託事業の終了後は、契約金額の請求を受けているだけであり、実際に要した費用の報告を受けていない。

実際の費用はいくらか掛かったのかについては、翌年度以降の委託契約にも参考とすべきであることから、B及びCについては、事後の実績報告を徴収することが必要と考えられる。

【意見②】成果物の帰属について

Bについては、契約書上、成果物の著作権の帰属については明記されておらず、仕様書上「大連資源活用型ビジネスモデルの提案及び報告書の提出」と記載されているだけである。実際には、著作権は県には帰属せず、受託者に帰属する扱いとなっており、県は受託者の承諾を得て成果物を利用することとしている。

しかし、この調査・研究報告書は、現在計画している平成18年度以降に予定されている青森・大連資源活用型ビジネスモデル提案事業、さらにはそれらを活用したビジネスモデル実現化支援事業（ビジネススクールの基礎となるものである。単に調査・研究を推進する補助金とは異なる。第一段階の調査・研究の成果物が県に帰属しないのであれば、その後の事業展開において特定の業者の成果物の利用に承認を待つことになり、支障が生じる可能性がある。

県は成果物の扱いについて契約書上明確にするとともに、県の事業としての平成18年度以降の青森・大連ビジネスモデル推進事業の展開に支障が生じないよう法律上の手当てを適正に行う必要がある。

第二部 財団法人21あおもり産業総合支援センターの財務に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに「青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

2. 特定の事件（テーマ）

財団法人21あおもり産業総合支援センターの財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

(1) 青森県の産業振興施策の中核機関であること

財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下、「センター」という。）は青森県（以下、「県」という。）の中小企業施策の中核的機関に指定されており、人的にも資金的にも県と密接な関係を有している。県は商工関係の主要な事業を行うために、センターに対して県職員を派遣し、補助金・貸付金等の形で資金を供給し、事業によっては損失補償契約を締結してセンターの資金調達を支援するなどして、センターの事業実施を指揮し、成果を検証する形態をとっている。従って、第1のテーマである「商工労働部（商工関係）の補助金、貸付金、委託費等の財務に関する事務の執行について」の監査を補強するためには、資金の受け手であるセンターの財務に関する事務の執行が適正に行われていることを確認することは意義のあることだと考えた。

(2) 青森県の公社等改革の監視

県は平成16年12月策定の青森県行政改革大綱において、「公社等の改革」を取組項目の一つとして掲げ、「公社等の統廃合等」と「公社等の経営改革」の実現に向けて具体的な実施計画と継続的な取組実績の把握を行っている。センターも対象法人の1つである。平成17年度のセンターの取組実績及びこの改革をサポートするために立ち上げた青森県公社等点検評価委員会のセンターに対する指摘事項の重要性を勘案した結果、公社改革の進捗状況を検証しながら、センターの財務面や組織面全般を監査して、経済的で効率的な経営がなされているかどうかを包括外部監査人の立場から検討することは意義のあることだと考えた。

(3) 公社等の連結決算

県は平成14年度から公社等も含めた連結貸借対照表を試作している。連結決算の思想からは、子会社（すなわち公社等）に生じる損失は親会社（すなわち県）の損益に合算されるため、センターが計上する損失は県の負担に帰属する。従って、県の連結決算の前提には、センターの計算書類が一般に公正妥当と認められる公益法人等の会計基準に準拠して

適正に作成されていることが必要である。さらに県はセンターの設備貸与事業等から生ずる貸倒引当金に対して損失補償を行っているが、たとえ損失補償契約が議会で承認され、金額的に明らかとされていても、それで十分ではない。適正な資産査定を行った結果、実質的に損失が生じていると認められる金額については、県は県民の負担の下に損失補償を行う可能性が高いことが想定される。従って、センターの計算書類に開示されていない内在する損失額を開示することは県民のニーズに合致するものと考えた。

4. 外部監査の視点

(1) 監査の要点

センターの包括外部監査を行うにあたっては、下記監査要点に留意して監査を実施した。

(i) センターの事業（公益事業も収益事業も）は国、県等の施策に準拠して県民の福祉の向上に寄与するものか。無用、無駄な事業を漫然と継続していないか。

(ii) センターの経営は自立したものか。経営状況（財政状態及び収支計算）に不安はないか。

(iii) センターの組織体制は自立した経営を行う上で規律ある体制となっているか。権限と責任が明確化され、企業統治や内部統制の観点から不安はないか。

(iv) 計算書類は公益法人会計基準に準拠して適正に作成されているか。

(v) 会計処理は公益法人会計基準や設備貸与機関標準会計基準等に従って適正に行われているか。

(vi) 設備貸与事業・機械類貸与事業の多額の未収入金の回収可能性はあるか。借受者の経営実態面を把握・分析検討・査定しているか、その上で貸倒引当金の計上は規程に準拠し、必要十分か。

(2) 主な監査手続

(i) 過去5年間の計算書類を入手し、分析的手続により経営概況及び事業概況を把握した。

(ii) センターの概況について、レクチャーを受け、質問により理解を深めた。

(iii) 財務に関する事務の執行状況について、会計区分別に関連帳票、証拠書類等を閲覧した。

(iv) 設備貸与事業・機械類貸与事業に関する未収先を一覧表で入手し、未収先の財務状況を決算書類等により把握した。センター担当者に対して、一定額以上の未収先の査定手続実施作業と貸倒引当金の適正額算出作業を依頼し、外部監査人としてその結果を検証した。

その他、個別事業会計の監査手続については、第4 外部監査の結果及び意見（各論）部分に記載した。

5. 外部監査対象期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日（必要に応じて過年度に遡及した）

6. 外部監査実施期間

平成18年8月28日から平成19年2月28日まで

7. 監査補助者の資格及び氏名

補助者	公認会計士	倉成 美納里
補助者	公認会計士	吉田 柳一郎
補助者	公認会計士	宮下 宗久
補助者	公認会計士	西谷 俊広
補助者	公認会計士	清水 涼子
補助者	公認会計士	加藤 聡

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第2 外部監査の対象

1. 財団法人21あおり産業総合支援センターの概要

(1) 沿革

①設立の目的

センターは、寄付行為第3条に記載のとおり、県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出の促進を図り、もって県産業の活性化と活力のある地域づくりに寄与することを目的としている。

②設立の背景と経緯

センターは、県内中小企業の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法（現小規模企業者等設備導入資金助成法）による貸与機関として昭和44年5月26日に財団法人青森県中小企業機械貸与公社の名称で設立登記された。昭和49年10月1日に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更し、設備貸与事業、下請企業振興事業等の中小企業振興施策の実施機関として県内中小企業の経営近代化を支援してきた。その後、厳しい経済環境の中で、本県産業のより一層の活性化を進めるためには、新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化・販路開拓までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月1日に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構（昭和59年10月16日設立）、財団法人21あおり創造的企業支援財団（平成8年9月3日設立）の3財団を統合し、センターとして発足した。この経営統合は、公社改革を目的として県が設置した青森県公社等経営委員会の平成10年度の提言に沿ったものである。

③法令等による位置付け

- (i) 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく「貸与機関」
- (ii) 中小企業支援法に基づく「青森県中小企業支援センター」
- (iii) 中小企業新事業活動促進法に基づく「中核的支援機関」
- (iv) 産業活力再生特別措置法に基づく「認定支援機関」

(2) 基本財産等

①基本財産の残高

549,756千円（平成18年3月31日現在）

②主要な出資者等構成（統合後）

現在の出資者の主な構成は表2-0-1のとおりである。

表2-0-1 主要な出資者一覧

出資者名称	出資金額 (千円)	出資等比率 (%)
青森県	390,000	70.9
㈱みちのく銀行	34,010	6.2
㈱青森銀行	33,690	6.1
青森市	30,245	5.5
東北電力㈱	11,710	2.1
黒石市	7,220	1.3

(3) 組織体制

① 役員

平成18年4月現在の役員員の構成は表2-0-2のとおりである。

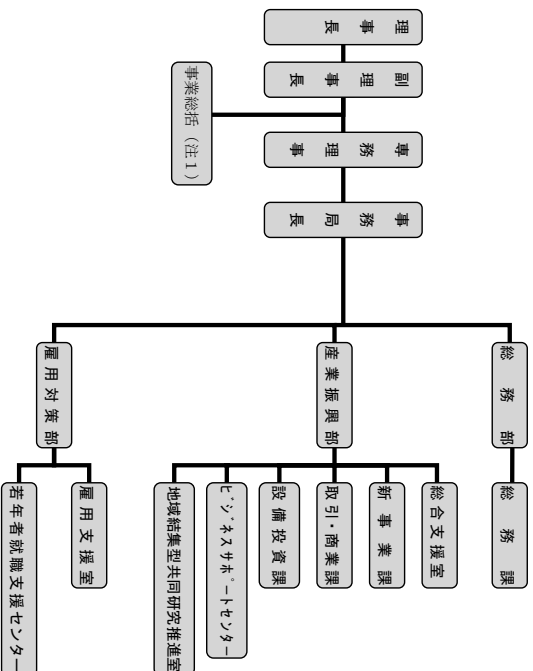
表2-0-2 役員員の構成(平成18年4月現在)

区分	人数	備考
理事	16名	内、専務理事1名が県OB(常勤は1名)
監事	2名	税理士2名
プロパー職員(常勤)	16名	内、1名が県OB
県派遣職員(常勤)	18名	
非常勤職員等	45名	アドバイザー 統括プロジェクトマネージャー プロジェクトマネージャー 支援業務責任者等 主任雇用支援コーディネーター 雇用支援コーディネーター 情報収集員 主任研究員 研究員 研究補助員 技術員 業務推進員 若年者雇用支援コーディネーター 若年者就職支援業務管理員 若年者能力開発支援アドバイザー 臨時職員、事務員
合計	97名	

② 組織図 (平成18年4月1日現在)

平成18年4月1日現在のセンターの組織は図2-0-3のようになっている。

図2-0-3 センターの組織(平成18年4月現在)



(注1)地域結集型共同研究事業に係る事業総括である。

③ 課別事業内容

センターの部課別事業内容及び構成員は表2-0-4のとおりである。

表2-0-4 センター部課別事業内容・構成員一覧

部課名	担当事業内容	構成員		
		県派遣職員	プロパー職員	その他
総務部			部長1名 (事務局長)	
総務課	・庶務、人事、予算、決算、理事会、評議員会 ・その他他課に属さない業務	課長1名	4名	1名

産業振興部		2名	部長1名 室長1名 他3名	7名
総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援事業の企画・調整 小規模企業者等設備資金貸付事業 コミュニケーション等創業資金支援事業 総合相談窓口 プロジェクトマネージャー配置 他の産業支援機関との連携事業 財団情報誌の発行、総合的なデータベースの構築及び情報提供 インターネットを活用したネットワークシナジーの構築 			
新事業課	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会事業 専門家の登録・派遣 産学官の連携による共同研究・技術開発の促進 産学官の交流推進 ベンチャーサポート事業 商品化・事業化可能性調査事業 フラインクエキキュベーション推進事業 グローバル産業創出・集積支援事業 	課長1名 他3名		
取引・商業課	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引あっせん 受発注情報の提供 	2名	課長1名 他1名	
設備投資課	<ul style="list-style-type: none"> 設備貸与事業(割賦・リース) 機械類貸与事業(割賦・リース) オーダーメイド型貸工場・設備割賦事業 クラスターレベルに関連産業振興事業 	2名	課長1名 他2名	
ビジネスサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の共同オフィス提供・管理 首都圏の下請取引あっせん・販路開拓 首都圏のビジネス情報収集・提供 	所長1名	1名	5名
地域結集型共同研究推進室	<ul style="list-style-type: none"> 地域結集型共同研究事業 	室長1名 他2名		12名
雇用対策部		部長1名		
雇用支援室	<ul style="list-style-type: none"> 地域求職活動援助事業 	総務課長 兼務		4名
若年者就職支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 若年者就職支援事業 地域産業活性化人材育成事業 若者・中小企業ネットワーク構築事業 	2名		13名
	職員合計 79名	18名	16名	45名

④主要事業の概要 (平成17年度)
センターの主要事業及び予算金額等は表2-0-5のとおりである。
表2-0-5 センターの主要事業及び予算金額(平成17年度)

No	事業内容	事業種別	予算金額
1	設備投資支援事業	国・県補助	1,450,000
2	オーダーメイド型貸工場・設備割賦事業	自主	—
3	総合相談調整事業	国庫補助	10,552
4	経営革新支援事業	国庫補助	27,891
5	情報提供事業	国・県補助	14,311
6	技術振興支援事業	国受託・基金	26,365
7	地域結集型共同研究事業	国受託	210,000
8	創造的企業創出支援事業	基金	21,469
9	起業化支援事業	基金	3,000
10	取引推進事業	国・県補助	68,454
11	ビジネスサポートセンター運営事業	自主	—
12	中小商業活性化支援事業	基金	25,250
13	小売商業支援事業(リテールプラザ)	国・県補助	41,566
14	地域求職活動援助事業	国受託	20,318
15	出稼労働者事故見舞金給付事業	県補助	—
16	中小企業再生支援協議会事業	国受託	40,513
17	若年者就職支援事業(ジョブカフェ)	国・県受託	98,799
18	地域産業活性化人材育成事業	国受託	319,995
19	クラスターレベルに関連産業振興事業	基金	—
20	コミュニケーション等創業資金支援事業	基金	—

⑤センターの決算概況
ア. 要約計算書類の過去3年間推移表

表2-0-6 センターの過去3年間の要約貸借対照表推移表

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
流動資産合計	8,547,243	8,559,996	5,060,631
有形固定資産合計	3,175,988	2,765,131	2,492,843
無形固定資産合計	591	591	591
投資その他の資産計	7,435,947	7,111,203	6,109,114
固定資産合計	10,612,527	9,876,926	8,602,549
資産合計	19,159,771	18,436,923	13,663,181
流動負債合計	2,629,141	2,973,486	2,759,118
固定負債合計	14,255,817	12,875,101	8,497,123
負債合計	16,884,959	15,848,587	11,256,242
正味財産合計	2,274,811	2,588,335	2,406,938
負債合計及び正味財産合計	19,159,771	18,436,923	13,663,181

表2-0-7 センターの過去3年間の要約収支計算書推移表

(単位:千円)

区分・科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業収益			
補助金	403,265	653,110	338,724
割賦振替料	148,443	113,123	73,270
リークス料	694,044	609,500	559,915
再リークス料	4,414	7,876	9,071
規定損当金	33,706	6,252	0
受取利息	131,893	129,525	115,889
損害保険手数料	1,230	984	633
委託料	480,770	806,185	707,534
その他	63,762	45,585	43,299
事業収益合計	1,961,527	2,372,140	1,848,305
事業費用			
人件費(注1)	544,874	565,715	522,647
物件費	1,293,201	1,434,048	1,220,104
事業費用合計	1,838,075	1,999,763	1,742,751
事業利益	123,451	372,377	105,553
事業外収益	4,050	68,482	113,018
事業外費用	148,645	122,524	217,506
經常利益	△ 21,142	318,335	1,066
特別利益	79,727	16,266	219,604
特別損失	1,966	295,481	229,788
当期剰余金	56,618	39,120	△ 9,117
前期繰越金	△ 22,195	34,423	73,543
次期繰越金	34,423	73,543	64,425

(注1)人件費には、退職給与引当金繰入、共済年金引当金繰入、外部講師謝金等を含んでいる。

イ.平成17年度の計算書類
センターの平成17年度計算書類(貸借対照表及び収支計算書)は、表2-0-8、表2-0-9のとおりである。

表2-0-8 平成17年度貸借対照表

(単位:円)

流動資産	金額	流動負債	金額
普通預金	1,115,883,548	短期借入金	1,835,500,000
定期預金	962,224,635	一般割賦契約設備未払金	52,674,000
一般割賦設備	1,054,450,186	リース契約設備未払金	30,804,000
リースリース設備	40,420,496	未払費用	1,807,760
割賦設備	0	未払金	270,574,930
設備資金貸付金	244,195,200	未払消費税等	169,465,443
一般未収割賦設備償還金	111,771,801	損害保険料預り金	893,882
リースリース未収割賦設備償還金	54,232,061	機械類信用保険預り金	154,523,904
一般未収割賦振替料	9,876,633	リース信用保険預り金	43,525,443
リースリース未収割賦振替料	3,788,903	預り金	4,491,341
未収損害賠償金	327,343,327	消費税等預り金	171,988,966
未収リース料	799,094,892	前受金	2,655,495
未収固定損害金	135,676,200	仮受金	20,213,277
一般割賦契約設備	25,830,000	流動負債合計	2,739,118,471
リースリース契約設備	12,316,000	固定負債	
売却設備	41,185,746	長期借入金	2,964,151,700
前払費用	272,550	果樹借入金	4,275,273,000
仮払金	1,606,287	公庫借入金	434,013,000
未収収益	93,001,577	一般割賦契約設備保証金	179,803,403
未収金	170,800,015	建物賃借保証金	20,500,337
未収消費税等	1,093,597	リースリース割賦設備保証金	217,627,200
未収賃借料等	15,400,000	退職給与引当金	161,821,691
買掛引当金	△ 120,158,469	共済年金引当金	7,377,626
円換化貸倒引当金	△ 39,674,000	リースリース設備引当金	14,265,475
流動資産合計	5,060,631,165	事故見舞金給付積立金	0
流動負債合計	5,060,631,165	代位弁済引当金	226,290,495
固定資産		固定負債合計	8,497,123,927
有形固定資産	5,583,372,193	負債合計	11,256,242,398
リースリース設備	△ 3,092,750,464		
什器備品	12,949,470	基本財産	549,756,000
什器備品減価償却累計額	△ 10,727,520	リースリース-運営基金	395,981,000
有形固定資産合計	2,492,843,679	技術振興基金	498,574,000
無形固定資産	591,568	債務保証基金	106,000,000
電話加入権	591,568	地域産業活性化基金	440,000,000
無形固定資産合計	591,568	賞与原資産準備金	16,621,000
投資等	52,970,233,556	賞与原資産	59,199,000
投資有価証券	440,000,000	損失補填準備金	0
長期定期預金	3,986,200	固定資産見返勘定	0
出資金	395,000,000	二千事業補填準備金	4,228,839
預託金	7,377,626	事故見舞金給付基金	270,297,000
共済年金積立金	5,533,282	リースリース-関連産業振興基金	552,720
長期厚生貸付金	194,000	リースリース-入立支援基金	1,313,235
敷金	6,109,114,644	リースリース-設立支援基金	64,425,884
投資その他の資産計	8,602,549,891	次期繰越金	2,406,938,658
固定資産合計	13,663,181,056	正味財産合計	13,663,181,056
負債合計	13,663,181,056	負債合計及び正味財産合計	13,663,181,056

表 2-0-9 平成 17 年度収支計算書

(単位:円)

事業費用	金額	事業収益	金額
役員報酬	4,916,720	補助金	338,724,719
給与手当	257,371,105	市負担金	4,521,000
福利厚生費	45,564,882	割賦補給料	73,270,734
退職給付引当金繰入	11,483,200	リ一ス料	559,915,058
退職給付引当金繰入	13,432,932	預り一ス料	9,071,839
共済年金引当金繰入	382,200	規定積立金	0
買金	97,535,701	受取利息	115,859,028
掛金	91,960,564	損害保険手数料	633,426
見舞金	278,000	委任料	707,534,185
旅費	46,586,795	利用料	13,979,549
保険料	7,288,628	奨助会費	2,890,000
公租公課	39,941,115	退職給付引当金収入	11,483,200
消費税	5,222,645	分担金収入	5,700,553
減価償却費	374,822,995	負担金収入	3,689,869
渉外費	30,959	保証料収入	1,032,500
事務費	94,723,366	加入者掛金	0
備品費	35,465,878		
使用料及び賃借料	65,029,980		
委託料	393,745,975		
倉庫料	17,775,294		
原燃料	40,000		
即成金	30,363,603		
支払利息	90,217,486		
寄付金	18,640,000		
雑費	31,785		
事業費用合計	1,742,751,798	事業収益合計	1,848,305,660
事業利益	105,553,862		
事業外費用		事業外収益	
賞賜引当金繰入	155,265,387	賞賜引当金戻入	69,707,542
巴里化賞賜引当金繰入	39,674,000	雑収入	1,694,277
リ一ス設備除却損	0	寄付金収入	18,640,000
代位弁済引当金繰入	21,096,927	繰入金収入	4,228,839
貸倒損失	0	円滑化賞賜引当金戻入	18,548,000
工事費	1,362,500	リ一ス設備引揚準備金戻入	200,000
敷金支出	107,520		
事業外費用合計	217,506,334	事業外収益合計	113,018,658
経常利益	1,066,186		
特別費用		特別収益	
前期繰越正損	73,738,801	損失補填準備金戻入	63,138,226
返還金支出	151,323,871	固定資産売却戻入	5,032,200
二千年事業補填準備金繰入	4,228,839	事故見舞金給付基金取崩	100,000,000
クワダパルク関連産業振興基金繰入	297,000	事故見舞金給付積立金取崩	42,800,000
		コミュニティバス設立支援基金戻入	5,747,280
		コミュニティバス一設立支援基金戻入	2,886,765
特別費用合計	229,788,511	特別収益合計	219,604,471
当期剰余金	△ 9,117,854		
前期繰越金	73,543,718		
次期繰越金	64,425,864		

2. 青森県内経済におけるセンターの位置付

(1) 青森県の中小企業振興施策における役割

県の平成 18 年度中小企業支援計画の「Ⅲ. 事業の実施体制」には下記のとおり記載されている。

① 県の実施体制

県においては、国と適切な役割分担の下、地域経済及び地域産業の実情に応じた特色ある事業の実施に努めるとともに、商工会・商工会議所等を積極的に活用し、機能的な予算の執行に努め、中小企業者に対してワンストップサービスの提供に努めるものとする。

② 県中小企業支援センターの実施体制

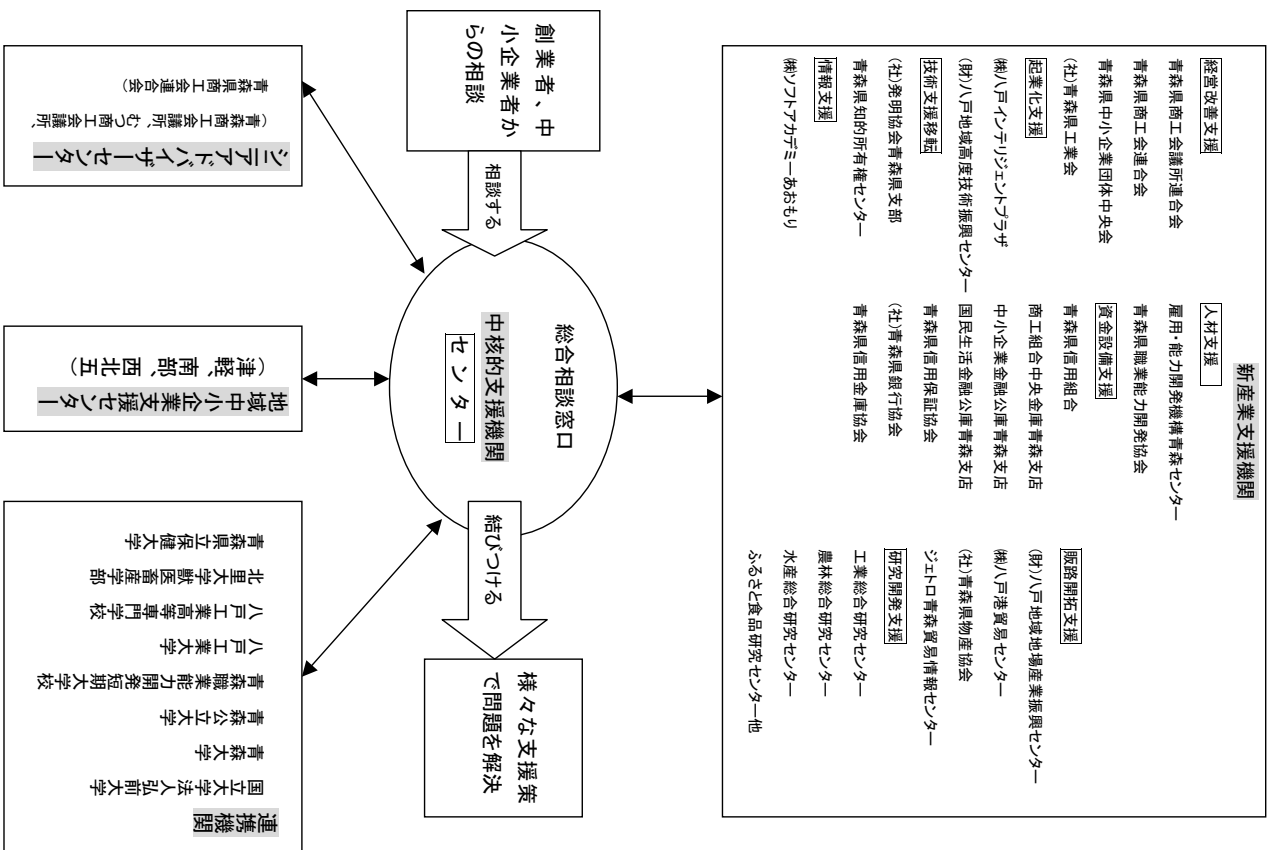
県は、経営の診断、助言、相談、情報の提供、あつせん等の事業等を総合的に実施するために、中小企業支援法第7条第1項の規定に基づき、財団法人21 おおもり産業総合支援センターを県中小企業支援センターとして指定し、本県の中小企業支援事業実施体制の中核として位置付ける。

第一節に記述したとおり、国（中小企業庁）が推進する中小企業振興施策を展開する県は、創業者や中小企業者等の創業から研究開発、商品開発、事業化・市場化等のステージにおける多種多様なニーズをとらえ、一貫した支援体制を構築することで中小企業者等の育成、成長や安定に寄与することで、本県産業の振興を図り、ひいては新たな雇用創出を目標としている。この目標を実現するために、センターを中核的支援機関に指定して産学官金のコーディネート機能やワンストップ機能を持たせることとしている。いわば、県の産業振興施策の実行部隊と考えてよいであろう。

(2) 県内経済関係団体のネットワーク体制

県の地域産業を支援する総合的な支援体制（名称を「プラットフォーム」とする）を整備・支援する目的で、センターはあおもり地域産業総合支援会議を設置運営しており、センターのプラットフォーム等には概ね、図 2-0-10 の内容を示す支援体制が表現されている。

図2-0-10 フラットフォームの概念図



(3) 県とセンターとの資金的関係
 センターは平成17年度において、県から表2-0-11～表2-0-13に示した補助金、委託費、貸付金等の資金提供を受け、事業を実施している。

①補助金・委託費

表2-0-11 センターに対して交付・支出された県の補助金・委託費

(単位:千円)

第二部 第4の参 照番号	第一部 第4の参 照番号	センターの事業会計名	委託費	補助金			補助金合 計
				運営費	人件費	貸倒引 当金	
1	I-1.4	管理運営事業	-	7,500	88,689	-	96,189
2	I-1.1	設備貸与事業	-	-	-	12,366	12,366
3	I-1.2	機械類貸与事業	-	-	-	8,760	8,760
4	I-1.3	設備資金貸付事業	-	1,277	-	-	1,277
5	-	オーダーメイド型貸工場事業	-	-	-	-	0
6	I-1.9	地域産業総合支援事業	-	10,371	172	-	10,543
7	I-1.9	経営革新支援事業	269	28,421	-	-	28,421
8	I-1.9	情報提供事業	-	14,311	-	-	14,311
9	-	情報化基盤整備促進事業	-	-	-	-	0
10	-	技術振興事業	-	-	-	-	0
11	-	地域技術起業化推進事業	-	-	-	-	0
12	II-1.2 II-3.4	地域結集型共同研究事業	2,000	27,880	-	-	27,880
13	-	債務保証事業	-	-	-	-	0
14	-	創造的企業創出支援事業	-	-	-	-	0
15	III-1.9	取引推進事業	-	16,797	54,043	-	70,840
16	V-1.1	ビジネスサポートセンター運営事業	3,623	-	-	-	0
17	-	中心市街地商業活性化推進事業	-	-	-	-	0
18	-	商店街競争力強化推進事業	-	-	-	-	0
19	III-1.9	小売商業支援センター運営事業	-	17,381	19,102	-	36,483
20	-	地域求職活動援助事業	-	-	-	-	0
21	-	出稼労働者事故見舞金給付事業	-	-	-	-	11,815
22	-	中小企業再生支援協議会事業	-	-	-	-	0
23	-	若年者就職支援事業	41,926	-	-	-	0
24	-	地域産業活性化人材育成事業	-	-	-	-	0
25	-	クリスタル・ビル等保証事業	-	380	-	-	380
26	-	退職給与引当金	-	-	-	-	0
		合計	47,818	124,318	173,821	21,126	319,265

②貸付金

表 2-0-12 センターに対して支出された県の貸付金増減表

センターの事業会計名	第一部第4の 参照番号	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
1 管理運営事業	I-2.8	0	1,000,000	1,000,000	0
3 機械類貸与事業	I-3.7	0	1,263,976	1,263,976	0
13 債務保証事業	III-2.1	0	7,243	7,243	0
合計		0	2,271,219	2,271,219	0

(単位:千円)

イ. 長期貸付金

(単位:千円)

センターの事業会計名	第一部第4の 参照番号	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
2 設備貸与事業	I-2.6	514,185	161,000	204,651	470,534
4 設備資金貸付事業	I-2.5	295,738	87,500	83,499	299,739
14 創造的企業創出支援事業	—	1,505,000	0	0	1,505,000
17 中心市街地商業活性化推進事業	—	2,000,000	0	0	2,000,000
18 商店街競争力強化推進事業	—	1,000,000	0	1,000,000	0
合計		5,314,923	248,500	1,288,150	4,275,273

(注) 上表にあるセンターの事業会計名の数字は、第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)の番号を意味している。

ウ. 損失補償
平成 17 年度末現在、県がセンターの借入金等に対して、損失補償している金額は表 2-0-13 のとおりである。

表 2-0-13 センターに対して行っている県の損失補償金額

(単位:百万円)

センターの事業会計名	金額	対象内容等
2 設備貸与事業(リース)	198	貸与後 8 年以内にセンターの受ける損失の 50%
2 設備貸与事業(富庫)	197	貸与後 8 年以内にセンターの受ける損失の 45%
4 設備資金貸付事業	244	貸付後 8 年以内にセンターの受ける損失の 100%
5 オーターメイド型貸工場事業	2,964	民間金融機関からの借入金
合計	3,604	

(注) 上表にあるセンターの事業会計名の数字は、第二部第4 外部監査の結果及び意見(各論)の番号を意味している。

第3 外部監査の結果及び意見(総論)

1. 組織

(1) 企業統治(ガバナンス)強化の必要性

民間企業においては、平成 17 年の会社法改正を契機として「内部統制組織の構築」義務が経営者に課せられ、コンプライアンスの徹底や企業統治(ガバナンス)思想が益々重視されてきていることは周知のとおりである。同様のことは半官半民の外部団体であるセンターでも必要といえる。

今般の外部監査の過程で、センターの組織体制について検討した結果、以下のような問題点が見られた。

- (i) 理事長・副理事長は非常勤であり、代理決裁がほとんどで、権限と責任が実態に合致していない。
 - (ii) 理事会・評議会のメンバーはすべて兼職であり、年 2 回しか開催されない形式的なものである。
 - (iii) 公印管理については「文書取扱規程」に基づき行われているが、公金支出時等に使用する理事長印の押印履歴が文書化・保存されておらず、内部統制上懸念がある。
 - (iv) 監事監査のみが行われ、会計監査人がいない。
- など、企業統治(ガバナンス)の体制が不十分である。
- 県商工政策の実施機関として、高品質の統制環境の中で、常勤理事長の強いリーダーシップの下、活力あるプロパー職員が協働しながら、生き生きと、実効性ある事業を実施していくための組織改革が必要である。

(2) 県との役割分担の明確化

外部監査の過程で県とセンターとの役割分担が明確でないことがさまざまな問題の要因となっていることが伺われた。県と外部団体の役割分担の一例として、県は企画立案機能を担い、センターは執行機能を担うと位置付けることも可能であろう。その場合、県の企画立案したスキームに基づき、センターが事業を実施することになるが、それぞれの役割の成果を評価する仕組みを構築することが必要である。そして政策の有効性については政策立案者が、執行の効率性等についてはセンターが責任を負うというように役割分担と責任の所在を明確にすべきである。現在の仕組みではこれらが不明確である。

組織図からしてこの点は明確ではない。平成 18 年 4 月 1 日現在の組織図は図 2-0-3 で示したとおりであるが、上述のように理事長・副理事長は非常勤であり、専務理事が実質的な経営のトピックにあるといえるが、特定事業(地域結集型共同研究事業)については、事業総括(理副知事)の権限で事業が完結する仕組みとなっている。

また、常勤職員の過半を占めるのは県の派遣職員である。

さらに、2. (1) で記述するように、県の商工政策に基づいてセンターの事業が遂行された結果、膨大な不良資産が累積する結果となったが、この責任はいずれに帰属するのか明確にされず、不良債権処理の負担問題が先送りされてきた感がある。

今後、センターは、さらに産学官及び金融の実質的な連携をコーディネートし、企業の発掘から育成まで一貫して支援するサポートエッジ機関としての新たな機能を担うことが期待されている。

上述の役割分担と責任の明確化はこのような新規業務を成功させるための前提条件であるといえる。さらに県とセンターとのより良い協働関係を構築するためには、常に成果を評価しフイードバックすることにより業績を改善させていく仕組みを導入する必要がある。

(3) 県との人的関係

①県からの人材派遣について

センターには県から18名の職員が派遣されている(その他、専務理事と産業振興部長は県OBである)。この派遣職員に係る人件費補助は毎月概算払いの方法により県から交付を受けており、特定の事業費で賄えない11名分だけでも年間88百万円に上る。職員の派遣理由について、青森県公社等点検評価委員会の点検評価結果等報告書に商工労働部の説明として、次の記載がある。

商工労働部では施策を実施するための出先機関を有していないことから、施策上の必要性に応じ当法人に広範な事業を担わせており、その事業を実施するための県職員を派遣するといふしくみで動いてきたこと、また、当法人には中小企業診断士の資格を持つ者が不足しているため、中小企業診断士の資格を有する者を派遣し、診断業務を行わせていること、設備投資支援事業の収益が人件費に回るしくみになっているが、収益性が非常に悪い状態になっているので、プロパー職員を新たに抱えることは難しい。

しかし、センター統合後すでに6年を経過した現在、県職員の派遣の必要性についても再検討が必要である。県派遣職員は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」により出向期間も限定されている。これら多数の県職員の派遣とその人件費を賄う補助金を継続的に交付し続けることは、総務省の主導する地方公共団体・外郭団体の全国的な行財政改革の流れに逆らうものであるといえる。

センターの自立性・自主性を高めるためには、プロパー職員の育成を図っていくことが必要であり、短期間でローテーションによって異動する県派遣職員を大幅に削減する必要がある。

②プロパー職員の育成と研修制度

現在のセンターの人員体制は、人員及び能力等の点において不十分である。企業審査には中小企業診断士等の有資格者等専門的な能力を有した者を当てることなども検討する必要がある。そのためには、プロパー人材をさらに育成していくとともに、必要な人材を外部から調達することも検討する必要がある。

センターの組織図を見れば明確であるが、雇用対策部と産業振興部新事業課にはプロパー職員が1人も配置されていない。3年で県に復帰する県派遣職員のみで事業が完結するのであれば、センターにノウハウが蓄積される可能性はそもそもない。センターがプロパ

1 平成18年度青森県公社等点検評価委員会でも同趣旨の指摘が行われている。

一職員を最後に採用したのは平成9年であり、以後10年間は人的資源を県に依存してきた。当初は事業の効率的実施を目的として、県の商工関連事業をセンターに実施させ、センターの事業費(人件費を含む)不足分を補助金として県が負担するという明確な関係にあったものと推測される。しかしその後、センターの事業が労働関連事業まで広がった結果、国等の事業をセンターが直接受託して、人材派遣会社に再委託或いはアドバイザー等の非正規雇用職員を抱えて事業を実施するようになった。従って、依然としてセンターには人的資源が蓄積されずに、事実上、センターの自立的経営を阻害する結果となっているものと考えられる。

他方、センターは平成14年から現在まで継続して、プロパー職員を県に研修派遣してきた。この研修派遣期間は1年であるが、最長2年の実績がある。費用負担については、旅費を除いて給与、共済費、退職給与引当金増加額など、基本的に全額がセンター負担になっている。貴重なプロパー職員を無償で派遣する経済的余裕はないと考えるが、派遣する場合には研修目的と研修成果をフォローし、組織的に研修の必要性と県における業務内容を把握しておく必要がある。

いずれにせよ、公社等改革の基本理念を再度認識し、自立した経営をセンターが行うことが可能になるよう、県とセンターの役割分担の見直し、人事交流のあり方の検討が必要である。また、現実的な解決策としては、公社等点検評価委員会の提言にあるように県派遣職員のプロパー職員への転換に包括外部監査人も同意見である。

2. 事業の状況

(1) 実質「債務超過」

主に設備貸与事業から発生した多額の未収金等について回収可能性を検討した結果、約658百万円貸倒引当金が計上不足となっていることが推定された(2.設備貸与事業会計【指摘④】及び3.機械類貸与事業会計【指摘②】参照)。公的機関として回収に懸念のある先に対して積極的に貸与しなければならぬ基本的役割を差し引いても、この巨額の損失を計算書類に反映させた場合、センターの資本は、民間ベースで言えば実質「債務超過」となっている。今後はセンター自身が経営改善計画を策定することは当然として、県としてもセンターの経営再建問題を十分に議論する時期である。債務超過の状態にあるセンターに対する債権を評価する場合には、センターの財政状態を十分検討した上で損失発生額を適切に見積らなければならない。センターを存続させるためには、新たに県民の負担を伴う損失発生もありうることにについて、県民の理解を得る必要がある。

(2) 公的金融機関として果たすべき役割

(1)に付記すれば、このような不良債権の蓄積は、上述のような問題先送り体質等が一因といえるが、それにも増して県経済の影響が大きいといえる。これまでの経緯を振り返ることに、今後のセンターの役割を考察すれば以下のようなことになる。

我が国では、バブル経済崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営が行われてきた。この影響は公共工事の増加という形で地方経済に好景気をもたらしたため、高度成長時代

以降公共依存の体質が強まった県内経済においては、建設業を中心とする産業構造がより明確になった。

しかし、その後の自治体財政の悪化、三位一体の改革等の影響を受け公共工事は減少し続けており、県内産業の中核を担う建設業者の倒産は増加傾向にある。さらに建設関連企業の業況の悪化は、連鎖的にそれ以外の業種にもマイナスの影響を及ぼしている。

バブル崩壊後約20年間経過した現在、国の財政政策の転換、人口構造や需要の変化に伴い、県内の産業構造は大幅な転換が求められているものと思われる。

このような変革期を乗り切ることは県内企業にとって試練となる。民間部門の競争原理の中で残れない企業が増えれば、公的信用への需要が高まる。

この段階で県及び外郭団体（貸与機関や信用保証協会等）の果たすべき役割は、まず県内の雇用の確保、経済の安定化のために、県内企業が難局を乗り越えるべく積極的に支援を行うことと考えられる。しかし、それは次の新たな発展過程へ向けてのいわば猶予期間における役割であり、企業の延命策への支援機能のみに終始することは本来の目的ではない。政策金融とは、本来当該地域の産業のあるべき姿を目指して金融面から後押しすることを使命とするものであり、本県の場合は、21世紀に向けた新たな産業構造を創出することが第一の目的といえよう。すでに負の遺産の処理を行うべき“猶予期間”は終わりを迎えているといえ、今後は、県及び外郭団体は、前向きな産業創出の役割を積極的に果たしていくことが必要である。

以上のことから、センターが行う事業の役割は極めて大きいと考ええる一方で、言うまでもなくセンターは公的金融機関であり、事業を実施するための資金的裏付けは公金である。従って、当然に、民間以上に厳格な債権管理事務が高いレベルで要求される立場にあると解されるが、今般の外部監査を実施した結果、センターの債権管理体制・債権管理ルール・債権管理に対する役職員の意識は必ずしも十分かつ的確なものではなかった。民間金融機関が自己責任に基づく透明性の高い経営を迫られ、近年、債権管理レベルを高めているとは対照的に、センターの債権管理事務は、何よりも積み上がった不良債権が示すとおり、その脆弱性を露呈している。センターが県、県民に対して前向きな役割を果たす上では、公的金融の原点に立ち返り、抜本的に現在の債権管理体制・債権管理ルールを改革することが必須である。

(3) 事業の整理・統合と県の関与度合いの見直し

情報化基盤整備事業、クリスタルバレイ等保証事業、債務保証事業については、平成17年度において全く事業実績がなかった。また、出稼労働者事故見舞金給付事業（平成17年度で事業廃止）は事故見舞金278千円を支給するために12百万円弱の県補助金を出している。基本的に、費用対効果の観点及び資金の有効活用の観点から、事業実績のないものや、効果の薄い事業を継続することだけを目的とする補助金や基金は廃止すべきと考える。また、クリスタルバレイ等保証事業のように、センターの事業として位置付ける意義が不明確な事業もある。

センターの自立的経営を実現するためには、事業の整理・統合は避けて通れない課題で

ある。実質的に県自体が行っている事業や、センターが行った事業でも経済性や効率性の観点から効果が測定できない事業については、事業を整理統合し、県本体で事業を実施する或いは廃止することを検討することも必要である。或いは、センターの施策を行う出先機関、中核的支援機関との位置付けはそのままにして、民間企業や商工会議所を中核にした組織に事業を委託する選択肢もあろう。

別の切り口として、センターの収益性重視の観点からは、収益性の高い「オーダーマイド貸工場事業」と「ピジネスサポートセンター事業」を中核にしたセンターの事業統合も考えられよう。

スクラップされにくいと言われる中小企業施策を、財源やニーズがあるからといって漫然と継続するのではなく、「選択と集中」の理念に従って、より弾力的で魅力ある施策メニューを提供し、事業者が受入れってもらうことが産業振興に寄与することになると思われる。

3. 会計

(1) 財務内容の適切な開示

①会計処理の公益法人会計基準等への準拠性

財団法人は民法第34条に定める公益法人であり、公益法人の計算書類は公益法人会計基準に準拠して作成する必要がある。センターは歴史的背景から設備貸与事業については貸与公社会計基準に準拠する必要があるが、平成17年度の計算書類を検討した結果、いずれの会計基準にも準拠していない部分が散見された。

例えば、

- (i) センターは26の会計区分の個別決算を合算して計算書類を作成しているが、会計区分間の取引・債権債務を消去していないために、計算書類に内部取引が反映されている
- (ii) 個別会計区分の収支差額を0にすることが慣例となっていることから、そのために意識して人件費（表2-0-14の負担会計区分表を参照）や経費を他会計区分間で操作しており、適正な会計処理になっておらず、会計を区分する実益が認められない（2. 設備貸与事業会計【指摘①】参照）

(iii) 基準に定められた計算書類と注記事項の記載がない（②で詳述）

(iv) 消費税の会計処理については税抜き処理によっているが、税額控除対象になった仮払消費税部分を費用科目として各会計区分に負担させているなどである。

また、オーダーマイド型貸工場事業会計において、過去の会計処理誤りによる過年度損益修正損の発生、定額法による減価償却の注記に反して定率法による減価償却を行っていることや、税務上の青色申告事業者の特典を享受し忘れたことなど、会計税務の基本的な部分についての理解不足も発見された。

公益法人会計基準は平成18年4月から改正されており、今後は新会計基準に準拠して作成することが要求される。また、公益法人の計算書類等は情報公開を行うことが義務付けられているが、センターは「要求があった場合」のみ公開の用に供し、ホームページやニュースリリース紙を利用して広く一般に情報公開を積極的に行う形になっていない。他

県においては既に公開しているセンターが多く、比較検討する上で有益な情報であることから、より適切な情報開示がなされることが望まれる。

表 2-0-14 フロロパー職員の人件費負担会計区分

区分	所属	負担した事業会計名
フロロパー	総務企画部 部長	50%はオーダーメイド型貸工場事業会計、37%はBSC事業会計、6%は管理運営事業会計、7%は設備貸与事業会計
フロロパー (県OB)	産業振興部 部長	管理運営事業会計
フロロパー	設備投資課	オーダーメイド型貸工場事業会計
フロロパー	小売商業支援センター	小売商業支援センター運営事業会計
フロロパー	取引・情報課	取引推進事業会計
フロロパー	取引・情報課	取引推進事業会計
フロロパー	取引・情報課	32%はBSC事業会計、68%は出稼労働者事故見舞金給付事業会計
フロロパー	総務企画課	BSC事業会計
フロロパー	総務企画課	管理運営事業会計
フロロパー	設備投資課	管理運営事業会計
フロロパー	設備投資課	オーダーメイド型貸工場事業会計
フロロパー	ビジネスサポートセンター	取引推進事業会計
フロロパー	取引・情報課	取引推進事業会計
フロロパー	取引・情報課	取引推進事業会計
フロロパー	取引・情報課	52%は管理運営事業会計、48%は中小企業再生支援協議会事業会計
フロロパー	新事業課	取引推進事業会計
県OB	役員	管理運営事業会計

以上、16名

(注)上表でBSCとは、ビジネスサポートセンターを略した表示である。

② 計算書類と注記の適正性
ア. 計算書類

公益法人は、旧公益法人会計基準第 1 により、計算書類として「収支計算書」「正味財産増減計算書」「貸借対照表」「財産目録」を作成しなければならないが、センターは「正味財産増減計算書」を作成していない。同基準第 5 には、正味財産の増減が極めて少額である場合等相当な理由があるときは、正味財産増減計算書を省略することができる

いるが、センターの経営規模から考えて、増減が少額であるとは認められない。また、(ii)に記載した「省略した場合の注記」もなされていない。

イ. 注記

また、公益法人の作成する計算書類に記載するべき注記事項は、旧公益法人会計基準第 8 において定められている。

- | |
|--|
| ① 資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準、資金の範囲等計算書類の作成に関する重要な会計方針
② 重要な会計方針を変更したときは、その旨及び影響額
③ 基本財産の増減額及びその残高
④ 担保に供している資産
⑤ 次期繰越収支差額の内容
⑥ 固定資産について直接法により減価償却を行っている場合、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
⑦ 保証債務
⑧ 正味財産増減計算書を省略する場合には、資産及び負債の重要な科目別増減額
⑨ その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項 |
|--|

また、設備貸与事業については、設備貸与機関標準会計基準に準拠することが求められており、注記事項に関しては同会計基準第 10 の 6 において定められている。

- | |
|--|
| ① 資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準等重要な会計方針を変更したときは、その旨及び影響額
② 担保に供している資産
③ 保証債務
④ 割賦契約債権の期末残高
⑤ リース契約債権の期末残高
⑥ 預り手形の期末残高
⑦ その他貸与機関の財務を明らかにするために必要な事項 |
|--|

センターの平成 17 年度計算書類には、有形固定資産の減価償却方法と消費税等の会計処理を除いて、注記事項の記載がない。公益法人会計基準及び設備貸与機関標準会計基準に定められた事項については、記載しない合理的理由はなく、注記するべきであった。具体的に、省略された注記事項は、概ね下記のとおりとなる。

<p><重要な会計方針></p> <p>①有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法</p> <p>②固定資産の減価償却方法 (注記はあるが適切ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーヌ資産はリーヌ期間に応じた定額法 ・ その他の資産は税法に定める定額法(ただし、オーナーメイド型賃工場事業に係る資産のみは、税法に定める定率法) <p>③引当金の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸倒引当金……………債権の貸倒れの可能性を勘案して、当期剰余金の範囲内で計上している。 ・ 円滑化貸倒引当金……………損失の確定した債権について、補助金を収受した金額を計上している。 ・ 退職給与引当金……………勤続10年超の職員は月額給与の2ヶ月、10年以下の職員は月額給与の1ヶ月分を計上している。 ・ 共済年金引当金……………企業年金保険掛金累計額により計上している。 ・ 代位弁済引当金……………当期剰余金の範囲内で任意に計上している。 ・ リーヌ資産処分損失引当金…計上していない。 <p>④消費税の会計処理 (注記あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税抜き方式 <p><その他></p> <p>⑤資金の範囲</p> <p>⑥基本財産の増減額及びその残高</p> <p>⑦担保提供資産 該当なし</p> <p>⑧保証債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証事業 ・ クリスタル・レイ等保証事業 <p>⑨預り手形の期末残高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備貸与事業 347,979,595 円 ・ 機械類貸与事業 464,821,550 円 <p>合計 812,801,145 円</p>	
---	--

公益法人は、平成18年度からできるだけ速やかに新公益法人会計基準に従って財務諸表等を作成することが求められている。センターにあつては、上記指摘事項の重要性を十分認識するとともに、外部報告目的を重視した新会計基準の趣旨を十分理解した上で、平成18年度以降は上記の注記事項も含め、新公益法人会計基準に徹底した財務諸表を作成することが望ましい。

(2) 会計の整理・統合

平成17年度はセンターの会計は26の会計に分かれていた。2(3)で記述したように、事業の整理統合そのものが必要なものもあり、その結果として各事業の内容を適切に反映した会計区分を設定する必要がある。

また、現在の26の会計区分は細分化され過ぎていともいえ、むしろ事業の大きな目的に従って会計を区分したほうが財務諸表の読み手にとって事業成果が分かりやすく有用といえる。資金源が異なるからという理由で別会計とされている事業があるが、(1)①で記述したように、収支尻を合わせるための会計間の資金のやり取りが行われているわけであるから余り意味がない。また、委託事業や補助事業の区分は、別会計にしながらも管理を適切に行えば可能である。取引推進事業とビジネスサポートセンター事業のように、事業内容や従事する職員の区分や境目が明確でない事業についても別会計で処理することは、かえって誤解をもたらす。

以上のことから、センターとしての大きな事業目的に沿った形での会計の整理統合を検討されたい。

2(債務保証事業、創造的企業創出支援事業、取引推進事業(県補助事業)、中小企業再生支援協議会事業(国の委託事業)等

第4 外部監査の結果及び意見(各論)

以下では、センターの区分する26の会計ごとに、事業の概要、事業実績、監査の結果及び意見を記載する。

1. 管理運営事業会計

(1) 制度の概要

①目的

県は、県内中小企業の振興を図るため、センターが行う管理運営事業、設備投資支援事業、総合相談調整事業、創造的企業創出支援事業、情報支援事業、ビジネスサポートセンター運営事業及び中小商業活性化支援事業に要する経費について、平成17年度予算の範囲内において、センターに対し、管理運営事業等補助金を交付している。この補助金は、全額が管理運営事業会計に収益計上される。

②補助対象経費

管理運営事業等補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)上、表2-1-1のように補助対象経費及び補助金の額が定められている。

表2-1-1 補助対象経費及び補助金額

事業区分	補助対象経費	補助金の額
1. 管理運営事業	センターの管理運営に要する経費	7,500,000円以内の額
2. 設備投資支援事業、総合相談調整事業、創造的企業創出支援事業、情報支援事業、ビジネスサポートセンター運営事業及び中小商業活性化支援事業	公益法人等へ的一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益法人等への職員ノ派遣等に関する条例(平成13年12月青森県条例第69号)の規定に基づく派遣を命じられ、当該業務に従事する職員及び事業部長の人件費	10/10以内の額

③事業実績の推移

過去3年間の主要勘定の推移は表2-1-2のとおりである。

表2-1-2 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	120,850	112,495	96,189
受取利息	33,866	33,691	33,514
事業収益合計	154,716	146,186	129,703
役員報酬	1,590	940	4,916
給与手当	102,076	109,290	97,934
福利厚生費	12,111	10,909	10,006
使用料及び賃借料	21,270	14,527	6,086
収支差額	13	△123	0
定期預金	37,321	48,439	95,477
投資有価証券	1,202,434	1,191,316	1,144,278
短期借入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
基本財産	239,756	239,756	239,756

④平成17年度県補助金の内訳

平成17年度に交付された県補助金は96,189千円であり、その内訳は表2-1-3のとおりである。

表2-1-3 県補助金額の内訳

(単位:千円)

役職	種別	職員	給与手当	法定福利厚生費	合計
産業振興部長	県OB(プロ/バー)	A	4,340	593	4,934
副参事	県派遣職員	B	8,859	997	9,856
所長	県派遣職員	C	9,844	1,008	10,852
課長	県派遣職員	D	8,699	970	9,669
課長	県派遣職員	E	8,542	952	9,495
総括主幹	県派遣職員	F	8,099	954	9,053
総括主幹	県派遣職員	G	7,797	888	8,686
主幹	県派遣職員	H	7,101	841	7,943
主査	県派遣職員	I	5,249	593	5,842
主事	県派遣職員	J	4,181	462	4,644
主事	県派遣職員	K	3,344	392	3,737
主事	県派遣職員	L	3,578	394	3,973
人件費合計			79,637	9,051	88,689
管理運営事業費(固定費)					7,500
合計					96,189

(2) 実施した手続

- (i) 交付要綱を入手し、交付目的を確認した。
- (ii) 事業実績を関連資料により確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 県派遣職員の人件費補助

第3 外部監査の結果及び意見(総論) 1. (3) で記載したように、センターには県から18名の職員が派遣されており、そのうち11名の人件費はこの管理運営事業会計に計上され、県補助金の交付対象になっている。残りの7名の人件費は管理事業会計以外の各事業会計区分で計上されている。

法令、条例及び規則上、県派遣職員の人件費を県が負担することは禁止されていない。しかし、これまで以上に有効な施策を実行するために、県は公社の自立的な経営を促進し、公社改革を行政改革の一つの目標としてきた。その自主自立の公社経営の観点からは、公社の自主事業による経営の安定化と成長を前提として、県の経済的関与を最小限度に抑えることが必要である。その意味で、県はセンターに行わせる事業を抜本的に見直すとともに、県派遣職員は時限を定めて順次引き揚げることが望ましい。

【意見②】 県OBであるプロパー役職員の人件費補助

表2-1-3で示すとおり、センター産業振興部長は県OBであり、現在ではセンターのプロパー職員(管理職)である。本部長ポストは経営統合前の財団法人211あおもり創造的企業支援財団の役員として補助されていたポストであり、そのような歴史的背景から現在においても、産業振興部長の人件費相当額は交付要綱上、「事業部長の人件費」として県の補助対象経費とされている。

この他、センター専務理事も県OBである。この人件費の財源は、県からの借入金10億円(10年の運用期間が終了し、平成18年9月返還済み)を原資とした運用益33百万円であり、これも実質的には県からの補助金である。

このように県OBがセンターの実質的な管理責任者となり、これらの人件費を補助することは、果側から見れば、人件費を補助金化して支出しただけのことであり、センターに對して自立した経営を要求する県の立場とは相矛盾する。派遣職員の人件費負担はともかく、プロパー役職員の人件費までを県が負担することは、公社化して事業を実施する意義を失わせることになってしまうため、この負担関係については見直すことが必要である。

【意見③】 プロパー職員の県への無償派遣

センターは、プロパー職員を研修目的で、県商工労働部に無償派遣をしている。平成14～15年度はN氏、平成16年度はO氏、平成17年度はH氏が研修派遣協定書に基づき派遣されているが、これらの職員の人件費(給与・手当・法定福利費・退職金要支給額増加額)

は、センターの負担になっている。

県はこれらの職員を商工労働部商工政策課に配属し、補助業務に従事させているが、県人事課の管理外の研修生としての取扱いはである。業務執行機関に属する人間が、立案機関に派遣され、様々な知識を得て、実務経験を積む有用性は大きいものと推測される。しかしながら、非公務員であるセンター職員が、基本的に公務員から構成される組織の中で、長期にわたって一体となって公務員としての業務に従事することについては、情報管理や機密漏洩防止の観点から、より慎重な取り扱いが必要と考える。また、公務員定数は法令により決まっていることから、このような研修生を継続的に受け入れることは定数管理の枠外で人的資源を調達しているとも取られかねない。従って、業務内容の限定も必要と思われる。この点については県の人事課においても全く把握されておらず、商工労働部内の管理事項とされていた。期間が1年と長く、かつ、公務員と混在一体となって業務を実施している実態面から考えると、公務員定数の実質的逸脱や個人情報、機密情報の漏洩の観点からは、人事課としても一定のコントロールを行うことが望ましい。

また、センターは県の財政援助団体であり、第一部で既述したように密接な人的・資金的な依存関係を有することから、事実上県と一体とも考えられるが、センターには民間企業も出資しており、純粋な意味での公共機関ではない。従って、センターには効率的な事業実施による独立採算制(或いは自立的経営)が求められているものと考えられる。ましてや現時点ではセンターが極めて厳しい経営状況にある。

以上のことを総合的に勘案すると、センターが県に職員を無償派遣するという形の研修制度は、センターの経済的負担とメリットを考慮して限定的な範囲で運用することが望ましいと考えられる。

³新聞報道によれば、財政確の状況にある北海道敢志内市が市100%出資会社から正規職員の7割近い126人の非正規職員を抱え、これを物件費に計上した結果、人件費の実像が見えにくくなっている、と指摘されている。有償無償の違い、目的の違いはあるが、正規職員外の職員が働いている事例としては類似している。

2. 設備貸与事業会計

(1) 制度の概要

①目的

小規模企業設備資金制度は、小規模企業が、創業或いは生産性の向上等の経営基盤の強化を図るための設備投資を行う上で、大企業や中堅企業と比較して一般的に信用力や資金調達力が脆弱であることから、このような創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的とするものである。

センターは、昭和44年5月に中小企業近代化資金等助成法（現 小規模企業者等設備導入資金助成法 以下、「助成法」という。）に基づき貸与機関として設立されて以来、設備貸与事業を実施してきた。

②制度の種類

本制度には割賦制度とリース制度がある。それらの概要は表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 設備貸与事業の概要

項目	割賦制度	リース制度
対象者	① 小規模企業者等 小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。 (a)常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人）の会社及び個人 (b)常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人のうち、次の要件を満たすもの。 ・ 銀行及び政府系金融機関からの借入残高が3億円以下であること。 ・ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ・ 大企業からの出資等の割合が単独で1/3を超えていないこと。 ② 創業者 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう。 (a)1ヶ月（会社を設立する場合は2ヶ月）以内に新たに事業を開始する具体的な計画を持っている者。 (b)創業後5年以内の者。	リース制度
対象業種	概ね全業種が対象となるが、性風俗特殊営業など、公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと思われる業種その他特別の理由により対象とすることが適当でないことと都道府県知事が認める業種に関する事業のための設備導入は対象外となる。	
対象設備	自社で使用する事業用の設備が対象となる。一定の条件を満たした中古設備も対象となるが、土地及び建物、買費用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないことと都道府県知事が認める設備は対象とならない。	
利用限度額	100万円以上600万円以下（税込価格）	
償還期間	3年以上7年以内（償還期間1年以内） （公害防止施設は12年以内）	3年以上7年以内（設備の法定耐用年数に応じる）

償還方法	年賦日、半年賦又は月賦均等償還（原則として手形返済）	月額均等払（原則として自動振替）	
連帯保証人	法人企業：2名の場合 個人企業：1名*	法人企業：1名の場合 （代表者のみ）**	
利率	1.90%	2.30%	
保証金	割賦設備額の10%	原則不要	
担保		なし	
リース期間	3年	*の場合	**の場合
	4年	2,958%	2,982%
	5年	2,264%	2,288%
	6年	1,839%	1,861%
	7年	1,562%	1,584%
		1,362%	1,38%

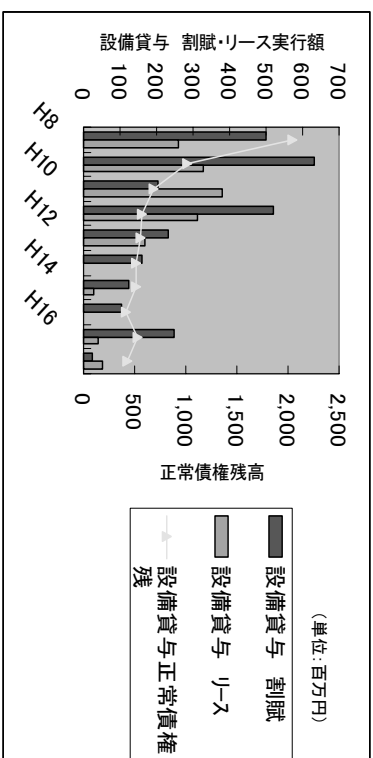
③資金の流れ

設備貸与事業の資金は、1/4を国庫補助金、1/4を県からの無利子貸付、1/2を中小企業金融公庫からの借入（2.65%）で調達している。国庫補助金及び県からの貸付金は、県小規模企業者等設備導入資金特別会計を経由してセンターに流入する（詳細については、【意見②】参照）。

④制度の利用状況

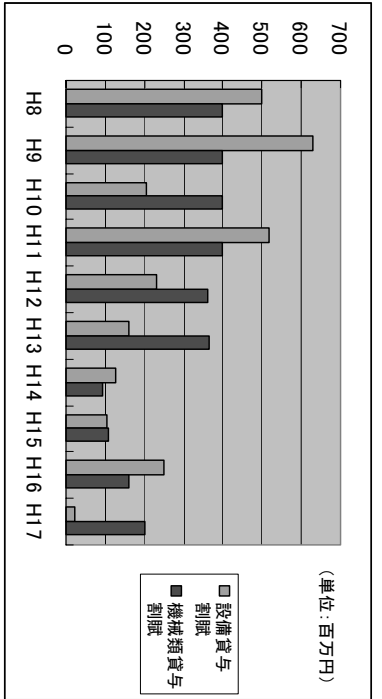
設備貸与事業は、割賦・リースいずれも図2-2-2が示すように新規実行額は年々減少の一途を辿っている。一方、機械類貸与事業（割賦）の新規実行額は図2-2-3で示したように、平成17年度は設備貸与事業（割賦）の新規実行額を上回った。

2-2-2 設備貸与実行額と正常債権残高



(注) H16は平成16年度を意味している。

図 2-2-3 設備貸与(割賦)と機械類貸与(割賦)の新規実行額比較



(注) H17は平成17年度を意味している。

⑤ 事業実績の推移

過去3年間の主要勘定の推移は表 2-2-4 のとおりである。

表 2-2-4 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	8,588	8,202	12,366
割賦損料	15,421	10,978	11,619
リース料	257,616	189,359	132,095
再リース料	4,414	7,876	8,859
規定積蓄金	30,966	6,252	0
受取利息	7,538	7,864	4,800
事業収益合計	324,526	230,532	169,740
貸倒引当金繰入額(純額)	50,895	12,271	75,382
収支差額	0	0	0

(単位:千円)

(注) 貸倒引当金繰入額には後述する円滑化貸倒引当金、貸倒損失を含む。

(2) 実施した手続

- (i) 設備貸与事業について、平成17年度の新規貸与案件(9件)について、申請から貸与決定に至る手続を検証した。
- (ii) 平成16年度の新規貸与案件のうち、10百万円以上の貸付先に対する事後調査状況を調べた。
- (iii) 各種資料(未収債権管理表、補助元帳、決算書、総勘定元帳、企業ファイル等)の数字の一致を検証した。
- (iv) 割賦制度の延滞債権先について、契約単位で残高5百万円以上の貸与先(16件)を

抽出し、その貸与先に対する督促の状況を確認した。また、リースについては平成18年3月末時点で残高が10百万円以上の延滞先につき抽出し検討を行い、必要に応じ抽出基準以下の債権についても検討した。

(v) 債務者分類等を行うことにより貸倒引当金の必要額を試算した。

(3) 監査の結果及び意見

① 全般

【指摘①】 人件費の計上について

センターにおいては、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の付け替えが行われている。設備貸与事業会計においては、平成17年度中は、本事業に従事している3名のプロパー職員⁴の人件費が計上されていたが、期末近くに表 2-2-5 のようにこれらを他の会計に振り替える仕訳が行われた。その結果、決算書には表 2-2-6 で示すように給与に比して福利厚生費等が膨らんだいびつな人件費が計上されている。

表 2-2-5 設備貸与事業人件費の振替

振替先	管理運営事業	ビジネスサポートセンター運営事業
現金で授受	8,095	—
未収入金計上	—	7,721
		3,411

(単位:千円)

表 2-2-6 設備貸与事業会計に計上されている人件費

人件費科目	金額
給与手当	653
福利厚生費	2,101
退職給与積立金繰入	2,992
共済年金引当金繰入	74

(単位:千円)

同様の振替が、機械類貸与事業から管理運営事業に9,307千円、情報化基盤整備促進事業からビジネスサポートセンター運営事業に2,076千円行われていた。このような振替の結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適切に表わさなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させている。以上は、新公益法人会計基準でも認められるものではないため、次期以降このような取扱を改める必要がある。

⁴ 本事業には、審査業務に3名(うちプロパー職員1名)及び回収業務に3名(うちプロパー職員2名)が従事している。

【意見①】制度の効果の把握とセンターの役割

「産業・雇用」を重点施策に位置づける県にとって、中小企業の育成及びそれによる雇用機会の創出は喫緊の課題である。それにも拘らず、(1)④で示すように本制度の利用率が低迷していることから、センターは平成18年度より申し込み要件を緩和したり、中古機械類を対象とするなどして、利用拡大を図っている。

しかし、本制度発足後すでに40年近くが経過した現在、以下のような理由から本制度の意義及びセンターの役割について改めて見直す時期に来ていると思われる。

本制度は、上述のように、中小企業振興という県の政策目的を達成するための一つの手段であり、その意義は現在でも失われていないと思われる。しかし、これまで中小企業振興という政策目的に、本制度がどの程度貢献してきたかについては、県及びセンターいずれにおいても殆ど評価されてこなかった。例えば、10の貸与先のうち、9が貸倒れたとしても、1つの貸与先が成功し、結果的に県にプラスの経済的効果をもたらしたのであれば、政策的に有効であったという判断も可能であろう。しかし、そのような検証が行われた形跡はない。実態は、以下に述べるように、信用力の低い相手先に貸付を拡大し、それらが回収されれば目的が達成されたというような「貸金業」に近くもなっているとも見受けられる。

県及びセンターは、制度の趣旨に立ち戻り、本来の目的に照らして必要な条件を積極的に開拓するとともにそれらに貸付を絞り込み、成果を上げる努力が必要である。またそれらの効果を適切に把握しノウハウを蓄積する必要がある。

【意見②】設備貸与事業の低利用について

平成17年度の設備貸与資金は予算700百万円に対して執行が76,253千円に留まった。これに対して、機械類貸与は、予算400百万円に比して執行は242百万円である。設備貸与と機械類貸与(県単)は、利用者にとって区別はない。しかし、センターでは、機械類貸与のほうが調達利率が有利として、機械類貸与の枠のほうを優先的に利用している。

この調達利率の違いについては、設備貸与資金が資金の1/4を国庫補助金、1/4を県からの無利子貸付、1/2を中小企業金融公庫からの借入(2.65%)で調達しているのに対して、機械類貸与事業の原資は、全額県(一般会計)からの借入(0.98%)で調達していることによる。

この場合、センターにとつては、割賦・リースの運用利率が同じであった場合に、機械類貸与事業のほうが利ざやが大きいたしてこちらを優先的に使用していることである。

しかし、県全体(県とセンターと一体として)で見れば、必ずしも機械類貸与のほうが有利とは限らない。表2-2-8では、県の一般的な調達利率が1.8%としたときの機会費用を表しているが、この想定においては、県全体(県+センター)では設備貸与のほうが有利となる。一般に、県の調達利率が1.7666%より低ければ機械類貸与のほうが全体として有利といえるが、それ以上の場合には設備貸与事業のほうが有利といえる。

図2-2-7 資金調達に係るコスト

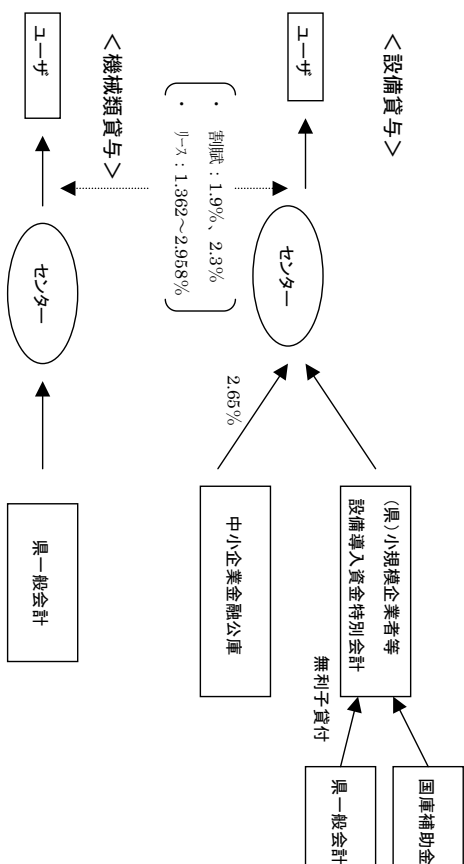


表2-2-8 県の調達利率1.8%としたときの機会費用 (単位: %)

区分	設備貸与	機械類貸与
センターの調達金	(1/4)国庫補助金 0	県借入 0.98
利	(1/4)県からの無利子借入 0	
	(1/2)中小企業金融公庫 平均 1.325	
県とセンターの調達金利(機会費用含む)	(1/4)国庫補助金 0	県借入 1.8
	(1/4)県からの無利子借入 1.8	
	(1/2)中小企業金融公庫 平均 2.65	
	平均 1.775	有利(O)
	有利(O)	不利(X)

確かに、センターにとつてみると、機械類貸与のほうが利ざやが0.345% (1.325-0.98)大きいと有利といえる。しかし、県と一体として見た場合、平均調達コストは設備貸与事業のほうが低く、機械類貸与の場合は、県の持ち出しによりセンターに利益を提供していることに他ならない。

しかし、以上のような利率の有利不利を論ずるまでもなく、このような高度に政策的な金融制度は、県経済に果たす役割とその効果を常に検討することにより制度を見直していくことも必要である。金利が上昇局面に転じたと考えられる平成17年度の平均調達利率が

5 平成17年度の新規借入の平均利率1.8%を使用している。

1.8%であったことを考えると、今後、県単制度は県全体にとって金利面で不利になっていくものと考えられる。貸与制度全体として予算1,100百万円に対して執行が300百万円程度に留まっている現状では、類似制度を一本化することも選択肢としてありうる。

また、金利を引き下げ、或いは審査要件を緩和することが、本来の政策目的に照らしてプラスに働くと見込まれるのであれば、これらの要件を積極的に緩和すべきであろう。要件が緩和されて申込者が増えたとしても、政策目的に対して効果が上がらないと見込まれる場合はいうまでもなく緩和すべきではない。そのような決定に先立ち、さまざまなシミュレーションがなされる必要がある。このような要件の設定・変更についての最終的な判断は企画立案担当者である県が行い、県はその結果に対して責任を負うことを明確にしておく必要がある。

ちなみに、全国的には、県単の機械類貸与事業を採用している都道府県は少なく、設備貸与事業も社会経済的意義が薄れたとして中止しているところも出てきている。東北圏では、本県がセンターに0.98%で貸付けているのを含め、県が貸与機関に対して無利子貸付を行っているところが多いとのことであり、本県が機械類貸与事業に注力していることは特徴的である(表2-2-9参照)。

表2-2-9 設備貸与・機械類貸与事業全国データ

(単位:千円)

都道府県名	設備貸与事業		機械類貸与事業	
	割賦	リース	割賦	リース
青森	24,344	51,909	76,253	202,724
北海道	798,740	163,105	961,845	—
岩手	182,531	124,699	307,200	691,427
宮城	33,705	186,532	220,237	435,715
秋田	65,870	70,130	136,000	511,960
山形	426,236	143,386	569,622	380,235
福島	50,090	295,527	345,617	483,040
小計	1,581,516	1,035,258	2,616,774	2,705,101
茨城	—	—	—	—
栃木	81,050	64,300	145,350	9,450
群馬	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—
千葉	465,285	113,865	579,150	—
東京	—	—	—	—
神奈川	291,828	288,406	580,234	—
新潟	112,086	115,995	228,081	—
長野	—	—	—	—
山梨	367,538	593,833	961,371	154,400
				483,405
				637,805

静岡	302,035	108,955	410,990	—	—	—	—
小計	1,603,072	1,302,104	2,905,176	163,850	515,955	679,805	—
愛知	639,611	269,249	908,860	—	—	—	—
岐阜	378,017	458,085	836,102	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—	—	—
富山	96,926	0	96,926	—	—	—	—
石川	555,420	114,270	669,690	97,330	—	97,330	—
小計	1,669,974	841,604	2,511,578	97,330	—	97,330	—
福井	365,180	92,170	457,350	—	—	—	—
滋賀	—	—	—	—	—	—	—
京都	442,501	368,999	811,500	—	—	—	—
奈良	439,910	206,040	645,950	—	—	—	—
大阪	3,342,943	257,057	3,600,000	—	—	—	—
兵庫	852,809	545,569	1,398,378	485,122	114,240	599,362	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—
小計	5,443,343	1,469,835	6,913,178	—	114,240	—	—
鳥取	59,164	45,210	104,374	43,602	21,108	64,710	—
島根	230,570	0	230,570	240,020	—	240,020	—
岡山	766,722	384,854	1,151,576	534,827	215,173	750,000	—
広島	149,596	80,788	230,384	—	—	—	—
山口	390,399	69,499	459,898	—	—	—	—
小計	1,596,451	580,351	2,176,802	200,000	236,281	436,281	—
徳島	243,940	152,430	396,370	—	—	—	—
香川	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	47,900	87,500	135,400	38,000	4,767	42,767	—
高知	70,325	233,555	303,880	—	—	—	—
小計	362,165	473,485	835,650	38,000	4,767	42,767	—
福岡	141,710	353,570	495,280	84,840	—	84,840	—
佐賀	272,210	13,960	286,170	—	—	—	—
長崎	153,176	1,417	154,593	292,717	—	292,717	—
熊本	130,360	62,940	200,000	123,590	—	123,590	—
大分	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	65,420	124,740	190,160	170,500	7,600	178,100	—
鹿児島	54,920	0	54,920	—	—	—	—
沖縄	0	22,810	22,810	—	—	—	—
小計	817,796	579,437	1,397,233	671,647	7,600	679,247	—
合計	13,074,317	6,282,074	19,356,391	5,179,499	1,193,985	6,373,484	—

なお、設備貸与資金の原資は、国庫補助金と県からの無利子借入金であるが、これらの資金は県小規模企業者等設備導入資金特別会計から流入する。これまで受け入れた国庫補助金は、実質的には国からの借入金であり、この借入残高（平成17年度末時点）は、1,597,209千円に上る。なお、特別会計に繰り入れられた県の無利子貸付の原資を一般会計に戻すには、国庫補助金を同額返済する必要がある。

平成17年度の県小規模企業者等設備導入資金特別会計の決算は表2-2-10のように実質収支が3,449,387千円となっており、余剰資金を多く抱えていることが推察される。従って、将来の必要資金を適切に見積もることにより、余剰部分について特別会計から計画的に国庫補助金を返済するとともに、一般会計へ資金を還元して資金の有効活用を図ることが望ましい。

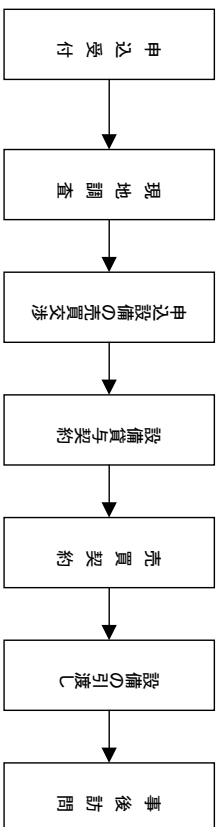
表2-2-10 小規模企業者等設備資金特別会計 平成17年度決算

特別会計区分	予算現額	歳入総額(A)	歳出総額(B)	(A)-(B)	実質収支
小規模企業者等設備導入資金	7,508,523	10,957,289	7,507,902	3,449,387	3,449,387

(単位:千円)

②貸与実行段階

セクターの定める貸与実行時の業務マニュアルによれば、貸与実行は概ね以下の業務フローにより行われる。



【意見③】信用調査について

設備貸与等の申込みを受けた場合、セクターの調査担当3名が分担して企業調査に当たる。担当者は、決算書等の書類の審査、企業側の担当者からのヒアリング等に基づいて、設備投融資申込審査調査を作成する。投資支援の可否については、これらの調査を通じて、担当者が一定の心証を得て、総合的な判断に基づき起案を行う。

しかし、中には下記事例のように、財政状態が悪いにも拘らず、何ら追加的な担保や保証を取らず貸付を継続している例も見られた。

<南M社の例>

平成17年度の案件は南M社の6回目の制度利用である。南M社は債務超過であるため、

「設備貸与・機械類貸与・設備資金貸付制度に係る受付要件等の内部規程」により、担保提供或いは見限り先デューラーもしくは代表者の連帯保証が追加的に必要とされている。申込者及び連帯保証人には担保に付すべき資産がないため、見限り先デューラーが連帯保証を行っている。しかし、このデューラーも債務超過に陥っている。

この案件は、上記内部規程どおり連帯保証を追加しても、保証能力を勘案すると、規程の趣旨である債権保全の確実性が高まることにはならない。また、内容的にも、本来の目的である創業や経営基盤の強化というより、むしろ延命を支援しているものといえ、今回貸付を実行したことについては果たして意義があったかどうか疑問である。

設備貸与・機械貸与制度の双方或いは同一制度を複数回使用している企業は少なくなく、そのようないわゆるリピーターについては、これまで元利返済に滞りがなければ、申込があれば心情的に断りきれないとのことであった。

そもそも「創業」や「経営基盤の強化」を目的とする本制度において、複数回貸付けることが妥当なことかどうかも含め、融資対象を見極め絞っていく必要があると思われる。

【意見④】申請書類の整備状況

平成17年度貸与案件すべてについて申請書類を調べたところ、割賦契約書上、設備の引渡日が記載されていないもの、連帯保証人承諾書及び個人情報承諾書上、債務者名が記載されておらず、債務が特定されていないなどの書類の不備が散見された。

また、審査を行う貸付案件が本制度何回目の利用かについて、審査資料に記載することとなっているが、債務者別に貸付が名寄せされていないために、正確に記載されていない例が見られた。いずれも事務的な書類の不備であるが、設備投資助成審査委員会（以下、「委員会」という。）での確な投資判断を行うための資料であることから、正確を期すようにすべきである。

【意見⑤】事業計画について

設備投融資申込審査調査には、「今回設備投資に係る事業計画および資金計画」（今期～5年後まで）を記載する欄がある。助成法上、「当該設備を導入することにより付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額が5年間で10%、4年間で8%又は3年間で6%（法第2条第1項第2号に掲げる小規模企業者にあつては、5年間で15%、4年間で12%または3年間で9%）以上向上すると見込まれるもの」とされており、その条件を満たすためにこのような計画が必要とされている。

本来は、事業計画は申込者が策定すべきであるが、そのような能力が期待できないことから、調査員が過去の決算内容に今後の経営見通し等を加味して、法定の条件をクリアするように、増収増益の計画を作っている。中には、事業計画が増収増益となっているにも拘らず、その根拠が一切記載されていない例もあった。

また、【意見⑩】でも後述するように、貸付後1年経過時点の実績と融資時の事業計画を対比したところ、3社すべてにおいて、売上高・利益双方とも事業計画の数値を下回っていた。

確かに、法律上の要件を充たすことは貸付に最低限必要なことであるが、だからといって非現実的な事業計画を委員会に示すことは適切ではない。調査員に求められているのは、法律要件をクリアする事業計画を策定することではなく、クリアすることが合理的に予想できる成長性ある企業を見出すことと認識を改める必要がある。

【意見⑥】 設備購入価格の合理性

本制度の利用申込者は、データーメーカーから入手した設備購入の見積書を添付することとなっている。センターは、基本的に申込者の意思を尊重し、指定されたデーターメーカーから設備を購入することを原則としているが、見積書に記載された価格が合理的なものかどうかを財団法人全国中小企業設備貸与機関協会（以下、「貸与協会」という。なお、平成18年4月に統合により財団法人全国中小企業取引振興協会に名称が変更されている。）のデーターメーサー等を利用して調査することとしている。

しかし、今回対象とした平成17年度貸付案件9件すべての設備購入決裁時の添付資料には、貸与協会において購入した実績がないと記載されていた。平成17年度の設備内容には、一般的な設備と思われるパソコンや油圧ショベル等が含まれており、これらの実績が貸与協会のデーターメーサーに記載されていない理由は不明である。また、データーメーサーに記載されていないとすれば他の方法によって価格の合理性を検討することが必要であったものといえる。例えば、センター自ら過去の実績をデーターメーサー化しておくことも検討すべきである。ちなみに平成17年度中にも同じ型番の製品を購入した他の事例があったが、それとは1割以上の価格の乖離があった。

以上のことから、見積価格の合理性の検討はより実効的な方法で行う必要がある。

【意見⑦】 設備投資助成審査委員会における審議内容（機械類貸与事業と共通）

委員会の委員は、センター事務局長、県商工政策課長、県経営支援課長、青森県信用保証協会業務部長及び中小企業金融公庫青森支店次長等の県内主要金融機関の審査関係者5名を加え合計9名である。委員会では、投資支援を行うことが適当かどうかについての実質的な判断が行われるが、この委員会の議事録は作成されていないため、どのような議論がなされたかについて不明な状況となっている。議事録を作成し、委員会での議論の過程や結論を明確に記録することにより、委員会の位置付けや責任を明確にする必要がある。

【意見⑧】 専務理事による代理決裁（全事業共通）

設備貸与に当たっては、委員会の「投資支援することが適当である。」との意見を受けて、最終的に理事長が貸与の実行を決定する。しかし、理事長は年2回しかセンターに出勤しないため、専務専決代決規程に基づき、専務理事が代行して決裁を行う。これは、内規に従った適正な処理ではあるが、組織の長の実質的な不在は責任関係を不明確にするものであり、望ましいものではない。理事長の常勤化の必要性については、平成18年度青森県公社等点検評価委員会でも指摘されているが、このような組織としての重要な意思決定に対する経営責任を明確化することが早急に必要である。

③貸与実行後のフォロー

【意見⑨】 アンケート調査について

前年に設備貸与が行われた案件については、割賦・リース設備利用状況報告書（アンケート票）を送付し、その利用状況を報告させることとしている。この結果は県を經由して、東北経済産業局に報告される。

但し、割賦・リース契約書上には、利用者は利用状況の報告義務はなく、またセンターの業務方法書上にもそのような調査を行うことは予定されていない。

割賦・リース設備利用状況報告書の最近5年間の回収状況は表2-2-11のとおりである。

表2-2-11 「利用状況報告書」の回答率(過去5年間)

(単位: %) (内は送付件数)

年度	資金貸付	設備(割賦)	設備(リース)	機械(割賦)	機械(リース)	合計
平成13年度	700	66.7	71.4	60.9	1000	66.0
平成14年度	83.3	75.0	33.3	66.7	50.0	67.9
平成15年度	91.7	25.0	-	63.6	75.0	71.0
平成16年度	85.7	77.8	50.0	75.0	1000	76.5
平成17年度	(9)55.6	(3)100.0	(2)100.0	(8)7.5	(1)283.3	(24)79.2

表2-2-11の回答率は比較的高いが、調査対象は前年に設備貸与等を実施した相手先のみであり、年間20-30件にしか過ぎない。契約書上、割賦設備等を契約の目的以外の目的に使用した場合は、期限前返済を行うこととなっているため、本来は、1年に1回はこの種の調査を実施すべきと考えられる。

また、回収された報告書の中で、「効果がなかった」と回答したものの中には、「貸与設備を用いて製造・販売を行う予定であった取引先が発注をしなくなり、取引中止となったため」、「他業者との競争による受注減少と価格の低下」、「新製品の開発に対する能力不足・販売力不足」等というコメントが見られた。この報告書の記載内容に対してはこれまでフォローはしてこなかったとのことであるが、目的外使用を防止・早期発見するためにもこのような回答を行う利用者に対しては迅速な実地調査等が必要と考えられる。

さらに、「今後の設備投資計画」や「センターに対する希望・意見」に係る回答からは、本来、民間リース会社を利用できない対象者が利用すべき制度であるにも拘らず、単に「金利が安いから」或いは「要件が緩和されたから」設備貸与制度を利用するといったように、センターと民間リース会社との役割分担が利用者に必ずしも理解されていない様子が伺われた。このような場合についてもセンターは制度の趣旨を説明する等、指導を強化することが必要と思われる。

【意見⑩】 貸与後の事後調査について

センターでは平成16年度実施貸付案件から、貸付後概ね1年経過時点で貸与先を訪問して状況を把握するようになったとのことである。この訪問結果は事後訪問報告書に纏められる。平成16年度貸付先から金額が100万円以上の相手先を抽出してその企業フテイル

を閲覧し、それらに対して適切にフォローがなされているかどうかを調べた。その結果、延滞先1件を除く7件のうち、3件については事後訪問がなされていないかった。そのうち1件の相手先は、貸付直前の決算において赤字であった。事後訪問がなされた4件のうち2件については、訪問時に入手できるはずの直近の決算書が入手されていないかった。さらにその2件のうち1件は、それ以前の決算書によると4.7億円の債務超過であった。少なくとも財務内容に問題があると思われる相手先については、毎年訪問等により状況を把握するとともに、決算書の入手が必要と思われる。

④回収業務

ア. 関係科目の推移

設備貸与事業における割賦債権及びリース債権に係る勘定科目の推移は表2-2-12のとおりである。

表2-2-12 設備類貸与事業一債権関係勘定科目の推移(最近3年間)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般割賦設備	(注1) A 414,928	531,834	423,874
ハイテク割賦設備	(注1) A 123,673	65,417	24,777
一般未収割賦設備償還金	(注2) B 43,567	47,086	46,058
ハイテク未収割賦設備償還金	(注2) B 22,461	23,007	20,930
一般未収割賦損料	(注3) B 3,703	3,980	3,611
ハイテク未収割賦損料	(注3) B 1,313	1,058	1,034
未収損害賠償金	(注4) B 234,658	226,373	200,810
未収リース料	(注5) B 206,417	220,854	250,161
未収規定損害金	(注6) B 104,386	130,721	132,233
売却設備	(注7) B 0	14,298	19,177
延滞債権/債権全体(B計/A+B計)		53.37%	52.77%
			60.04%

各勘定科目の性質・内容は以下のとおりである。

(注1) 延滞のない正常な割賦債権。平成11年度以前に発生した割賦債権は、物件にコンピュータ制御がつかないか否かで一般割賦設備勘定もしくはハイテク割賦設備勘定に区分された。

(注2) 一般割賦設備勘定及びハイテク割賦設備勘定につき延滞が発生した場合に、元金部分をそれぞれ一般未収割賦設備償還金勘定及びハイテク未収割賦設備償還金勘定に振替えたもの。

(注3) 一般割賦設備勘定及びハイテク割賦設備勘定につき延滞が発生した場合に、利息部分をそれぞれ一般未収割賦損料勘定及びハイテク未収割賦損料勘定に振替えたもの。

(注4) 一般未収割賦設備償還金勘定、ハイテク未収割賦設備償還金、一般未収割賦損料勘定及びハイテク未収割賦設備損料勘定につき、債務者が事業を廃止するなどの理由で割賦契約が解除された場合に未収損害賠償金勘定に振替えたもの。

(注5) リース債権につき延滞が発生した場合に計上するもの。

(注6) 延滞の生じたリース債権につき、債務者が事業を廃止するなどの理由でリース契約が解除された場合に

未収規定損害金勘定に振替えたもの。

(注7) 債務者から回収した物品を売却し、売却代金を分割で受取る場合に買手に対する債権を計上したものの、すべてが延滞債権ではないが、【意見⑩】に記載のとおり延滞金額が多いことから、ここでは簡便的に、全額を延滞債権(B)と仮定して表記している。

上記の処理は貸与協会の経理処理例に準拠している。債権全体における延滞債権の比率は50%～60% (割賦販売については35%前後) の高水準で推移し、特に平成17年度の延滞債権額 (B合計) は674,019千円の多額になっていることがわかる。

イ. 債権管理方法

延滞先について、会計帳簿である総勘定元帳と未収債権管理表の残高の一致を確認した結果、全て一致した。

【指摘②】補助元帳の記載不備

延滞先について、未収債権管理表と手書きの補助元帳とを照合したところ、手書きの補助元帳には残高があるのに未収債権管理表には記載のないものが見られた。この点について担当者にはヒアリングしたところ、これらは全て、補助元帳の記載の不備(すでに他勘定に振替、もしくは貸倒償却済で残高0と記載しておくべきもの)が、その最後の振替もしくは償却の記録を記入していないため残高が残ったままになっていた)であったことである。これらについては定期的に照合を行い、一致することを確認することが必要である。

【意見⑩】債権管理のルール化及びシステム化 (機械類貸与、設備資金貸付事業共通)

センターの業務方法書には、貸与・貸付の実行に関する規定はあるが、延滞時の請求、債権管理の規定はない。そのため、延滞先への請求については、請求行為の方法や書類の文例、延滞先への交渉記録をどのように残すのかといったルールもない。

現在、個々の貸与先の債権管理は、システム的に行われておらず、延滞債権については、手書きの補助元帳で、延滞の発生と入金を記録している状況である。この手書きの補助元帳を見ると、修正が多く、過去3ヶ月に遡って修正をしているものもあった。その間は、間違っただけであったということであり、最低でも月毎に残高のチェックを行うべきである。平成18年度からは、チェックをしているとのことであるが、不要なページがあるもの、繰り込みの順番がずれているものもあった。また、補助元帳の記載方法についても担当者によってまちまちである。過去には回収時に「済」印を押印していたり、期末残高に担当者の確認印を押印していた形跡がみられるが、現在では照合や確認の証拠は見られない。筆跡が同じでまとめて書いたような箇所もある。これらについては記帳と承認を分担するなどにより適正な記録を行うよう徹底することが必要である。

また、延滞債権については、手書きの補助元帳から未収債権管理表を表計算ソフトで作成しているため、データを集計して一覧表が作成されているが、正常債権については、全体の合計額が総勘定元帳に載っているだけで、貸与先毎の明細は作成されていない。すなわち、正常分と延滞分を含めた貸与先毎の総債権残高や、割賦、リース合計の総債権

残高もシステム上で集計されていない。このような状態であると、貸与先が倒産するなど債権の回収ができなくなった場合に、総額でいくらの損失が生じるのかということがすぐには把握できない恐れがあるため、債権の管理体制として不十分である。債権管理を早急にシステム化することが望ましいが、システムが導入されるまでは、少なくとも表計算ソフトにより、貸与先毎の債権額及びリース設備の額を集計しておく必要があると考える。

ウ．債権回収手続

企業ファイナルの債務者との交渉記録を調べたところ、明らかに回収手続上の不備等があると考えられるケースが以下【個別事例】のように見られた。

【個別事例】

(ア) 債権回収手続の不備

<例① 南D社>

平成 14 年 8 月以降入金のない先。平成 13 年 7 月に債務者から設備割賦契約の解除申請が出されているが、センターでは、承認手続を行っていない。そのため、設備売却の手続にならないまま今日に至っている。なぜ、承認手続を行わなかったかの理由も記録がないため不明である。規程上、延滞が発生し、その後の債権回収が見込めないであれば、担保物件である設備を売却し、債権は「未収損害賠償金」勘定に振替えられなければならない。

なお、このD社への請求行為は次のとおりである。

(i) 平成 17 年 3 月に代表者本人と電話で話をしているが、その後約束の日時に会えなかった。

(ii) 同年 7 月に息子の会社に訪問するもそこも空き家になっていたので住民票を取って所在確認することとされていた。

(iii) 実際に住民票を取得したのは平成 18 年 8 月だが、その住民票の居住地に訪問し、回収手続を行っていない。

このように、1 枚 1 枚の交渉記録は整っていないが、請求行為の間隔が半年～1 年と単発的であり、実効性に欠けるものである。

<例② 南K社>

平成 16 年 6 月以降入金のない先。平成 16 年 5 月に返済が滞ったにもかかわらず、次の請求行為が平成 17 年 1 月だったため、その間に行方不明になってしまった。債務者は不動産を売却しているため、不動産売却代金もあったと推測されるが、延滞発生後の請求行為が遅れたため、回収のチャンスを逃したと思われる。また、平成 18 年 1 月訪問時に、割賦販売設備の存在を確認しているが、その後何も行っていない。

<例③ 南T社>

月 75 万程度の割賦払いに対し月 30～40 万程度の入金のため、未収金が膨らんでいる先。近々、割賦販売設備の使用差し止めを検討中とのことだが、債務者が具体的な資金繰り表

を提示してこない。ここ 1 年は返済計画の作り直しが続いている。設備を引き上げた場合、先方はその事業ができなくなるため、設備の売却代金と今後の事業収入からの回収とを比較し、どちらにメリットがあるのか合理的に判断する必要がある。中古設備は時間経過に伴う価値下落が激しいので、早急に検討する必要があるが、それを行っていない。

<例④ U 商店>

支払期限は到来しており、その債務返済として2～3ヶ月に1度、10万円から50万円の入金がある先。返済計画書は入手しているが、その返済計画は、延滞の都度、経営者が大雑把に作成したものであり、予定どおりに返済が行われておらず、結果的に「ある時払い」になっている。返済計画は、債務者の事業の状況から資金繰り表を作成するなどして、資金的裏付け、合理的根拠のあるものを入手しなくては意味がない。必要ならば、経営財務の専門家に依頼することも検討すべきである。

<例⑤ 南U社>

平成 16 年 4 月以降入金のない先。平成 17 年 1 月に連帯保証人の 1 人である N 氏への旧勤務地への訪問記録があり、その記録上では、秋田県の住民票を取って所在地を確認することとなっているが、それを行った記録がない。契約解除時には印をもらえているのに、それ以降の請求行為がないため、行方が分からなくなっている。

また、もう一人の U 氏についても平成 17 年 1 月に住民票を入手しているが、その場所に訪問したのは、平成 17 年 6 月である。その訪問時にも本人の居住地が確認できず、その後の対応として、休日夜間の訪問交渉が必要である旨の記載があるが、その後の訪問記録はない。行方不明者を探すのであれば、適時に訪問することが必要と思われるが、訪問間隔が開きすぎていて効果的な債権回収業務になっていない。

<例⑥ 南B社>

平成 17 年 8 月以降入金のない先。代表者破産、保証人もその返済能力がほとんどないことを確認しているが、平成 17 年 11 月には、その保証人の一人から回収を図っていく方針が企業ファイナルに記載されている。回収可能性がなくなっているのを把握しながら貸倒債却の検討をしていない。返済能力のない保証人を今後訪問しても、債権の回収に関し、実効的ではなく、労力の無駄であると考ええる。

(イ) その他、回収可能性が疑わしいもの

<例① 南M社>

(平成 18 年 3 月末未収規定損害金残高 26,927 千円)

平成 13 年 7 月 4 日に民事再生法の再生計画の認可決定により確定債権額 30,091 千円(利息・遅延損害金含む)のうち 26,630 千円の債権が切捨てとなり、残余の 3,461 千円が平成 14 年 6 月から 5 年間にわたり分割返済されることになった先である。未収債権償却基準に該当し、これらの事実が発生した日の属する事業年度において再生債権免除額について未

収債権償却処理すべきものである。センターは再生計画に基づく弁済処理を行うのみで平成19年6月末日の最終弁済後に未収債権償却処理を予定しているとのことであった。センターの自己査定上は債権分類において全額を第Ⅲ分類としているが、債務者区分は破綻先であり再生債権免除額については、第Ⅳ分類が妥当であると判断される。

<例② N社(株)・Y社(株)>

(平成18年3月末未収リース料残高95,628千円・未到来債権53,457千円)
お互いが役員・連帯保証人に名を連ねており、複雑な戸籍操作による氏名変更・住所移動があり、計画的・集団的な詐欺行為が疑われる先である。会社所在地・連帯保証人の住所地に訪問するも本人不在・転居・「あて所尋ねあたらず」であり本人と交渉できない状況が続いている。

契約解除事由に該当し、不動産担保権の実行等の法的手続も含めて早期に対処すべき案件である。また、平成17年3月にはN社(株)の法的手続予告書を関係者に送付しているが、記載しているリース債権額に漏れが生じていた。結果として「あて所尋ねあたらず」で返送されたが、債権回収事務手続上あつてはならない瑕疵である。

なお、センターの自己査定上は債権分類を第Ⅳ分類としており、債権分類については妥当であると判断される。

<例③ ㈱S社>

(平成18年3月末未収リース料残高38,183千円・未到来債権1,936千円)

引渡時点から貸与設備に欠陥があり、平成12年1月までに3回分の入金があつたが、その後延滞して入金は全くない。平成13年8月に銀行取引停止処分を受け、事実上倒産しているが、事業は細々と継続していることである。メーカー、ディーラーを相手に訴訟する意向があるが、一向に進展していない。訴訟については、センターとは直接関わりがない話であり、物件を引揚げて契約解除の手続をすべきである。

センターの自己査定上は債権分類を第Ⅲ分類としているが、物件の売却価値及び連帯保証人からの弁済が見込めないことを考慮すると、第Ⅳ分類が妥当であると判断される。

<例④ M商店・F氏>

(平成18年3月末一般未収割賦設備償還金3,639千円・一般未収割賦損料467千円・未収リース料残高20,237千円)

平成9年9月より延滞しておりその後の入金はない。事業は継続しているが、経営難であるとの話である。年1回程度の督促・企業訪問を継続しているがその場限りの口約束で状況の変化は全くない。また、センターの未収企業訪問等記録簿を閲覧しても先方の言い分が記載されているのみで具体的な返済計画の徴収・債権回収に関する交渉等の記録は見あたらない。連帯保証人からの回収可能性については、連絡を取っておらず現時点では不明である。今回決算書を入手したところ、平成17年度では専従者給与を取って多少の所得を出しており、センターに対して今後誠意ある対応がとられないのであれば、法的措置の

実行も検討すべきである。

センターの自己査定上は債権分類を第Ⅲ分類としているが、物件の売却可能価額及び連帯保証人の弁済能力を調査し、適正な額を債権分類する必要がある。

<例⑤ ㈱S工業>

(平成18年3月末未収規定損害金19,328千円・未収損害賠償金2,327千円)

平成12年5月に手形不渡りによる銀行取引停止処分を受けて会社は倒産し、平成16年2月に契約解除申請がなされ、平成16年3月に契約解除となった先である。平成17年度において、連帯保証人より少額の返済(年間19千円)あつたが、保証人自身も求職中で債務弁済能力に疑問があり、実質的に全額の債権回収は困難と思われる。現状での保証人による返済額によれば完済までに1,139年かかる。

センターの自己査定上は債権分類を第Ⅲ分類としているが、物件については既に売却済みであり連帯保証人からの弁済がほとんど見込めないことを考慮すると、第Ⅳ分類とされる金額がほとんどではないかと思われる。

<例⑥ ㈱I社>

(平成18年3月末未収リース料残高16,809千円・未到来債権4,708千円)

事業は継続しているものの、3期連続赤字・債務超過先である。複数の金融機関に多額の債務があり、センターの債務保証事業も利用していたが、平成18年4月に代位弁済の履行が行われた。連帯保証人には面談してないため債務弁済能力は不明である。あおもり信用金庫の申し立てにより青森地方裁判所弘前支部が担保不動産の競売を開始することになったが、担保については先順位があるため回収は見込めないものである。設備については引揚げる予定で、売却価額は2,000千円ほど見込んでいる。

センターの自己査定上は債権分類を第Ⅲ分類としているが、物件の売却可能価額及び連帯保証人の弁済能力を調査し、適正な額を債権分類する必要がある。

<例⑦ ㈱A社>

(平成18年3月末未収規定損害金11,618千円)

平成11年4月に手形不渡りにより銀行取引停止となり、平成15年8月に工場を閉鎖して廃業している。平成17年9月に契約解除の申請があり契約解除している。平成17年度は、設備売却により3,000千円の回収と連帯保証人より継続的に少額の返済(年間35千円)があつた。現状の保証人による返済額は、単純計算で完済までに331年かかる。

センターの自己査定上は債権分類を第Ⅲ分類としているが、連帯保証人からの弁済がほとんど見込めないことを考慮すると、第Ⅳ分類とされる金額が殆どではないかと思われる。

(ウ) 回収に要する期間が著しく長期である債権

上記(イ) <例⑤> <例⑦>においても、完済までに長期間を要すると思われる債権を

6 第4 「13. 債務保証企業会計」【意見⑩】参照。

挙げたが、これらの事例はセンターでも完済が見込めない場合には償却処理を考慮している事例である。

表2-2-13は、センターが完済を見込んでいる債権であるが、回収に要する期間が著しく長期であるため、債権の回収可能性が疑問視されるものである。

表2-2-13 回収に著しく長期を要する債権(平成18年3月末時点)

債務者	未収規定損害金他 残高(千円)	回収年数	状況
㈱A社	30,281	125年	保証人2人より月20,000円の返済を見込んでいる。平成17年度の返済実績は年間80,000円である。
㈱J社	20,590	100年	保証人より月20,000円の返済を見込んでいる。平成17年度の返済実績は年間140,000円である。
S工業㈱	14,295	60年	保証人より定期的に月20,000円の返済がある。
A工業㈱	11,286	50年	保証人より定期的に月20,000円の返済がある。

(エ) 貸与実行直後に延滞が発生している債権

表2-2-14の債権については貸与実行後1年以内に延滞が発生している。

表2-2-14 貸与実行後1年以内に延滞が発生した債権

事業	貸与№	債務者	契約又は引受年月日	初回延滞発生年月日
設備割賦	16-02-0	㈱T社	平成16年7月20日	平成17年4月15日
設備割賦	14-02-0	㈱E社	平成14年7月19日	平成15年2月15日
設備リース	10-23-0	㈱M社	平成11年3月26日	平成12年1月15日
設備リース	10-25-0	㈱S社	平成11年3月26日	平成11年8月15日
設備リース	12-02-0	N社(㈱)	平成12年6月22日	平成13年6月15日
設備リース	13-06-0	㈱R社	平成13年8月16日	平成13年10月15日
設備リース	10-13-0	㈱M社	平成10年10月15日	平成11年6月15日
設備リース	11-04-0	㈱T社	平成11年5月26日	平成11年10月15日

表2-2-15の債権については貸与実行後2年以内に延滞が発生している。

表2-2-15 貸与実行後2年以内に延滞が発生した債権(表2-2-13以外)

事業	貸与№	債務者	契約又は引受年月日	初回延滞発生年月日
設備割賦	04-48-0	㈱D社	平成4年12月5日	平成5年12月15日
設備割賦	57-22-0	㈱O社	昭和57年7月5日	昭和58年7月15日
設備割賦	08-44-0	㈱J社	平成9年3月21日	平成10年10月15日
設備割賦	11-08-0	S建設㈱	平成12年3月23日	平成13年4月15日
設備割賦	10-03-0	㈱E社	平成11年3月29日	平成12年4月15日
設備割賦	13-04-0	㈱F社	平成12年12月13日	平成14年8月15日
設備リース	03-07-0	㈱FJ社	平成3年10月9日	平成5年9月15日
設備リース	07-17-0	M商店	平成8年3月8日	平成9年4月15日
設備リース	10-10-0	N工業㈱	平成10年8月19日	平成12年4月15日
設備リース	11-12-2	N社(㈱)	平成9年3月21日	平成13年6月15日
設備リース	11-19-0	N社(㈱)	平成9年3月21日	平成13年6月15日
設備リース	13-01-0	㈱K社	平成13年6月21日	平成15年5月15日
設備リース	13-07-0	N工業(㈱)	平成13年11月2日	平成14年11月15日
設備リース	04-06-2	㈱A社	平成4年7月28日	平成6年4月15日

これらの債権については、貸与実行後1~2年以内の短期間で延滞が発生しており、貸与審査の段階で問題があったと考えざるを得ないものである。

表2-2-14中の㈱S社の審査調査には、貸与前直近の売上高24,826千円・営業利益△501千円が、機械設備(36,750千円)導入後は製品増産による販売高増加で売上高110,000千円(従来売上高の約4.4倍)・税引前利益13,060千円の年間収支予想となる記載がある。今となつてはこの審査調査をもとにどのような判断が下され貸与に至ったのかは文書の記載がないため定かではないが、見込みの甘い収支予想をもとに貸与審査が行われたことは明白である。

㈱R社については、業界用コンピュータソフトを貸与したが、貸与直後に安価なパッケージソフトが出回ったため、2ヶ月もたたないうちに延滞し、廃業に至ったことである。センターが物件を取得し貸与するからには、貸与先に物件選定等の全てを委ねるのではなく、当該物件・業界についてもある程度の知識・情報等の入手は必要であろう。㈱T社については、親会社の倒産による関連倒産でわずか5ヶ月もたたずに延滞したものであるが、当該債務者のみでなく関連する親会社・グループ会社の信用情報・経営状況等についても可能な限り入手・検討する必要がある。

以上のように安易な貸与審査が行われてきた結果、貸与後早期に多数の延滞債権が発生している。今後は審査時の実務マニュアルを整備するなどして貸与審査の厳格化・適正化をさらに徹底する必要がある。

【意見⑫】 債権回収マニュアルの徹底と効率性

債権回収業務は貸与協会の発行した債権管理マニュアルに準拠しておこなわれている。しかしながら当該マニュアルは債権管理業務の一般的な流れや説明書であり、具体的にいつまでに何をするとか、どれくらいの頻度で何をするとかといった、業務の手続書とはなっていない。業務方法書でも債権回収に関するものは何ら定められていない。債務者との交渉記録を閲覧したところ、延滞している債務者への連絡は年1~2回しかなく、平成18年度(8月30日までの記録による)に実際に債務者と返済の話ができている事例は、2割にも満たない。債務者が、行方不明あるいは明らかに返済資金のない状態になっている場合に、どう対応するかという方針がないため、貸倒償却処理が先送りされ、延滞債権は放置され、結果として回収担当者は、あてのない訪問、請求を繰り返し、無駄な労力を費やしている。

請求によって回収が見込める先、返済計画を立て直すことにより事業の再建が図れる先に労力を集中すべきであり、回収の見込めない債権については、貸倒償却処理を進めるべきである。

【意見⑬】 回収方針の明確化

延滞債権先や連帯保証人への対応方法、設備の引き揚げや売却等の事務手続方法については、回収担当者や設備投資課長、産業振興部長が打ち合わせを行って意思決定されるが、その議事録は作成されておらず、個別の延滞債権に対する対応方針の意思決定過程が明確になっていない。債権回収を担当しているのは設備投資課6名(課長を含む)のうち、設備投資課長と課員2名の計3人である。3人の間には明確な業務の区分があるわけではなく、顧客別に担当が分かれているわけでもないことから、業務範囲や責任の所在が曖昧になっている。企業ごとや地域ごとに担当を分担し、一定期間でのローテーションを行うことが内部統制上望ましい。また、【意見⑩】で述べたように、まずは、このような延滞債権に対する対処方針の規程を作成した上で、センター内での実務者レベルの対応記録を議事録として残し、事案の概要、対応に関する基本方針、センターに生じる損失予定額、結果責任の所在を明確に残し、検証可能性を確保する必要がある。

【意見⑭】 売却設備の債権管理

割賦或いはリース契約を解除して転売を行った場合の債権を平成17年度から「売却設備」勘定に計上している。この勘定科目は、従来、転売前の債権である「割賦設備」勘定或いは「未収リース料」として計上していたが、従来の債権と区別する目的から新たに設定したものである。通常は、解約により転売する場合は、販売したディーラーに買い取ってもらうか、それを通じるなどして、同業者を探し、専断理事決裁により随意契約で売却を行う。

これらの債権については、割賦設備勘定或いは未収リース料と同等の債権管理が行われる必要があるが、十分な債権管理が行われていない。一つには、売却に際して売却先の信

用調査が行われていない。また、個別の債権者ごとのファイルは作成されておらず、その後の財政状態等の調査も一切行われていない。この結果、表2-2-16に示すとおり、平成17年度末残高19,177千円のうち、10,605千円の回収可能性が疑わしい状況である。

表2-2-16 売却設備の債権のうち回収可能性に問題があると思われる先

(単位:千円)

貸与番号	債務者	平成17年度末 残高	平成18年中の回収状況
02-07-0	J社網	97	上期3ヶ月分(30千円)の返済のみ。
06-34-0	N氏	1,555	返済なし。
08-41-0	S網	4,564	1回(100千円)の返済のみ。
13-10-0	K氏	4,000	行方不明先。機械の売却価値はゼロ。回収可能性なし。
03-13-0	J社網	389	上期3ヶ月分(122千円)の返済のみ。
	合計	10,605	

回収状況が悪い原因は、元の債務者に対する損害賠償額はこの売却金額が決まらないと計算できない仕組みとなっているため、売却を急ぐ結果となりがちであり、管理体制が不十分になったものと思われる。

折角解約により設備を取り戻したとしても再売却先に対する債権が回収できなければ意味がないため、これについても十分な管理体制を構築する必要がある。

【意見⑮】 保険金請求について

中小企業金融公庫(以下、「公庫」という。)の機械類信用保証制度に基づく保険金は、平成14年度以前の貸与案件について発生した延滞金の50%について保証するものである(機械類信用保険法 昭和36年6月19日法律第156号)。延滞が始まった時点でセンターに保険金請求権が発生し、2年で消滅する。請求に基づき公庫から入金された金額が「保険金預り金」で会計処理される。この保険金請求事務に関連して、以下の改善が必要と考える。

- (i) 保険金については、公庫の審査により、適切に債権管理を行っていない場合は請求が棄却されることもあるため、センターは延滞が発生した場合、適時に公庫に対して保険金を請求しなければならぬが、センターは請求権の行使に係るデータベースを整備していない。
- (ii) 保険金が入金となった後、すぐに返還されるような場合は請求しないようにという指導があるとのことである。従って、どのような時期に請求をすべきかについて、慎重に検討が必要であるが、その点についての判断基準が明確ではない。

以上のことから、センターは、保険金を適時に請求できる仕組みを構築するとともに、保険金を請求する時期について判断基準を内部的にルール化・マニュアル化する必要がある

る。

【意見⑩】 県に対する損失補償請求の未実施

センターは、県との間で設備貸与事業に係る損失補償契約を締結している。これによると、割賦事業においては債権額の 45%（割賦販売時に 10%の保証金を預かっている）、残りの半額で 45%）、リース事業においては債権額の 50%を県から補償を受けることができることになっている。しかし、センターは、過去においてこの契約に基づいた請求を行ったことがない。

確かに、損失補償請求するためには、貸倒償却するなど損失を確定させなければならず、また、設備貸与事業の割賦回収期間やリース期間の 7年に対して、貸与後 8年で時効を迎えてしまうという損失補償契約自体の使い勝手の悪さはあるが、現に存在する未回収債権には、例示したように、事実上損失が確定しているものも多く含まれることから、明確な理由の無いまま損失補償請求を全く行わないことは適切ではない。これは、センターの負担する損失を拡大させるとともに、県は損失を認識しないまま現状を放置することになり、県とセンターとの責任関係を不明瞭にしようという問題がある。

監査の結果、事実上回収不能なⅢ、Ⅳ分類債権のうち、県に対して損失補償を請求することが可能な金額は平成 17年度末時点で 155 百万円と試算された。

今後センターは、県が損失補償をすべき金額を每期計算し県に報告することにより県の予算を確保しておき、損失が確定した期において速やかに、県に請求すべきである。

【意見⑪】 違約金、遅延損害金の未計上

割賦販売及びリースいずれにおいても、契約上、賦払割賦料やリース料を延滞した場合には、延滞金額の 10.75%の違約金が発生し、また、契約解除の際の損害賠償金には、6%の遅延損害金が発生することになっている。しかし、センターは実際には違約金及び遅延損害金を会計処理上、未収金に計上しておらず、現時点でいくらの違約金、遅延損害金が生じているのかの計算・集計も行っていない。実際上、未収金の回収すら疑わしいことから、債権管理事務手続を省いているものと推測される。

しかし、延滞に伴い発生する違約金等について、全く何も行わず最初から請求権を放棄してしまうというのは適切ではない。予め違約金等についての測定時期や具体的な計算方法等を決め、常に潜在的なこれらの請求権がいくら発生したかを把握しておくことは必要である。さらに、それらについて実際にどれだけ測定を行うかどうか、減免をするかどうかについては、滞納の理由や債権者の状況等を一定の方針をもって判断することにより、組織として意思決定することが必要と思われる。

⑤債権の回収可能性評価と会計処理

センターの計上した貸倒引当金残高の過去 3年間の推移は表 2-2-17のとおりである。

表 2-2-17 貸倒引当金の過去 3年間の残高推移

(単位:千円)

名称	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
貸倒引当金	32,799	40,200	80,551
円滑化貸倒引当金	8,568	16,770	29,136
合計	41,367	56,970	109,687

【指摘⑨】 貸倒引当金の計上不足

センターは、表 2-2-17のとおり、平成 17年度末において、貸倒引当金 80,551 千円と円滑化貸倒引当金 29,136 千円（平成 16年度 16,770 千円、平成 17年度 12,366 千円）の合計 109,687 千円の貸倒引当金を計上している。なお、円滑化貸倒引当金とは、平成 15年 3月末をもって機械類信用保証制度が廃止したことを受けて、代替措置として経済産業省の小規模事業者経営支援事業費補助金の中に貸与事業円滑化補助金が創設されたものである。円滑化貸倒引当金は、この受け入れた補助金相当額を引き当てたものである。

センターでは貸倒引当金の必要額を 176,933 千円と見積もっているが、決算上はその額を計上していない。センターは引当金繰入前の収支差額 109,687 千円と同額を貸倒引当金に計上しているだけであり、その額はセンターが必要と考える額に比べても大幅に不足していることとなる。以上の会計処理は適正とは認められないため、平成 18年度以降是正が必要である。

【指摘⑩】 貸倒引当金必要額の把握

センターでは、貸倒引当金の必要額の試算を行っているが、以下の点で不備があり、真実の値を把握できていない。

- (i) 債権を第 I 分類から第 IV 分類までに分類しているが、その根拠が不明瞭である。
- (ii) 延滞債権は、中小企業金融公庫の保険でその損失の 50%が補填されるが、それを理由に、各分類の貸倒引当率から 50%を控除して計算している。したがって、50%以下の貸倒引当率である第 I 分類 (2%) と第 II 分類 (20%) については、貸倒引当金を計上していない。正しくは、50%を控除した残高に分類債権ごとの貸倒引当率を乗じなければならない。
- (iii) 延滞が発生しても期日未到来であれば正常債権として扱っている。
- (iv) 債務者区分を行わずに債権分類を行っている。
- (v) 売却設備に対して引当金を計上していない。

センターは、規程に準拠した必要十分な査定を行った上で貸倒引当金の見積額を算定し、実態を反映した適正な債権評価を行うとともに、真実な会計処理をする必要がある。

以上のようにセンターにおける試算に不備があるため、今後の監査においては、独自に設備貸与事業における貸倒引当金の要引当額を試算した。試算の方法としては、債務者別に名寄せを行い、債権金額が10,000千円を超えるものについて債務者分類を行うことにより要引当額を算出し、その引当割合を全債権に適用した（＜参考＞外部監査人試算の方法参照）。その結果、必要額は約522百万円と試算され、引当金計上不足額は412百万円と見積もられた。

また、リース資産についても、事故が明確となった物件については処分損失見込額に対して引当金を計上するべきである。加えて、事故の発生していないリース物件についても処分損失の発生率を実績により見積もって引当金を計上するべきである（勘定科目は「リース資産処分損失引当金」）。試算の結果、リース資産処分損失引当金の必要額は約45百万円と見積もられた。

＜参考＞外部監査人試算の方法

1. センターにおいては、貸与先の決算書の入手が行っていなかったため、全債権について算出しておすことは困難であった。よって、平成17年度末残高が1千万円以上の債権先（リースの場合はリース設備残高を含む）を抽出した。債権総額1,122,671千円のうち抽出した債権金額は837,199千円（割賦・リース先合計延55先）であり、抽出割合は74.6%である。
2. これら抽出先の過去3年分の決算書を手入れしてもらい、センターに債務者を形式基準により、正常先（第I分類）、要注意先（第II分類）、破綻懸念先（第III分類）、実質破綻先、破綻先（第IV分類）に分類してもらった。
3. 債務者区分は、上記の形式基準のみならず、金融検査マニュアルを参考にしながら、実質判断（債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャパシティーによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性と履行状況、取引金融機関等の支援状況等を総合的に勘案）による修正を含むことを原則とした。しかし、実質判断に必要な資料等がない場合は、形式的分類をそのまま採用した。
4. また、決算書すら入手できなかった先もあつたが、そのような債務者は、既に破産、倒産しているか事業を廃止しており、延滞も長期にわたっていたので、全て第IV分類とした。
5. 抽出した1千万円以上47先（実先数であり、割賦・リース両方の契約のある先があるため、55先とは一致しない。）件の債権分類を見直したところ、センターの分類では、（第I分類：19先、第II分類：3先、第III分類：18先、第IV分類：7先）であったのに対し、（第I分類：7先、第II分類：12先、第III分類：3先、第IV分類：25先）という結果になった。
6. 債権分類ごとの貸倒引当率は、過去の貸倒実績率などのデータがないため、従来からセンターが使用している率をそのまま使用した。その率は、第I分類：20%、第II分類：20%、第III分類：70%、第IV分類：100%である。
7. 延滞していない債権先については、全て第I分類又は第II分類としたため、それらについては、債権総額に債権区分ごとの貸倒引当率を乗じて算出した。
8. 貸与債権については、原則として無担保であるが、延滞債権については、債権額から下記の保証金・保険金・設備売却見込額、損失補償額を控除した上、債権分類ごとの貸倒引当率を乗じて算出した。
9. 割賦制度においては、基本的に10%の保証金を受領しているため、それを債権額から控除した。
10. 平成14年度以前の貸与については、中小企業金融公庫からの信用保険で50%の保険金が下りることになってお

11. この中小企業金融公庫の保険が付保されているものでも、延滞債権の中には、保険請求をしていないもの、請求しても受領要件を満たしていないため保険がもらえないもの、あるいはそのおそれがあるものもあつたが、明らかに保険金が下りないことが確実になっているもの以外は、予想される保険金の金額を見込んで、その金額を債権額から控除した。また、予想される保険金の金額にも正常債権として20%の貸倒引当率を乗じている。
12. 設備の売却見込額があるものは、その金額を債権額から控除した。その売却見込額については、本来個別に評価すべきであるが、信頼性のある数字が収集できなかったため、一律、残存価格として取得価格の5%を設定し、さらにその回収の確実性を考慮するため、それを7割けた数字（取得価格の3.5%）を売却見込額とした。また、売却見込額についても正常債権として20%の貸倒引当率を乗じている
13. 果との損失補償契約により、保全されている金額については、その金額を債権額から控除した。
14. リース制度の場合、リース料の支払期限未到来額のうち設備の取得価額相当額は「リース設備」として、有形固定資産に計上されており、平成17年度末現在の帳簿価格は210,869千円である。そのうち抽出したのは、割賦債権の債権評価と同様に1千万円以上の債権先160,935千円（15先）であり、抽出割合は76.3%である。資産計上額からリース資産の売却見込額や果との損失補償額を控除して、その債権区分に対応してリース資産処分引当金の必要額を試算した。

⑨その他

【意見⑧】設備残高の不一致について

設備貸与事業に係る項目については、貸借対照表上計上額と内訳明細の合計との間には、表2-2-18に示すとおり、差異が発生している。

表2-2-18 貸借対照表と内訳明細の合計の差異(平成17年度末)

区分	貸借対照表(A)	内訳明細の合計(B)	差異(A)-(B)
一般割賦	423,874,911	(注)418,717,000	(注)5,157,911
ハイテク割賦設備	24,777,053	13,252,000	11,525,053
リース設備残高	210,869,206	220,831,970	△9,962,764
合計	659,521,170	652,800,970	6,720,200

(注)一般割賦の内訳明細はない。正常債権全体の内訳明細（割賦・リース区別なし）があるため、一般割賦の欄は差引きで計算している。従って、差異5,157千円は推定値である。

これらの差異は現在調査中である。差異の第一の理由として財務会計上消費税の取扱が平成15年度から税抜処理に変更されたことから、貸借対照表計上額は平成14年度以前の残高については税込み、平成15年度以降は税抜きとなっている。それに対して内訳明細は税込処理とされているため、平成15年度以降の分は、消費税分だけ内訳明細の合計のほうが大きいということが推定される。

第二の理由として、財務会計上、平成14年度以前計上分については、一旦、税込で計上

されたにも拘らず、償還時の仕訳が税抜きで行われるため、一般割賦設備の残高が残ってしまう。従って、その分、貸借対照表計上額のほうが大きいことになる。

これまで、財務会計上の計上額とその内訳明細とを消費税の扱いの平仄をも合わせて突合するような努力は行われてこなかった。今後は、少なくとも決算時には、財務諸表計上額とその内訳明細との突合を行い財務諸表計上額の適正性を確認する必要がある。

なお、リース資産の減価償却計算表によれば、平成17年度の減価償却費は118,767,181円となっているが、損益計算書上では131,015,139円となっており、12,247,958円の差異が存在する。この額についても、セクターが平成17年度決算において、あるべきリース設備の帳簿残高と財務会計上の帳簿残高との不一致を解消するために、不明額として処理した額とのことである。しかし、それにも拘らず上述のように差異が残っていることから、これらの原因究明と今後の適正な会計処理に努める必要がある。

【意見⑨】リース資産の減価償却開始時期

リース資産の減価償却開始時期が、リース契約開始月の翌月からになっている。また、リース料の収益計上も入金ベースで行われており、1ヶ月計上が遅れている。セクターは、収益費用の対応は図れていると考えているが、正しくは発生主義ベースによるべきである。

【意見⑩】貸与原資金及び貸与原資産準備金の会計処理について

設備貸与事業会計では、貸与協会の経理処理例に従って、自己資金を貸与原資として繰り入れる場合、以下のような仕訳が行われている。

剰余金を貸与枠に組入	貸与原資産準備金繰入(支出)	貸与原資産準備金(正味財産)
貸付実行	貸与原資産準備金(正味財産)	貸与原資金(正味財産)
貸付償還	貸与原資金(正味財産)	貸与原資産準備金(正味財産)

なお、同様の会計処理が機械類貸与事業会計でも行われていたが、平成7年度の設備貸与機関連準会計基準の一部改正により、貸与原資産準備金は全額取り崩され、損失補填準備金等の科目に振り替えられている。もともと上記の会計処理は、正味財産のうち、貸付原資として拘束される額を備忘的に記録するための会計処理と推測されるが、セクターで統一的な会計処理がなされていないことから、現時点ではあまり意味を持っていない。セクターとしては、公益法人会計基準等に準拠した統一的な会計処理を行う必要がある。

なお、セクターとして、この貸与原資産準備金を貸倒引当金に充当することも検討しているとのことであるが、正味財産に帰属する利益留保性の準備金と負債性引当金とは全く性格が異なる。従って貸倒引当金に充当する場合は、単に科目を振り替えるだけではなく、組織として正式な意思決定を行うことが必要である。

3. 機械類貸与事業会計

(1) 制度の概要

① 目的等

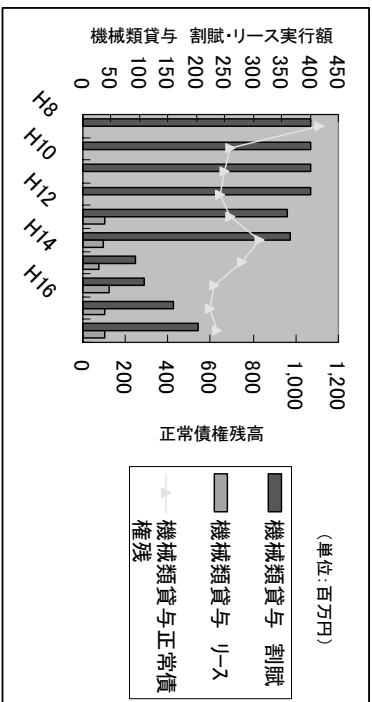
「2. 設備貸与事業会計」で前述した国の設備貸与事業とほぼ同内容の県単制度であるが、対象者等に関して要件が緩和された制度になっている。本事業の概要は表2-3-0のとおりである。

表2-3-0 機械類貸与事業の概要

項目	割賦制度	リース制度		
対象者	① 資本金3億円以下または常時使用する従業員300人以下の中小企業・組合 但し、 卸売業 : 資本金1億円以下または従業員100人以下 サービス業 : 資本金5,000万円以下または従業員100人以下 小売業 : 資本金5,000万円以下または従業員50人以下 ※また、従業員が21人以上(卸売業、サービス業、小売業は6人以上)の企業は次の要件を満たすことが必要。 ① 最近3事業年度の平均経常利益が4,000万円以下であること ② 中小企業者以外の事業者が3分の1を超える出資をしていないこと 組合の場合、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、協業組合が対象となる。 ② 創業者	概ね全業種が対象となるが、性風俗特殊営業など、制度対象とすることが適当でない場合は対象外となる。 自社で使用する事業用の設備が対象となる。一定の条件を満たした中古設備も対象となる。		
対象業種				
対象設備				
利用限度額	100万円以上600万円以下(税込価格)			
償還期間	3年以上7年以内(償還期間1年以内)	3年以上7年以内(設備の法定耐用年数に依る)		
償還方法	月賦又は半年間払均等償還(原則として手形返済)	月額均等払(原則として自動振替)		
連帯保証人	法人企業:2名の場合 個人企業:1名*	法人企業:1名の場合 (代表者のみ)**		
利率	1.90%	2.30%		
保証金 担保	割賦設備額の100%	リース期間	*の場合	**の場合
		3年	2.958%	2.982%
		4年	2.264%	2.285%
		5年	1.839%	1.861%
6年	1.562%	1.584%		
7年	1.362%	1.38%		
原則不要				

また、割賦、リースそれぞれの制度の新規貸与額及び貸与残高は図2-3-1のように推移している。

図2-3-1 機械類貸与(割賦・リース)の推移



(注) H16は平成16年度を意味している。

②事業実績の推移
過去3年間の主要勘定の推移は表2-3-2のとおりである。

表2-3-2 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	0	1,778	8,760
割賦増料	18,989	13,945	12,725
リース料	21,900	26,124	32,825
再リース料	0	0	0
規定損害金	2,739	0	212
受取利息	1,873	1,432	770
事業収益合計	45,502	43,280	55,094
貸倒引当金繰入額(純額)	36,938	17,271	31,302
収支差額	1,453	0	0

(注) 貸倒引当金繰入額には後述する円滑化貸倒引当金、貸倒損失を含む。

(2) 実施した手続

- (i) 業務方法書を入力し、平成17年度に貸与を行った相手先について申請から貸与決定に至る手続を検証した。
- (ii) 各種資料(未収債権管理表、補助元帳、決算書、総勘定元帳、企業ファイル等)の数

字の一致を検証した。
(iii) 割賦制度の延滞償権先について、平成18年3月末時点で残高が5,000千円以上の延滞先につき抽出し検討を行った。
(iv) 債務者分類等を行うことにより貸倒引当金の必要額を試算した。

(3) 監査の結果及び意見

①貸与実行段階

【意見①】事業計画書の審査について

セクターの定める業務方法書には以下の規定がある。

- 第48条 割賦対象設備(中古設備を含む。)は当該設備を事業の用に供する者の生産技術及びその事業の生産性の向上に著しく寄与するものとする。
- 2 割賦する設備等(以下、「割賦設備等」という。)は、単純な更新としないものとする。
- 3 割賦設備等は、当該年度内に設置を完了するものとする。ただし、設備等の発注後、製造、輸送等の事情により設置が遅延する場合には、翌年度6月末までに設置するものとする。
- 4 常時使用する従業員の数が100人を超える(商業・サービス業にあっては50人を超える)会社及び個人にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。
- (1) 当該設備を導入することにより付加価値額が5年間で10パーセント、4年間で8パーセント又は3年間で6パーセント以上向上すると見込まれるもの。
 - (2) 助成法第12条第1項の規定する事業計画作成の基準(以下「基準」という。)の別表に掲げる設備

割賦事業・リース事業いずれについても対象設備は、上記のように「生産技術及びその事業の生産性の向上に著しく寄与するもの」という要件が付けられている。この抽象的な要件がクリアされているかを実際に検討する際には、上記の4(1)に基づいて、委員会に提出する設備投資審査調書の中で3年程度の簡略的な経営計画を示す損益計算書を作成し、付加価値の伸び率を計算している。しかし、この計算の実態は、他の要素等で採算がほぼ確実な相手先について、経営者からヒアリングをして、条件を満たすような計算結果が出るように算出されたものである。これについてはセクター自身が単なる数字合わせで生産的作業ではないとの認識を持っており、職員の労力の無駄と考えている。また、採算された後に、この経営成績の見込みを事後的に検証することはない。しかし、付加価値の向上率を見込むことは県の制度上要求されており省略できない。従って、せめて償権回収に問題の発生した相手先については、貸出時に作成したこの経営計画の見込みの中で何が問題であったのか等の事後的検証をするなどとして、少しでもノウハウやデータの集積に努めることが必要である。

なお、機械類貸与事業に関し、制度上定められている割賦対象者に該当するのは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業にあっては5人以下)の中小企業者である。但し、一定の場合に知事が特に必要と認めたものであり、所定の要件に該当すれば割賦対象者となりうる。この要件の一つに最近3事業年度の平均経常利益が、40百万円以下であること、という要件がある。しかし、委員会に提出する設備投資審査調書の中で

は、明示的に示されている利益は営業利益と当期利益であった。委員会においてチェックする必要があるため、要件になっている経常利益についても記載した方が望ましいと思われる。

【意見②】 損害保険の付保について

工作機械等の場合は、火災保険に加入しているが、車両の場合、車両保険が付保されていない。資産保全の観点からは、損害の発生する可能性の高いものへの危険負担として保険を活用すべきである。例えば、長距離を走るトラックの場合、トラックの車庫の火災よりも自動車事故による滅失の可能性の方が高いと思われるため、車両保険への加入が必要と考える。また、業務方法書でも火災保険と限定はしていないことから、割賦・リースの対象物の属性に応じ、発生リスクが高いと判断される損害に備えて、損害保険の加入を求める必要がある。

【意見③】 契約書の署名について

A社の連帯保証人は、A社の代表者とA社に勤務する代表者の娘の2名である。連帯保証承諾書の署名は、各人がそれぞれ署名していることが推測されたが、リース契約書の連帯保証人欄の住所及び署名は、連帯保証承諾書の筆跡から推定して、代表者の娘が代表者の分の署名も行っている可能性が高い。郵送によって書類授受が行われているため起りうるとの説明を受けたが、後のトラブル防止のために、契約書における署名は必ず本人に記入してもらうよう徹底する必要がある。また、重要な文書の署名について疑義がないか注意しながら書類の作成・入手・保管を行うことは金融機関の基本的業務である。

代表者及び連帯保証人の署名する文書は全ての書類を入手した段階で、再度筆跡等を分析し、同一人物による署名がないか確認すべきである。なお、この確認業務は複数の担当者により確認されることが内部統制上望ましい。

【意見④】 割賦設備検収書の記載について

C社の割賦対象設備は、冷凍車2台である。C社の受領を示す割賦設備検収書の日付は平成17年10月26日であった。しかし、センサーが保管している「設備貸与引渡確認表」の車両の新车確認の走行キロ数の欄に906キロ、7,293キロという記載があり、写真で写したオドメーターもその数字を示していた。1台目は新车ではない(すなわち中古車)のではないかと疑念を持ったため、事情を確認したところ、(i) 実際の納入日は、1台目の納品日が10月12日頃で、2台目が10月26日であったが、両方とも2台目の納品日の日付で記録してしまった、(ii) 1台目は1週間あまりの間に関西に往復するなど事業に供されていたため、走行距離が大きくなった、との回答をもらった。検収書には事実印して、2台それぞれの日付を記載すべきである。

【意見⑤】 各種証憑の日付の記入について

割賦事業、リース事業の各貸与先の管理ファイル(通称「企業ファイル」)には、①割賦

(リース) 設備検収書、②割賦(リース) 設備引渡通知書、③割賦(リース) 設備受領書が綴じられている。③の割賦(リース) 設備受領書は、割賦事業の利用者がセンサーに対し、当該対象設備を受領した事実を証明する重要文書である。平成17年度に実施した割賦、リースの合計14件を査閲した結果、1件を除いて他の全ては、③についても①②に押されているゴム印と同じゴム印で日付印が押されていた。つまり、③の割賦(リース) 設備受領書の日付は後日、センサーでゴム印を押すという暗黙のルールの存在が推察された。日付が記載されていなければ問題ないという考え方は適切ではなく、割賦(リース) 設備受領書は受領した者がその事実を証明する文書であり、受領書の日付についてもは本来、受領者が記載すべきものである。

【意見⑥】 財産の状況に関する調査について

業務方法書第55条によれば、設備等の割賦を受けようとする者は、設備貸与申込書(以下、「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えてセンサーに提出しなければならないとされている。

- | |
|-----------------------------|
| 1. 過去2事業年度における決算書 |
| 2. 割賦を受けようとする設備等の見積書及びカタログ |
| 3. 割賦を申請する者及び連帯保証人の資産証明書 |
| 4. 割賦を申請する者が法人の場合は、登記簿謄本 |
| 5. 業種によって許可・認可等を要する企業は、その写し |
| 6. 個人情報承諾書 |
| 7. その他センサーが必要と認める書類等 |

申込みに伴う書類の入手の手続に関しては特に問題は認められなかった。現在、申請者及び連帯保証人について市役所又は役場の発行する資産証明書を入手している。しかし、資産証明書に記載されている不動産の抵当権の設定状況等については調査を行っておらず、その設定状況は不明である。所有している不動産にどの程度抵当権が設定されているかは当該企業の資金繰りや財政状態の判断の重要な要素になりうるものである。一定の金額を超えるような案件の場合には、重要な不動産の抵当権の状況を調査すべきであると思われる。

【意見⑦】 連帯保証人の最新の状況把握について

業務方法書第56条によれば、センサー理事長は、前条の割賦申込書の提出があったときは、以下の項目の調査又は診断を行い、別に定める「委員会」の意見を求めて割賦対象者を選定するものとされている。

- | |
|---|
| 1. 書類審査、割賦申込者の資格・割賦条件等に適合するかについての調査 |
| 2. 書類審査に合格したものについて、実地調査又は企業診断を行い、割賦を受けようとする者の支払能力等の調査 |
| 3. 連帯保証人の資力等の調査 |

(1) 制度の概要 に記載のとおり、割賦、リースいずれについても、連帯保証人の人数により利率が異なってくる。つまり、連帯保証人の状況は貸与判断において極めて重要な要素となる。また、保証人が死亡した場合には、その相続人が保証人になるが、資力によっては他の保証人を求める必要も出てくる。この点に関し、いずれの場合も契約書の届出義務の条項に「死亡、住所変更等の各種の状況の変化については、書面をもって速やかにセンターに届け出て、センターの指示を受けなければならない」と規定されている。つまり、これを忘れることは契約違反行為であるが、実際上は自ら届けるケースは稀である。

「2. 設備貸与事業会計」の【意見⑩】に記載のとおり、貸与後の継続的な情報収集は必要不可欠である。センターは、「資金貸付及び割賦(リース) 設備利用状況報告書」を毎期発送し受領している。この報告書は、設備の状況、設備効果、今後の設備投資計画、センターに対する希望・意見の項目を借受者が記載するものであり、センターにとって情報収集の重要なツールである。この報告書の項目の一つに連帯保証人の状況変化等に関する欄を設けることにより、早期に、多くの情報を収集できることになると思われる。

【意見⑧】 自己取引に近い事例について

B社に対する20,000千円のリース契約に関し、連帯保証人は、B社の代表者F氏とP社である。F氏はP社の代表者でもある。加えてP社は本リース契約のリース設備たる建設関係設備のディーラーでもある。すなわちF氏の影響力が極めて大きい当事者間で当該リース契約がなされている。このような場合、審査上最も注意すべき項目は、リース契約のディーラーであり、かつF氏が代表者であるP社が提示する金額の妥当性であると思われる。その金額の妥当性のチェックには、十分に注意を払い情報収集と確認を行う必要がある。また、本事例のような場合、当事者間で資金の融通や営業取引が行われている可能性もあるため、P社の決算書も入手し、分析する慎重さが求められると思われる。

【意見⑨】 設備貸与提出資料確認表の記載について

センターは、「設備貸与提出資料確認表」を作成し、必要な資料が網羅的に入手されているか確認を行っている。ただ、この表の記載に関し、入手した資料はただのチェックマークで記載されている。遅滞なく、適時に入手されているかを事後的に確認するためにも、入手した日付を記載すべきである。

②回収業務

ア、関係科目の推移

割賦債権及びリース債権に係る勘定科目の推移は表2-3-3のとおりである。

表2-3-3 機械賃貸と事業一債権関係勘定科目の推移(最近3年間)

勘定科目		平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般割賦設備	(注1) A	620,966	599,982	630,575
ハイテク割賦設備	(注1) A	112,863	51,763	15,643
一般未収割賦設備償還金	(注2) B	113,330	74,978	65,712
ハイテク未収割賦設備償還金	(注2) B	24,644	29,784	33,301
一般未収割賦損料	(注3) B	8,441	6,953	6,264
ハイテク未収割賦損料	(注3) B	2,436	2,723	2,754
未収損害賠償金	(注4) B	115,287	145,741	128,532
未収リース料	(注5) B	5,418	5,418	5,677
未収規定損害金	(注6) B	9,769	9,769	3,442
売却設備	(注7) B	0	17,614	22,007
延滞債権/債権全体(B計/A+B計)		27.57%	31.01%	29.14%

各勘定科目の性質・内容は以下のとおりである。

- (注1) 延滞のない正常な割賦債権である。平成11年度以前に発生した割賦債権は、物件にコンピュータ制御がついているか否かで一般割賦設備勘定もしくはハイテク割賦設備勘定に区分された。
- (注2) 一般割賦設備勘定及びハイテク割賦設備勘定につき延滞が発生した場合に、元金部分をそれぞれ一般未収割賦設備償還金勘定及びハイテク未収割賦設備償還金勘定に振替えたもの
- (注3) 一般割賦設備勘定及びハイテク割賦設備勘定につき延滞が発生した場合に、利息部分をそれぞれ一般未収割賦損料勘定及びハイテク未収割賦損料勘定に振替えたもの
- (注4) 一般未収割賦設備償還金勘定、ハイテク未収割賦設備償還金、一般未収割賦損料勘定及びハイテク未収割賦設備損料勘定につき、債務者が事業を廃止するなどの理由で割賦契約が解除された場合に未収損害賠償金勘定に振替えたもの。
- (注5) リース債権につき延滞が発生した場合に計上するもの。
- (注6) 延滞の生じたリース債権につき、債務者が事業を廃止するなどの理由でリース契約が解除された場合に未収規定損害金勘定に振替えたもの。
- (注7) 債務者から回収した物品を売却し、売却代金を分割で受取る場合に買手に対する債権を計上したものである。すべてが延滞債権ではないが、【個別事例】(4)に記載のとおり延滞金額が多いことから、ここでは簡便的に、全額を延滞債権(B)と仮定して表記している。

上記の処理は貸与協会の経理処理例に準拠している。債権全体における延滞債権の比率は30%前後の高水準で推移し、平成17年度の延滞債権額(B合計)は265,674千円の多額になっていることがわかる。

イ. 債権管理方法

「2. 設備貸与事業会計」【意見⑩】債権管理のルール化及びシステム化に記載した。

ウ. 債権回収手続

債権回収手続に問題があると思われる案件が以下【個別事例】のように見られた。

【個別事例】

(ア) 回収を強化すべきもの

<例① (借M社)>

(平成18年3月末一般未収割賦設備償還金残高8,005千円)

割賦契約締結後に旧経営陣から新経営陣への事業譲渡が行われたが、事業譲渡契約の内容を巡って両者の間で争いが起こっており、弁済が滞っているものである。毎月元金229千円の新規延滞が生じている。割賦契約はセンターとM社との間で締結され旧経営陣と新経営陣との間の争いとは無関係である。割賦物件は現在も引続き使用されており、延滞を容認する理由はない。

(イ) 回収に要する期間が著しく長期である債権

定期的に少額の弁済がおこなわれているものが表2-3-4のとおりある。

表2-3-4 回収に著しく長期を要する債権(平成18年3月末時点)

債権者	未収規定損害金 他残高(千円)	年数	状況
K社	31,784	1,059年	2ヶ月に一度5,000円ずつ回収している
N社	1,817	151年	毎月1,000円ずつ回収している

これらの債権については全額の回収は実質的に困難と考えられる。適正な貸倒引当金を計上することは当然であるが、管理コストと回収見込金額の費用対効果を考えると、債権譲渡や債権放棄の手続を検討するのも一案ではないか。

(ウ) 貸与実行直後に延滞が発生している債権

表2-3-5に記載した債権については貸与実行後1年以内に延滞が発生している。

表2-3-5 貸与実行後1年以内に延滞が発生した債権

貸与No.	債権者	契約又は引受年月日	初回延滞発生年月日
06-21-0	T鉄工機	平成7年2月16日	平成7年10月15日
12-06-0	㈱T運輸社	平成12年9月26日	平成13年5月15日
12-18-0	㈱H社	平成13年6月21日	平成14年1月15日

表2-3-6に記載した債権については貸与実行後2年以内に延滞が発生している。

表2-3-6 貸与実行後2年以内に延滞が発生した債権(表2-3-5以外)

貸与No.	債権者	契約又は引受年月日	初回延滞発生年月日
08-03-0	A社	平成8年5月22日	平成10年1月15日
13-09-0	㈱S社	平成13年11月2日	平成15年6月15日
11-03-0	㈱K商店	平成11年11月24日	平成12年12月15日
08-12-0	㈱R社	平成8年12月5日	平成10年7月15日
11-02-0	S鉄工機	平成11年11月26日	平成12年12月15日
12-11-0	S鉄工機	平成12年10月18日	平成13年11月15日
12-19-0	㈱J社	平成12年12月12日	平成14年1月15日
07-20-0	S工業機	平成8年3月21日	平成10年8月15日

これらについては審査の段階で問題があったと考えざるを得ない。表2-3-5~6の結果を廠庸に受け止めた上で、適切な審査体制を構築するべきである。現在センターの抱えている延滞債権の比率は異常な水準であり、民間企業であれば危機的な水準である。一般論として現在の債権管理体制のままでの事業継続は難しいといえる。

(エ) 物件を回収できなかった債権

割賦による貸与物件は所有権を留保しており、弁済が完了する前に債務者が倒産・破綻した場合には、債権保全のために物件を引揚げる必要がある。しかしながら表2-3-7に記載した物件については物件の回収ができなかった。

表2-3-7 物件を回収できなかった債権

内容	貸与先	回収不能理由
溶接ロボト他	A社	倒産前にA社が売却してしまった。
クレーン	T鉄工機	売却されており回収ができなかった。

通常ユーザーが倒産すれば物件を迅速に引揚げることが、センターは即時に物件を引揚げてはいない。物件を使用して収入があればそれにより回収を図ることが公益性に沿うとの見解である。公益は公の利益であり、一部の会社に便宜を図ることが果たして公益なのだろうか。債権保全ができなかった場合の最終的負担は県民に行き着くことは公益と相反するのではないだろうか。最低でも規定、ルールは遵守しなければならない。

(オ) 契約解除が必要な債権

「一般未収割賦設備償還金」勘定に計上されているA社に対する延滞債権8,546千円、一般未収割賦損料600千円について、A社は廃業しており契約解除事由に該当することから、未収損害賠償金に振替えるべきである。この点につき、契約書記載の契約解除事由と業務方法書記載の契約解除事由が異なっており、事務処理混乱の一因になっている。

(カ) 著しく長期間延滞状態にある債権

「一般未収割賦設備償還金」勘定に計上されている I 氏に対する延滞債権 4,839 千円については昭和 57 年 3 月に延滞が発生している。延滞発生当初は月々少額の弁済が行われていたようであるが、最近はいくも弁済が行われていない。

(キ) 売却設備

「売却設備」勘定には、債務者から回収した設備を第三者に売却し、売却代金を分割で受取る場合の債権金額が計上されている。平成 18 年 3 月末の当該勘定の残高内訳は表 2-3-8 のとおりである。

表 2-3-8 売却設備内訳(平成 18 年 3 月末)

売却先	現状	金額
㈱A	破綻	15,361
S 工業㈱	破綻	1,356
C 社	返済中	3,969
D 社	延滞	120
D 社	延滞	1,200
合計		22,007

A 社の旧代表からは月 8,000 円の返済を受けている。全額の回収が期待できるのは C 社のみである。それ以外の債権については、会計上は債務者の状況に応じて債権分類し、一定の貸倒引当金を計上する必要がある。

エ. 未収債権の償却

セクターの貸倒損失処理基準によれば、債務者が死亡するなど一定の場合に貸倒損失処理ができることとしている。未収債権の償却手続については適正におこなわれていた。

平成 17 年度末における未収債権の償却額は 22,418 千円である。平成 17 年度の割賦損料は 12,725 千円、リース料は 32,625 千円であるから、本業による収入の約半分の金額が債権の償却に充当されたこととなる。

オ. 違約金及び遅延損害金の取扱

割賦債権及びリース債権共に延滞が生じた場合には違約金が発生する。また、死亡などにより契約が解除されて損害賠償金が発生した場合には遅延損害金も発生する。違約金や遅延損害金について減免を受けようとするものは原則として「減免申請書」を提出しなければならぬ。違約金及び遅延損害金の減免手続については適正に行われている。

「未収損害賠償金」及び「未収規定損害金」の大半は弁済が行われておらず、連帯保証人は所在不明もしくは連絡がつかないなど回収の目処は立っていない。「一般未収割賦設備償還金」及び「未収リース料」については、多少動きもあるが、残高の大きいものについて

では動きがない状況である。

【意見⑩】適正な審査業務と回収業務

債権全体における延滞債権比率が高い原因は、貸与時の審査に問題があるか回収に問題があるかのいずれかに帰結する。県内の景気は依然として厳しい状況にあり、企業業績も低迷しているが、景気の悪化は回収不能の理由にはならない。なぜなら貸与事業においては連帯保証人を付けることにより、万一会社が倒産しても債権を保全できる仕組みを採用しているからである。回収不能の原因は保証能力の十分でない人を連帯保証人とした審査手続に起因する部分が大い。

審査時点とは事情が変化しているとの考え方もあるが、およそ金融事業を営む以上、長期間の弁済に伴う景気の変動、経営状況の変化及び個々の連帯保証人の生活水準の変化は事業を行う上で予め考慮すべき当然のリスクであり、言い訳とはならない。

まず、審査段階において、公益性の観点から、多少条件の悪い企業に対しても貸与をおここのみかセクターの使命と考えるとすれば、それは誤りである。条件の悪い会社こそ事業の破綻するリスクは大い。確かに本制度は信用力や資金調達力が弱い企業を支援する制度ではあるが、現行規定上連帯保証人を要求する限りは、当然実質的な保証能力を条件とすべきであろう。

平成 12 年 4 月 1 日に連帯保証人の要件に関する基準が策定されるまでは、セクターでは連帯保証人の選定に関する明確な基準はなかった。その後、数度の追加・改定を経て現在の内部規定が策定された。現在延滞となっている債権の多くは連帯保証人の弁済能力の欠如によるものであり、過去に明確な連帯保証人選定基準が存在しなかったことに端を発している。債務者が破綻したときに連帯保証人が高齢もしくは年金生活者であれば、債権保全にどれだけ実効性があるのか疑問である。

連帯保証人制度自体についてはさまざまな問題や意見があると思うが、その是非は別としても、現行規定上必要な訳であるから、最低でも貸与実行時に連帯保証人本人と実際に面談して保証意思を直接確認する必要がある。実際に事業が破綻した場合には、セクターは法的に連帯保証人に対して弁済を求め、仮に連帯保証人本人が死亡した場合には、連帯保証人の相続人にも弁済責任が波及する。保証人と面談もせずに意思確認をしている現状は早急に改善するべきである。もとより審査を厳格に行うべきであり、公益性を理由に、必要な手続や要件を緩和・省略して、安易に貸与をおこなってはならないと考える。

回収段階においては、現実に保証履行請求の局面となった場合、連帯保証人を付けている以上は法的措置も辞さない覚悟で債権回収に当たるべきであると考えられるが、セクターが法的手段を実施した例は近年ではないとのことであった。この局面においても、公益性を理由に債権回収を怠ってはならない。公益とは公の利益、すなわち県民全体の利益に結びつく概念であり、特定個人の利益に結びつく概念ではないと考えるからである。

このように、入り口(審査段階)と出口(回収段階)とともに公益性を理由に甘い対応をするのであれば、お金はいくらあっても足りないことは明白である。特に、機械類貸与事業は果単独の事業であり、発生した損失は最終的には県民に降りかかることを十分に認

識し、適正な審査業務と回収業務を実施する必要がある。

【意見⑩】 延滞債権に対する組織体制と回収意識の欠如

延滞発生後、債務者に接触可能な場合には回収計画書の提出を受けているが、延滞発生後について決算書を手入することはルーティン化していないと説明を受けた。また、【意見⑨】でも述べたが、法的手段の実行についても近年はないとのことである。

上記のことからも伺えるが、組織全体として延滞債権に対する取組の意識が欠けている。まず、発生した延滞債権について組織内部で報告・検討する仕組み・組織体制が整っていない。担当者ベースで個々のケースを話し合う程度であり、問題意識が課内では共有されていない。担当者ベースでは共有されていない。設備貸与及び機械類貸与事業はセツターの社会的存在意義を最もPRできる中核の自主事業であり、それから生じた多額の未回収金は、セツターの経営全体に悪影響を与え、セツターの存続にも係る重要問題であることを認識しなければならぬ。回収担当者だけでなく、貸付実行の担当者は勿論、産業振興部長、事務局長、担当理事まで含めたベースで定期的に検討会議を実施するべきである。

③ 債権の回収可能性評価と会計処理

セツターの計上した貸倒引当金残高の過去3年間の推移は表2-3-9のとおりである。

表2-3-9 貸倒引当金の過去3年間の残高推移

名称	平成15年度	平成16年度	平成17年度
貸倒引当金	31,856	29,507	39,807
円滑化貸倒引当金	0	1,778	10,538
合計	31,856	31,285	50,145

(単位:千円)

【指摘①】 貸倒引当金の計上不足

セツターは表2-3-9のとおり、平成17年度末において、貸倒引当金39,607千円と円滑化貸倒引当金10,538千円(平成16年度1,778千円、平成17年度8,760千円)の合計50,145千円の貸倒引当金を計上している。なお、円滑化貸倒引当金とは、平成15年3月末をもって機械類信用保証制度が廃止したことを受けて、代替措置として創設された国の小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金において、国が示した算出式に基づき算出された県補助金を原算にして、貸倒引当金として引当てたものである。

セツターでは貸倒引当金の必要額を90,586千円と試算しているが、決算上はその額を計上していない。セツターは引当金繰入前の収支差額50,145千円と同額を貸倒引当金に計上しているだけであり、その額はセツターが必要と考える額から比べても大幅に不足していることとなる。以上の会計処理は適正とは認められないため、平成18年度以降は正が必要である。

【指摘②】 貸倒引当金必要額の把握

セツターでは、貸倒引当金の必要額の試算を行っているが、以下の点で不備があり、真実の値を把握できていない。

- (i) 債権を第I分類から第IV分類までに分類しているが、その根拠が不明瞭である。
- (ii) 延滞債権は、中小企業金融公庫の保険でその損失の50%が補填されるが、それを理由に、各分類の貸倒引当率から50%を控除して計算している。したがって、50%以下の貸倒引当率である第I分類(29%)と第II分類(20%)については、貸倒引当金を計上していない。正しくは、50%を控除した残高に分類債権ごとの貸倒引当率を乗じなければならない。
- (iii) 延滞が発生しても期日未到来であれば正常債権として扱っている。
- (iv) 債務者区分を行わずに債権分類を行っている。
- (v) 売却設備に対して引当金を計上していない。

セツターは、規程に準拠した必要十分な査定を行った上で貸倒引当金の見積額を算定し、実態を反映した適正な債権評価を行うとともに、真実な会計処理をする必要がある。

以上のようにセツターにおける試算に不備があるため、今後の監査においては、独自に機械類貸与事業における貸倒引当金の要引当額を試算した。試算の方法としては、債務者別に各寄せを行い、債権金額が10,000千円を超えるものについて債務者分類を行うことにより要引当額を算出し、その引当割合を全債権に適用した(＜参考＞外部監査人試算の方法参照)。その結果、必要額は約237百万円と試算され、引当金計上不足額は187百万円と見積もられた。

また、リース資産勘定についても事故が明確となった物件については処分損失見込額に對して引当金を計上するべきである。加えて、事故の発生していないリース物件についても処分損失の発生率を実績により見積もって引当金を計上するべきである(勘定科目は「リース資産処分損失引当金」)。試算の結果、リース資産処分損失引当金の必要額(＝計上不足額)は約12百万円と試算された。

＜参考＞外部監査人試算の方法

1. 算出プロセス又は、設備貸与事業と同様である(2.設備貸与事業会計(3)⑤(参照)。平成17年度末の債権総額911,912千円のうち、抽出した債権金額は666,634千円(割賦・リース先合計延36先)であり、抽出割合は金額ベースで73.1%である。
2. なお、抽出した1千万円以上34先(実先数であり、割賦・リース両方の契約のある先があるため、36先とは一致しない。)の債権分類を見直したところ、セツターの分類では、(第I分類:21先、第II分類:1先、第III分類:7先、第IV分類:5先)であったのに対し、(第I分類:15先、第II分類:6先、第III分類:1先、第IV分類:12先)という結果となった。
3. 機械類貸与事業について、果の損失補償契約は締結されていないため、保全額の計算上の考慮をしていない。
4. 「リース設備」についても設備貸与事業と同様、1千万円以上の債権先89,960千円(5先)を抽出した。平成17年度末現在の帳簿価額121,150千円に対する抽出割合は金額ベースで74.3%である。

④その他

【意見②】 什器備品勘定について

機械類貸与事業会計に計上されている什器備品の内容はLAN敷設工事一式と電話機取付工事一式である。本事業のみに要する什器備品ではなく、センター全体に係る工事であるため、管理運営事業会計に計上するべきである。予算上の都合で機械類貸与事業会計に計上したとの説明であったが、このような扱いを行えば、事業別会計の意味がなくなってしまう。また、減価償却費についても使用割合や人員割合、台数割合などの適切な負担基準を定め、各事業会計区分に配賦する必要がある。

【指摘③】 長期厚生貸付金の残高について

長期厚生貸付金は、職員の福利厚生生活安定を図るために、財団法人21あおもり産業総合支援センター厚生資金貸付規程に基づき、厚生資金（生計資金及び住宅資金）を勤続1年以上のプロパー職員に貸付けるものである。

(貸付利率)	地方職員共済組合貸付事業の利率に準ずる。現在は年2.26%。
(貸付期間)	・ 生計資金は 5年以内 ・ 住宅資金は20年以内
(貸付限度額)	・ 生計資金は勤続5年未満の者は本権の3ヶ月分、5年以上の者は本権の4ヶ月分 ・ 住宅資金は申込時における退職給与金相当額以内で、限度額1,000万円。
(返済方法)	・ 元利均等月賦償還

平成17年度末計算書類上の残高は5,533,262円に対して、個人別残高内訳は4件分合計5,533,033円であり、229円の不一致が生じていた。個人別明細の残高のほうが正しいことから、平成18年度において訂正処理する必要がある。

【指摘④】 過年度の決算書の誤り

平成17年度の収支計算書に損失補填準備金戻入20,000千円が計上されている。この損失補填準備金は平成7年度の決算で同額が計上されたものである。これは平成8年3月26日付けの(財)全国中小企業設備貸与機関協会からの「平成7年度決算における注意点について」に基づいて、従来の「貸与原資準備金」を「損失補填準備金」に振り替えたものである。これに関連して、平成6年度から平成7年度にかけての貸借対照表の正味財産の部の勘定の連続性について不明な点があった。

勘定科目	平成6年度	平成7年度	差額
指導体制強化基金	55,959,719	35,959,719	△20,000,000
貸与原資準備金	33,498	0	△33,498

(単位:円)

その概要は、上記の二つの勘定科目が、収支計算書上で戻入れ等の処理が一切なく平成7年度において、上記のとおり減額されていた。他の勘定との分析の結果、貸倒引当金繰入に伴う会計処理で、以下のとおり仕訳を行ったことが推測された。

(単位:円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
貸倒引当金繰入	29,992,902	貸倒引当金	50,026,400
指導体制強化基金	20,000,000		
貸与原資準備金	33,498		

貸倒引当金を繰入れる際の原資を気にして上記の処理になったようにも推測されるが、担当者はすでに定年退職しており定かではない。本来であれば、以下のように仕訳をし、決算書の科目の上でもこのように表示すべきであったと思われる。

(単位:円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
貸倒引当金繰入	50,026,400	貸倒引当金	50,026,400
指導体制強化基金	20,000,000	指導体制強化基金戻入	20,000,000
準備金	33,498	準備金戻入	33,498

【意見③】 決算書と内訳明細との不一致

正常債権（一般割賦設備勘定及びビートル割賦設備勘定）の残高が決算書と内訳明細で不一致となっている。不一致金額は15,518,718円である。センターの説明によれば平成14年度まで割賦物件をユーザーに納品したとき及び割賦債権を回収したときに消費税込で会計処理していたが、平成15年度以降は消費税抜で会計処理している。平成14年度以前に納品し平成15年度以降に回収した場合に消費税部分が消しまれていないことが原因の一つのことであった。原因を究明して適正に処理する必要がある。

4. 設備資金貸付事業会計

(1) 概要

①目的

設備資金貸付事業は、小規模企業の創業及び経営基盤の強化を図るための設備導入を図ることを目的として、セクターが行う資金貸付事業である。この事業については、平成11年度までは、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年5月22日法律第115号）を根拠として、県が中小企業近代化資金貸付事業を実施してきたものであるが、中小企業近代化資金等助成法が小規模企業者等設備導入資金助成法（平成12年4月1日施行）に法改正がなされたのを契機に、平成12年度貸付分からセクターが事業実施主体となったものである。

②事業内容

本事業の概要は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 資金貸付事業の概要

対象者	① 常時使用従業員が50人以下の中小企業 ② 創業者
対象業種	概ね全業種（公務員等に反する業種は対象外）
対象設備	自社使用の事業用設備（土地・建物・中古品を除く）
利用限度額	50万円以上4,000万円以下（税込設備金額の1/2以内）
償還期間	3年以上7年以内（うち据置期間1年）
償還方法	半年賦均等償還
利率	無利息
連帯保証人	法人企業：3名以上 個人企業：2名以上
担保	貸付額が1,000万円を超える場合、不動産担保が必要

③事業実績

ア. 貸付実行額（業種別）

過去3年間の貸付実行額の業種別推移は表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 貸付実行額の推移（過去3年間及び過去6年分合計）

（単位：千円）

業種	平成15年度		平成16年度		平成17年度		6年分合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
機械金属工業	2	7,460	1	5,090	1	10,000	6	38,750
軽工業	2	19,500	2	10,700	0	0	10	114,670
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業	1	5,000	0	0	0	0	1	5,000
鉱業	0	0	0	0	0	0	1	25,510
その他	7	36,670	4	16,630	8	45,860	45	267,010
合計	12	68,630	7	32,420	9	55,860	63	450,940

イ. 主要な勘定科目の推移

過去3年間の主要勘定の推移は表2-4-3のとおりである。

表2-4-3 過去3年間の主要勘定の推移表

（単位：千円）

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	1,533	1,345	1,277
事業収益合計	1,589	1,346	1,278
収支差額	0	0	0
普通預金	35,430	47,601	55,543
設備資金貸付金	269,890	248,042	244,195
県借入金	305,321	295,738	299,739

本事業会計に計上されている貸付金は、無利息貸付のため貸付金利息は発生せず、事業費を賄う県補助金が収入の殆どである。また、事業実績が低迷していることから、貸付金残高は減少している。

(2) 実施した手続

- (i) 平成12年度以降の貸付実行リストを入手し、債権管理台帳から平成17年度未残高を拾い、残高合計を残高試算表、貸借対照表と照合した。
- (ii) 複数回利用企業の最近の決算書、税務申告書等を閲覧した。
- (iii) 補助金交付要綱、補助金確定通知書、事務費実績内訳書を確認した。
- (iv) 県貸付金に係る償還計画表を入手し、一部を契約書と照合した。

(v) 普通預金残高を残高証明書と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】貸倒引当金の不計上について（オーナーメイド型貸工場事業と共通）

セクターでは、資金貸付事業における期末貸出金残高に対して貸倒引当金を計上していない。この理由について、セクターは、県とは100%の損失補償契約を締結しており、公社に損失が生じる恐れはないこと、現在のところ全く延滞債権が発生していないこと、無利息のため収入が公社に入らない（財源が無い）ことを挙げている。

県との損失補償契約については、「2. 設備貸与事業会計」の【意見⑩】に記載したとおり、損失が確定した期に速やかに県に対して履行請求を行うべきと考えるが、歴史的に一度も請求することがないことから、契約が履行されることは経験的には確実ではない。セクターの債権管理は「未収債権管理規程」に準拠して行われ、同規程別記4において貸倒引当金に関する基準が明文化されている。この基準は財団法人全国中小企業設備貸与機関主催の債権管理規程等に関する研修会で示されたものに倣って作成されており、その4(2)において、設備資金貸付事業に係る貸倒引当金を繰入する場合の目安は設備貸与事業の繰入率に準じた率とすることとされている。すなわち、正常債権に対しては2%を繰り入れることとされていることから、平成17年度決算においては4,880千円の貸倒引当金計上不足となっている。また、新公益法人会計基準第2-3-(2)において「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」とあるため、貸倒引当金の計上は今後必須となることは明白である。この場合、貸倒実績のない場合に引当金を計上することについては検討が必要であろう。しかし、本事業案においては、県が平成11年度まで行ってきた事業実績があり、その実質的な貸倒実績率（すなわち、第一部第4 1-2. 商工政策課一貸付金「5. 設備近代化資金貸付金」で指摘した未納金額）を利用することも十分可能である。

【意見①】自己査定及び債務者区分について（設備貸与、機械類貸与事業と共通）

未収債権管理規程上、債務者区分を行った上で債権分類を行うルールになっているが、既述のとおり、セクターは債務者区分を行っておらず、民間金融機関において一般的に実施されている自己査定手続が実施されていない。事後助言手続（17. 経営革新支援事業会計）【意見①】参照）は債務者の状況に応じた頻度（リスクが高い先は頻繁に行うが、安定していると考えられる先は1度きり、など）で行われており、直近決算書等の入手ができている債務者も一部あるが、セクターには公的金融機関として、適正な資産査定を行うことが要求されることから、決算期ごとに決算書及び債務申告書等の提出を義務化して、債務者の最近の経営状況・実態を十分把握する必要がある。

【意見②】債権の保全について

表2-4-1に記載したとおり、申込1千万円超の融資案件については、原則として不動産担保が必要であるが、利用回数制限がないために融資残高が1千万円超であっても無担保で債権保全が図られていないケースが存在している。

融資先別残高一覧表を作成したところ、残高上位11位までの名寄せ分で平成17年度末残高の60%（約146百万円）を構成することがわかった。複数回利用企業が多いということの証明になるが、債権管理の面では、この上位11先の債権保全が最重要項目である。特定の企業や特定の業種、特定の地域に偏った融資実行割合にならないよう、十分な注意が必要である。

【意見③】設備資金貸付事業の低利用について

平成17年度事業費予算350,000千円に対して申込額56,390千円、融資決定額は55,860千円（決定額比率16%）と全国最下位レベルである。融資決定先を一覧すると、比較的規模の大きい中小企業が多く存在しており、全体の利用先件数もわずか50先（表2-4-2のとおり、事業開始後6年間の融資実行件数は63件、金額は450,940千円）であった。

セクターはこのような低利用の原因を、以下の点にあると考えている。

- (i) 融資条件が厳しい又は使いにくい（連帯保証人をお願いできない、設備投資額の1/2までの利用に制限されている、不動産担保が必要など）
- (ii) 他の融資制度との競合（1/2しか使えないため、他の制度の方が利用しやすい）

制度利用企業は民間金融機関の融資先でもあり、わずか50の貸付先のためにこの制度を運用する費用対効果については疑問がある。事務費補助を継続して支出する県の財政負担を軽減する効果もことから、当該融資制度の存在意義について十分検討を行った上で、制度の改廃も視野に入れる必要があると思われる。

5. オーダーメイド型貸工場事業会計

(1) 概要

①目的

クリスタルバレイ構想中間提言（平成12年7月10日策定）を踏まえ、企業立地事例として広く全国的に公開するモデル事業として、むつ小川原工業開発地区にフラット・パネル・ディスプレイ（以下、「FPD」という。）関連産業の集積を促進するため、企業の初期投資の軽減化を図るオーダーメイド型貸工場をセンターが整備し、賃貸することで本県産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的とする。

クリスタルバレイ構想とは、21世紀の世界経済の発展を担うIT革命を支える基幹産業であるFPD関連産業の生産工場の集積と、高度な技術・技能者の育成と先端的技術開発研究開発を行う拠点を整備することによって、国際的な産業拠点の形成を目指すものであり、これにより本県の産業振興や地域経済の活性化と雇用の創出を図り、更には我が国の「ものづくり」再生に貢献するグローバルな産業政策である。この構想をもとにアンデス電気㈱を中心とする関連する各社が出資して、液晶表示装置の主要部材のひとつである反射型カラーフィルターを生産する新会社（エーアイエス㈱ 以下、「A社」という。）が設立され、液晶ディスプレイ（以下、「LCD」という。）メーカー及び主材料メーカー、カラーフィルターメーカーが一体となり相互に連携、補完することによって、急拡大する世界液晶マーケットに迅速かつ柔軟に対応する生産技術を結実させる一大拠点を県に築くことを狙いとしたものである。

当該事業の工場の取得及び機械設備の購入に係るセンターの金融機関からの借入については県が全額損失補償（当初損失補償額88億円）を行うものであり、センターにとって主要な事業であるだけでなく、県の産業振興施策を象徴するまさに県及び県民の命運をかけた大事業である。

②仕組

ア. スキーム図

本事業に係るスキームは図2-5-1のように表される。

図2-5-1 オーダーメイド型貸工場事業のスキーム

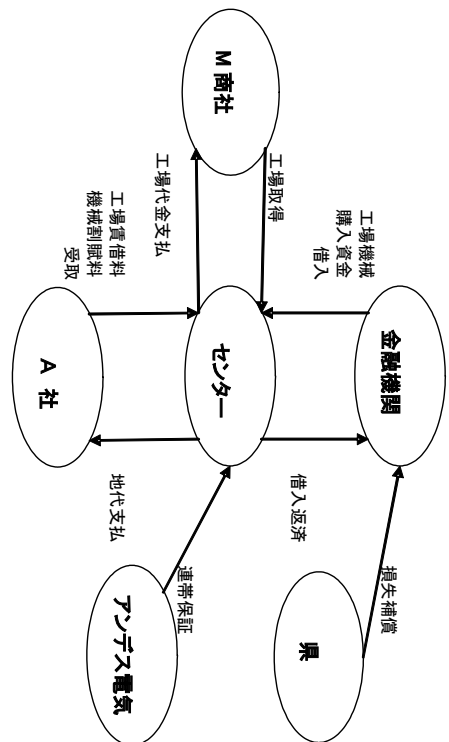


図2-5-1のスキームの解説をすると、以下のとおりとなる。

- (i) M商社がA社の希望する設計・仕様に基づき工場を建築する。
- (ii) センターはM商社と工場売買契約を締結し工場を取得する。
- (iii) センターはA社と地上権設定契約を締結し土地を借地し地代を支払う。
- (iv) センターはA社と工場について事業用定期建物賃貸借契約を締結し、工場を賃貸し、賃借料を受け取る。
- (v) アンデス電気㈱は上記につきA社がセンターに対して負担する一切の債務にA社と連帯して保証債務を負う。
- (vi) センターはA社と機械設備について割賦販売契約を締結し、割賦料を受取る。
- (vii) 県は工場の取得及び機械設備の購入にかかわるセンターの金融機関からの借入について損失補償を行う。

③事業実績

ア. 現状

上述したとおりLCDメーカー及び主材料メーカー、カラーフィルターメーカーが一体となり相互に連携、補完することによって、急拡大する世界液晶マーケットに迅速かつ柔軟に対応する生産技術を結実させる一大拠点を県に築くことを狙いとした事業であったが、現在のところA社を含む2社が新設したにすぎない。A社は設立以来、順調に業績を伸ばしてきたが、液晶カラーフィルター市場は、先行市

¹賃貸借期間（10年間：平成23年4月30日期日）の満了に際してA社が①工場の（地上権付）の購入②再契約

²第三者買主の斡旋を選択する契約となっている。

場の成熟化や設備能力の増強による受注競争の激化等の厳しい競争が続いており、顧客からの価格引下げ要請もあり、今後の収支見込みは楽観視できるものではない。厳しい競争に打ち勝っていくためには、迅速かつ柔軟に顧客の要請に応え、設備投資等による生産性向上と原価低減に常に取組んでいかなければならない。「青森県オーダーメイド型貸工場モデル事業実施要綱」第18条によれば県及びセンターは四半期毎に貸工場認定事業者に対して経営指導を行うものとするされ、指導的役割を果たすことが期待されているが、現状ではA社からの経営情報の報告が一方的になされているものである。

雇用については、A社の従業員227名(平成18年3月31日現在でパート等含まず)についてほとんどが地元採用であるとのこと、県の雇用拡大には一役買っているといえる。また、A社は、センターとの機械設備の割賦販売契約については6年の償還期間(平成19年度償還終了)であったが、残存年数2年超を残して、償還期限を延長するシモンセンター(平成22年度償還終了)を組成し、平成17年9月30日に23億円を繰上償還した。センターも金融機関へ繰上償還を行い、県の機械設備購入にかかわる損失補償契約は解除された。このことにより県のセンターに対するオーダーメイド型貸工場事業にかかわる損失補償額は大幅に減少し、平成18年3月31日現在29億円となった。センターにとっては、平成19年度まで継続するはずだった割賦損料を逸したことになり、今後の収支計画の変更を迫られることになった。

オーダーメイド型貸工場事業は、センターにおいて唯一の収益事業であり、ほぼ安定した収益が見込まれるため、設備・機械類貸与事業の不良債権の償却原資としてあるいは人件費負担先としてなくてはならない事業となっている。現実には過去3年間のセンターの利益合計86,620千円のうち、実に86,109千円(99.4%)を当該事業の利益が占めており、センターの経営上重要な収益源となっている。

イ. 決算書の推移(平成13年度～平成17年度)
過去5年間の決算の推移は表2-5-2、表2-5-3のとおりである。

表2-5-2 貸借対照表(過去5年間)

勘定科目	平成13年度					平成14年度					平成15年度					平成16年度					平成17年度						
	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17		
普通預金	111,468	300,452	464,168	196,643	467,597																						
定期預金	0	260,000	200,000	300,000	100,000																						
割賦設備	4,913,460	4,470,347	3,620,846	2,704,800	0																						
未収リース料	419,706	854,960	756,986	650,126	543,256																						
仮払金	0	0	0	243,238	73,001																						
流動資産	5,444,635	5,885,760	5,042,011	4,094,808	1,183,854																						
リース設備	3,876,390	3,876,390	3,691,800	3,691,800	3,691,800																						
減価償却累計額	△385,747	△944,783	△1,063,244	△1,317,607	△1,533,198																						
固定資産	3,480,642	2,931,606	2,628,555	2,374,192	2,158,601																						
資産合計	8,925,278	8,817,367	7,670,566	6,469,000	3,342,456																						

(負債及び正味財産)

(単位:千円)

勘定科目	平成13年度					平成14年度					平成15年度					平成16年度					平成17年度					
	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	
未払費用	0	0	0	208	34																					
未払金	0	0	0	1,806	0																					
未払消費税等	0	0	35,153	64,467	150,346																					
預り金	5	14	14	138	39																					
消費税等預り金	0	0	3,206	4,013	4,013																					
仮受金	0	5,100	0	0	0																					
流動負債	5	5,114	38,374	70,633	154,433																					
長期借入金	8,831,286	8,711,425	7,434,175	6,152,519	2,964,151																					
建物買付保証金	217,627	217,627	217,627	217,627	217,627																					
固定負債	9,048,913	8,929,052	7,651,802	6,370,146	3,181,778																					
負債合計	9,048,918	8,934,166	7,690,176	6,440,780	3,336,211																					
差引正味財産	△123,640	△116,799	△19,609	28,220	6,244																					

表 2-5-3 収支計算書(過去5年間)

(単位:千円)

勘定科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
勘定科目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
割賦掛料	11,691	136,705	114,032	88,200	48,926
リ一ズ料	419,706	435,254	414,528	394,016	395,193
受取利息	34	3	264	226	1,067
事業収益計	431,432	571,963	528,825	482,443	445,187
役員報酬	0	0	15,720	16,665	18,202
給与手当	10,982	11,153	1,280	2,075	2,076
賞金	712	855	0	0	0
謝金	735	1,113	1,060	1,060	1,060
旅費	376	30	25	291	95
保険料	4,074	4,064	3,856	3,925	3,733
公租公課	71,286	37,843	9,011	28,730	31,207
減価償却費	395,747	364,446	303,050	254,362	215,591
事務費	277	89	0	896	889
備品費	165	69	0	0	0
使用料及び賃借料	22,443	22,372	17,217	17,977	18,048
委託料	17,474	16,800	16,000	16,000	16,000
負担金	0	0	0	100	0
支払利息	30,848	106,282	101,344	87,527	67,988
寄付金	0	0	0	5,000	18,640
雑費	0	0	3	0	0
事業費用計	555,072	565,122	468,570	434,612	393,532
事業利益	△123,640	6,840	60,254	47,830	51,654
雑収入	0	0	0	0	107
前期損益修正損	0	0	0	0	△73,738
当期剰余金	△123,640	6,840	60,255	47,830	△21,976
前期繰越金	0	△123,640	△79,864	△19,609	28,220
次期繰越金	△123,640	△116,799	△19,609	28,220	6,244

(注) 平成15年度から消費税の会計処理を税込処理に変更している。平成14年度は税込処理であるが、税務申告は税抜処理による決算報告書を提出している。税抜処理をすることにより事業収益が20百万円以上減少することから、【指摘⑤】に記載したとおり、税務申告は欠損金となっている。

ウ、今後の収支計画
今後6年間の収支計画は表2-5-4のとおりである。

表 2-5-4 今後6年間の収支計画

(単位:千円)

勘定科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 事業活動収支の部						
1 事業活動収入						
事業収入	653,619	653,619	655,601	672,954	672,954	292,970
割賦設備償還金収入	0	0	0	0	0	0
割賦掛料収入	0	0	0	0	0	0
割賦設備保証金収入	0	0	0	0	0	0
リ一ズ設備償還金収入	0	0	0	0	0	0
工場リ一ズ償還金収入	258,426	258,426	258,426	258,426	258,426	258,426
リ一ズ料収入	395,193	395,193	397,175	414,528	414,528	34,544
雑収入	14,608	3,812	3,812	3,812	3,812	418
受取利息収入	14,608	3,812	3,812	3,812	3,812	418
事業活動収入計	668,227	657,431	659,413	676,766	676,766	293,388
2 事業活動支出						
事業費支出	370,080	359,070	349,382	351,376	344,242	45,123
給与手当支出	18,494	18,494	18,494	18,494	18,494	1,541
給料支出	18,494	18,494	18,494	18,494	18,494	1,541
福利厚生費支出	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470	206
謝金支出	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	610
講師等謝金支出	360	360	360	360	360	360
その他謝金支出	700	700	700	700	700	250
旅費支出	25	25	25	25	25	25
職員等旅費支出	25	25	25	25	25	25
保険料支出	3,556	3,556	3,556	3,556	3,556	0
その他保険料支出	3,556	3,556	3,556	3,556	3,556	0
公租公課支出	58,205	76,639	88,546	103,904	111,039	19,751
その他の公租公課	39,722	58,155	69,825	85,184	92,318	18,220
消費税支出	18,483	18,483	18,720	18,720	18,720	1,531
減価償却費支出	184,589	159,672	139,571	123,260	110,068	7,934
事務費支出	927	927	927	927	927	927
消耗品費支出	19	19	19	19	19	19
水道光熱費支出	889	889	889	889	889	889
広告宣伝費支出	19	19	19	19	19	19

備品費支出	2,857	2,857	95	95	95	95	95	95
使用料及び賃借料支出	18,049	18,049	18,049	18,049	18,049	18,049	18,049	2,266
委託料支出	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	1,332
負担金支出	95	95	95	95	95	95	95	95
支払利息支出	43,892	39,258	34,691	29,959	25,315	25,315	10,340	
寄付金支出	19,961	19,968	25,803	33,482	37,049	37,049	0	
事業活動支出計	370,080	359,070	349,382	351,376	344,242	344,242	45,123	
事業活動収支差額	298,148	298,361	310,031	325,389	332,524	332,524	248,266	
II. 投資活動収支の部								
1 投資活動収入								
特定資産取崩収入	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	1,177,986	
債還準備積立金戻入収入	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	1,177,986	
投資活動収入計	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	1,177,986	
2 投資活動支出								
特定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	
償還準備繰入金支出	0	0	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	47,122	1,177,986	
III. 財務活動収支の部								
1 財務活動収入								
借入金収入	0	0	0	0	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	
2 財務活動支出								
借入金返済支出	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	1,436,412	
長期借入金返済支出	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	1,436,412	
財務活動支出計	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	305,548	1,436,412	
財務活動収支差額	△305,548	△305,548	△305,548	△305,548	△305,548	△305,548	△1,436,412	
IV. 予備費支出	0	0	0	0	0	0	0	
当期収支差額	39,722	39,935	51,605	66,983	74,098	74,098	△10,160	
前期繰越収支差額	6,244	45,966	88,901	137,506	204,470	204,470	278,568	
次期繰越収支差額	45,966	85,901	137,506	204,470	278,568	278,568	288,408	

(2) 実施した手続

- (i) 事業内容につき、事業実施要綱を閲覧するとともに担当者に対して質問を行った。
- (ii) 平成13年度～平成17年度の決算書を分析するとともに、関連帳簿との照合を行った。必要に応じて伝票、原始証拠との照合も行った。

(3) 監査の結果及び意見

主として会計上及び税務上の取扱について以下のような問題が見られた。それらを除けば、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】リース料猶子に伴う未収利息計上漏れについて

センターとA社との間で締結した協議書(平成14年1月28日付)により、平成13年4月分から平成15年4月分までのリース料854,960千円を猶子したことに伴い、新たに発生する支払利息を平成23年4月30日に受取ることにしている。

当該未収利息29,613千円について、失念により決算において未収計上していなかったものである。結果として平成17年度決算においてリース料収入が29,613千円過少計上となっている。

【指摘②】預金利息等にかかわる源泉所得税の過少納付について

預金利息・貸付利息について源泉所得税が課税されていないものにつき、法人税申告書上差引清算しているため、平成17年度において、納付税額が200千円過少となっている。同様に平成15年度49千円、平成16年度42千円についても納付税額過少となっている。単純ミスであると思われるが、過少金額については本来税務署に納付すべき金額である。

【指摘③】固定資産の減価償却方法について

オーダメイド型貸工場事業会計の減価償却方法は、建物勘定以外は定率法が採用されている。おそらく税務上の原則的償却方法を採用することで節税メリットを享受するためのものと思われるが、財務規程上は、固定資産の減価償却方法を定額法としており、財務規程違反である。決算書においても有形固定資産の減価償却方法につき定額法による旨の注記がなされており、定率法の記載がないのは事実を反映しない注記である。

【指摘④】平成14年度と平成15年度の繰越金額相違について

表2-5-3のとおり、平成14年度次期繰越金△116,799千円に対して平成15年度前期繰越金△79,864千円となっており繰越金額が36,934千円相違している。これは、平成14年度から15年度において税込経理を税抜経理に変更したこと起因するものである。税務上、オーダメイド型貸工場事業は収益事業とされ、当初より税務申告用に税抜で決算書を作成しており、当時これに合わせるため、仕訳を起こさずに差額36,934千円を単純に差引したと考えられる。差額は割賦設備の課税入計上分と仮払消費税部分の差額であると思われる。

るが、適正な会計処理が必要であった。

【指摘⑤】青色申告の承認申請書の提出遅延による欠損金の繰越控除の機会喪失について

青色申告の承認申請書の提出遅延に伴い、平成13年度・平成14年度は白色申告法人となり、複式簿記等の要件を満たしていなかったにもかかわらず、青色申告法人の特典である欠損金の繰越控除（平成13年度欠損金額△67,912千円・平成14年度欠損金額△11,952千円）の機会を逸した。この重大な手続上の瑕疵により、納税資金約24,000千円がセンターから失われたことになる。センターにおいては、民間会社では厳しく責任を問われるであろうこの重大な手続上の瑕疵につき、所管課への報告や責任の所在を明らかにすることも当時なされなかった。公益法人であるからといって許されることではなく、事業実施にあたっては、善良な管理者としての注意をもって行い（善管注意義務）、問題があれば速やかに所管課への報告がなされる体制を整備すべきである。

【指摘⑥】前期損益修正損の内容及び税務上の損金性について

表2-5-3にある平成17年度決算における前期損益修正損73,738千円の内容は、平成13年度の税務申告上73,738千円の割賦設備の元金部分を誤って収入計上したことによる過年度決算の修正損である。確定決算書上このような多額の前期損益修正損を計上することについては、過去の会計処理が適正でなかったことを起因として本年度の期間損益を歪める不適切な事象であり、発生原因の十分な究明と改善措置が必要であると考える。また、上記【指摘⑤】に記載したとおり、青色申告承認申請書の提出の遅延によって平成13年度は白色申告事業者であったことから繰越損失は切捨てられており、その損益修正損を平成17年度の税務申告において損算入できるかどうかについては、高い税務リスクが存在するものと考えられる。仮に税務上の損金性が否認された場合には、約22,000千円の法人税等が課せられることになる。さらに加算税等が課せられるとすれば、センターにとって重大な資金流出を招く。センターの収益事業は公益事業を実施するための財源として経営上重要な事業であるため、本事業の運営に当たっては会計処理の適正性・継続性に加えて、法人税法等の税務上の取扱いについても十分な理解と慎重な取扱いが必要である。

【指摘⑦】A社との債権残高確認について

センターは、A社から割賦元金及びリース料残高についての残高証明依頼に基づく債権債務残高の確認を毎年実施している。この際、センターは、返済予定表のみで債権金額を確認し、決算書金額との照合を怠っていた。結果として会計処理誤りにより割賦債権残高は、当初の平成13年度からA社と一致しておらず、平成17年度に割賦債権を全額繰上償還した際に、割賦設備勘定が残ったため金額相違に気付いたとのことである。形式的な残高確認手続は無意味であり、実施する目的を再認識し、今後は債権管理を徹底する必要がある。

【指摘⑧】固定資産税税額の減額更正に伴うリース料収入の過少計上について

固定資産の構造区分誤りによる固定資産税税額の減額更正に伴い、結果として減額リース料返還金1,358千円（平成14・15・16年度分）がA社に過払いとなっている（リース料収入の過少計上となっている）。減額更正通知は平成18年7月ではあるが、センターが課税初年度に当然行うべき固定資産税課税通知書の構造区分と登記簿原本とを照合する作業を行っていれば、もう少し早く発見できたはずである。

リース資産等取得時に行う手続をマニュアル化して確実に実施し、今後このようなことがないようにする必要がある。

【指摘⑨】法人税等の計上時期について

法人税等の計上時期について、従前より税金支払時に費用処理しているが、当期の所得に係る税額であるので、当期決算に折り込むべきものである。平成17年度の法人税等についても税金支払時（平成18年5月31日つまり平成18年度）に費用処理しているが、法人税等（総額3,530千円）・消費税額（4,678千円）は平成17年度決算に未払計上すべきものである。

【指摘⑩】人件費について

人件費について、平成13年度及び平成14年度については1.5人分（総務課・設備投資支援課3人分×ほぼ50%分）を人件費計上していた。平成15年度については2.5人分（設備・投資育成グループ2人分×100%及び1人分×50%）を人件費として計上していた。平成16年度・平成17年度については2人分（設備投資課1人分×100%、設備投資課課長1人分×50%及び総務課課長1人分×50%）の人件費を計上している。平成18年度からは、2.5人分（設備投資課1人分×100%、設備投資課課長1人分×100%及び総務課課長1人分×50%）の予定であると聞いている。人件費金額は、平成13年度11,644千円だったものが、平成17年度では20,279千円にのぼり、当初に比して大幅な増加傾向にある。人件費配賦の基準について一貫性・継続性がみられないこと、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っているとは到底考えられない。

事業に従事する実態を反映しない人件費の計上は、適正な事業収支把握を歪めるばかりか、オーダーメイド型貸工場事業に関しては収益事業であるため、恣意的あるいは不適切な人件費配賦は課税所得を不当に圧縮することにつながり、税務上も問題となりやすい点である。業務量を反映した人件費の配賦基準について、十分検討する必要がある。

【指摘⑪】消費税預り金について

平成15年度・平成16年度に他会計区分から振替えられてきた消費税預り金4,013千円は、雑収入に振替すべきものである。

【指摘②】貸倒引当金の不計上について（設備資金貸付事業と共通）

平成13年4月分から平成15年4月分までのA社のリース料を勘予したことによる未収リース料残高543,256千円に対して適切な基準により貸倒引当金を計上すべきである。A社は民間会社であり、セクターの有する期末債権は必ず回収できるとは言い切れない。その場合には回収可能性を検討し、一定の貸倒見種額を決算上計上する必要がある。仮に正常債権の繰入率(2/100)を採用すると貸倒引当金は10,865千円となり、この額が貸倒引当金計上不足額である。なお、本事業により生じた所得は税務申告を行っていることから、税法上の法定繰入率(6/1000)で算定した貸倒引当金の計上金額分は税法上も損金とされるため節税の観点からも有用である。

【意見①】みなし寄付金について

平成17年度18,640千円を一般会計区分である設備貸与事業にみなし寄付⁸している。法人税計算における平成17年度の寄付金損金算入限度額（寄付金支出前の所得金額×20/100）は、2,753千円である。節税の観点からこの限度額を目安にみなし寄付金を行うことは許容できるが、これを超えるみなし寄付金は意味があるとは思われない。この結果、オーダーメイド型貸工場事業の今期収支は△21,976千円となり、明らかに適正な事業別収支を歪めている。

【意見②】委託業務契約について

セクターの行っているオーダーメイド型貸工場事業にかかわる建物の賃貸事業につきM商社及びIリース会社に対して報告業務を中心とした業務が委託されている。契約についてオーダーメイド型貸工場事業は指名競争入札に適さないとの理由で随意契約により締結されている。契約内容は、「定期業務」として報告業務・渉外業務等、「不定期業務」として賃借人負担の修繕等の支出が発生した場合の対応等、「賃貸借契約終了業務」として建物売却時の価格の妥当性の検証等の各々のアドバイズ又は情報提供業務であり、委託期間は賃貸借期間の満10年で総額168,000千円（年額16,800千円）である。

見積書における業務受託料算出根拠として、「定期業務」は中級管理者（1,800千円/月のコスト）を基準として3.5人・月分稼働がかり年額で6,300千円/年、「不定期業務」については著しく影響がある業務として中級管理者42.66人・月の稼働で76,800千円/年、大きな影響がある業務として中級管理者32人・月の稼働で57,600千円/年、影響のある業務として中級管理者10.66人・月の稼働で19,200千円/年とし、10年間に発生する回数を各々0.5回・1回・2回とし、総額10年で134,400千円、年額13,440千円としている。定期業務6,300千円/年と不定期業務13,440千円/年の合計金額は19,740千円/年で、この金額を削減し16,000千円との算出根拠である。

実際の稼働状況は、年に1回、2人で1泊2日程度の実地調査およびA社に対するアン

ケートが主で、この結果、定期報告書5ページが作成されている。定期報告書には、業務委託契約に基づき当該地及び立地周辺の状況・当該建物の利用状況・地代の妥当性の検証等が記載されているが、内容は非常に薄いものである。不定期業務については、見積書のよきな工数のかかる事案は今までほとんど発生していない。

明らかに見積書にあるような工数はかかっておらず、委託契約金額は業務内容に照らして妥当とは判断しがたい。契約締結時に10年一括契約とせずに実際の委託業務の稼働状況を見た上で2～3年毎の更新とする慎重さがあっても良かったのではないかと思われる。平成18年10月以降について、M商社及びIリース会社と交渉の結果、10%の値引きとなり、契約金額は年額15,120千円と変更されており、セクター側に一定の努力の跡は見取れるが、適正な委託金額の実現に向けて今後も値下げ交渉することが望まれる。

⁸公益法人が収益事業に属する資産のうち非収益事業のために支出した金額はその収益事業に係る寄付金の額とみなされる。

6. 地域産業総合支援事業会計

(1) 概要

①目的

商工労働部経営支援課の「青森県中小企業経営資源強化対策補助金」のうち、センターが行う「地域新事業創出支援事業」である。第一部第4 III-1. 経営支援課一補助金「9. 財団法人21あおり産業総合支援センター補助金」に概要を記載している。

②事業内容

本事業は新事業創出支援体制連携強化事業（産学連携フオーラム開催他）、産業集積・技術センター等発掘・活用事業（産業支援団体データベース維持管理他）、地域有望分野・案件企画支援事業等を含んでいる。

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	26,437	19,692	10,542
負担金収入	1,935	990	999
事業収益合計	28,372	20,682	11,541
収支差額	0	0	0

(2) 実施した手続

- (i) 地域産業総合支援事業実施要綱等の関連書類を閲覧し、担当者に質問を行った。
- (ii) 平成17年度決算書の分析・検討を行い、関連帳簿と照合した。
- (iii) 平成17年度の本事業に係る取引について必要に応じて伝票、原始証拠等と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

「第3 外部監査の結果及び意見(総論)」で指摘した事項及び以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】通信費について

通信費の主な内訳はインターネット利用のための専用回線(光ファイバケーブル)使用料である。月額219千円(税込)の支払であるが、近年通信コストが著しく下落していることを勘案すると、コスト削減の余地がないかどうか検討することが望まれる。

7. 経営革新支援事業会計

(1) 概要

①目的

商工労働部経営支援課の「青森県中小企業経営資源強化対策補助金」のうち、センターが行う「特定支援事業」の中の支援体制整備事業、窓口相談等事業、専門家派遣事業である。第一部第4 III-1. 経営支援課一補助金「9. 財団法人21あおり産業総合支援センター補助金」に概要を記載した。

②事業内容

本事業は専門家派遣事業、窓口相談事業、プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業等を含んでいる。

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-7-1のとおりである。

表2-7-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	36,145	34,022	28,421
受託料収入	310	287	954
負担金収入	4,520	3,823	2,691
事業収益合計	40,976	38,112	32,066
収支差額	0	0	0

プロジェクトマネージャーや外部専門家に支払う謝金や旅費が支出の大部分を占めている。相談件数の推移は表2-7-2のとおりである。

表2-7-2 相談件数の推移表

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受付件数	607件	556件	639件	666件

相談記録を閲覧する限り丁寧な対応が行われており、相談者から入手している事後調査票でも好意的なコメントが多い。

表2-7-3 支援成果一覧

分類	(単位:件数)																
	創 業 支 援	第 二 創 業	新 商 品 開 発	新 サ ー ビ ス 開 発	新 技 術 開 発	創 造 法 認 定	経 営 革 新 法	の 認 証 取 得	特 許 出 願	販 路 拡 大	産 学 共 同 研 究	業 務 提 携	I T 導 入	資 金 調 達			
平成 年度	9	3	8	0	2	9	13	8	3	14	5	1	1	0			
14年度	8	11	13	7	17	5	12	12	2	30	8	8	1	7			
15年度	21	2	8	3	8	3	25	25	2	10	9	2	22	1			
16年度	17	1	4	0	1	0	6	10	0	31	7	4	1	2			
17年度																	

表2-7-3は事業評価資料の一部である。事業評価は適切に行われており、事業効果もあるとの印象を受けた。

- (2) 実施した手続
- (i) 経営革新支援事業実施要綱等の関連書類を閲覧し、担当者に質問を行った。
 - (ii) 平成17年度決算書の分析・検討を行い、関連帳簿と照合した。
 - (iii) 平成17年度の本事業に係る取引について必要に応じて伝票、原始証憑等と照合した。
- (3) 監査結果及び意見
- 「第3 外部監査の結果及び意見(総論)」で指摘した事項及び以下の事項を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】設備資金貸付先の分析・助言業務の収支計上区分等

経営革新支援事業会計には、センターが、設備資金貸付事業の貸付先に対して、県から委託を受けて貸付実行後2～3年おきに借入先の財務分析及び助言を行ったことに対する委託料収入及び関連経費が計上されている。「第4 外部監査の結果及び意見(各論)4. 設備資金貸付事業会計」に記載のとおり、設備資金貸付事業は無利子貸付であり、センターの収入は県からの事務費補助金のみである。貸付業務の収支を適切に把握する観点からは、申込・診査から回収までの一連の手続から発生する収入及び経費を集計する必要があることから、委託料収入及び関連経費は設備資金貸付事業に計上する方が望ましい。そもそも、設備資金貸付事業の実施主体はセンターであるという前提に立てば、本来的には債権管理の一環として、本事業は、貸付主体であるセンターが当然実施すべき事業である。制度上無利子であるが故に収入がなく、本事業に係る経費を県が一部負担せざるを得ないにしても、県は、委託ではなく補助金という形で支援するべきと思われる。

8. 情報提供事業会計

(1) 概要

①目的

商工労働部経営支援課の「青森県中小企業経営資源強化対策補助金」のうち、センターが行う「特定支援事業」の中の人材育成・情報提供等事業である。第一部第4 III-1. 経営支援課一補助金「9. 財団法人21あおり産業総合支援センター補助金」に概要を記載した。

②事業内容

本事業は中小企業景況動向等情報整備事業、情報誌発行事業、電子メール提供事業の3つを内容としている。

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-8-1のとおりである。

表2-8-1 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	(単位:千円)		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
勘定科目			
補助金収入	17,726	13,356	14,311
市補助金収入	1,342	1,070	0
受託料収入	4,892	0	0
分担金収入	1,695	686	690
事業収益合計	25,656	15,112	15,001
収支差額	△68	171	426

(2) 実施した手続

- (i) 情報提供事業実施要綱等の関連書類を閲覧し、担当者に質問を行った。
- (ii) 平成17年度決算書の分析・検討を行い、関連帳簿と照合した。
- (iii) 平成17年度の本事業に係る取引について必要に応じて伝票、原始証憑等と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

「第3 外部監査の結果及び意見(総論)」で指摘した事項及び以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】随意契約について

貸借借(リース)契約は競争入札ではなく随意契約によっている。センターの財務規程第20条により、予定価格が80万円を超えない場合は随意契約によることができるとされており、この場合も単年度の貸借料支払額で随意契約の可否を判断している。しかし、リ

リース契約の場合は複数年契約が通常であるから、リース債務総額で随意契約か否かを判断すべきであると考えられる。

【意見②】 賃貸料及び委託料について

本事業会計で計上されているパソコン等機器の使用料及び賃貸料と保守に係る委託料はセンター全体で使用されている機器に係るものであり、情報提供事業会計のみに負担させる会計処理は実態を反映していない。

「第3 外部監査の結果及び意見(総論) 3. (1) ①会計処理の公益法人会計基準等への準拠性」で前述したように、全体として会計区分間の流用が多い。事業ごとに会計を区分している趣旨は、事業ごとの収支を把握することにある。会計区分間で流用したり、特定事業が組織全体にかかわる費用を負担することは適切な処理と言えないため、留意が必要である。

【意見③】 委託契約の成果物について

(i) 「県内中小企業景況動向調査報告書」(発行部数 200 部)

センターは、県内各地域の商工会が取りまとめた景況調査を集計して調査報告書を作成している。これに係る主な発生経費は各商工会に調査票を郵送するための通信費、完成した報告書を郵送するための通信費、各商工会のデータを集計・入力するための人件費である。

県内全体の動向を調査したものととして報告書自体は有効なデータであり、調査に協力した各事業者に配布するため各商工会からの送付希望が増えていることであるが、センターから商工会、商工会から希望者に郵送するコストを考えれば、既にセンターのホームページで公開しているように、各商工会のホームページで公開またはリンクする方法に変更することを検討することが望ましい。

そもそも当該調査の対象者は誰を想定しているのかが明確ではない。商工会議所連合会も補助事業で県内の「モデル賃金調査」を行っている(第一部第4 1-1. 商工政策課一補助金「6. 青森県商工会議所連合会補助金」参照)。景況調査、モデル賃金調査ともに、県民にも有用な情報ではあるが、主として県が分析・検証し、今後の商工政策を企画立案する上で必要なデータであると思われる。そうだとすれば、県の補助事業ではなく委託事業として位置付けることが適切ではないかと思われる。今後は、利用者として誰を想定するのかを明確にした上で、実施形態を見直すことが必要と思われる。

(ii) 情報誌「産業あおり」(発行部数 3,200 部) 及び「メールマガジン」(発信件数 1,500 部)

いずれも内容は充実しているものとの印象を受けたが、反面これらの情報提供がどの程度利用されているのかについて疑問が生じた。一般的に会社には商工会、青色申告会、会計事務所、業界団体などから様々な情報関連誌が提供されている。例えば他県では例があるが、年会費を有償にした場合、「産業あおり」を定期購読する事業主がどれだけいる

であろうか。情報提供事業はその事業効果が把握しづらく、ややもすれば情報を発信すること自体が目的となってしまう。発信した情報が事業者の目に留まるものかどうか、真に経営上有効なものかどうか、経営革新等のアクションを起こすために効果的に使われているかどうかといった観点から分析調査した上で、事業の存廃やメニューの変更を検討していく必要があると考ええる。

9. 情報化基盤整備事業会計

(1) 概要

①目的

「中小企業に対する情報化支援活動の強化を図るため、センターの経営基盤の整備を目的とする」事業である。情報化支援活動とは、「コンピュータ等の情報機器を活用する中小企業の情報化を支援する活動」である。

②事業内容

- (i) コンピュータなどの情報機器、ソフトウェアの基礎知識などに関するパンフレットの発行など情報化に対する正しい認識・理解を深める事業
- (ii) 中小企業者から情報化に関する各種相談に応じる事業
- (iii) 情報化を進める中小企業相互の交流などの事業

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-9-1のとおりである。

表2-9-1 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受取利息	7,529	7,325	5,234
事業収益合計	7,529	7,325	5,234
収支差額	△270	4,047	3,379
普通預金	4,875	5,422	10,498
定期預金	25,778	91,806	0
投資有価証券	264,221	208,193	299,714
基本財産	300,000	300,000	300,000

(単位:千円)

(2) 実施した手続

- (i) 情報化基盤整備事業実施要綱等の関連書類を閲覧し、担当者に質問を行った。
- (ii) 平成17年度決算書の分析・検討を行い、関連帳簿と照合した。
- (iii) 平成17年度の本事業に係る取引について必要に応じて伝票、原始証憑等と照合した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】人件費の内部取引

本事業に従事する職員の人件費相当額をビジネスサポートセンター運営事業会計が負担している。同一法人間における事業部間の資金移動であるにもかかわらず、決算書ではこの負担額を未収金として計上している。このような実態を伴わない費用の会計間の付替え(2. 設備貸与事業会計【指摘①】参照)は適切でない上、法人全体の決算書上でも未収入金という勘定科目が計上されたままになっているのは不適切である。法人内の内部取引により生じた債権債務は、外部報告目的の計算書類においては相殺表示すべきである。

【意見①】事業の今後の方向性

本事業会計では、基金の運用益を事業費に充当してきたが、表2-9-1のとおり運用益は減少している。事業内容自体も既に役割を終えた感があり、平成12年度を最後に事業は行われていない。基金の原資は県及び国からのものである。関連資料を閲覧したところ事業の終期や資金の引揚げに関する文書が存在しないと思われる。センターからの事業報告は毎年度県に対して行われており、事実上事業が行われていないことを県は認識しているはずである。県は事業の方向性について速やかに決定することが必要と考えられる。

10. 技術振興事業会計

(1) 全体の事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-10-1のとおりである。

表2-10-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	1,000	0	19,459
受取利息	8,508	7,895	7,408
受託料収入	126,197	98,506	18,457
事業収益合計	135,706	107,355	45,325
収支差額	1,903	1,953	3,886
普通預金	11,177	12,755	6,860
定期預金	158,472	185,104	154,074
投資有価証券	340,102	313,470	344,500
技術振興基金	498,574	498,574	498,574

10-1. 研究開発構築事業

(1) 概要

①目的

県内の研究開発シーズを調査するとともに、地域の企業と大学等が構成員になっている研究部会の活動を支援することによって、独創的・先駆的な研究シーズを発掘・育成することを目的としている。

②仕組み

研究テーマを募集し、それをプロジェクトマネージャーがランク付けし、研究開発等支援事業審査委員会で決定する。採択された研究テーマには10万円を上限として委託料が支出される。研究開発等支援事業審査委員会は、学者、県に研究所のある企業の方などで構成されている。財源は、技術振興基金の運用益である。

③ 事業実績

平成17年度に採択されたテーマは、応募件数3件のうち、1件のみで、10万円の委託費が支出された。

(2) 実施した手続

テーマの選定から交付決定、研究結果の受領までを担当者へ質問するとともに、関連する書類を確認した。

会計帳簿の閲覧と担当者への質問により、会計処理が適切になされているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

10-2. 研究開発支援事業～研究開発委託事業

(1) 概要

①目的

企業化の可能性を有する地域ニーズに基づいた、初期的段階の研究開発課題の発掘・育成を目的として、大学等の研究機関に対して研究を委託している。

②仕組み

研究テーマを募集し、それをプロジェクトマネージャーがランク付けし、研究開発等支援事業審査委員会で決定する。採択された研究テーマには30万円を上限として委託料が支出される。研究開発等支援事業審査委員会は、学者、県に研究所のある企業の方などで構成されている。

③実績

平成17年度は、応募件数24件に対して10件が採択され、合計3,000千円が支出された。

④その他

本事業は、平成18年度からは、県の商工労働部新産業創造課でシーズ熟成事業として実施している。その後も平成19年度はセンターで実施することを検討する等、事業実施主体が流動的である。

(2) 実施した手続

(i)研究開発支援事業の選定に関する書類の閲覧と担当者への質問により、申請から交付までの手続が適切になされているか確認した。

(ii)会計帳簿の閲覧と担当者への質問により、会計処理が適切になされているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

第一部第4 外部監査の結果及び意見(各論) IV-2 「7. 熟成シーズ活用産学官共同研究事業委託費」【意見①】に記載した事項を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

10-3. 地域新生コンソーシアム研究開発事業

(1) 概要

①目的

産学官の強固な共同研究体制を組み、高度な実用化研究開発を行い、新産業の創出に貢献しうる製品等の開発を目指すことを目的としている。

② 仕組み

国（東北経済産業局）からセンターが委託を受け、センターが研究者に再委託をしている。

③ 実績

平成17年度は、平成16年度からの継続事業の「乳がんHER2遺伝子の発現判定支援システムの開発」に対し、国から受託料収入を受け取り、その全額が、機械の購入、企業、大学への再委託費、その他経費に使われている。

(2) 実施した手続

関係書類や会計帳簿の閲覧と担当者への質問により、受託から再委託、その結果報告までの手続及び会計処理が適切になされているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

10-4. 広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業

(グローバル産業創出・集積支援プロジェクト事業)

(1) 概要

①目的

ライフサイエンス分野の産業集積及び農林水産資源等を活用した産業集積を図るため、産学官金によるネットワークを形成し連携を促進するとともに、研究会を立ち上げ、事業化を目指すことを目的としている。

事業の推進にあたっては、民間企業の知見を活用するため現役企業人をクラスターマネージャー及びサングラスターマネージャーとして委嘱・配置するとともに、新商品・新技術の調査・評価にあたっては、専門家等を活用し事業化の検討を行っている。また、本事業により事業化される案件を広く周知させ、産学クラスター形成のためのネットワーク化を図るため、産学クラスター創出シンポジウムや販路開拓支援会議の開催、ホームページ作成による情報提供を行っている。

②仕組み

センターは、国（経済産業省）から広域的新事業支援連携等事業費補助金を受領し、そ

れを財源にして本事業を行っている。

③実績

平成17年度開始事業であり、平成17年度は国から19,459千円の補助金を受け、全額を上記活動に支出している。その約9割は、クラスターマネージャー等の謝金や旅費にあてられている。

産学官金を構成メンバーとする「グローバル産業創出・集積支援プロジェクト運営会議」を設置し、そこで10のテーマを抽出し、事業化を推進したところ、そのうち、4つの事業について販路開拓・事業拡大の取り組みや事業化への進展が図られた。

(2) 実施した手続

関係書類や会計帳簿の閲覧と担当者への質問により、受託から再委託、その結果報告までの手続及び会計処理が適切になされているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

10-5. 産学官交流推進事業

(1) 概要

①目的

産学官連携の一体的な推進のために「産学官交流会議」を設置し、県内の企業、大学等及び公設試験研究機関の研究機能を連携して研究課題の発掘・育成、共同研究・事業化等の促進、及び産学連携推進会議の推進、情報提供等を図ることを目的としている。

②仕組み

本事業は、技術振興支援に関する間接的な管理事務作業となる。そのため、技術振興基金の運用益を財源とし、会議やフォーラム等の開催のための事務費用に支出される。

③実績

県及び社団法人青森県工業会と共催でフォーラム等を計4回開催した他、研究開発等支援事業審査委員会を2回開催し、地域新生コンソーシアム研究開発事業への申請を3件行っている。

(2) 実施した手続

担当者に質問を行うとともに会計帳簿を調査した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.1. 地域技術起業化推進事業会計

(研究開発支援事業～地域技術開発助成事業助成金)

(1) 概要

①目的

県内の企業等が、県内の大学等、公設試験研究機関との共同研究による技術開発、製品開発を行うことにより、新事業・新産業の創造を目指し、戦略的な研究開発プロジェクトとしての国等の提案公募型研究開発事業等へのステップアップを図るものである。

②仕組み

企業が大学等、公設試験研究機関と行う共同開発による技術開発、製品開発のための経費に対し、その1/2以内で、1企業当たり250万円を限度に助成する。地域産業活性化基金440百万円の運用益が財源となっている。

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受取利息	6,983	6,485	6,087
事業収益合計	6,983	6,485	6,087
収支差額	827	1,292	6,087
普通預金	22,335	22,590	3,822
定期預金	156,534	178,505	113,418
投資有価証券	283,465	261,494	326,311
地域産業活性化基金	440,000	440,000	440,000

(単位:千円)

平成17年度は、応募は2件あったものの、研究開発等支援事業審査委員会の選定の結果、該当なしとなったため、助成実績はなかった。

(2) 実施した手続

- (i)研究開発支援事業の選定に関する書類の閲覧と担当者への質問により、申請から交付までの手続が適切になされているか確認した。
- (ii)会計帳簿の閲覧と担当者への質問により、会計処理が適切になされているかどうか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】事業費の負担会計区分

平成17年度は該当する事業が選定されなかったが、その募集、選定作業で事務作業がかかっているはずである。しかし、その費用は、技術振興事業会計、あるいは管理運営事業会計に計上されているとのことである。地域技術開発助成事業の募集、選定作業は技術振興事業と並行して行われているが、別会計になっている以上、その費用全額を技術振興事業会計等に負担させるのは適切ではない。

【意見①】基金の有効活用

地域産業活性化基金の残高440百万円に対し、平成17年度の利用実績は0件であった。これでは、多額の基金が有効活用されずに眠っていることになる。

例えば、前記の「10-5.産学官交流推進事業」は、基礎研究の段階から実用化、事業化までを、研究開発構築事業、研究開発委託事業、地域技術開発助成事業、地域新生コソノジウム研究開発事業というステップアップしていく事業をワンストップで支援する目的があるのだから、財源となる基金が別とはいえ、技術振興事業会計と地域技術起業化推進事業会計とを一本化して資金管理したほうが、効果的効率的な支援事業を展開できるものと思われる。

このような例も含め、センターは、基金の効率的、効果的利用を早急に検討すべきである。

1.2. 地域結集型共同研究事業会計

(1) 概要

①目的

県は、平成13年9月に独立行政法人科学技術振興機構(以下、「JST」という。)が実施する地域結集型共同研究事業の対象として採択された。県が平成13年1月に策定したクリスタルバレイ構想(むつ小川原工業開発地区にフラットパネルディスプレイ関連産業の生産工場の集積と研究開発機能の整備を図ることにより、国際競争力を持ったハイテク産業育成や県内製造業の再生復活を目指す構想)の早期実現を図るため、JSTからの受託事業である本事業を平成13年から5年間にわたって実施している。

②事業実施体制

事業総括：蝦名武 青森県副知事

中核機関：センター

研究総括：内田 東北大学教授

研究機関：県内を中心とした7大学、民間企業13社、青森県工業総合研究センター

合計59名の研究スタッフ

③事業成果

平成17年度の研究成果については、国内外の学会等で35件(うち海外発表22件)の研究発表表を行ったほか、試作した15インチ液晶ディスプレイを国際学会やシンポジウム等で公開し、高い評価を受けた。また、この研究開発における派生技術として「液晶プロセスクッター」「液晶可変フィルムター」の開発を進めるとともに、県内企業との連携により「液晶粘性係数測定装置」の実用化を図った。研究開発の知的財産化については、新たに10件の特許出願をし、本事業に係る特許は27件となった。

(2) 事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金(注1)	32,929	30,364	27,880
受託料(注2)	242,857	230,857	232,857
事業収益合計	275,786	261,221	260,737
給与手当	29,284	29,291	29,302
福利厚生費	9,523	9,571	9,847
賃金	51,663	54,976	59,326
謝金(注3)	25,903	24,531	15,396
旅費	15,704	14,055	20,113
備品費	83,736	47,814	34,043
委託料(注4)	30,120	45,797	51,638
収支差額	△2,141	△1,534	0

(注1) 各年度の補助金は県からの地域結集型共同研究事業費補助金である。

(注2) 受託料はJST242,500千円(税込)と県の「クリスタルバレイ関連企業立地動向調査」2,000千円(税込)である。

(注3) 謝金は特許事務所への報酬、エージェント等への報酬である。

(注4) 委託料は大学等研究機関への共同研究費である。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.3. 債務保証事業会計

(1) 概要

①目的

債務保証事業は、青森地域テクノポリス区域内の企業が高度技術の開発を行い、又は高度技術を製品の開発に利用するために必要とする資金について、銀行その他金融機関から借り入れる場合に債務保証を行うものである。債務保証の額は、1企業当たり2,500万円を上限とし、貸付期間は7年以内としている。

②仕組み

センターは、金融機関の融資原資として、借入額の1/3を預託するとともに、金融機関に対して100%債務保証する。預託金相当額は、県から無利子融資を受ける。預託金は、一旦年度末で引き上げ、翌年度期初は、また預け入れる。前年度末の残高の1/3を預け入れた後は、債務弁済により残高が減ったとしても資金を返還させる条項はない。

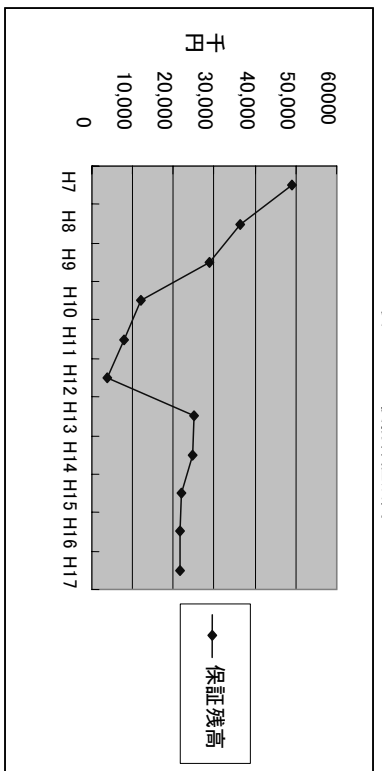
なお、センターは、本事業に係る債務保証額の半分を財団法人日本立地センターテクノポリス債務保証基金に再保証させ、その再保証料を債務保証開始時に一括して支払っている。

また、センターは融資実行に当たって、信用調査及び技術審査を委託する等して実施している。ちなみに前者のうち財務審査は、取扱金融機関が実施した結果を参考に、センターが最終的に判断している。技術審査は委託され、その結果格付けがなされるが、貸付を実施するかどうかが判断するための格付水準は決まっていないことである。

③事業実績

過去の本制度利用実績の推移は表2-13-1のとおりである。平成13年度以降の新規保証はなく、平成14年度以降は新規案件を受け付けていない。現在では、(有)I社への保証のみが残高として残っている(本件に関しては(3)【意見③】参照)。

表2-13-1 債務保証残高



(注) 上表のH17は平成17年度を意味している。

また、過去3年間の主要勘定の推移は表2-13-2のとおりである。

表2-13-2 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度				平成16年度				平成17年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
受取利息	160				159				159			
事業収益合計	160				159				159			
収支差額	△5,247				68				49			
定期預金									39,433			
長期定期預金												145,433
									106,000			0

(単位:千円)

(2) 実施した手続

- (i) 勘定科目・会計処理の妥当性及び平成17年度決算書の内容を調査した。
- (ii) 債権の回収可能性について検討した。
- (iii) これまでの事業の実績や効果を把握し、本制度の有効性について検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業の有効性

本貸付制度は、金融機関に対して預託を行うとともに、債務保証を行うという利用者にとって手厚い内容となっているが、制度自体の知名度の低さや他の貸付制度との違いが分かりにくい等の理由等から、上記のとおり殆ど利用がなされていない状況である。

センターは、すでにこの制度が社会経済的存在意義を失っているのかどうかを見極め、そのように判断される場合は、制度を廃止する方策を採ることが望ましい。

【意見②】債務保証基金と代位弁済引当金

債務保証事業会計には、正味財産の部に債務保証基金 106,000 千円、負債の部に 39,433 千円の代位弁済引当金が計上されている。これらの基金の造成や代位弁済引当金の計上については、何ら取り決めや規定等の明文はない。この事業は旧財団法人青森テクノポリス開発機構から継承されたが、これらの科目も旧法人からそのまま受け継いだものと考えられる。

センターの沿革によると、当該債務保証基金は、県、市町村（青森市、弘前市、黒石市等）、民間企業の出捐によって造成され、その運用による利息収入から経費を差し引いた運用益を代位弁済引当金として繰り入れてきた。しかし、その後、代位弁済引当金の残高が過大になっていることから自主的に引当金繰入を停止したとのことである。なお、この引当金は、平成 10 年のH社の自己破産に伴い、求償権償却に充当されている。

実質的に事業を所管している県によると、本事業の主管省庁であった旧通商産業省からの指導により当該基金を他の基金と統合することが禁じられており、設定時の趣旨からして、本事業終了後、当該基金は当然のことながら、その運用益で形成された代位弁済引当金についても出捐者に対して返還されなければならないとのことである。

このようにセンターが実質的に支配できない基金や引当金の原資を、センターの資産として計上すること自体が適切であったのかどうかについては疑問であるが、それらに係る取り決め等が上述のように明文化されていないため、現時点では判断が難しい。

いずれにしても、上述の【意見①】のように、当該事業の社会経済的な意義が薄れてきている現段階で、出捐者等の利害関係者と早急に調整を行い、今後、基金や引当金の原資をどのように返還すべきかについて合意を形成して明文化しておくべきである。

なお、代位弁済引当金は上述のように計上基準が明確でなく、利益留保として計上されてきた経緯から、新公益法人会計基準上認められるものではない。従って、【意見③】で記述する合理的に見積られる損失発生額を超える金額については、早急に返還の処理を取り、預り金等に振り替える等の措置が必要である。

【意見③】(株)1社に対する債権の回収可能性

平成 17 年度末に債務残高として残っている 1 件 (21 百万円) については、平成 17 年度中に経営難から延滞が始まり、同年度末までにはすでに金融機関が期限の利益の喪失を通告していた。その後、平成 18 年 5 月に保証債務の実行を求められ、センターは求償権を計上している。なお、金融機関から根抵当を継承しているが、これからの回収は殆ど望めない。

平成 17 年度末において、センターはこのような事情を金融機関経由で把握していたのであるから、求償権に転換する前の段階であっても合理的な債務保証損失の見積額について引当金を計上することが必要であったと思われる。直接債権の償却を行うかどうかに関係なく、将来の確実な損失の発生が見込める場合は、原因となる事象の発生した時期に引当金を計上することが必要である。

【意見④】保証料の計上基準について

センターは、「(1) ②(仕組み)」で記述したように保証債務の半額を財団法人日本立地センターテクノポリス債務保証基金から再保証を受けており、保証料は、全期間分を債務保証開始時に一括して支払っている。この会計処理は、現金ベースで保証料を支払った事業年度で全額を費用計上しているが、創造的企業創出支援事業会計では期間按分していた。保証料の金額の重要性がなければ現金主義による計上でも差し支えないと考えられるが、センターにおける金融業の比重が高い以上、期間按分が適切であると考えられる。

⁹⁾単に事業を行うための資金を預かったという位置付けであれば別の会計処理となる。

1.4. 創造的企業創出支援事業会計

(1) 概要

①目的

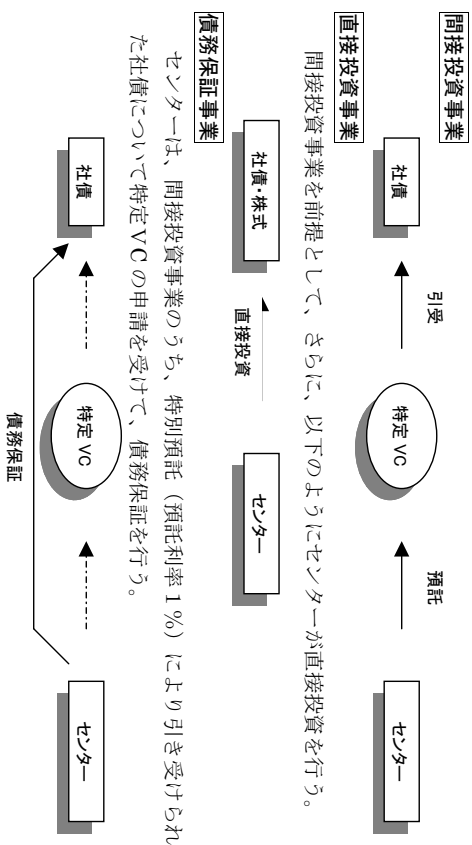
創造的中小企業創出支援事業は、中小企業者の創造的活動の促進に関する臨時措置法(以下、「創造法」という。)に基づき、同法第4条第1項の認定を受けた者及び新事業分野の開拓、新商品の開発及び新技術の開発等の事業活動を積極的に展開し、本県産業界をリードしていくような企業成長意欲の強い企業者に対して、地元ベンチャーキャピタル(以下、「特定VC」という。)と連携することにより、センターが直接或いは間接投資するものである。

直接投資事業とは、センターが直接、創造的中小企業に対して投資する事業であり、間接投資事業とは特定VCが創造的中小企業に対する投資を行う場合に、センターが当該特定VCに対してその投資の原資を預託する事業をいう。債務保証事業とは、特定VCからの申請に基づき、創造的中小企業の発行する社債の償還について債務保証を行うものである。なお、本事業は財団法人21あおもり創造的企業支援財団から継承した事業である。

②仕組み

上述のように本事業は3つの事業から成り立っている。それぞれの仕組みは図2-14-1のとおりである。

図2-14-1 創造的企業創出支援事業のスキーム



センターは、間接投資事業のうち、特別預託(預託利率1%)により引き受けられた社債について特定VCの申請を受けて、債務保証を行う。

③事業実績

これまで本事業の対象となったのは8社である。平成17年度末時点では、表2-14-2で示す件の残高があったが、②)に関して平成18年5月に繰上償還されている。

なお、本事業は、創造法が平成17年4月に廃止されたことから、平成17年度以降、新規案件はない。ちなみに、この制度を利用した企業で株式会社公開に成功した例はこれまでにない。

表2-14-2 本事業の対象(平成17年度末時点)

企業名	投資金額		債務保証	投資年月日		償還期限
	間接投資	直接投資		平成 9 年 3 月 31 日	平成 19 年 3 月 30 日	
①D 工業	100,000	-	-	平成 9 年 3 月 31 日	平成 19 年 3 月 30 日	
②T 食品㈱	100,000	10,000	70,000	平成 9 年 3 月 31 日	平成 19 年 3 月 30 日	
③㈱M	60,000	-	42,000	平成 9 年 12 月 12 日	平成 19 年 12 月 11 日	
④N㈱	30,000	-	21,000	平成 10 年 2 月 27 日	平成 15 年 2 月 27 日	
⑤D 工業㈱	100,000	-	70,000	平成 13 月 3 月 30 日	平成 22 年 3 月 29 日	
⑥㈱E 社	35,000	-	24,500	平成 15 年 9 月 26 日	平成 22 年 9 月 26 日	
合計(注1)	395,000	10,000	206,500			

(注1) 求償権に転換された④を除く。

また、過去3年間の主要勘定の推移は表2-14-3のとおりである。

表2-14-3 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	0	3,000	0
受取利息	22,389	21,594	21,622
保証料収入	1,321	1,032	1,032
事業収益合計	33,496	35,411	22,655
収支差額	0	0	0
普通預金	20,912	12,059	10,585
定期預金	120,446	147,335	180,494
投資有価証券	661,421	660,332	659,242
長期定期預金	440,000	440,000	440,000
預託金	395,000	395,000	395,000
県借入金	1,505,0000	1,505,0000	1,505,0000

(2) 実施した手続

- (i) 本会計に計上されている平成17年度の債権残高の回収可能性を検討した。
- (ii) 引当金の計上基準について検討した。
- (iii) 本制度が有効に活用され、本来の目的を達成しているかどうかについて検討した。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】代位弁済引当金について

現在、貸借対照表上、15,400千円の求償権（流動資産）が計上されている。これは、平成16年度に代位弁済したN㈱に対する求償権（表2-14-2④の債権に原因を啓するもの）である。平成17年度末においては、まだ連帯保証人全員の破産が確定しておらず償却基準を充たしていないとすることで償却処理を行っていない。しかし、実質的には回収可能性は乏しいと思われる。なお、本事業の債権については、中小企業金融公庫の研究開発等促進保険包括保証保険の対象となっており、回収不能額の半額は担保される仕組みとなっている。従って、回収不能額は上記の求償権額の半分7,700千円と見積もることができる。

一方、貸借対照表には代位弁済引当金が186,857千円計上されている。代位弁済引当金には、定まった計上基準がなく、これまで剰余が生じた際に引当金繰入を行ってきたため、ここまで残高が膨らんだとこのことである。平成17年度において、代位弁済引当金に21,096千円が繰入られているが、これも剰余相当額の繰入である。

債務保証事業と同様、代位弁済引当金は利益留保性の引当金であり、新公益法人会計基準では計上は認められるものではない。従って、上述の合理的な損失発生額の見積による引当金計上額を除いては、早急に戻入の手続を採る等の措置が必要である。

【意見②】果借入金について

平成17年度の本会計の要約貸借対照表を示せば、表2-14-4のとおりである。

表2-14-4 創造的企業創出支援事業要約貸借対照表(平成17年度末)

資産の部		負債の部	
現金預金	191,080	機械類信用保険預り金	7,699
その他流動資産	1,489	前受金	2,665
求償権	15,400		
(流動資産合計)	207,969	(流動負債合計)	10,355
投資有価証券	659,242	果借入金	1,505,000
長期定期預金	440,000	代位弁済引当金	186,857
預託金	395,000		
(固定資産合計)	1,494,242	(固定負債合計)	1,691,857
資産合計	1,702,212	負債合計	1,702,212

(注) 上記のうち預託金は全額間接投資に係るものであるが、投資有価証券のうち直接投資に係るものは僅か10百万円である(表2-14-2参照)。

発生する仕組みとなっている。現時点の事業の状況からみて、この資金調達額は過大であり、現在の事業の規模及び本事業が平成17年度で終了することを踏まえると、もつと以前から借入金の規模をより適正な金額に絞っておくべきであったともいえる。このようにセンサーに利子収入をもたらすために県の多額の資金が投入されることの妥当性については検討が必要であり、県全体の資金の有効活用の観点から見直すべきであるといえる。

【意見③】債権管理について

当該事業のセンサー担当者は1人であるためか、情報は間接的に特定VCから得られるものの、実質的な債権者としての管理が不十分である様子が伺われた。現在でも残高として残っている4社については、監査時点(平成18年8月現在)においてただちに回収可能性を疑わせる事象は発見できなかった。しかし、表2-14-2中の「①IT工業」については、平成17年6月期の決算で赤字・当期末処理損失を計上しており、また、同じく「③㈱M」についても債務超過ではないが欠損金が発生していた。財政状態の最新情報は常に入手しておくことは債権者として当然であるし、このような債務者に不利な現象が生じている場合は、訪問等を行い、その原因の調査とともに将来の見通し等の説明を受けておく必要がある。

表2-14-4を見ると分かるように、県からの無利子借入金の大半は、投資有価証券や定期預金等で運用され、預託金も1%以上の利息収入が得られるため、この会計には剰余金が

1.5. 取引推進事業会計

(1) 概要

①目的

取引推進事業は下請取引のあっせん強化などの各種事業を実施するものである。第一部 第4 Ⅲ-1. 経営支援課一補助金「9. 財団法人21あおもり産業総合支援センター補助金」の「9-1. 中小企業経営資源強化対策費補助金」の下請企業振興事業から12,866千円、「9-3. 取引推進事業補助金」から57,974千円の合計70,840千円の補助金を財源としている。

②事業内容

取引推進事業の内容は以下のとおりである。

(イ) 受発注情報等収集提供事業

ア. 発注情報収集提供事業

(ア) 発注企業調査事業

・ 発注登録企業に対して発注ニーズ調査を実施

・ 外注利用状況調査

(イ) 大規模プロジェクト情報収集提供事業

原子燃料サイクル施設建設工事、東通原子力発電所第1号機建設工事、大間原子力発電所建設工事に係る発注企業に対して県内企業の活用を要請

(ウ) 広域取引情報収集提供事業

首都圏発注企業の取引情報の収集及び県内下請企業への情報提供のため、広域専門調査員を委嘱

イ. 受注情報収集提供事業

(ア) 受注企業名簿作成事業

発注開拓及び取引情報の提供のため登録企業名簿「青森県企業ガイドブック」を作成

(イ) 企業情報収集提供等事業

県内企業PR及びび企業情報提供のため「受発注情報あおもり」をメール配信

(ii) 商談会等開催事業

ア. 広域商談会開催事業

平成17年7月 東京都内において、北東北3県合同開催による、首都圏発注企業と新規取引機会の増大を図るため、「岩手・秋田・青森3県合同商談会」を開催

イ. 受発注企業情報交換交流会事業

平成17年10月 八戸市内において、県内受注企業の受注機会の増大を図るため、首都圏発注企業と県内受注企業との情報交換交流会を開催

ウ. 中小企業総合展事業

県内中小企業の優秀な技術・製品等を展示する「中小企業総合展2005」への参加

(2) 実施した手続

(i)当該事業における補助金の交付申請から精算までの一連の過程を検証し、補助金に係る手続が適正に行われているかどうか確認した。

(ii)当該事業に係る費用・収益の内訳を調査し、内容に不適切なものはないか確認した。(iii)当該事業に係る費用の領収書・請求書等を閲覧し、適切な処理が行われているか確認した。

(iv)当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業が検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】事業の有効性

表2-15-1は、県補助金額と受発注情報等収集提供事業における取引あっせん実績の年次推移（平成13年度から平成17年度）をまとめたものである。

表2-15-1 県補助金額と受発注情報等収集提供事業における取引あっせん実績の年次推移

実績項目	年度					平成17年度
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
補助金額(千円) (注1)	80,472	82,142	77,094	73,571	70,840	
収支差額	0	0	0	0	0	
登録企業数	発注企業	25	18	△4	6	31
	受注企業	45	14	△38	△3	△3
発注申出件数	295	219	141	109	89	
受注申出件数	139	82	54	75	40	
あっせん紹介件数	成立件数	367	273	166	110	147
	あっせん紹介件数	217	97	62	44	27
不成功件数	不成功件数	139	167	93	99	124
	折衝中の件数	38	47	58	25	21
契約成立当初受注金額(千円)	1,131,468	394,986	329,689	107,507	68,243	
発注開拓企業件数	390	239	214	238	267	

(注1) 平成16年度までは国庫補助金と県からの補助金の合計である。

表2-15-1にある数字はその波及効果については示していないため、これが当該事業の成果のすべてではないと考えられるし、一般的に、事業の成果は好不況の影響を強く受ける。したがって、事業の効果について絶対的な数値をもって評価することは難しい。

しかし、成果指標の経年変化を見ると全ての指標において減少傾向が顕著であることがわかる。結論としてこの事業がその効果を失いつつあると言わざるを得ない。

県は、当該事業に対する補助金の額を、平成14年度をピークに削減させつつあるが、今後この事業を継続するかどうかも含めて再考する必要がある。また、事業を継続するとしても、事業の位置づけをあいまいにせず、将来の効果を見据えた補助金額の増額や人員の加増などの支援を実施すべきである。

1.6. ビジネスサポートセンター運営事業会計

(1) 概要

①目的

県中小企業が首都圏で戦略的な企業活動を行うための活動拠点として、東京八重洲にビジネスサポートセンター（以下、「東京ビジネスサポートセンター」という。）を設置・運営するものである。

東京ビジネスサポートセンターでは、以下の事業¹⁰を実施している。

- (i)共同オフィス提供事業（県内企業に、長期・短期貸しブス、商談室、会議室等の各施設を提供し、企業活動を支援する。）
- (ii)受発注仲介・情報収集提供事業（首都圏の発注企業を開拓するとともに発注情報を青森県内企業へ提供し取引の斡旋をする。）
- (iii)情報交換交流事業（首都圏へ進出している県中小企業の方達と情報交換を行うため、セミナーや先進企業視察会等を行う。）
- (iv)販路開拓支援事業（商品開発、販路開拓、マーケティングに携わっているサポーターにより県内中小企業の首都圏での販路開拓や事業拡大を応援する。）

また、大連ビジネスサポートセンター事業は、県からの受託事業であり、県内中小企業が大連市を中心とした中国東北地区で戦略的な企業活動を行うための活動拠点を提供するとともに、中国東北地区の情報収集等に利用することを目的としている。

②仕組み

東京ビジネスサポートセンターは、県が賃借している建物の一角を使用し、所長1名と職員1名が常駐している。

これらの事業に係る経費は、利用料、受取利息、賛助会費、市負担金等で賄われている。大連ビジネスサポートセンター事業は、県からの受託料によって賄われる。

③実績の推移

過去4年間のビジネスサポートセンターの利用件数等の推移は表2-16-1のとおりである。利用件数・利用料請求額とも順調に前年を上回っていると思われる。

表2-16-1 ビジネスサポートセンター利用件数等推移表

実績項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
来場者数	4,511	5,055	5,168	5,131
利用件数	250	380	405	418
利用料請求額	1,075,071	1,170,550	1,272,865	1,699,067

(単位:人、円)

¹⁰ <http://www.21aomori.or.jp/tsaport/01gaiyou/index.html>

(2) 実施した手続

- (i) ビジネスサポートセンター運営事業会計の平成17年度決算に計上されている各勘定科目の内容を検討するとともに、他の会計との区分経理の適切性を検証した。
- (ii) ビジネスサポートセンター内のリース等の貸付手続を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】建物賃貸借契約書について

東京ビジネスサポートセンターは、東京の住友生命八重洲ビル5階の一角にある。当該建物の使用部分については、県が所有者との間で賃貸借契約書を締結し、その一部をセンターに無償で転貸している。無償の理由としては、本事業が県の中小企業育成政策の一貫を担う事業であるからとのことである。

監査日(平成18年9月28日)現在、県とセンターとの賃貸借契約書を閲覧しようとしたが、保管されていなかった。平成5年のビジネスサポートセンター開設時には契約書を作成したことであるが、その後紛失したものである。

今後は、【意見②】で記述するよう当事業の収支も考慮して無償貸与が適切かどうかを見直し、変更契約を結ぶか、契約を変更しない場合であっても条件を再度確認して、契約書を再作成することが必要と思われる。

【意見②】市負担金について

上記に掲げる事業内容のうち、(ii)、(iii)は取引推進事業(「1.5.取引推進事業会計」参照)が目的とするものと同じであり、実態上、東京ビジネスサポートセンターを通じて行っているものである。従って、2つの事業が重複して同じ事業内容と成果を掲げていることになる。

取引推進事業は、100%県の補助事業である。一方、ビジネスサポートセンター事業(大連ビジネスサポートセンター事業を除く)は、賛助会費、市負担金及び基金の果実を原資として運営されているものである。従って、取引推進事業とビジネスサポートセンター事業の間で事業費や事業の成果が混同されてはならない。

ビジネスサポートセンター事業会計(大連ビジネスサポートセンター事業を除く)の平成17年度決算の概要は表2-16-2のとおりである。

表2-16-2 ビジネスサポートセンター事業会計の概要(平成17年度)

(単位:円)

収益		費用	
事業費用*	29,998,888	事業収益	29,192,122
事業外費用	107,520	市負担金	4,521,000
		受取利息	7,921,573
		利用料	13,979,549
		賛助会費	2,770,000
		事業外収益	8,034
		雑収入	8,034
		事業損失	906,252
合計	30,106,408	合計	30,106,408

*事業費用計33,449,536円→大連受託事業関係3,450,648円

事業費用29,998千円に含まれている給与・賃金は表2-16-3のとおりである。

表2-16-3 ビジネスサポートセンター事業会計で計上されている給与手当

給与	給与手当計	
	A(一部)	センター本社 事務局長
B	センター本社 総務課	
C(一部)	センター本社 総務課	
D(通勤手当)	東京 取引推進事業	
E	東京 取引推進事業 アドバイザー	
F	東京 臨時職員	
G(→H)	東京 臨時職員(Gの退職後Hが就任)	
	給与手当計	12,455千円

上記の人員のうち、A～Cは本社機能に、D～Hは取引推進事業に従事する職員である。(1)②で記述したビジネスサポートセンター事業に従事している2名のうち、ビジネスサポートセンター長は、県派遣職員(人件費は補助金で充当)であり、その人件費は管理運営事業に計上され、本会計には計上されていない。また、もう1名の職員は、取引推進事業にも従事しており、人件費は取引推進事業会計に計上されている。このように、本会計と取引推進事業会計等の会計間の区分は曖昧なものとなっている。

ところで、この事業の財源の一つである市負担金は、青森市をはじめとする8市が拠出している。負担金については明文による取り決めもなく、ビジネスサポートセンター事業の負担金として毎年の額を前事業年度に交渉しているとのことである。しかし、ビジネスサポートセンター事業のうち、(ii)及び(iii)は、取引推進事業として県補助金で賄われる事業である。この市負担金がそれ以外の(i)及び(iv)の事業に要する費用の一部負

担なのか、取引推進事業における県補助金の上乗せなのか、市負担金の位置付けは明確ではない。

仮に (i) (iv) の事業のための費用負担とした場合、市負担金の徴収そのものが必要であるかどうかについても疑わしい。上記の取引推進事業等に従事する人件費を除けば、基金の運用益と会議室等の利用料で事業費は十分に賄えると推定されるからである。

市負担金の内容については、その対象事業を明確にするとともに、前年度のビジネスサポートセンター事業費 (取引推進事業を除く) 実績等を基に翌年度の負担金を計算するなどの透明性が必要である。

【意見③】勘定科目について

利用料収入及び賛助会費については、決算書上計上されている額とビジネスサポートセンターで記録している収入明細とを突合するような確認手続がこれまで採られていなかった。そのため、利用料は本来計上すべき収入金額より 4 千円だけ損益計算書上計上した金額が多かった。これについては、収入に係る証憑類や入金額を確認の上、決算上適正な収益を計上することが必要である。

また、賛助会費は全会員に対して請求を行っているが、支払われなかった場合には督促も行わない。会計的には、入金があった時点で収入計上することとなり、未納の会員に対しては未収金も計上せず、事実上寄付金的な存在となっている。センターとしては、会費なのか寄付金なのか、この位置付けを明確にするべきである。会費と位置付けるのであれば、会計上も期間に応じて収益計上することが必要である。また、現在のような事態を放置することは、会員間の公平性を損なうものであるから、一定期間納付しなかった会員は翌期には会員の地位を喪失させるなどの取り決めを明確化するべきである。

【意見④】基金の性質について

ビジネスサポートセンター運営基金 395,981 千円は、県が県内企業からの寄付金を受け、それを原資に、センターに補助金として交付したものである。センターは補助金として交付されているが、本事業が終了した時点で県に返還すべき性質のものとのことである。しかし、これらについての明確な取り決めはない。また、どのような事業にその運用によって得られた果実を充当していくのかについても明確ではない。

特に果実分は、取引推進事業 ((i) ①目的 (ii)、(iii)) 以外の (i) 及び (iv) 事業のための財源と推定される。しかし、県はすでにビジネスサポートセンター事業の場所を無償で提供した上、その所長の人件費まで負担するなど支援を行っているわけであるから、この果実を利用してセンターがどのような事業を推進していくことを予定しているのかについて、センターに対して明確に示す必要がある。

1 7 . 中心市街地商業活性化推進事業会計

(1) 概要

①目的

商店街・中心市街地の活性化を目的として、本事業は、まちづくりを管理・運営する商工会、商工会議所等のタウナーズセンター機関 (以下、「TMO」という。) が行う、中心市街地における中小商業の活性化に寄与する事業活動に対し経費を助成するものである。

助成対象事業者は TMO として認定を受けた商工会、商工会議所、第 3 セクター、公益法人及び TMO になるうとする商工会、商工会議所等である。

②事業内容

助成金の対象事業は以下に記載する 4 つの事業である。

(i) コンセンサス形成事業	地域住民、地権者、商業関係者等の同意作りのための委員会、調査、説明会等の開催等
(ii) テナント・ミックス管理事業	商業集積としての魅力を高めるために必要な業種・業態のテナントが空き店舗に入居する際の家賃補助
(iii) 広域ソフト事業	中心市街地における広域スタンゾ事業、広域商品券発行事業、広域ワークテイニング事業、顧客誘引イベント事業等
(iv) 事業設計・調査・システム開発事業	複合カードシステム、共同駐車場の運営・管理システム、ゴミ収集システム等のフリーゼビリティ・スタダディ

③事業実績

過去 3 年間の主要勘定の推移は表 2-17-1 のとおりである。

表 2-17-1 過去 3 年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
受取利息	22,523	22,128	21,096
事業収益合計	22,523	22,128	21,096
収支差額	△970	△668	588
投資有価証券	1,000,000	1,999,568	1,999,664
長期定期預金	1,000,000	0	0
長期借入金	2,000,000	2,000,000	2,000,000

(2) 実施した手続

- (i) 助成金の内訳を調査し、内容に不適切なものはないか確認した。
- (ii) 事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業か検討した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

1.8. 商店街競争力強化推進事業会計

(1) 概要

①目的

商店街競争力強化推進事業は、商店街の競争力を強化する観点から、中心市街地商業活性化推進事業の対象地域以外の商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等が行う商店街等における中小商業の活性化のための事業に対し、助成金を交付する事業である。なお、商店街競争力強化推進事業は、平成17年度をもって廃止された。

②仕組み

ア. 助成対象事業

商店街等の競争力強化に寄与するもので、下記のいずれかに該当する事業である。

①	商圏や競合商店街、消費者ニーズ、立地の変化等を調査し、今後の商店街のあり方を研究した構想の策定
②	高齢者向け商品開発のためのニーズ調査、高齢者用品の仕入先等の調査、F A X受・発注システムの開発・実験事業等
③	リサイクルシステム構築、空き缶回収機・ペットボトル回収機の設置、環境負荷の低い商品・再生品の開発等
④	テナントが空き店舗に同居する際のキヤンペーン事業（イベント事業）、商店街オリジナル商品、統一ブランド及びブランド商品の開発等
⑤	

イ. 助成対象経費

謝金、旅費、店舗賃借料、事業経費（会議費、会場借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）、委託費

ウ. 助成率及び助成額

助成率は事業内容の性格に及び、以下のとおりである。

助成対象	助成率
計画策定するもの、システム構築や実験、家賃補助	3/4
調査を行うもの	3/5
その他	1/2

助成額は50万円以上1,000万円以下である。

③事業実績

平成17年度の当該事業における助成対象事業は表2-18-1の3件であった。

表2-18-1 平成17年度助成対象事業

助成対象事業名	助成対象事業者	助成金額
ポイントカード導入を契機とした商店街賑わい基本構想策定事業	野辺地町商業協同組合	1,099,890円
協同組合田子スタンプ会運営基盤再生・強化実験事業	協同組合田子スタンプ会	1,942,131円
ポイントカード導入計画策定事業	五戸町商工会	1,592,539円

また、過去3年間の主要勘定の推移は表2-18-2のとおりである。

表2-18-2 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受取利息	8,523	8,500	4,261
事業収益合計	8,523	8,500	4,261
収支差額	△1,214	347	△570
長期定期預金	1,000,000	1,000,000	0

(単位:千円)

(2) 実施した手続

- (i) 当該事業に係る費用の内訳を調査し、内容に不適切なものはないか確認した。
- (ii) 当該事業における助成金の領収書・請求書等を閲覧し、適切な処理が行われているか確認した。
- (iii) 当該事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業が検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】委託の有効利用について

表2-18-1の事業のうち五戸町商工会に対する助成金額1,592千円の用途には委託費1,170千円が含まれていた。その内訳は、「ポイントカード導入計画策定事業に係る全般的な指導」の委託(870千円)と「デザイーンの委託料」(300千円)である。そのうち、「ポイントカード導入計画策定事業に係る全般的な指導」の委託先に対しては、同じく協同組合田子スタンプ会も「巡回個別指導」の講師を依頼している(その経費は旅費、謝金で142千円、うち助成額は115千円)。また、この委託先は、過去に三戸や七戸、野辺地において

も同様の事業のアドバイザーを行っている。

助成対象に専門家の委託費等が含まれていること自体は問題ではないが、何度も同じ専門家に委託している現状をみると、県側にそのノウハウを蓄積し、いずれは自分たちの知識と能力で事業を行っていくとする意図が感じられない。

このことは、特にアイデアやノウハウの教授などの委託については全般的に言えることであるが、安易な外部委託が経費の増大を助長していないか、再度検討する必要があると思われる。

方法として、県やセンターの職員がそのノウハウを個人的に習得するというのが最も単純であるが、それが難しくとも、その実施年度以降も参考にできる詳細な報告書の提出を専門家に求めたり、また、既に実施している市町村や法人、商工会等の任意団体をこれから実施しようとしている団体に紹介する等により、委託費の削減が可能であると考えられる。

1.9. 小売商業支援センター運営事業会計

(1) 概要

①目的

小売商業支援センター（リテール・プラザ）は中小商業活性化支援、小売業者等の街づくり支援を目的として設置された。

②事業内容

小売商業支援センター運営事業は以下の2つの事業からなる。

(i)研究・実験補助事業

小売業者等による自主研究グループが実施する、各種の研究・実験的活動に対して、経費を助成する。

(ii)商圏分析支援事業

リテール・プラザで整備した商圏分析支援システムを活用し、小売業者及び商店街が経営環境分析をする際に必要な基礎データを提供するとともに、その活用方法について助言を行う。

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-19-1のとおりである。

表 2-19-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	62,591	62,761	36,483
分担金収入	5,010	5,010	5,010
事業収益合計	68,389	67,892	41,613
収支差額	△2,162	0	0

(2) 実施した手続

- (i)補助金交付要綱及びその使途内訳を確認し、内容に不適切なものはないか確認した。
- (ii)費用・収益の内訳を調査し、内容に不適切なものはないか確認した。
- (iii)費用の領収書・請求書等を閲覧し、適切な処理が行われているか確認した。
- (iv)事業全体の効果等を吟味し、効率化する余地がないか、また、県が行うべき事業か検討した。

(3) 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

2.0. 地域求職活動事業会計

(1) 概要

①目的

東青地域における雇用情勢の改善を図るため、労働関係機関との連携・協力の下、人材受入情報収集員による求人情報の収集・提供、企業合同説明会及び職業講習会等を実施する国からの受託事業である。なお、平成18年度で終了予定である。

②事業内容

本事業は具体的には以下の事業からなる。

ア. 人材受入情報の収集・提供

(イ) 人材受入情報収集員の企業訪問による求人情報の収集・提供

(事業所訪問数 2,843 件)

(ロ) インターネットによる情報提供 (ホームページアクセス件数 13,067 件)

(ハ) 月刊求人情報の作成・配布

・ 発行日 毎月1回

・ 発行部数 毎月1,700部

・ 配布先 公的機関等 60ヶ所

イ. 職業講習会の開催

・ 一般求職者を対象とする「再就職希望者のための求職活動心算講習会」の開催

・ 開催月 6月、9月、11月、2月

・ 受講者数 延べ160名

ウ. 企業合同説明会の開催

・ 一般求職者を対象とする企業合同就職面談会等の開催

・ 開催月 12月

・ 参加企業数 28社

・ 参加者数 121名

エ. 職業適性検査の実施

職業講習会及び企業合同説明会の開催に併せて、職業適性検査の実施

・ 開催月 6月、11月、12月

・ 受験者数延べ91名

③事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-20-1のとおりである。

表2-20-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受託料収入	43,560	21,607	18,085
賃金	9,366	5,786	5,786
謝金	4,423	2,691	2,651
使用料及び賃借料	14,789	6,591	3,498
収支差額	0	0	0

(2) 実施した手続

(i) 事業内容に関して担当者へ質問を行った。

(ii) 事業に関係する文書を閲覧した。

(iii) 平成17年度を中心とした決算書の分析と検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】謝金の消費税課税区分

本事業はコーディネーター2名と人材受入情報収集・提供に従事する嘱託情報収集員2名とにより実施されている。センターの収支計算書の勘定科目上は、前者は「賃金」として、後者は「謝金」として処理されている。また、謝金勘定には職業講習会の際、外部の講師に支払った謝金が含まれている。センターはいずれの謝金も消費税を不課税として計算し、会計処理している。これに関して、後者の外部の講師に支払った謝金は、消費税法上、課税として計算すべきであるとの指摘をしたところ、厚生労働省職業安定局雇用開発課地域雇用援助係が平成15年10月24日に事務連絡として「地域求職活動援助事業委託費の消費税の取り扱い等について」の中で、非課税項目の一つとして謝金が示されていることから、非課税処理している旨の回答があった。この事務連絡を入手し検討を加えたが、ここで例示された謝金は、センターの前者の謝金に該当するもののみを示している可能性がある。税務実務上、外部の講師や専門家に支払う謝金は、給与に該当しない限り課税支出であり、この点について青森労働局等に詳細の確認をすることが望ましい。

2.1. 出稼労働者事故見舞金給付事業会計

(1) 概要

①目的

出稼ぎ労働者の就労先での人身事故・疾病等に対処するため、互助方式による事故見舞金の給付を行う事業である。この事業は平成14年に財団法人青森県出稼協会からセンターに業務が移管されたもので、それまでは県と旧67市町村からの拠出をもとに運営されていた。

本事業は、民間の保険会社による保険制度が充実・多様化する中で、出稼ぎ労働者の減少に伴って加入者も年々減少していることから、事業を廃止・精算することとし、平成15年度末をもって新規加入の受付を終了した。このため、既加入者に係る保険期間が満了し、見舞金の請求権に係る時効が完成する平成17年度末までの期間、加入者の給付申請に対する見舞金の給付事務を行っていたものである。従って、この事業は平成17年度で終了し、平成18年4月に各市町村に残余財産を分配済みである。

②事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-21-1のとおりである。

表2-21-1 過去3年間の主要勘定の推移表

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	18,341	11,622	(注)111,814
市町村負担金	6,273	0	0
受取利息	450	837	294
加入者掛金	6,273	0	0
給与手当	8,687	9,881	13,198
賃金	2,640	0	0
謝金	0	2,640	2,640
見舞金	13,242	6,035	278
収支差額	5,378	△13,361	△87
普通預金	15,693	19,957	137,919
定期預金	43,000	23,000	0
長期定期預金	100,000	100,000	0
事故見舞金給付積立金	43,000	42,800	0
事故見舞金給付基金	100,000	100,000	0

(単位:千円)

(注)1)平成17年度の補助金は、県職員と出稼ぎ指導員1名の人件費補助である。

(2) 実施した手続

- (i) 業務方法書等事業に関係する文書を閲覧するとともに、担当者に質問を行った。
- (ii) 平成17年度決算を中心として決算書を分析し検討した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】出稼ぎ指導員の人件費に係る勘定科目について

出稼ぎ指導員は1年更新の委嘱契約である。表2-21-1のとおり、平成15年度の決算において、出稼ぎ指導員に係る人件費2,640千円を「賃金」勘定で処理、表示している。平成16、17年度は「謝金」勘定で処理しており、平成15年度決算の「賃金」勘定は誤りで、「謝金」勘定で処理、表示すべきものであったと思われる。

【指摘②】人件費の振替について

表2-21-1にあるとおり、平成17年度の給与手当の金額が13,198千円と、過去2年と比較して3,000千円以上増加している。理由を調査したところ、この事業の給料勘定には平成18年1月31日付けで、総務課のゾロバニー職員1名の人件費と4月から11月分の一部の2,655千円が計上されていた。これは、事業が平成17年度で終了予定であり財源に余裕のあった(つまり、補助金が余剰となった)本事業に、財源の確保が容易でない総務関係の人件費を振り替えたものである。この総務担当者は、本事業に係る人員がセンターで欠員になった後、現に出稼ぎ労働者事故見舞金給付事業の廃止・精算業務を行ったとのことであるが、人件費の額と業務割合の妥当性は不明である。また、振替処理が行われた同1月31日現在では、当事業に係る人員はセンターに在職中であり、この時点での振替処理に合理性は見出しがたい。このような会計処理は適正な収支計算を歪めるものである(同様の指摘として、第3 外部監査の結果及び意見(総論) 3.(1) ①及び第4 外部監査の結果及び意見(各論)「2. 設備貸与事業会計」【指摘①】がある。)。また、現行の経理規程上、人件費を処理する勘定科目として、「役員報酬」、「給与手当」、「賃金」、「謝金」があるが、職員の法的身分や職制等の別により、人件費を処理する科目を経理規程上統一化・明確化し、これに基づいて継続的に処理することが必要である。

2.2. 中小企業再生支援協議会事業会計

(1) 概要

①目的

経営環境が悪化しつつあるものの企業再生に意欲のある中小企業者からの個別相談に対し、金融支援や事業見直し(コスト削減・経営革新等)等の指導助言及び経営分析の支援を展開する事業である。

②仕組み

平成15年度から開始された中小企業庁からの受託事業である。センターは本受託事業のために、支援業務責任者1名、窓口専門家2名を置き、さらに、再生支援協議会を開催する。また、外部専門家にさまざまな業務を委託している。

中小企業再生支援協議会とは、中小企業の再生に向けた取組を支援するため、経済活力再生特別措置法に基づき、各都道府県に設置される公正中立な公的機関である。事業の将来性はあるが、財務上の問題点を抱えている中小企業者を対象に、きめ細かい経営相談・相談支援を行っている。具体的には、まず、窓口相談を行い、その結果、再生計画の策定や金融機関との調整が必要と協議会が判断した場合は、再生計画策定を支援する。

③事業実績

平成15年度の事業開始以来、実績は表2-22-1のように順調に増加しており、平成17年度の目標である相談件数45件、再生計画策定完了件数12件は達成されたとしている。

表2-22-1 事業実績の推移

実績項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
相談案件	28	35	55
再生計画完了件数	1	1	12

(単位:件数)

また、平成17年度の受託料収入は40,978千円、収支差額は0円である。

(2) 実施した手続

- (i) 匡(中小企業庁)からの委託契約について、平成17年度の委託契約の締結から精算に至る一連の取引について、関係証憑を閲覧した。
- (ii) 精算書と本会計の損益計算書とを照合し、一致していることを確認した。
- (iii) 中小企業再生支援協議会が掲げる平成17年度目標の達成状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、問題となる事項は見られなかった。

【意見①】労働保険料負担について

支援業務責任者及び窓口専門家計3名は、雇用契約はなく、いずれも委嘱状が交付されることにより職位に付いている。他に事務を担当している1名の臨時職員は、労働条件通知書により雇用条件が明示されているにも拘らず、これら3名については、労働条件を明記した書面は取り交わされていない。実際には、非常勤である支援業務責任者については、センターは社会保険料の事業者負担分を負担しないが、常勤委嘱の窓口専門家2名については負担している。また、3名とも、退職金の支給対象とはしていない。負担関係を明確にし、適正な会計処理を行うためにもこれらの条件を労働条件通知書等の形で明記しておくことが必要である。

【意見②】人件費の振替について

上述のように、支援業務責任者は実質的に臨時職員、窓口専門家は常勤職員とほぼ同様の扱いがなされているにも拘らず、会計上はいずれも「謝金」として計上されている。また、事務局員は通常の常勤職員であるが、この人件費は、機械類貸与事業会計に「給与」として計上された後、一部が本会計の「謝金」勘定に振り替えられる。

この理由として、センターは中小企業庁から公表されている「中小企業再生支援協議会事業委託実施要領」に、支援業務責任者及び窓口専門家に対する報酬は「謝金」として計上する例が記載されていることを挙げている。

しかし、通常の正職員・臨時職員と同様の勤務を行っているにも拘らず、一時的に業務に従事する外部有識者等と同様に、「謝金」として計上することは実態と乖離するため、財務諸表の利用者にとって誤解を招くことになりかねない。

従って、会計上は実態に合わせた給与等の科目で計上し、中小企業庁への報告上必要な場合にのみ、別科目で報告するほうが適切と思われる。

2.3. 若年者就職支援事業会計

(1) 概要

①目的

若年者を取り巻く厳しい雇用状況に鑑み、若年者の人材育成、就職の促進を図るため、若年者就職支援を行う県及び国（厚生労働省）からの受託事業である。

②事業内容

具体的な事業内容は以下のとおりである。

- (i) ジョブカフェ体験事業等、若年者の職業観形成を支援する事業
- (ii) 簡易職業適性診断事業等、若年者の就業意識向上を支援する事業
- (iii) 詳細職業適性診断事業等、若年者の職業選択を支援する事業
- (iv) 就業支援カウンセリング事業等、若年者の就業を支援する事業
- (v) 内定者講習会開催事業等、若年者の職場定着を支援する事業
- (vi) 保護者セミナー開催事業等、関係者の意識啓発に係る事業

③ジョブカフェおおもりの概要

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4府省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月に、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プログラム」を取りまとめた。ジョブカフェとは、このプログラムの中核的施策として位置付けられたもので、地域の実情にあつた若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1ヶ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターである。

「ジョブカフェおおもり」は、青森市内の中心部にある青森県観光物産館「アスバム」の3階にありエレベーターを降りると右側に「ジョブカフェおおもり」、左側に「ハローワークヤングプラザ」が位置している。但し、前者は、就職支援、後者は職業紹介を中心とし、完全に独立した組織である。

「ジョブカフェおおもり」の事業概要は以下のとおりである。

<「ジョブカフェおおもり」の事業概要>

- 開設日 平成16年4月19日
- 設置場所 青森県観光物産館「アスバム」3階（面積：244㎡）
- 運営機関 財団法人21おおもり産業総合支援センター
青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェおおもり）
- 対象者
 - ・中学生、高校生、大学生等、概ね30才未満の若年求職者等
 - ・保護者、学校の進路指導担当者、企業の人事務担当者等
- 開館日・時間

- ・開館日・平日に加え土・日・祝日も開館（休館日は年末年始とアスバムの休館日のみ）
- ・開館時間 10:00～19:00

○組織体制

県からセンターに派遣	3人	(所長、次長、総括主幹)
センターが雇用	8人	(受付2人、情報提供3人、事務2人、経理1人)
雇用・能力開発機構から派遣 (アドバイザー)	5人	
民間事業者（日本ソシパバー）	15人	(統括コーディネーター1人、ネットワークコーディネーター1人、カウンセラー8人、専属講師1人、事務職4人)
合計	31人	

○ハローワークの併設

ハローワークヤングプラザを併設し、ワンストップで就職支援を実施

○ジョブカフェおおもりの特徴

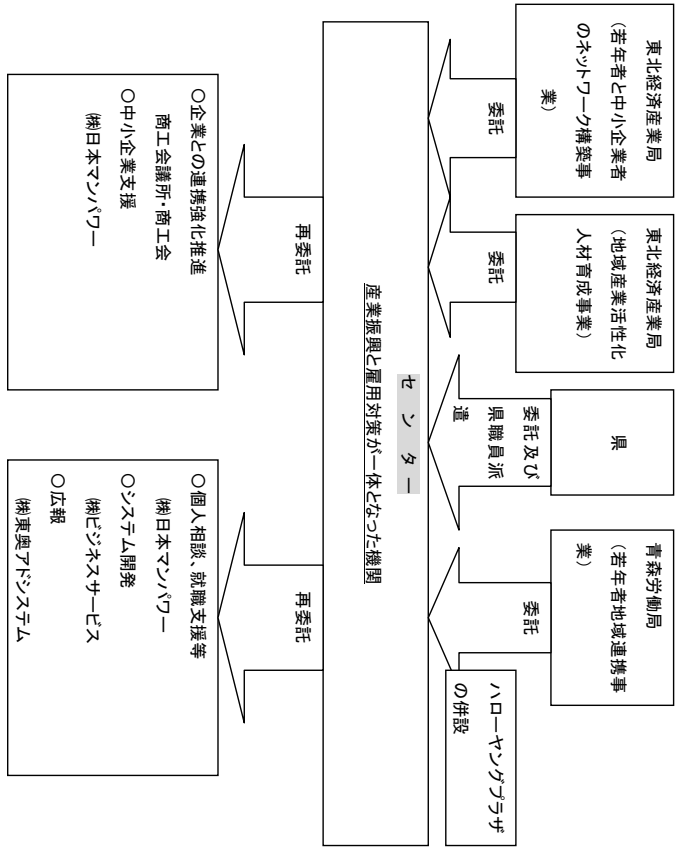
- ・ 学校、経済団体、関係機関等の参画により事業展開
- ・ 利用者の来館を待つのではなく、地域、学校、企業に Outreach を重視
- ・ 学校との連携により、授業の一環として、学生・生徒の職業観、就職支援のためジョブカフェ体験事業を実施

・ 産業界との連携により、県が推進している重点産業分野の担い手となる人材を育成

○主な事業

- ・ カウンセリング事業
相談から就職決定までの一貫したサービスを提供するためカウンセラーを配置して、カウンセリングを実施する。
- ・ ジョブカフェ体験事業
職業観形成のために中・高校生を対象にジョブカフェを訪問し各種支援コーナーを体験する。
- ・ 講師派遣事業
利用者の要望を踏まえ、高校・大学・企業等にカウンセラーを派遣して高校・大学生の職業選択アドバイス等を実施する。
- ・ 高校生の進路指導担当者、高校生の保護者セミナー
進路指導に必要な知識の習得や就職問題に対する知識・関心を高めるために高校生の進路指導担当者や保護者を対象にセミナーを開催する
- ・ 就職支援ガイダンス
就業支援のために高校生・大学生・専門学校生、若年求職者を対象にガイダンスを開催する。
- ・ 職場実習
職業に対する理解を深めるために若年求職者を対象に職場実習を実施する。
- ※ その他、人材育成のための各種セミナー、企業の採用力向上のための支援等を幅広く実施。
- 国からの支援
厚生労働省の若年者地域連携事業、経済産業省の地域産業活性化人材育成事業等の支援を受けて事業を実施。

図 2-23-1 ジョブカフェあおもりの概要図



ジョブカフェあおもりの利用状況等は表 2-23-2 のとおりである。

表 2-23-2 ジョブカフェあおもりの利用状況

(単位:人、校)

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	計
1 ジョブカフェ来館者	12,810	12,996	25,806
うち相談者	2,538	3,847	6,385
ジョブカフェ体験者	1,069	2,130	3,199
ジョブカフェ体験校	33	53	86
2 サライト利用者	2,609	5,236	7,845
3 講師派遣	10,217	21,871	32,088
派遣校	79	170	249
4 就職ガイダンス・企業説明会等	1,974	3,822	5,796
5 その他	1,476	2,882	4,158
合 計	29,086	46,807	75,693
就職者	768	999	1,767

③ 事業実績

過去 2 年間の主要勘定の推移は表 2-23-3 のとおりである。

表 2-23-3 過去 2 年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成 16 年度	平成 17 年度
受託料	92,176	95,228
収入の部合計	92,176	95,228
給与手当	26,764	25,916
福利厚生費	3,889	3,999
賃金	7,973	7,920
事務費	28,331	27,349
備品費	502	0
使用料及び借賃	19,281	23,603
委託料	3,981	5,098
経費の部合計	92,176	95,228
収支差額	0	0

(2) 実施した手続

- (i) ジョブカフェに往査し、概況を把握し、担当者への質問を行った。
- (ii) 業務に関する諸資料の閲覧と検討し、平成 17 年度決算書の分析・検討と関連帳簿、証憑との照合を行った。

(3) 監査の結果及び意見
以下の点を除いて、特に問題になる事項は見られなかった。

【指摘①】再委託契約書の様式について

センターは、平成16年度、平成17年度とも、A社に就職活動支援セミナー業務、進路指導担当セミナー業務及び保護者セミナー業務を再委託している。この業務委託契約書によると、A社はセンターに対し、所定の様式に基づいて、委託業務が完了した時に、速やかに、委託業務の内容を記載した完了報告書を提出する義務がある。所定の完了報告書では、4番目に「委託事業に要した経費」を記載するフォームになっている。2年分の3つそれぞれ完了報告書を査閲したところ、全ての完了報告書についてこの記載がなかった。これでは要件を満たしていない完了報告書を受領していることになるため、再度、適正な完了報告書入手する必要がある。

また、委託契約書の様式上も、「委託事業に要した経費」という記載のみで、「報告書フォーム」や「経費の細目、費目」等が何ら規定されていない。これでは、経費の総額を合計のみで記載しても様式違反にはならないことになる。通常予想される経費の費目をあらかじめ規定する、あるいは、「提出された見積書に従って経費を報告する」などの規定を様式上明記する必要がある。このような経費に対する厳しい管理姿勢を見せることが、委託先への牽制となり、次年度以降の有利かつ適正な価格の委託契約につながるものと思われる。

【指摘②】謝金に係る消費税の扱いについて

センターは、上記で指摘した3つの契約について予定価格調書を作成している。この計算に際し、講師謝金を算出するが、その際、講師謝金を消費税の計算対象に含めたり含まなかったりと計算に統一が取られていない。会計・税務実務上、外部の講師に払う「謝金」には消費税が課税されるが、委託先が自社の内部の人材を講師として受託事業を行う場合には、「給与」として扱われ、消費税は不課税となる。センターは、消費税の課税区分に関する会計実務の認識が薄く、無意識で会計処理を行っていたものである。この誤りはセンター全体の消費税の申告納税額への影響はないが、予定価格の計算に誤りがあつたことになるため、今後注意が必要である。

なお、センターは青森労働局に委託事業に要する経費として「委託費交付内訳」を提出する。この中で、銀行等に支払う振込手数料等を消費税の非課税項目として計算しているが、これは課税項目として計算する必要がある。

【意見①】職業紹介業務について

ジョブカフェあおもりは、青森県観光物産館「アスパム」の同一フロアに「ハローワークヤングプラザ」を併設しているため、物理的にはワンストップサービスセンターといえる。しかし、両者は別の行政機関であり、法令上の様々な制約がある。ハローワーク業務を平成18年度以降市場化テストの対象とすることが見送られた等の

事情からすれば、ただちにセンターが職業紹介業務を独自に実施できるという訳ではない。とはいえ、市場化テストの対象外となったことについては批判もあり、将来的な課題としてはセンターが一括してワンストップサービスセンターとして運営することを検討する価値はある。

また、現状の法令上の制約を前提とした上でも、利用者の利便性を重視する立場に立てば、京都府や群馬県のジョブカフェのように、共同運営によるワンストップサービスセンターとしてジョブカフェあおもりにおいても職業紹介ができるよう改変した方が望ましいと考える。京都府ジョブカフェの場合は、府と独立行政法人雇用・能力開発機構が共同運営しているという表現がホームページにあるところである。

平成17年7月に日本銀行青森支店が公表した「県内の雇用・所得環境の現状と今後の課題について」の中では、ジョブカフェ機能を大幅に拡充し、学生のみならず指導教授も加わって企業経営者との間で産学連携を模索する常設的な場（いわゆるビジョブカフェ）を設置するアイデアが提言されている。また、後述する「24. 地域産業活性化人材育成事業会計」において、国立大学法人弘前大学に「ジョブカフェあおもりの将来的運営に関する総合研究」を委託しているところでもある。これらの意見を十分取り入れて、利用者の利便性を重視した運営を希望したい。

雇用環境の厳しい本県においては、職業紹介の果たす役割は非常に大きいものがあると考えられる。就職希望者の求人倍率が全国最下位となっている要素の一つとして、仕事を求める多くの人が職業安定所を利用する背景があると言われている。逆に言えば、職業安定所以外に仕事を見出す機関がないことの裏づけでもある。1990年代にトヨタ自動車が進出した北海道苫小牧市は、「紙の町」から「自動車の町」に顔つきを変えていると言われる。その産業集積効果により民間人材派遣会社が市内に進出し、人材派遣市場の競争が激化している。民間派遣企業が進出することにより、採用する側の選択肢が広がり、雇用する側と雇用される側とのマッチング機会が増加することは確かであろう。本県民の「ハローワーク」志向を考えると、官から民への流れの中にあつても、公的職業紹介機関の役割は大きくいと思われれることから、県としてもジョブカフェ運営を、これまで以上に利用者のニーズに合う形で行うことを期待したい。

【意見②】職場実習の活性化

「職場実習」事業は、如何なる経済環境下においても、求職する若年者、若い人材を求め事業者双方にとつて、ニーズを満たすインセンティブとなると考えられる。ただ、現在の方法では限界があるかもしれない。なぜならば、現在の職場実習事業は、求職する若年者にとつて「実際の業務に触れる絶好の機会である」との触れ込みで実施されている一方で、受け入れる事業者にとつては、「実習受入事業所への就職を予定したものではない」という前提で行われているからである。すなわち、企業の社会的貢献の一つという趣旨で、センターは事業所に受入れを依頼しているようであり、認識のミスマッチが生じている可能性もある。平成17年度の実績は、3日から5日程度の実習をわずか11人の実習生が経験したにすぎない。

今後、施策の効果を更にあげるためには、何らかのインセンティブを付与して制度を工夫する必要があると考える。例えば、条件に適合した欲しい人材であれば、事業者側が採用することのできる制度であることを認識し、求職者・事業者の双方が「雇用」を暗黙の了解とした上で「職場実習」の機会を提供することが考えられる。加えて、受入事業者を「社会貢献の一環として受け入れる事業者」と、「採用する意思のある受入事業者」とに分けることも一案であろう。事業者は通常、人材を雇用する際には書類審査・面接で決定するが、4～5日でも職場で実際に働いてみた場合、面接等だけでは分からない側面が多々分かるはずである。結果としてより適性の高い人材を採用するチャンスとなるし、働く側にとっても、自分の仕事面、人間関係面での相性や適性も判断するきっかけとなる。従来型の面接試験や、情報誌、データーなどの事業者側からの一方通行的な就労チャンスではなく、職場実習は就労のマッチング機会となりうるし、社会の変化で今後、主流にさえなる可能性を秘めていると考える。

現在の職場実習をもう少し工夫することで、中小企業の労働力不足を補う中小企業施策と、雇用問題を解決する労働施策がともに相乗効果となり、県民にとって実効ある施策の実現が可能だと思料する。

2.4. 地域産業活性化人材育成事業会計

(1) 概要

①目的

本事業は、産学官連携・協力の下で、学生・生徒、フリーター、若年求職者等の若年者に対し、それぞれのニーズを踏まえたカウンセリングから研修までの一貫した就職支援や、県が推進している重点産業分野を担う若年人材育成のための研修を実施する平成16年度から3カ年の経済産業省モデル事業である。センターは、国から受託した事業を、主に外部の民間会社に再委託をして事業を行っている。

②事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりである。

- ア. 就業支援事業
 - ・ 就業支援カウンセリング事業（ジョブカフェ内、サテライトスポット内及びデリバリーによるカウンセリング）
 - ・ 人材育成実証事業（人材ニーズ調査報告に基づくカリキュラム・教材の開発等）
 - ・ 就職支援予備校事業（就職支援予備校の開設）
 - ・ キャリア形成研修事業（各種セミナー、研修会をデリバリー形式等で実施）
 - ・ 就職支援の教材開発（CD-ROM教材を制作し、ジョブカフェ内に設置し、「ジョブカフェおもしろ応援隊」登録企業に配布した）
 - ・ キャリアノート等の作成
 - ・ シンポジウムの開催
- イ. 関係者の意識啓発事業
 - ・ 企業コンサルタント事業
 - ・ キャリア相談員養成研修事業
- ウ. その他の事業
 - ・ データベース開発等事業（マルチカルのシステム開発、企業情報のデータベース構築）
 - ・ 広報事業（インターネット、携帯電話等によるセミナー、ガイダンス等の情報提供、メディア媒体によるジョブカフェおもしろPR）

③事業実績

(i) 過去 2 年間の主要勘定の推移は表 2-24-1 のとおりである。

表 2-24-1 過去 2 年間の主要勘定の推移表

(単位：千円)

勘定科目	平成 16 年度	平成 17 年度
受託料	300,050	297,521
事業収益合計	300,050	297,522
賃金	6,592	8,110
事務費	7,427	5,755
委託料	282,349	278,692
事業費用合計	300,050	297,522
収支差額	0	0
未収金	217,937	101,129
未払金	203,126	80,940

(ii) 委託料の内容

表 2-24-1 で示したように、平成 17 年度は受託料収入 297,521 千円に対して、委託料 278,692 千円が計上されている。

平成 17 年度の実施計画書によれば、その事業内容と再委託会社は下記のとおりである。なお、東北経済産業局長 (甲) とセンター (乙) との間の地域産業活性化人材育成事業委託費に関する委託契約書 (平成 17 年 4 月 1 日付け) には次の記載がある。

(再委託)	
第 7 条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。	
2 乙は、再委託 (委託業務の一部を第三者に委託することを行い、請負を含む。以下同じ。) する場合には、様式第 5 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。	
(1) 当該再委託が別紙 2 の履行体制図 (第 5 条第 2 項の届出がなされた場合は、変更後の履行体制図をいう。) に記載のあるものである場合。	
(2) 当該再委託が別紙 3 に規定する軽微な再委託に該当する場合。	

下記の再委託は、上記の委託契約書第 7 条の 2 (1) に該当し、履行体制図が作成されているものである。

ア. カリキュラム・教材開発・人材育成実証事業：(㈱日本ペンパウ

平成 16 年にカリキュラム・教材を開発し、人材育成実証事業を実施した 4 職種については、平成 17 年度も引き続き実施するとともに、新たに、人材ニーズ調査・能力要件

明確化報告に基づき、該当業種の企業等のニーズを踏まえたカリキュラム・教材の開発を行い、人材育成実証事業を行う。

(継続)

- あおもりツリーズムスタッフ育成モデル事業
- あおもりコールセンタースタッフ育成モデル事業
- あおもり加工特産物開発 (1.5 次産業) 地域リーダー育成モデル事業
- あおもりアクトレブレナー育成モデル事業 (新規)
- 職種別ベータ研修習得モデル事業 (営業・販売・福祉等)

イ. データベース開発等事業：(㈱ビジネスサービ

- ジョブカフェ利用者に対してメールマガジン配信による情報提供業務を実施するため、配信システムを開発する。
- ジョブカフェ利用者に対して県内企業の情報を提供するため、企業情報提供システムを開発する。
- ジョブカフェ利用者管理システムの情報量の増加に対応するため、システムを拡充する。
- ジョブカフェ内の各種システム及びサテライトスポットの保守・管理業務を行う。

ウ. カウンセリング事業：(㈱日本ペンパウ

- カウンセラーの配置により、企業の雇用管理、人事戦略等についてのコンサルティング、相談から就職決定するまでの一貫したサービスによるカウンセリング業務、就職後のアフターフォローとしての就職後 6 カ月までのカウンセリング業務を、ジョブカフェ内及びデリバリーにより行う。
- カウンセリング業務と一体的に、高校生、新規・高卒未就職者、大学生等、フリーター、若年失業者等の対象者別に、企業が求めている社会人・職業人としての資質の向上を図るとともに、職場定着率の向上を目指す就職支援予備校、センター内型、オーダーメイド型、デリバリー型等による各種セミナー、研修会、講習会、シンポジウム等の業務を行う。
- ジョブカフェ内において、ビジネスナー等のパソコンでの学習機能を拡充するための教材開発を行う。

エ. 広報事業：(㈱東豊アピックス

「ジョブカフェあおもりで自分再発見！」を基本コンセプトとして、各種広報媒体を活用し、積極的な広報業務を行う。また、ジョブカフェの PR 用ポスター、リーフレット、パンフレット等による情報提供業務を行う。

キ、キャリア相談員養成研修事業：㈱日本ソフバロー
学校の進路指導担当者、企業の人事労務担当者等を対象としたキャリア相談員養成研修事業を行う。

カ、ジョブカフェあおもりの将来的運営に関する総合研究：国立大学法人弘前大学
(本研究は、平成17年度の研究である)
若年求職者・学生等からなるチームを編成、運営しながら、若年者が実際に参画できる事業内容、ワンストップサービス等について、調査・検討を行う。それを基に報告会等を開催し、「平成19年度以降の自立」「若年者の参加」のあり方について報告書を作成する。

キ、地域・企業等連携推進事業：県内8市の商工会議所・商工会

県内8市の商工会議所・商工会に調査員を2名ずつ配置し、直接企業等を訪問し、求人開拓、職場体験等の協力企業の掘り起こし、職業人、先輩(シニール)等の調査、名簿作成、学校等への周知、企業情報の収集、ジョブカフェ事業の情報提供等の業務を行う。

(2) 実施した手続

(i) ジョブカフェに往査し、概況を把握し、担当者への質問を行った。
(ii) 業務に関する諸資料の閲覧と検討し、平成17年度決算書の分析・検討と関連帳簿、証憑との照合を行った。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】 随意契約について

上記の事業に係る契約は全て随意契約で行われている。随意契約とした理由としては、以下のように説明されている。

(i) 当事業は、県が経済産業省の公募に応募し、モデル地域として経済産業省より採択されたものであり、平成18年度までの継続事業になっている。その事業の実施においては、年度毎の民間企業連合による事業実施計画を策定し、東北経済産業局より内諾を得ている。

(ii) 平成16年度地域産業活性化人材育成事業の実施において、上記委託業者と委託契約を締結したものであるが、委託業務の内容、スムーズな事業推進等を鑑みると当該業者との契約締結の必要がある。

以上から解釈すると、随意契約の理由は、いずれの事業も個別性の強い業務であるため、委託した業者が継続的に事業を遂行することで、有効かつ効率的な事業実施が可能となり、

継続契約による業務の時間的連続性も確保できると判断されたためである。

しかし、準公的部門としてのセンターにおいても、透明性、経済性等の観点から、一者随意契約は競争入札等の方法が難しい場合に限り望ましい。このような事業内容の中には、競争入札を実施することが合理的でないものもあることから、実質的な複数年度契約を前提に、初年度は原則として複数コンペ方式による委託先の決定、それ以降の一定期間は随意契約とする(当然毎年コンペでも構わない)など、競争性が確保された経済的な調達を行うことが望ましい。そのような観点から、委託契約の内容を検討した結果、以下のような問題点があると思われる。

① カウンセリング事業等について

業務の個別性、専門性から3年間㈱日本ソフバローに委託している。平成15年にジョブカフェの基幹業務である個人相談、就職支援等に関してコンペを実施したところ応募が1社のみであった。経済産業省による本事業は平成16年度に全国15の地域で採択されており、情報収集を行えば、もっと多くのコンペ参加が可能だったのではなからうか。2年目、3年目の随意契約はやむを得ないと思われるが、初年度のコンペに当たっては、あと2社くらいは参加するよう強い働きかけをすべきであったと思われる。

② データベース開発等事業

㈱ビジネスサービスは、県の労政・能力開発課で関連する業務を委託していた会社であった。ジョブカフェで開発する企業情報や求人サービス等のソフト・データベースは、この県のシステムに乗せして開発するものであるために、特にコンペ等は実施せずに随意契約になったものである。既存のソフトを利用することが必要な場合であれば、このような契約を随意契約で行うこともやむを得なかったものと考えられる。

しかし、本データベースの保守・管理に係る全業務を永続的に同社のみ委託する方法しかないのかどうかについては検討が必要である。利用者の利便に配慮しつつ、経済的な調達に努める必要がある。

③ 広報事業

平成15年度中に、広報に関して、3社によるコンペが実施され、審査の結果、㈱東興アドシステムが、最高得点を獲得して委託先に決定された。コンペが継続しているため、3年間変える必要性を認識していなかったとのことで、それ以降一度もコンペは行われていない。

しかし、県内には広告代理店を業とする会社や個人が数多く存在しており、3年連続の一者随意契約については、疑問が残る。継続したコンペについて広告会社が理解すればよいことであり、同社のみが委託先として相応しいというは説得力に欠ける。むしろ、広告代理店が交代したほうが毎年斬新で新鮮な広報となるという考え方もありうるし、健全な価格競争が期待できるとも言える。従って、指名競争入札の導入、定期的なコンペを行うなど、競争性を確保することが必要である。

【意見②】 予定価格の妥当性

本事業は、経済産業省の公募に申請することからスタートするため、まずは公募する（2月下旬）段階で、本事業に係る見積金額（再委託予定の会社名とその金額）を経済産業省に提出する。つまり、採択前の、国に提案書を提出する段階で、契約金額は実質的に決まっている。但し、再委託先との契約は、国の採択が決定された後になる。

このように、公募による事業である関係から、若干通常と流れが異なっている。国への提案書に記載される金額は、コンペ等で決定された相手方との連絡・調整等で積み上げられたものである。

この契約における予定価格の有無を質問したところ、通常の予定価格は無いということであった。公募で先に国の承認を得た事業であるという理由から、本来慎重に行われるべき予定価格の算定プロセスに重きが置かれていない印象を受けた。当然、公募であるからといって、セクター側において予定価格の算定、それによる業者の見積価格が適正価格かどうかの検証が不要というわけではない。他の業者から情報を収集するなどにより、予定価格についての仕様書（設計価格積算明細）あるいは設計書を作成し、見積価格を査定することにより、適正な単価で契約がなされるよう配慮すべきである。

予定価格に関連して、セクターの財務規程の中に随意契約の基準等に関する規定はあるものの、それ程詳細なものではない。また、業務を外部委託する際の詳細な委託業務要綱のようなものもない。一般的委託事務フローに基づいて、競争入札又は随意契約に向けた委託先の選定についてもより具体的かつ明確に規定し、予定価格を決める仕様書（設計価格積算明細）の様式を定め、委託契約の締結方法、業務管理、履行確認、支払の手続等を定めた委託業務要綱を定める事が望ましい。また、その中で随意契約の場合には、透明性確保の観点からチェックリスト的な確認表のフォーマットを定め、随意契約の妥当性を十分説明しうる文書が必要である。

2.5. クリスタルバレイ等保証事業会計

本事業会計には【25-1】クリスタルバレイ関連産業振興事業と【25-2】コミュニケーションビジネス等創業資金支援事業が含まれている。

過去3年間の主要勘定の推移は表2-25-1のとおりである。

表2-25-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金収入	0	280,900	380
受取利息	0	0	300
事業収益合計	0	280,900	680
収支差額	0	0	3
普通預金	0	0	280,800
定期預金	0	280,500	
クリスタルバレイ関連産業振興基金	0	270,000	270,297
コミュニケーションビジネス設立支援基金	0	6,300	552
コミュニケーション事業者設立支援基金	0	4,200	1,313

【25-1】クリスタルバレイ関連産業振興事業

(1) 概要

①目的

クリスタルバレイ構想地域（六ヶ所村）及びその他県内に立地する液晶関連企業、その他のフラットパネルディスプレイ関連企業の発行する社債に関する債務保証を行い、クリスタルバレイ構想地域その他県内への企業集積を促進することを目的としている。

②仕組み

セクターは、特定ベンチャーキャピタルII（以下、「特定VC」という。）がクリスタルバレイ関連企業¹²に対する社債の引受けを行う場合において、その特定VCに対して、社債引受額の80%以内で保証する。保証限度額は立地中小企業で2億4,000万円以内、新事業創造ベンチャー企業で2,400万円以内である。セクターの保証する金額は、県から1億5,000万円、六ヶ所村から1億2,000万円の補助金¹³が交付され、クリスタルバレイ関連産業振興基金として、積み立てられている。また、保証を行うに当たっては、被保証会社の審査をクリスタルバレイ関連産業振興事業審査会において実施することになっている。審査業務など事務作業の費用は、事務費補助として県から概算払いで交付され、実費精算してい

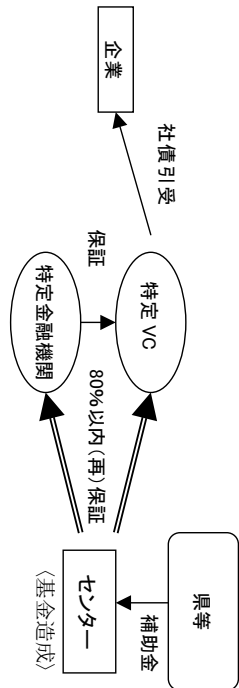
¹¹ セクターが審査の上、投資業務遂行能力が十分であると認めたベンチャーキャピタル。

¹² 液晶関連企業その他のフラットパネルディスプレイ関連企業。

¹³ 本制度は、クリスタルバレイ構想地域（六ヶ所村）に限定しているわけではないが、その他県内地域の市町村では、補助金がないため、実質、六ヶ所村以外では実施できない。

る。なお、平成 18 年度からは、社債引受けを行う特定 VC に対して特定金融機関¹⁴が社債引受にかかる債務保証を行うにあたっては、その特定金融機関に対して保証債務の 80%以内で再保証する点が追加された。平成 18 年度に締結された債務保証契約は、この追加されたスキームによって実施されている。ここで、特定金融機関は、被保証会社から保証料を徴収しているが、センターは、特定金融機関から保証料を徴収していない。

図 2-25-2 クリスタルバレイ関連産業事業のスキーム



③事業実績

平成 16 年 10 月に開始した事業であるが、平成 17 年度までは、委員の選定準備の段階であったため契約はなく、当然、債務保証残も 0 円であった。平成 17 年度は選定された企業が 1 社あり、平成 18 年度にその企業について債務保証契約を締結している。保証額は 2 億 4,000 万円である。当該企業の発行した社債の総額は 3 億円で、償還期間は 10 年、利率 1.94%、保証料率 2.425%となっている。

(2) 実施した手続

- (i) 事案の選定から保証契約 (契約締結は平成 18 年度) までの手続を担当者への質問と関連書類の閲覧により確認した。
- (ii) 会計帳簿を調査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

¹⁴ センターが審査の上、保証業務遂行能力が十分であると認めた銀行その他金融機関。

【指摘①】 会計処理の適時性

総勘定元帳上、年間の消耗品費は全て 3 月に計上されていた。通信費も電話料を 3 月にまとめて計上している。会計上、費用は発生主義で計上し、適時に会計処理すべきである。

【意見①】 センターの事業とする意義

本事業における被保証会社の審査会の事務局機能はセンターが担っているものの、実質的に県が立地企業を見出し、有識者の審査会で審査し、この債務保証事業に乗せるというスキームが確立しており、センターは実質的には何ら関わっていない上、財源も全て県と村から受けており、センターの自己負担はない。これらのことから、現状では本事業をセンターが実施する意義が乏しいと考える。本事業をセンターの事業として維持するためには、センターの使命である起業化・創業支援や技術開発・産官学連携支援のためのノウハウとどのように関連させていくのか明確に位置付ける必要がある。

【意見②】 リスクと効果のバランス

仮に、センターが再保証することにより B 都市銀行から再保証料を徴収したとすると、それは保証先企業の負担に転嫁されるため、センターは、B 都市銀行から再保証料を徴収していないとのことであった。このように、センターは社債の 80%について再保証をすることにより、保証先企業の負担を減らしているというが、企業側から見れば、発行した社債の金利 1.94%と保証料率 2.425% (合計 4.365%) を合わせれば、特段優遇された条件とは感じないのではないだろうか。

一方、B 都市銀行は、実質的には社債の 20%分についてのリスクを負担していることになるが、このことは単純計算すると、全体では 12.125%の保証料率を設定していることになる。確かに、創業間もない会社が、総額 3 億円の社債を発行することは、非常にリスクの高いことであるが、この B 都市銀行の利率設定が妥当なものだとすると、それだけリスクの高い会社に、県や村はセンターを介して無償で債務保証していることになる。政策上、クリスタルバレイ構想実現のためには、この程度のリスクは甘受すべきとの判断がなされたものかもしれないが、この高い債務保証リスクは、進出企業が享受する恩恵と最終的には県や村が享受する産業創出効果とが、県民が納付するレベルでバランスしたものである必要がある。しかし、現状では、県の本事業への関わりは、表面上【意見③】で記述する平成 16 年度に交付した補助金のみであり、債務保証契約前に、十分に県民に説明され納付が得られたかどうかについては明確ではない。【意見①】で述べたように、本事業を形式的にセンターの事業とすることによって、このような高リスクの事業スキームに係る説明や議論が議会等において十分になされなかった可能性がある。今後は、県民の利害と密接に関わる事業スキームについて、その要件や産業創出効果等の細部についても議会等を通じて積極的かつ十分に県民に対して説明が行われ、理解が得られるように努めることが必要と思われる。

【意見③】補助金による基金造成

本事業は平成16年度に、県補助金150百万円に六ヶ所村補助金120百万円を加えた270百万円の基金をセンターに造成したものである。既述のとおり、平成18年度になって初めて債務保証先が見つかった訳であるが、結果的には県の基金は2年近くもセンターの中に眠っていたことになる。そもそも補助金の交付には原因となる事業の実施があると考えることが、この事業の場合には「基金を造成することが目的であり、「社債の債務保証を行う」ことはこの次であるという考えなのかもしれない。交付要綱上には、事業終了時の残金は県に返還する旨の記載があることから、事業実施主体のセンターとしては、「反対給付のない」【受取側に利益のある】お金とは考えられないであろう。先に述べた補助金の性格を満たさない性質のお金を、基金として県の外部に積み立て、かつ2年近くも未利用の状況にあったことは、資金の有効かつ効果的な使い方という観点からは問題がある。今後は、この資金を何らかの形で有効利用をする方策を検討する必要があると思われる。

【25-2】コミュニティビジネス等創業資金支援事業

(1) 概要

①目的

コミュニティビジネス(以下、「CB」という。)とコミュニティベンチャー(以下、「CV」という。)の推進・創業を支援するため、事業者の創業資金等の金融機関からの借入金について、センターが金融機関と損失負担契約を締結することによって、金融機関からの融資を受けやすくすることを目的としている。ここで、CBとはアイデアと地域資源を活用して、地域を元気にする事業であり、CVとは、地域で話題となっている技術や商品のビジネス化に挑戦する事業である。なお、この両者の違いは、あいまいなので、平成18年度からは1本にまとめられた。

②仕組み

県からCB事業者又はCV事業者の認定を受けた事業者の金融機関からの融資につき、センターはその融資に係る損失額の10.5%を金融機関に支払う契約を結ぶ。県は、その損失負担上限額をセンターに補助金として交付し、センターはそれを基金として積み立てている。したがって、センターとしては、万が一、事業者が倒産し、融資額が貸倒れたとしても、県からの補助金で弁済が可能となっている。また、対象となる金融機関は、本制度に賛同している県内に本店もしくは支店を有する9機関であり、その融資の条件も表2-25-3に記載されている事項については一律に決まっている。

表2-25-3 融資条件

区分	C B	C V
資金使途	事業資金又は創業資金	創業資金
融資利率		2%
融資期間	5年以内(うち据え置き1年以内)	7年以内(うち据え置き1年以内)
融資形式		証券貸付又は手形貸付
融資限度額	3,000千円	5,000千円
償還方法		一括払い又は割賦償還
保証人及び担保		原則として保証人1名、担保は徴収しない

③事業実績

本制度を利用した平成17年度の融資実績は、CBで1件3,000千円、CVで3件10,550千円であり、損失負担は生じていない。なお、平成16年度からの累計で平成17年度末融資残高17,771千円の内訳は表2-25-4のとおりであり、その10.5%、1,865千円が、センターが損失負担しうる額ということになる。

表2-25-4 CB・CV実績(平成16~17年度)

実績項目	平成16年度分	平成17年度分	計	
CB	件数	2件	3件	
	融資残	2,664千円	2,660千円	5,264千円
CV	件数	1件	3件	4件
	融資残	2,400千円	10,107千円	12,507千円
計	件数	3件	4件	7件
	融資残	5,064千円	12,707千円	17,771千円

(2) 実施した手続

(i) 事業概要、事業実績を担当者に質問し、事務手続を関連する書類の閲覧により確認した。

(ii) 会計帳簿を調査した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見①】センターの事業とする意義

現行スキームでは、事業者の認定を県が行い、融資の決定やその後の融資先の管理は金融機関が行い、その結果を受け入れて、センターは発生した損失負担をするだけであるが、その損失負担も県補助金でまかなわれることになる。すなわち、センターは本事業の判断

や決定といったプロセスに全く関わっておらず、融資先の事業内容や計画、財政状態についても関知していない。本来であれば、債務保証を了承する際に銀行の手続をチェックする事務作業があるべきと思われるが、その検証は、損失負担額を交付決定する際に書類チェックをすればよいという考えのようであった。実際、セクターは、この事業に関してほとんど事務作業がないということで、経費を一切計上していない。この状態では、本事業をセクターが実施する意義が見出せない。結局、最終的に損失を県が負担するだけならば、県が金融機関と共同で実施すれば良い事業である。県が債務保証できないのであれば、県信用保証協会を利用するスキームも立案可能である。

実際、県が事業者認定作業を行っている上、事業者のサポートはあおもりコミュニティビジネスサポートセンターが行っており、事務コストは県負担である。センターの有する産業振興のノウハウが生かしながら、認定やサポート作業をセンターが実施し、かつ、県が行うよりも実績や効果があげられることが明確であれば、センターが本事業を行う意義が認められよう。逆に、機動性を重視するあまり、形式上センターの事業とすることにより議会等のチェックを事実上回避することが目的であるとすれば問題であるし、そのような意図がないにしても本事業を実施するに当たっての説明責任が十分果たせなくなるようなことがあれば適切ではない。損失負担の一次窓口になっているだけの現状スキームでは、セクターが事業主体となる必要性がどこにあるのか、疑問である。センターの事業として継続するのであれば、セクターの使命等とどのように関連させていくのか明確に位置付ける必要がある。

2.6. 退職給与引当金会計

(1) 概要

①目的

本会計は、センターの従業員の退職給与引当金及び共済年金引当金を計上するとともに、退職給付債務に対応する財産を定期預金や投資有価証券で運用することを目的とする会計区分である。

②退職給与制度

センターの退職給与制度は、常勤役員に対する「常勤役員退職手当支給規程」とプロパー職員に対する「職員退職手当支給規程」により定められている。水準等の内容は、基本的に県職員の退職金制度と同じである。この他、全国中小企業振興機関共済会の団体扱いで拠出型企業年金保険に加入している。なお、役員退職給与引当金に関しては、県OBの常勤役員が1名在職しているが、常勤役員退職手当支給規程第2条2但し書（「県又は公社等を退職した者で役員に選任された者についてはこれを適用しない。」）が適用され、退職金支給が見込まれないことから、引当金を計上していない。

③会計方針

在職10年以下の職員は給料月額額の1ヶ月分、10年を超える職員は2ヶ月分を退職給与引当金に計上する。

④仕組み

他の会計区分が負担する職員に係る退職給与引当金の増加額を計算し、計算された額を退職給与引当金会計に資金移動する。その際の各会計区分の借方科目は「退職給与積立繰入」である。資金を受入れた側の退職給与引当金会計では、貸方科目を「退職給与引当金収入」とする。また、財産の運用益を合算した収入総額を、借方科目「退職給与引当金繰入」として退職給与引当金を増加させることになる。

共済年金引当金についても仕組みは同様であるが、平成16年度までは各会計区分で費用及び引当金を計上していたが、平成17年度から引当金総額を退職給与引当金会計に振替えた。

⑤ 事業実績

過去3年間の主要勘定の推移は表2-26-1のとおりである。

表2-26-1 過去3年間の主要勘定の推移表

(単位:千円)

勘定科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受取利息	1,861	1,922	1,949
退職給与引当金収入	12,522	11,287	11,483
事業収益合計	14,383	13,209	13,432
退職給与引当金繰入	14,383	13,209	13,432
収支差額	0	0	0
定期預金	65,488	98,388	111,716
投資有価証券	50,000	50,000	50,000
長期定期預金	10,936	0	0
共済年金積立金	0	0	7,377
退職給与引当金	138,947	148,598	161,821
共済年金引当金	0	0	7,377

(2) 実施した手続

- (i) 平成17年度退職給与引当金個人別一覧表を入手し、計算の適正性を確認した。
- (ii) 自己都合退職要支給額の個人別一覧表を入手した。
- (iii) 共済年金の個人別積立額一覧表を入手した。
- (iv) 計算書類の注記を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

① 退職給与引当金計上額

【指摘①】 退職給与引当金の過大計上について

退職給与引当金は原則として、職員の自己都合退職要支給額を計上するものであり、センター職員の平成17年度末退職金要支給額は152,690千円と計算される。また、退職金規程第10条において、中小企業退職金共済法の規定による退職手当を受ける場合には、この規定による退職金から控除して支給するとされており、確認したところ、2名が同制度に加入しており、その平成17年度末時点の試算額は4,858千円であった。従って、この額を控除した147,832千円が退職給与引当金残高になるべきであると考え、センター計上額は161,821千円であり13,989千円の過大計上となっている。センターの会計方針を「自己都合要支給額の100%を計上する」ことに変更し、余剰額については取り崩す必要がある。

② 決算書上の表示

【指摘②】 決算報告書の表示について

「(1) ④(組み)」に記載した会計処理を行った結果、決算報告書において「退職給与引当金収入」と「退職給与積立繰入」の勘定科目が11,483千円と同額で表示されている。合算した決算報告書においては、センター内部取引は相殺して0円表示するのが適正である。

【指摘③】 会計方針等の注記事項の記載について

旧公益法人会計基準第8-1(1)において、引当金の計上基準は計算書類の注記事項とされているが、センターは注記を記載していない。設備貸与標準会計基準においても注記が要求されており、注記しないことの合規性は認められない。新公益法人会計基準第4-1(1)においても同様に規定されており、今後は注記する必要がある。

③ 退職給与等の水準

【意見①】 退職金制度が果と横並びであることについて

給与制度も同様であるが、センターは果とは異なる組織体であり、雇用条件等を横並びにする必然性はないことは明白である。住民の福祉の向上を目的として事業を実施することとは同じにしても、独立した公益法人として中小企業の振興、産業の育成、新事業の創出を促進させ、活力ある地域づくりに寄与するにあたって、事業主体の経営上の観点から、コストの最小化を図る必要があると考えるからである。半官半民であるセンターにおいて、そこで働く職員は当然公務員ではない。自らの知識・経験を存分に発揮し、事業体の事業成功を実現するために労働力を提供する訳であり、事業の成果如何で職員の待遇は変化することは民間の常識である。センターの経営実態を検討するに、人件費の問題に手をつけずに経営改善を図ることは不可能であり、退職金制度の改革は急務である。

【意見②】 拠出型企業年金制度の加入について

センターは通常の退職一時金制度に加えて、全国中小企業振興機関共済会加入の拠出型企業年金保険(明治安田生命保険相互会社取扱いのマイライオンプラン)に加入している(平成7年4月1日加入で、加入者はプロバ一職員15名)。平成18年4月1日現在で、この支払保険料累計額は7,345千円、積立金合計額は10,062千円となっており、加入者は脱退時に一時金を受取るか、積立完了時の満62歳時点で10年から20年の確定年金を受け取ることができ。現時点において最高額の人で計算すると、10年確定で月14千円と試算され少額とも考えられるが、この点に関しては、果職員以上に充実した福利厚生制度と思われる。前述した青森県公社等点検評価委員会の提言の中でも、公社の退職金の見直しが見込まれているところであり、現時点の最高額で約22百万円の高水準になっている他に、このような上乘せ退職金が支給されることについては、経営実態を踏まえると疑問符がつくところである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭